

東日本大震災津波等からの復興と
地方創生・人口減少対策の推進に
当たっての提言・要望書

令和7年6月4日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波等からの復興関連事項

I 全般的な重要事項

- 1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続…………… 1
(全省庁)
- 2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援 …… 5
(内閣府・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
- 3 移転元地等の利活用に向けた措置…………… 9
(復興庁・経済産業省・国土交通省)
- 4 国際リニアコライダー(ILC)の実現…………… 12
(内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)
- 5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る
十分な賠償の実現…………… 15
(復興庁・総務省・外務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 24
(復興庁・環境省)
- 7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応…………… 27
(内閣府・消費者庁・復興庁・総務省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 8 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援…………… 36
(内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 9 令和元年東日本台風災害に係る洪水対策における確実な予算措置 …… 39
(内閣府・財務省・国土交通省)

II 「安全」の確保

- 10 復興事業(ハード事業)完了までの支援の継続…………… 40
(復興庁・国土交通省)
- 11 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置…………… 41
(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)

Ⅲ 「暮らし」の再建

- 12 被災者の生活再建に対する支援 43
(内閣府・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省・厚生労働省)
- 13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に
向けた支援 47
(国土交通省)
- 14 教育の復興に対する支援 49
(復興庁・文部科学省)

Ⅳ 「なりわい」の再生

- 15 水産業の復旧・復興支援 51
(復興庁・総務省・水産庁)
- 16 被災事業者への支援策の継続 54
(復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁)
- 17 観光復興に向けた支援策の拡充 58
(内閣官房・復興庁・財務省・国土交通省・環境省・観光庁)

Ⅴ 未来のための伝承・発信

- 18 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援 62
(内閣府・復興庁・国土交通省)

Ⅵ 大船渡市林野火災からの復旧・復興

- 19 大船渡市林野火災に係る災害応急対策等への財政措置 66
(総務省・財務省)
- 20 大船渡市林野火災に係る林業・水産業の復旧・復興に向けた支援 67
(総務省・林野庁・水産庁)
- 21 大船渡市林野火災からの復旧・復興に向けた土砂災害対策の推進等 71
(国土交通省)

22	大船渡市林野火災により被災したテレビ共聴施設復旧への 支援制度の拡充	73
	(総務省)	
23	大船渡市林野火災により被災した児童生徒等の学びの継続や 心のサポートへの支援	74
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
24	大船渡市林野火災の被災事業者への支援	76
	(復興庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁)	
25	大船渡市林野火災により自主避難等を行った社会福祉施設への支援	82
	(内閣府・厚生労働省)	
26	大規模林野火災に備える仕組みの構築	83
	(総務省・消防庁)	

地方創生・人口減少対策の推進関連事項

I 全般的事項

1	東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進	85
	(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省)	
2	地方重視の経済財政政策等の実施	96
	(内閣府・総務省)	
3	地方創生の推進を支える財源の確保	98
	(内閣府・総務省)	

II 岩手で働く

4	地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援	101
	(内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・農林水産省)	
5	地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップへの支援	104
	(内閣府・総務省・経済産業省・文部科学省)	
6	中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び 生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進	108
	(内閣府・公正取引委員会・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省)	

7	農林水産業における「担い手育成」	119
	(総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)	
8	主要な水産物の不漁に対する対策の強化	127
	(水産庁)	
9	地方創生のための地方大学の振興	138
	(総務省・文部科学省)	
10	半導体関連産業振興への支援	141
	(内閣府・経済産業省・国土交通省・農林水産省)	
11	職業能力開発に係る支援制度の充実	144
	(厚生労働省)	

Ⅲ 岩手で育てる

12	子育てしやすい雇用・労働環境の整備	148
	(内閣府・厚生労働省)	
13	総合的な少子化対策の推進	152
	(内閣府・厚生労働省・こども家庭庁・総務省・財務省)	
14	子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化	156
	(厚生労働省)	
15	地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整 措置の廃止	157
	(厚生労働省)	
16	子育て支援施策等の充実・強化	158
	(内閣府・こども家庭庁・財務省・文部科学省)	
17	高校生等の修学に対する支援	161
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
18	学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備	168
	(文部科学省・文化庁・スポーツ庁・総務省)	

Ⅳ 岩手で暮らす

19	情報通信基盤整備等への支援	171
	(総務省)	

20	デジタル社会の実現に向けた支援	174
	(デジタル庁・総務省)	
21	バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化	177
	(国土交通省)	
22	地域公共交通の利便性向上等に対する支援の拡充・強化	181
	(国土交通省・観光庁)	
23	地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援	184
	(国土交通省)	
24	快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進	187
	(農林水産省・水産庁・国土交通省・環境省)	
25	自然公園等の施設整備の促進	190
	(環境省)	
26	文化・スポーツの振興	192
	(文部科学省・文化庁・スポーツ庁)	
27	女性の活躍推進事業への支援の拡充	198
	(内閣府・厚生労働省)	
28	地域医療再生のための総合的な政策の確立と必要な取組 に対する支援	200
	(厚生労働省)	
29	医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等	202
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
30	急激な社会経済情勢の変化に即した県立病院の運営確保	206
	(財務省・厚生労働省・総務省)	
31	病院事業に係る地方財政措置の拡充	209
	(総務省)	
32	在宅医療の推進	211
	(総務省・厚生労働省)	
33	地域包括ケアシステムの構築支援	213
	(総務省・厚生労働省)	
34	自殺対策の充実	215
	(厚生労働省)	
35	不登校対策に対する支援	217
	(文部科学省・内閣府・こども家庭庁)	

36	遠隔教育に対する支援	221
	(文部科学省・内閣府)	

V 岩手とつながる

37	観光振興に資する社会資本整備等への支援	223
	(法務省・財務省・国土交通省)	
38	文化遺産や国立公園を生かした国内外からの誘客拡大支援	229
	(内閣官房・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省)	
39	多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	233
	(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省)	

東日本大震災津波等からの復興と 地方創生・人口減少対策の推進に当たっての提言・要望書

東日本大震災津波から14年が経過し、本県においては、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行いながら、ハード事業の多くが完了するなど、復興に全力で取り組んでいるところです。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置、復興特区制度などの手厚い措置を講じていただいたところです。加えて、被災者の心のケアや、災害公営住宅等におけるコミュニティ形成、なりわいの再生を図る上で欠くことのできない人材の確保など、復興のステージに応じた課題にも柔軟に対応できる制度を創設していただけてきたところです。

本県では、本県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標を「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」とし、その実現に向けた取組を推進しています。

この県民計画において、復興推進の柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進しながら、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に全力で取り組んでいます。

また、今年2月には、東日本大震災津波の被災地である大船渡市において、平成以降最大の林野火災が発生しました。震災以降、2度の台風被害にも遭うなど、度重なる自然災害による二重、三重の被害は、県民生活や県内経済へ大きな影響をもたらしていることから、被災者の生活再建支援、被災地域の早期復旧を図っていく必要があります。

復興と並ぶ本県の喫緊の課題が地方創生と人口減少対策です。

本県の総人口は、自然減と社会減が相まって減少が続いています。このため、本県では、県民計画の第2期アクションプラン（令和5年度～令和8年度）において、人口減少対策を最優先に取り組むべきものと位置づけ、令和7年度当初予算では、自然減・社会減対策を主軸に置いています。

さらに、地方版まち・ひと・しごと総合戦略である「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」において「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」「岩手とつながる」の4つを柱に据え、岩手への新しい人の流れを生み出すための取組を進めているところです。

本県における復興と地方創生・人口減少対策の推進には、復興に必要な予算の確保や、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であり、国におかれては、今後も引き続き、これらの課題に全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところですが、本県においては、被災者のこころのケア、主要魚種の不漁やコロナ禍・物価高騰等の影響を受けた事業者支援など、中長期的に取り組むべき課題があります。

ついては、被災者一人ひとりに寄り添った復興に引き続き取り組めるよう、復興の推進に必要な予算の確保と被災地の実情に応じた取組の継続について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興の推進に必要な予算の確保

国においては、令和6年12月に決定された「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」に基づいて、「第2期復興・創生期間」以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保するとともに、持続可能で活力ある地域社会を作り上げるため、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 被災地の実情に応じた取組の継続

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに当たっては、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続するとともに、継続に当たっては、被災自治体の財政状況に配慮するよう要望します。

また、国と被災自治体が、相互に復興の現状や課題を共有し、連携を深めながら復興施策を推進することができるよう、復興庁が主体となり意見交換等の機会を設けるよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の推進に必要な予算の確保

- 国においては、令和6年12月の復興推進会議において「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定し、復旧・復興事業の財源等について、「今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する」としたうえで、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模を1兆円台後半と見込んでおり、引き続き、事業規模と財源を精査し、令和7年夏頃を目途に、第2期復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興に必要な事業規模及び財源を示すこととしている。
- また、「第2期復興・創生期間」の次の5年間の初年度（令和8年度）の予算編成に反映させるため、令和7年夏頃までに「復興の基本方針」を見直すこととしている。
- 復興は着実に進展している一方、時間の経過に伴い、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、こころのケアなど被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援に引き続き取り組んでいくことが必要。また、主要魚種の不漁や、物価・燃料高騰等が復興の進捗に影響を与えており、引き続き、事業者の支援などのなりわいの再生に取り組んでいくことが必要。
- これらの課題に対応するため、「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」に基づいた、必要な予算の確実な措置が必要。

【参考1】国の方針・体制等

H31.1	『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を変更
R1.12	『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定
R2.7	「令和3年度以降の復興の取組について」を復興推進会議で決定
R3.3	『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を改定
R3.4	岩手復興局が釜石市に移転
R6.3	「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を変更 ・第2期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況等を踏まえて、令和7年度までの第2期復興・創生期間内での復興を見据えた修正を行う。 ・地震・津波被災地域における「心のケア等被災者支援」及び「被災した子どもに対する支援」のうち、第2期復興・創生期間内に終了しないものについて、政府全体の施策の総合的な活用も含め、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討する。
R6.12	「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」決定 ・「第2期復興・創生期間」の後の次の5年間（令和8年度～12年度）に向けて、東日本大震災からの復興について、現時点における基本姿勢や各分野の取組、復興を支える仕組み、組織の在り方のほか検討すべき主な課題を明らかにするもの。 ・本決定に掲げられた課題について、まずは次の5年間で何としても解決していくという強い決意の下で、総力を挙げて取り組む。 ・次の5年間の初年度（令和8年度）の予算編成に反映させるため、さらに具体化を進め、令和7年夏までに基本方針を見直す。

2 被災地の実情に応じた取組の継続

- 国では、令和6年12月に決定された「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」において、心のケア等、中長期的に取り組むべき課題があるとしたうえで、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むとしている。
- また、第2期復興・創生期間の後については、多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などのこれまでに得られた多様な視点を最大限活かしつつ、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくこととしているほか、心のケア等、中長期的に取り組む必要のある課題については、政府全体の施策の活用を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討するとし、被災地に寄り添い丁寧に対応しながら、令和7年夏までに現行の基本方針を見直すこととしている。
- 未だ震災を起因として課題を抱えている被災者がおり、こころのケアなどの被災者支援、被災者生活再建支援など復興財源による支援の継続が必要。「復興の基本方針」の見直しに当たっては、これら中長期的な課題に対する支援の継続の視点を盛り込むとともに、被災自治体の財政負担への配慮を求めるもの。

【参考2】いわて被災者支援センター相談者数等

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談者数	243 人	176 人	126 人	94 人
相談対応回数	1,288 回	2,669 回	2,941 回	2,770 回

【参考3】岩手県こころのケアセンター相談件数（延べ）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	…	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7,737件	10,203件	10,747件		7,304件	8,031件	11,390件

【参考4】いわてこどもケアセンター巡回相談実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開設回数	141 回	137 回	138 回	140 回	140 回
相談件数	1,278 件	2,319 件	2,078 件	1,646 件	2,007 件

- 主要魚種の不漁や物価高騰などにより、震災からの業績回復に影響を受けている事業者に対しては、震災前の水準に近づけるための取組の継続が必要。

【参考5】産地魚市場の水揚量

年度 項目	震 災 前 3 年平均値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水揚金額	22,686百万円	15,123百万円	11,061百万円	14,302百万円	15,640百万円
対 比	—	66.7%	48.8%	63.0%	68.9%

【参考 6】養殖生産量及び生産金額

年度 項目	震 災 前 3 年平均値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生 産 量	47, 478t	23, 062t	25, 106t	25, 304t	20, 918t
対 比	—	48. 6%	52. 9%	53. 3%	44. 1%
生産金額	9, 691百万円	5, 522百万円	6, 350百万円	6, 989百万円	7, 642百万円
対 比	—	57. 0%	65. 5%	72. 1%	78. 9%

【県担当部局】復興防災部 復興推進課
ふるさと振興部 市町村課
保健福祉部 障がい保健福祉課
子ども子育て支援室

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策 のための財政支援

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された本県の全ての沿岸市町村において、ハード対策に対する手厚い財政支援措置が講じられているところですが、令和4年9月に本県が公表した地震・津波被害想定において、日本海溝沿いの巨大地震・津波が発生した場合、東日本大震災津波を超える犠牲者が想定されるため、沿岸市町村において、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、犠牲者ゼロを目指した取組を進める必要があります。

また、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、本県が令和4年3月に公表した津波浸水想定区域には市町村庁舎等が存在しており、当該市町村では、庁舎等の移転などについて検討しているところです。

これらの取組を推進するには、更なる財政支援が必要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

沿岸市町村では、避難路等の新たなハード整備の必要性について検討していることから、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる沿岸市町村の負担を軽減するため、補助率の更なるかさ上げを図るとともに、自治体負担分についても、一層の負担軽減策を講ずるよう要望します。

また、津波浸水想定区域にある市町村庁舎等の移転費用などについて、地方債による財政措置が講じられているところですが、引き続き、地方の実情に応じた負担軽減策を講じていくよう要望します。

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのソフト対策への財政支援

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された市町村が実施するハード整備以外の避難対策等に対し、新たな財政支援制度の創設を要望します。

また、漁船避難ルールづくりなどの避難対策を支援する「水産業強化支援事業」等について、ハード整備に係る国庫負担割合と同様に、補助率をかさ上げするよう要望します。

【現状と課題】

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

(1) 特措法による財政支援

補助率のかさ上げ	(通常事業) 1/2 → (特措法適用事業) 2/3
交付税措置後の地方負担率	(通常事業) 40% → (特措法適用事業) 約 18.3%

- 今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、更なる財政支援が必要。
- 例えば、一部市町村からは、補助率かさ上げ後の自治体負担分について、単独事業債である緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）を充当できるように制度の見直しを求める声があるところ。
- 都市防災総合推進事業（防災安全交付金）は、各市町村が行う避難路・避難場所等の整備に活用できる事業。日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられた事業については、国費率のかさ上げ支援（1/2→2/3）があるところ。

(2) 庁舎等の公共施設移転に関する地方財政措置の概要

- 浸水想定区域からの移転の場合、次の要件を両方満たせば、①、②の地方債が活用可能。
- しかし、各市町村において、浸水想定区域内にある公共施設の移転の必要性を検討しているものの、厳しい財政状況のもと、多額の財政負担を伴う懸念があることから交付税措置を伴う有利な地方債の継続及び一層の拡充が必要。

【要件】

- ア 施設の大半が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられる場合
- イ 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となること

【活用可能な地方債】

- ① 緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）（令和 7 年度まで）
- ② 防災対策事業債（充当率 90%、交付税措置率 50%）

※ いずれの地方債も面積の上限あり

※ 令和6年度起債最終協議から、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たり建築単価の上限が引き上げられた(46.8万円→50.1万円(7%増)。ただし、資材価格高騰に伴うもの)。

- (3) 岩手県の津波浸水想定(令和4年3月公表)において、庁舎が浸水想定区域内に存在する市町村の浸水対応検討状況

市町村	浸水深	浸水対応検討状況
宮古市	2.46～2.92m	本庁舎の改修設計着手(庁舎機能の2階以上への移転)
久慈市	5.71～6.85m	対応策検討中
陸前高田市	0.00～0.24m	現位置での対策を検討中
釜石市	4.91～9.06m	新庁舎予定地(浸水想定約5m)へ移転予定
大槌町	4.20～6.90m	代替庁舎を指定済み(移転等の対策は行わない)
山田町	2.67～3.55m	対応策検討中
普代村	3.75～4.53m	現位置での対策を検討中
野田村	7.23～7.78m	代替庁舎の確保を検討中
洋野町	0.17～1.90m	代替庁舎の確保を検討中

- (4) 岩手県内市町村における「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策緊急事業計画」の策定状況

市町村	策定 年月日	事業概要	事業主体	実施予定 年度
久慈市	R5. 9. 27	地区緊急避難施設整備(久慈湊小学校)	久慈市	R6～R8
大船渡市	R6. 3. 29	避難路整備 2か所	岩手県	R6～R7
		避難路整備 3か所	大船渡市	R6～R8
大槌町	R6. 3. 29	緊急避難施設整備 1か所	大槌町	R6～R9
		避難路整備 1か所	大槌町	R6～R9
田野畑村	R7. 3. 26	地区避難所整備 1か所	田野畑村	R7～R9
		緊急避難場所、防災備蓄倉庫整備 3か所	田野畑村	R7～R9

※他の沿岸市町村については、現在検討中

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策に関するソフト対策への財政支援

- (1) 市町村が行うソフト対策への新たな財政支援

- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された沿岸市町村が実施する避難タワーや避難路の整備などのハード対策について、補助率のかさ上げなどの財政支援措置が講じられている一方、以下に示すソフト対策については、国からの財政支援制度がない状況。
- 地震・津波による犠牲者をゼロにするためには、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施する必要がある、今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、ソフト対策に対しても新たな財政支援が必要。

【沿岸市町村において今後行う必要のあるソフト事業の例】

- ① 津波浸水想定に伴う新たな防災対策のための事業（津波避難ビルの指定等）
- ② 低体温症対策のための事業（防寒アルミシートなどの避難所等への整備）
- ③ 津波防災の普及啓発のための事業（防災の取組に係る広報等）
- ④ 避難速度の向上のための事業（自主防災組織の活動のために必要な資機材の整備等）

○ なお、国の令和6年度補正予算により、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）が創設され、避難所の生活環境の改善等に関する支援が行われたが、トイレ、キッチン、ベッド、風呂などの一部にしか活用できないスキームのため、引き続きソフト対策について国の財政制度支援を要望。

(2) 水産業協同組合等が行う漁港における津波避難対策に係る補助率のかさ上げ

- 水産基盤整備事業や農山漁村地域整備交付金等を活用した避難タワーなどの避難施設の整備に係る国庫負担割合は、かさ上げ措置されたところであるが、漁船避難ルールづくりの取組などの避難対策に要する経費は、それぞれの交付要綱に基づく国庫負担割合（1／2）となっている状況。
- 今後、本県においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波」に対応した防災対策を講ずることとしており、避難施設の整備と併せ、漁港における津波避難対策を実施していくことが重要であり、こうしたソフト対策についても補助率のかさ上げが必要。

< 漁港施設における津波避難対策の事業量見込み（事業費ベース） >

実施内容及び R6 以降実施見込み地区（漁港）数	R 7 実施	R 8 以降
漁船避難ルールづくりの取組（避難海域や情報伝達の検討等）※ ¹ 14 地区	約 0.2 億円 （3 地区）	約 1.0 億円 （11 地区）
漁港から高台への避難対策（計画策定等）※ ² 26 漁港	約 0.3 億円 （3 漁港）	約 2.3 億円 （23 漁港）

※¹ R6 まで：約 0.8 億円（10 地区）

※² R6 まで：約 0.2 億円（2 漁港）

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興危機管理室
ふるさと振興部 市町村課
農林水産部 漁港漁村課
県土整備部 都市計画課

3 移転元地等の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所宅地造成工事が完了し、住まいの再建が進められました。一方、被災地では、同事業により市町村が買い取った土地（以下「移転元地」という。）や、震災復興事業等の用地に活用された工業（産業）団地が未利用地のままとなっていることから、その利活用について、様々な課題を抱えています。

移転元地の利活用促進については、計画段階から土地活用等の段階までのハンズオン支援が行われているほか、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置が講じられているところですが、「第2期復興・創生期間」後も各地域の実情に応じた復興まちづくりを推進するため、引き続き、移転元地の利活用に向けた取組や産業振興・雇用創出に対する支援を講ずるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、令和6年12月に決定された「「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」に基づいて、国による相談体制の整備や、土地活用に向けた事例紹介・助言など、移転元地の利活用に向けた取組に対する支援の継続と必要な予算措置を要望します。

併せて、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用への支援を要望します。

2 移転元地への産業立地の促進支援

被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、地方創生施策の活用など、復興財源によらない新しい形での地域経済の活性化の取組がさらに拡大していくよう、復興庁による伴走支援機能の充実強化を要望します。

3 東日本大震災津波の浸水地域等への産業振興・雇用創出への支援

東日本大震災津波で特に大きな被害を受けた津波浸水区域等の復興をより一層加速させ、産業の振興と雇用の拡大を図るため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に代わる支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と民有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域には、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点在。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて取り組んでいるものの、点在する土地の集約や、他事業による整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮。
- 国が令和3年度に創設した「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」は、令和7年度末で終了となる見込み。
- 国では、令和6年12月に決定された「「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」において、国による相談体制の整備や、土地活用に向けた事例紹介・助言を行うとしており、移転元地を含めた土地利用に係る課題解決に向け、国による継続的な支援が必要。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして、国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 市町村による具体的な土地利用の方策の実現に当たっては、事業用地の整形化が不可欠のため、隣地との段差が生じている土地の整地等に係る費用が必要。

【参考1】移転元地の利活用が進まないことによる支障の例

- ・ 嵩上げた周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれ。
- ・ 公有地と民有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等の維持管理を行う場合にも多額の経費を要している状況。

2 移転元地への産業立地の促進支援

- 本県の被災地では、国の地方創生交付金や産地生産基盤パワーアップ事業費補助金などを活用したイチゴやトマトの園芸施設の整備など、なりわいの再生における優良事例が生まれています。こうした復興財源によらない新しい形で地域経済の活性化の取組がさらに拡大していくよう、復興庁による伴走支援機能の充実強化が必要。

【参考2】移転元地の利活用状況（令和6年12月末現在）

買取済面積	活用開始決定済面積	未活用面積
321.9ha	201.8ha（62.7%）	120.1ha（37.3%）

※ 防集事業実施7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）取りまとめ

3 東日本大震災津波の浸水地域等への産業振興・雇用創出への支援

- 国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、平成25年5月の公募開始以降、令和5年10月に第14次まで実施され、以降、公募は予定されていない。
- これまでに本県からは、延べ86事業者から申請があり、うち、70事業者、総額約247億円が採択された。
- 沿岸地域においては、多くの工業（産業）団地等が震災復興事業等により用地を活用できなかったことなどにより、未利用地が多くある。
- 沿岸地区における新增設の件数は、伸び悩んでいることから、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に代わる大型補助制度の創設による産業振興・雇用創出に向けた支援が必要。

【参考 3】沿岸地区の新增設件数

(単位：件)

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
新 設	1	1	0	3	2	5	0	3
増 設	5	3	4	1	5	2	4	1
計	6	4	4	4	7	7	4	4

※ R 7 年 2 月末日現在

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

4 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等につながる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信しています。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされています。

現在、ILCを含む次期大型加速器をめぐる国際情勢は、米国のP5報告書により日本のILCまたは欧州のFCC-eeに対する支援が示され、今後は次期欧州素粒子物理戦略の中で大型加速器計画の方向性が検討される予定であり、また中国の円形加速器CEPC計画の動向など、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められています。

国においては、我が国の成長戦略に貢献し、世界に開かれた地方創生の原動力となるILCの実現に向け、一日も早い前向きな態度表明をしていただくとともに、次の事項に取り組まれますよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの実現に向けて、次の事項について要望します。

- (1) 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること
- (2) 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること
- (3) 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること

【現状と課題】

- 令和4年2月、文部科学省のILCに関する有識者会議（第2期）が準備研究所段階への移行は「時期尚早」、「立地問題を一旦切り離し」、段階的に研究開発を展開すべきとする「議論のまとめ」を公表。
- 令和4年2月、KEKが「有識者会議の結論を受けたILCの進め方について」を公表。
- 令和4年4月、国際将来加速器委員会（ICFA）が「日本でのILCの実現を引き続き奨励」するステートメントを公表。
- 令和4年8月、ILC国際推進チーム（IDT）がILCテクノロジーネットワークの立ち上げに向けた調整や国際有識者会議による政府間協議に向けた取組を開始。
- 令和5年2月、岩手県南・宮城県北の首長等が中心となりILC実現建設地域期成同盟会が発足。
- 令和5年3月、ILC関連予算が令和4年度当初予算比倍増となる令和5年度政府予算が成立。
- 令和5年4月、国内外の研究者が2030年頃をILCの建設開始とするスケジュールを公表。
- 令和5年7月、KEKとCERNが、ILCの新たな国際協働による研究開発の枠組みILCテクノロジーネットワークに関する協定を締結する。
- 令和5年12月、米国の今後10年間の素粒子物理学の方向性を示すP5報告書において、米国が貢献するプロジェクトの選択肢として、ILCと欧州のFCC-eeが多額の予算規模（10～30億ドル：145円/\$換算で、1,450億円～4,350億円）とともに示される。
- 令和6年2月、国内においても、内閣府・文部科学省の担当審議官をヘッドとする「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されるなど、今後の関係省庁連携の動きが期待される。
- 令和6年12月、自民党政調会の科学技術・イノベーション戦略調査会によるILCに関する有識者ヒアリングが開催される。
- 令和7年3月、IDTがILCのコストアップデートを行い、8,033億円（2017年）から1兆3,765億円（2024年）との金額が示される。
- 中国の大型円形加速器CEPCは、令和8年3月に決定される次期5か年計画（令和8～12年）への採択を目指し、令和7年中に中国政府に提案予定。
- 中国の動向を受け、欧州素粒子物理戦略の改訂作業が1年程前倒し。令和7年3月末までにFCC-ee実現可能調査を終え、同年12月に戦略の草案を作成、令和8年6月にCERN理事会で承認される見込み。

【参考事項】

- ILC計画に関する費用について

項目	250Gev ILC (2017 年) 費用 (億円)	250Gev ILC (2024 年) 費用 (億円)	費用増加率 (2017 年比較)
●本体及び測定器建設経費	8,033	13,765	1.71 倍
(1) 本体建築費	7,028	12,381	1.76 倍
土木建築	1,290	1,958	1.52 倍
加速器本体	4,540	8,866	1.96 倍
労務費	1,198	1,557	1.30 倍
(2) 測定器	1,005	1,383	1.38 倍
測定器本体	766	1,072	1.40 倍
労務費	239	311	1.30 倍
●年間運転経費	392	633	1.61 倍
光熱水料、保守	316	534	1.69 倍
労務費	76	99	1.30 倍

○ I L Cに関する国の予算状況

年度	当初予算額	内容
R4	4.8 億円	・日米欧での先端加速器の低コスト化に関する共同研究 (3.2億円) ・I L C関連経費 (K E K運営交付金の内数) (1.6億円)
R5	9.7 億円	・海外研究機関との協働による将来加速器の性能向上に向けた重要要素技術開発 (7.0億円) ・I L C関連経費 (K E K運営交付金の内数) (2.7億円)
R6	10.5 億円	・海外研究機関との協働による将来加速器の性能向上に向けた重要要素技術開発 (7.0億円) ・I L C関連経費 (K E K運営交付金の内数) (3.5 億円)
R7	10.5 億円	・海外研究機関との協働による将来加速器の性能向上に向けた重要要素技術開発 (7.0億円) ・I L C関連経費 (K E K運営交付金の内数) (3.5 億円)

○ これまでに算定・公表された経済波及効果の例

会議等の名称	経済波及効果	試算の条件等
文部科学省有識者会議 (H30. 5)	約 2.4 兆円～ 約 2.6 兆円	建設 10 年＋運用 10 年 トンネル延長 20km 計画
岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7)	約 6.1 兆円	建設 10 年＋運用 10 年 トンネル延長 20km 計画

※ 岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7) の経済波及効果は、文部科学省有識者会議 (H30. 5) での試算 (「直接的な建設及び活動効果」、「イノベーション創出」) に、「基盤技術の発展利用 (加速器関連産業の波及効果)」、「世界とつながる地方創生 (民間投資 (住宅、オフィス、居住者等の消費支出等)」、「社会課題解決等の可能性 (新技術、新製品開発等)」の試算を加えているもの。

≪ I L Cに関する国内外の動向≫

平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、I L Cの国内候補地について詳細な評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 31 年 3 月	I C F A会議において、日本政府が初めてI L C計画に対する関心を示す意思を表明
令和 2 年 2 月	I C F A会議において、日本政府が平成 31 年 3 月以降の取組 (米欧との意見交換の実施) や現状認識等について発表し、改めてI L Cへの関心を表明
令和 2 年 2 月	I C F Aは、日本にI L Cがタイムリーに建設されることを望む声明を発表 また、準備段階への移行のため、I L C国際推進チームの設立を提言
令和 2 年 5、6 月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議
令和 2 年 6 月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、「I L Cは戦略に適合しており」、「タイムリーに進めば欧州はI L Cに協力する」とされる
令和 2 年 8 月	I L C準備研究所の設立に向けた活動を行う「I L C国際推進チーム」が発足
令和 2 年 8 月	I L C建設準備期間への移行を見据え、「東北I L C事業推進センター」が発足
令和 3 年 6 月	I D Tが「I L C準備研究所提案書」を公表
令和 4 年 2 月	文部科学省有識者会議が「議論のまとめ」を公表
令和 4 年 4 月	I C F Aが「日本でのI L Cの実現を目指したグローバルな研究者コミュニティの活動の調整に引き続き取り組む。」とするステートメントを公表
令和 4 年 8 月	I D TがI L Cテクノロジーネットワークの立ち上げに向けた調整や国際有識者会議による政府間協議に向けた取組を開始

【県担当部局】I L C推進局 事業推進課

5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 及び被害に係る十分な賠償の実現

東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水の海洋放出を受け、中国政府が日本産水産物の全面輸入停止措置を講ずることなどにより、本県においても水産加工品の取引縮小・停止等のほか、令和6年度の取引価格が、アワビで約5割、ナマコで約2割低下するなどの影響が生じていることから、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

また、放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要している状況にあることから、引き続き必要な措置を講ずるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保

- (1) ALPS処理水の海洋放出に伴う環境及び水産物のモニタリングをきめ細かく行うとともに、モニタリングの結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続するよう要望します。
- (2) 日本産水産物の輸入の全面停止措置等について、中国政府との間で当該措置の調整に着手するとの認識が共有されたものの、具体的な輸入再開の時期・内容が不明であることから、中国政府等に対し、引き続き、即時撤廃を強く求めるよう要望します。

また、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した万全な風評対策に取り組むなど、国内外の理解と安心が得られる取組を行うよう要望します。

- (3) 国の『『水産業を守る』政策パッケージ』等に基づく漁業者及び水産加工事業者等を対象とした支援策について、本県の現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を行うよう要望します。

特に、「高付加価値化等支援事業」等について、補助対象者への漁業協同組合の追加や補助上限額等の引上げを行うほか、「販路拡大等支援事業」について、対象品目を使用した全ての加工品等を支援するよう要望します。

- (4) 輸入の全面停止措置等や風評被害による全ての損害について、実態に即した賠償基準の柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化を図るほか、損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者に対する伴走支援の仕組みを構築するなど、損害を被った全ての事業者に対する迅速かつ確実な賠償に向けて、国と東京電力ホールディングス株式会社が責任を持って対応するよう要望します。
- (5) 水産物の安全性・魅力の発信や販売促進、小売・飲食業界における取引継続・拡大、地方が行う取組に対する支援など、消費拡大に向けた取組を強力に進めるよう要望します。

特に、加工事業者においては、輸入停止措置による海外との取引縮小の影響が大きいことから、海外への販路拡大に向けたフェアの開催など、地方自治体や民間事業者等が行う取組に対する経費補助を行うよう要望します。
- (6) トリチウムの分離技術など更なる処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るよう要望します。

2 風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

本県水産業の実情に応じ、東日本大震災津波からの復興や水産業の再生に向けた実効性のある対策を行うよう、以下のとおり要望します。

- (1) 本県の水産資源の回復に向け、アワビ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」について、第2期復興・創生期間以降においても、これまでと同様の支援を継続するとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- (2) 危機的な不漁に対応するため、漁業者等の経営安定対策として有効である、「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するとともに、「漁業経営セーフティネット構築事業」を継続すること。
- (3) 主要な水産物の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、漁協が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくため、抜本的な経営改善や組織再編などの経営基盤強化に取り組めるよう、「漁協経営基盤強化対策支援事業」の継続とともに、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化を図るほか、風評の影響を受けた漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国が所管する融資制度を拡充すること。

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 ALPS 処理水の処分にに関する安全と安心の確保

(1) 国のこれまでの動き

- R3. 4. 13 2年後を目途にALPS処理水を海洋放出する「ALPS処理水の処分にに関する基本方針」を決定。
- R5. 1. 13 「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を改定。処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」としたほか、風評対策のための基金（300 億円）とは別の新たな基金（500 億円）の創設による全国の漁業者支援の拡充。
- R5. 6. 27 東京電力の ALPS 処理水放出設備の工事が完了。
- R5. 7. 4 IAEA（国際原子力機関）が ALPS 処理水に関する包括報告書を公表。
- R5. 7. 7 東京電力の ALPS 処理水の海洋放出設備について、原子力規制委員会が最終段階の検査に合格したことを示す修了証を交付。
- R5. 8. 24 ALPS 処理水の海洋放出開始。中国が日本産水産物の輸入停止を実施。
- R5. 9. 4 新たな予備費 207 億円と既存の基金と合わせて 1,007 億円の『「水産業を守る」政策パッケージ』を公表し、水産加工施設の整備や輸出先の開拓を支援。
- R6. 9. 20 中国政府との間で「中国側は、IAEA の枠組みの下での独立したモニタリング活動を実施後、日本産水産物の輸入の全面停止措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる」旨の認識を共有。

(2) 処理水の海洋放出に伴う県内の影響

- 中国の輸入停止措置等の影響により、一部の水産加工業者で、イナダやスケソウダラ、イクラ、アワビ、ナマコ等の輸出が困難になったほか、スルメイカ、ホタテ、サケ等の取引がキャンセルになるなどの影響が生じている。
- アワビの10kg当たりの事前入札価格は、処理水の海洋放出前の令和4年に比べ、令和5年11月漁獲分が約3割低下、12月漁獲分が約4割低下した。また、令和6年11月漁獲分については、約5割低下、12月漁獲分が約5割低下した。
- ナマコの10kg当たりの平均単価も、処理水の海洋放出前の令和4年に比べ、令和5年度は約3割、令和6年度は約2割低下した。

【参考】アワビの入札価格

(単位：円/10 kg)

区分	R4年度 (放出前) ①	R5年度 ②	R6年度 ③	前年比 ②/①	前年比 ③/②	放出前比 ③/①
11月漁獲分	137,011円	96,593円	66,475円	▲29%	▲31%	▲51%
12月漁獲分	137,903円	76,061円	62,617円	▲45%	▲18%	▲54%

【参考】ナマコの平均単価

(単位：円/10 kg)

区分	R4年度 (放出前) ①	R5年度 ②	R6年度 ③	前年比 ②/①	前年比 ③/②	放出前比 ③/①
平均単価	20,911円	15,383円	16,742円	▲26%	+9%	▲20%

- 岩手県漁業協同組合連合会が、令和5年産アワビの事前入札価格の低下に伴う損害について東京電力と賠償に向けた交渉を進め、全漁協への支払いが行われたほか、ナマコの単価の低下に伴う損害についても賠償に向けた交渉を行い、漁協への支払いが進められている。令和6年度分についても、同様に東京電力と賠償に向けた交渉を行う予定。(令和7年3月末時点)

(3) 「『水産業を守る』政策パッケージ」について

「水産業を守る」政策パッケージ(要約)

総額 1007 億円 【300 億円基金、500 億円基金、予備費 207 億円】

令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ・ 産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援(300 億円基金の活用)
- ・ 国内生産持続対策(出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援)(300 億円基金、500 億円基金の活用等) 等

2. 風評影響に対する内外での対応

- ・ 一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ 等

3. 輸出先の転換対策

- ・ 輸出減が顕著な品目(ほたて等)の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】 等

4. 国内加工体制の強化対策

- ・ 既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ・ 国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 等

5. 迅速かつ丁寧な賠償

- ・ 輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

- 主要な水産物の複数年にわたる不漁など、本県の水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な水産業の実現のためには、漁業者を支える総合事業体としての漁協の役割が重要であることから、「水産業を守る」政策パッケージにおいても、ALPS 処理水の海洋放出の影響により経営が悪化している漁協の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を実施することが必要。
- 中国の禁輸措置を踏まえた新たな商流の構築が進む中、ホタテ及びナマコ以外にも、本県において価格下落が生じているアワビなど、現に影響が生じている他の品目を含めた支援の拡充が必要。

ア 500 億円基金について

- 「高付加価値化等支援事業」等について、次の理由から、補助対象者の拡大や補助上限額の引上げなど、現場の実態に即した運用が必要。
 - ① 補助対象者は地域水産業再生委員会となっているが、本県では、一つの地域水産業再生委員会に複数の漁協が参画している例があり、この場合、特に漁協の関心が高い「高付加価値化等支援事業」では、新たな魚種開拓に取り組もうとした際、他の漁協で既に取り組んでいる場合は申請できない状況。
 - ② 「高付加価値化等支援事業」や「省エネ機器等導入支援事業」において、不漁等による漁協経営が厳しい中、昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえ、補助上限額や補助率の引上げが必要。

<事業概要>

事業名	補助上限額	補助率	備考
①高付加価値化等支援事業	3,000 万円	1/2 1/10 (魚箱)	上限額は海浜清掃及び試験操業を除く
②省燃油活動等支援事業	—	1/2	
③省資源・利用効率化等支援事業	2,500 万円※	1/10、1/2※	※先進的な取組
④省エネ機器等導入支援事業	2,000 万円	1/2	

イ 300 億円基金について

- 「販路拡大等支援事業」の対象は、実際に被害のあった品目に関する取組のみとされており、本県では、アワビ、ナマコが対象品目となっているところ。
- これらの対象品目そのものを対象とした販売促進やPRのみを支援対象として限定するのではなく、対象品目の原材料割合が低い加工品や対象品目を含めた水産物に関する取組も認めるなど柔軟な運用が必要。

多核種除去設備等処理水風評影響対策事業Q & A (抜粋)

II 事業対象関係

(問4) 事業の対象となる水産物とは。

(答4) 申請直前の1か月以上の期間における産地卸売市場等の取引価格が、ALPS 処理水の放出以前の同期間の価格と比較して原則7%以上下落していて、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められる水産物です。

(略)

(問6) 風評の影響はどのように示したらよいか。

(答6) 魚種や水揚げ地、加工地域等に風評の影響が及んでいることを示す報道や情報、また、消費、流通、在庫、取引先等における具体的な影響を示していただく必要があります。

(問7) 対象水産物には加工品を含むのか。

(答7) 水産加工品(水産動植物を主原材料(原材料割合で50%以上、ただし練り製品にあって

は20%以上)として製造されたもの)を含みます。ただし、水産加工品が事業の対象となるのは、問4に該当する水産物が、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている場合に限られます。

(略)

(4) ALPS 処理水の放出に伴う損害賠償基準について

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準（要約）

2022 年 12 月 23 日 東京電力ホールディングス株式会社

【輸出に係る被害の取り扱いの流れ】

- ・ ALPS 処理水放出により諸外国からの禁輸措置などによって新たに損害が生じた場合、外国政府からの禁輸指示等の内容や国内外の取引状況などを確認し、輸出に係る被害の発生状況を確認
- ・ 輸出に係る被害が確認できた場合、事業者ごとに損害額を算定し、適切に賠償
- ・ 諸外国からの禁輸措置などにより新たに生じた損害は、必要かつ合理的な範囲で賠償

【輸出における損害の例】

＜輸出先国以外での販売不能により生じた損害＞

- ・ 当該国以外に販売できないことにより生じた損害について、事情を伺い、適切に賠償

＜輸出先国以外での販売に伴う価格下落等により生じた損害＞

- ・ 当該国以外に販売できたものの、価格下落等により生じた減収等に係る損害について、事情を伺い、適切に賠償

- 県内の一部の水産加工事業者等において、中国の輸入停止措置等に伴う損害が発生しているところ、東京電力への損害賠償請求手続が煩雑（輸入者にたどり着くまでの商流の全てに関する書類が必要など）なため賠償交渉に至っていない事業者があるほか、交渉中の事業者からも、東京電力側の処理が遅々として進まないとの声が寄せられている。

(5) 水産物等の消費拡大に向けた取組の強化

- 本県では、平成 17 年に大連経済事務所を設置し、県産品の販路拡大を進めてきたが、日本産水産物の全面輸入停止措置が講じられて以降、原料に水産物を含む加工食品の輸入見合わせなど、水産物以外でも影響が生じていることから、水産物以外の品目についても、消費拡大・販路拡大の取組に対する支援が必要。
- また、海外での消費拡大・販路拡大に向けては、地方自治体や意欲的な民間事業者等が在外公館等とも連携しながら、流通・販売事業者や政府関係者に PR を行うことが効果的であることから、こうした取組に対する支援も必要。

2 風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

(1) アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、餌となるコンブ等の海藻の生育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。

《岩手県におけるアワビの漁獲量》

(単位：トン)

	震災前 A	R5 年度 B	R6 年度 C	C/A	C/B
アワビ	343	101	59	17%	58%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

- 令和6年12月に復興推進会議が決定した『「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等』では、被災地の中核産業である水産業について、次のとおり課題認識をまとめている。

「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等（令和6年12月27日復興推進会議決定） 20p

被災地の中核産業である水産業について、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁など我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。

＜参考＞ 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 地域産業の核となる漁業協同組合の経営基盤強化に向けた支援

- 海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種は極端な不漁。
- 特に、定置漁業に依存する本県沿岸地区漁協等の経営は、かつてない厳しい状況。
- 風評等に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要であり、経営基盤強化に向けた支援が必要。

《主要魚種の漁獲、生産量の推移》

（単位：トン）

魚 種	震災前 A	R5 B	R6 C	C/A (%)	C/B (%)	備 考
サケ	25,053	134	117	0.5	87.3	年度集計
サンマ	52,240	4,366	7,204	13.8	165.0	暦年集計
スルメイカ	18,547	2,589	2,812	15.2	108.6	暦年集計
アワビ	343	101	59	17.2	58.4	年度集計
ウニ（むき身）	122	120	55	45.1	45.8	年度集計
ワカメ	22,131	11,274	9,660	43.6	85.7	養殖年度（暦年）
ホタテガイ	6,288	1,530	496	7.9	32.4	年度集計

※ 資料：岩手県調べ（サケ・サンマ・スルメイカ）、岩手県漁業協同組合連合会共販実績（その他）

※ 震災前：H20～H22年（度）の3か年平均

- 国が所管する融資制度の例

【沿岸漁業改善資金】

- ・ 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要な資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度。
- ・ 貸付対象者、貸付条件等については、沿岸漁業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則及び関係通知により、統一的に運用。
- ・ 貸付原資は、国（2/3）、県（1/3）の負担により造成。
- ・ 当該資金の使途に風評の被害を受けた漁業者や漁協における経営の維持及び安定を図るための「運転資金の確保」を加えることや、新たな融資制度の創設について要望。

貸 付 対 象 者	沿岸漁業者、漁協、漁業生産組合等
資 金 使 途	〔経営等改善資金〕 近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金 〔生活改善資金〕 漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金 〔青年漁業者等養成確保資金〕 青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金
貸 付 限 度 額	5,000 万円（漁業種類、経営規模により限度額が異なる）
償 還 期 限	10 年以内（うち据置期間 3 年以内）
金 利	無利子

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

- 県では、市町村と協調して、東京電力に対し十六次にわたり損害賠償請求を実施。

＜県及び市町村等における請求・合意状況（令和 7 年 3 月末現在）＞ （単位：千円）

区分	請求額	合意・支払額	支払率	備 考
岩 手 県	12,663,441	11,851,156	93.6%	
市 町 村 等	2,769,541	1,355,310	48.9%	
市 町 村	2,315,297	1,063,057	45.9%	33市町村
広域連合・一部事務組合	454,244	292,253	64.3%	17団体
合 計	15,432,982	13,206,466	85.6%	

※ 合意・支払額には原発ADRでの和解による和解金を含む。

- 国の「東京電力(株)福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

《東京電力が賠償対象外とした例》

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用、道路側溝汚泥の一時保管場所整備費等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）
- ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定

- 東京電力との直接交渉では賠償の見込みが立たない経費について、県と市町村等が協調し、これまで 4 回にわたり和解仲介の申立てを実施。原発ADRの和解に基づき、それまで賠償不可としてきた経費の一部について東京電力が賠償に応じるなど、一定の進展が見られる部分もあるが、直接請求では賠償に至らないものも毎年度一定程度ある状況。
- 第 3 次和解仲介申立て（令和元年）では、県の申立てについては令和 4 年 3 月に和解契約を締結（和解額 9,840 千円、和解割合 73.7%）。市町村等は 23 団体のうち 13 団体が和解成立、10 団体が打ち切り。
- 県と市町村等が協調して令和 5 年 7 月に、第 4 次原発ADR申立て（平成 30 年度～令和 3 年度損害発生分）を実施（県・市町村等 8 団体）。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

- 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の「東京電力(株)福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況（なお、県内事業者への賠償額は東京電力が公表していないこと。）。

また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を求められること等について、被害者の負担の軽減が必要。

《制限的な運用の例》

- ・ 平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成 25 年 4 月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を避難指示区域か否かを問わず福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を要求

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

農林水産部 団体指導課、水産振興課

商工労働観光部 産業経済交流課

6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う除染や廃棄物処理に係る費用を措置していただいたところですが、依然として除去土壌や廃棄物等が大量に保管されており、この処理のために国において財政措置の継続、拡充等を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農林業系副産物の処理

農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、令和8年度以降も、引き続き処理を実施する市町村に対し、期限を付すことなく、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を講ずるよう要望します。

3 除去土壌の処分

除染により発生した土壌や道路側溝汚泥を保管している市町村に対し、その処分が完了するまで、処分に関する知見の共有や技術的な助言など、実情に応じた支援を実施するよう要望します。

4 住民不安の解消

除染により発生した土壌や廃棄物等の処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処理

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 9,700 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。

また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が課題。

＜農林業系副産物の保管量等（R7.1 末時点）＞

	発生量（t）	処理済み量（t）	保管量（t）	進捗率（%）
牧草	20,499.2	20,170.8	328.4	98.4
稲わら	573.6	201.3	372.3	35.1
堆肥	7,038.6	2,708.5	4,330.1	38.5
ほだ木	31,158.3	26,455.6	4,702.7	84.9
合計	59,269.7	49,536.2	9,733.5	83.6

- 国では平成 25 年度から「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金」を創設し、市町村・一部事務組合が行う放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理に要する経費の 1/2 を補助している（令和 7 年度国予算額：1,100 百万円。地方負担分には特別交付税措置あり）。

農林業系副産物の処理に当たっては、当該処理施設周辺の住民理解の醸成に相当日数を要することに加え、保管量に応じた処理が長期化することを踏まえ、国の補助制度に関して、農林業系副産物を保管する市町村等の状況に応じ、処分が終了するまで財政支援の継続が必要。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

- 汚染状況重点調査地域の汚染土壌や道路側溝汚泥について、発災当初、空間線量率が基準値（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）より低かったとの理由で一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている箇所が多数ある状況。
- 国（復興庁）は、福島再生加速化交付金において、除染対象外となった道路側溝汚泥等の除去も対象として加え、除去費用の 1/2 を補助し、残り 1/2 に震災復興特別交付税を充てることで、市町村の負担を実質ゼロとする支援を行っており、本県の汚染土壌や道路側溝汚泥の処理を加速するためには、同様の支援が必要。

3 除去土壌の処分

- 放射性物質汚染対処特措法において定めることになっている除去土壌の処分基準が令和 7 年 3 月に示されたところであり、今後、市町が定めている除染実施計画を変更した上で、処分を実施することになる見通しであるが、具体的な処分に至っていない状況。

＜汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量及び箇所数（R6.3 末時点）※＞

汚染状況重点調査地域	現場保管量（ m^3 ）	箇所数
一関市	19,971	214
奥州市	4,634	90
平泉町	1,944	11
計	26,550	315

※出典：環境省 HP「除染情報サイト」公表資料

＜補足：汚染状況重点調査地域の側溝汚泥の現場保管量及び箇所数(R6.3 末時点)＞

汚染状況重点調査地域	現場保管量（t）	箇所数
一関市	75	16

令和7年3月28日 除去土壌の埋立処分の基準（省令）を公布
福島県外における除染により発生した除去土壌の処分に係る
ガイドラインを策定

4 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションが図られていないこと、除去土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないこと等から、住民不安の解消につながっていない状況。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応については、生産再開を目指す生産者への支援、放射性物質検査に係る経費負担、消費者等に対する農林水産物の安全性に関する情報発信や消費拡大の取組など、これまで様々な支援をいただいているところです。

しかし、依然として、原木しいたけをはじめとした特用林産物の出荷制限など、農林水産業への影響が収束していないことから、第2期復興・創生期間以降においても、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

- (1) 原木しいたけの産地再生に必要な生産規模の拡大や新規参入を促進するため、しいたけ原木の購入経費等への支援や、原木の供給への支援を強化するよう要望します。
- (2) 土壌中の交換性カリウム量と萌芽枝の放射性セシウム濃度の調査結果など、これまでに得られた知見に基づき、原木しいたけ生産者等が行う原木林の再生に向けた取組に必要な経費への支援を行うよう要望します。
- (3) 特用林産物の出荷制限など、放射性物質の影響は収束しておらず、特用林産物の産地再生のためには、県による放射性物質の継続的な検査が必要であることから、検査体制の維持に必要な経費への支援を継続するよう要望します。
- (4) 経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援とともに、産地再生に向けた生産規模の拡大や、新規参入した生産者の掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

(1) 生産規模の拡大や新規参入の促進に向けた支援

- 県南部の原木林は、震災後 10 年以上が経過しても放射性物質の影響で使用ができない状態。一方、県北部の原木林は、他県への移出量が増加したことにより県内への供給が不足し、原木価格の高騰が続いている状況。
- 令和 5 年の原木乾しいたけ生産量は 55 t（震災前の約 30%）、原木しいたけ生産者 397 人（震災前の約 34%）となっており、産地再生のためには生産者の規模拡大と新規参入の促進が必要。

《原木しいたけ生産者、生産量の推移》

（単位：人、t）

区分	H22	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生産者数	1,157	591	571	536	512	496	461	397
うち出荷制限地域	734	179	182	179	175	171	174	144
乾しいたけ生産量	201	71	91	77	87	61	63	55

農林水産省 特用林産物生産統計調査ほか

- 国では、放射性物質影響対策として、しいたけ原木の購入経費支援を実施していただいているが、原木価格は高騰を続けており、東電賠償の対象となっていない新規参入者等への支援が必要。

《しいたけ原木価格の状況》

（単位：円（税込）／本、岩手県林業振興課調べ）

震災前 (H20-22 平均)	R5 植菌		R6 植菌	
181（県平均）	355（県平均）	451（一関地域）	393（県平均）	464（一関地域）

- また、しいたけ原木価格の高騰を抑制していくためには、放射性物質により汚染された原木林の再生のための更新伐や原木林の放射性物質調査への支援のほか、原木林再生に係る技術的な指導や助言など、将来的なしいたけ原木の確保や供給量の増加に向けた継続的な対策が必要。

・特用林産施設体制整備復興事業（県事業名：特用林産施設等体制整備事業）（国庫・復興特別会計）

内容：きのこ原木及び菌床資材等の導入支援

R7 事業費：189,380 千円（うち国庫補助金 70,014 千円）

・特用林産物放射性物質調査事業（県単・震災復興特別交付税）

内容：原木の安全等を確認するための非破壊検査機の使用等に要する経費及び会計年度任用職員の任用に要する経費

R7 事業費：87,173 千円

・木材産業国際競争力強化対策事業（国庫・森林整備課事業）

内容：木材産業の国際競争力の強化や木材輸出の拡大に向けた原木の安定的な供給に資する間伐材の生産（里山林の整備）について支援

R5 繰 事業費：5,339 千円（うち国庫補助金 4,579 千円（定額））

(2) 原木林の再生に向けた新たな知見に基づく支援

- 土壌中の交換性カリウム現存量が多い場合、萌芽枝の放射性セシウム濃度が低くなる傾向があることから、これらの知見に基づいた安全な原木林の再生や利用の促進が必要。
- 現在実施している放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業では、しいたけ生産者や森林所有者が事業主体となれないこと、カリウム肥料の施肥が補助の対象外であることから、これらを対象に加え、原木林の再生を促進する取組が必要。

・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

(県事業名：広葉樹林再生実証事業(国庫・復興特別会計))

内容：広葉樹林の再生のための伐採及び伐採後の萌芽枝等の放射性物質濃度の測定

R7 事業費：26,802 千円(うち国庫補助金 26,802 千円)

(3) 放射性物質の検査体制の維持に向けた支援

- 放射性物質の影響は収束しておらず、依然として出荷制限が継続している。

区分	出荷制限等市町数	解除市町数
露地栽培原木しいたけ	13 市町	13 市町(生産者単位で一部解除、224 名)
野生山菜類	4 品目 8 市 2 町	8 品目 5 市 1 町(旧市町村単位での一部解除を含む)
野生きのこ	6 市 3 町	なし

- 出荷制限解除地域や出荷制限がなされていない地域においても、出荷前検査等を実施し生産物の安全性を確認する必要がある。

・特用林産物放射性物質調査事業(県単・震災復興特別交付税)

内容：出荷制限解除及び生産物の安全等を確認するための検査に要する経費及び会計年度任用職員の任用に要する経費、R7 事業費：87,173 千円

(4) 産地再生に必要な損害賠償に向けた支援

- 産地再生に向けて、生産者が安定して生産に取り組むことができるよう、原木価格の高騰による掛かり増し経費等について、東京電力による十分かつ速やかな賠償金の支払が必要。
- また、原発事故前の生産量を取り戻し、産地の再生を実現するためには、東京電力による損害賠償の対象外とされている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても、損害賠償の対象となるよう強力な働きかけが必要。

《原木しいたけ生産量の推移》

(単位：t)

	H22	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/H22	全国順(R5)
乾しいたけ	201	71	91	77	87	61	63	55	27.3%	5 位
生しいたけ	386	161	154	156	152	132	127	111	28.8%	8 位

※林野庁特用林産基礎資料

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

2 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

【現状と課題】

2 水産物被害等への対応

(1) 水産物の放射性物質検査の実施

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うため、引き続き、放射性物質検査の実施が必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査体制の維持が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

- (1) 放射性物質への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等による販路の回復・拡大等の取組に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

- 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第18回）」では、放射性物質への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が、令和7年3月時点で、未だに5.2%存在。

県産農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解していただくため、継続して的確な情報の発信に取り組むことが必要。

《岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合（％）》

調査 時期	H25 2月	H25 8月	H26 2月	H26 8月	H27 2月	H27 8月	H28 2月	H28 8月	H29 2月	H29 8月	H30 2月	H31 2月	R2 2月	R3 2月	R4 3月	R5 3月	R6 3月	R7 3月
割合	14.9	13.0	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1	10.6	9.9	8.1	8.0	7.7	6.4	6.1	4.9	3.8	3.4	5.2

※出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

- これまで、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）」等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。令和3年度から、本交付金（東日本大震災復興特別会計）の対象が福島県のみとなったことから、本県では、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」の活用に移行し、一定の財政負担のもと取組を実施しているが、市町村、生産者団体等では、新たな財政負担を敬遠し、同交付金の活用を見合わせている状況にある。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、継続的な取組が必要であり、今後も財政面での支援が不可欠である。

《「地方消費者行政推進交付金(交付率10/10)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16	17	1
助成金額合計(千円)	21,472	22,078	22,258	21,096	14,284	13,493	12,809	2,920

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことから、事業申請は14件あったが、1件のみの実施となった。

《「地方消費者行政強化交付金(交付率1/2)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	R3	R4	R5
事業実施主体数	1	1	1
助成金額合計(千円)	164	170	171

【県担当部局】農林水産部 流通課、林業振興課、水産振興課

《 要 望 事 項 》

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している韓国、中国及びロシアの政府並びに台湾行政府に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望します。

【現状と課題】

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

- 岩手県産の水産物等については、原子力発電所事故やALPS処理水の海洋放出に伴い、明確な科学的根拠が示されないまま、韓国、中国及びロシアの政府による輸入停止措置や、台湾の行政府による輸入規制強化措置が講じられており、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産業に影響を及ぼしていることから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等を的確に情報発信し、信頼回復を図ることが必要。
- また、韓国及び中国の政府は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、事業者の手間やコストがかさむことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

《岩手県に係る各国・地域の輸入規制状況（令和7年3月31日現在）》

輸入規制状況	該当国・地域数	主要国・地域名（品目名）
輸入停止	3カ国	韓国（全ての水産物等）、中国（全ての水産物を暫定的に停止）、ロシア（全ての水産物）
放射性物質検査証明書	2の国・地域	中国（野菜等）、韓国（魚粉等）
産地証明書	3の国・地域	中国（野菜等）、台湾（全ての食品 酒類を除く）、韓国（全ての食品）

【出典】農林水産省

【県担当部局】農林水産部 流通課

《 要 望 事 項 》

5 野生鳥獣肉の出荷制限解除基準の見直し

シカ等の野生鳥獣肉の出荷制限について、全県での出荷制限解除は、全市町村での検体確保が困難であること、また、市町村単位での解除も可能とされ、解除された事例もあるものの、依然として高い解除条件を満たす必要があることから、各市町村の捕獲実績に応じた検体数による検査での解除となるよう基準の緩和を要望します。

【現状と課題】

5 野生鳥獣肉の出荷制限解除基準の見直し

- 出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としているが、全市町村で継続的に検体を採取して検査を行う必要があり、市町村ごとの捕獲数にばらつきがある本県では、全市町村での検体確保が難しく、全県を対象区域とした解除は困難な状況。

また、国の解除条件は、原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において示されているが、確保すべき十分な検体数、検査頻度、捕獲地証明の方法など、解除条件の具体的な運用基準が示されていない状況。

なお、現在、本県では、食肉処理加工施設において全頭検査を実施し、基準値を下回ったもののみ出荷することを条件に出荷制限が解除されているところ。

- シカの捕獲数は令和2年度以降大きく増えており、複数の市町村から、野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、対応を検討するよう要望があるところ。

また、焼却にあたっては、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要があるなど、捕獲従事者の負担となっているところ。

- ジビエとしての利用は捕獲個体の有効活用につながるが、出荷制限の影響により捕獲のインセンティブとなっていない状況。
- 令和6年7月に、イノシシ肉に係る出荷制限が解除された千葉県勝浦市・大多喜町の事例は、解除する市町村の区域及びその外縁10km圏内の全頭検査結果が安定して低水準であることを5か年に渡って確認し、解除に至ったもの。
- 令和7年3月24日付けで、農林水産省から部分解除についての通知が発出されたが、本県での適用は困難である状況。

【原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく令和5年4月27日付指示】

1～10 略

11. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
12. 貴県において捕獲されたしか肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしか肉については、この限りではない。
13. 貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治

体の長及び関係事業者等に要請すること。

【検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方】（原子力災害対策本部）（抜粋）

IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

3 解除の条件

- (1) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。

別添7 個別品目の取扱い

キ 野生鳥獣の肉類

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

(2) 一部解除

県が定めた出荷・検査方針により、野生鳥獣の肉類を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができる。

(3) 解除

①区域

県域を原則とする。ただし、県内の一部の地域で解除条件を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう、県、市町村等による管理が可能な場合は、市町村などの地理的範囲が明確になる単位で解除することができる。

②解除条件

解除しようとする地域において、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度※
狩猟	757	903	1,352	882	1,274	—
個体数管理	8,869	8,302	11,810	11,337	11,516	10,189
有害捕獲	4,794	11,526	13,677	14,335	15,934	14,625
広域捕獲					414	740
計	14,420	20,731	26,839	26,554	29,138	25,554

※令和6年度は速報値。今後、狩猟分が追加の見込み

《ツキノワグマ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度※
狩猟	62	96	63	47	66	—
春季捕獲	12	19	13	16	12	22
有害捕獲	352	440	385	356	820	405
計	426	555	461	419	898	427

※令和6年度の捕獲数はR6.12月末時点

《シカ肉の放射性物質の基準超過状況》 (単位：件)

年度	件数	市町村
R 1	3	陸前高田市、平泉町
R 2	2	陸前高田市、平泉町
R 3	0	-
R 4	0	-
R 5	1	陸前高田市
R 6	1	平泉町

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課

8 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援

本県では、三陸沿岸地域における海洋再生可能エネルギーの積極的な開発及び利用を図るため、沿岸北部における洋上風力発電の導入に向けた取組や、平成 27 年 4 月に国から選定を受けた釜石市沖再生可能エネルギー実証フィールドにおける取組の成果を踏まえた波力発電の研究開発を進めています。

今後、海洋再生可能エネルギーの実用化、事業化のためには、利害関係者との合意形成やコスト低減等に係る研究開発の継続、関連施設の整備等が重要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 久慈市沖の浮体式洋上風力発電の実現に向けた支援

久慈市沖の浮体式洋上風力発電事業の実現に向けては、沖合の海域を利用する県外及び全国の漁業団体や海運団体をはじめとした関係団体との調整が必要となりますが、促進区域の指定の基準や手続に関する考え方、運用方針を記載した「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」等においては、関係団体との具体的な調整方法等が示されておらず、対応に苦慮しているところです。

ついては、利害関係者の範囲や意向確認の手法、沖合漁業や大型船舶の運航との共生策等の方向性など、沖合海域における浮体式洋上風力発電の事業特性を踏まえた利害関係者との調整に係る指針等について、国において積極的に策定するよう要望します。

2 浮体式洋上風力発電に対応した久慈港の物流拠点形成に向けた支援

着床式に比べ建設規模の大きい浮体式に対応する物流拠点として、湾口防波堤に囲まれた広大な保管水域を有する久慈港の利点を活かせるよう、必要な港湾整備に早期に着手するなど、維持管理機能も含めた物流拠点形成に向けた支援を要望します。

3 波力発電の研究開発の推進に向けた支援

釜石市沖の海洋再生可能エネルギー実証フィールドを活用した波力発電の研究成果を踏まえ、社会実装を目指した低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発等に対する積極的な支援を要望します。

【現状と課題】

1 久慈市沖の浮体式洋上風力発電の実現に向けた支援

- 岩手県久慈市沖の洋上風力発電については、「再エネ海域利用法」に基づく「促進区域」の指定を目指しているところ。
- 令和3年9月に「準備区域」に整理され、「有望区域」の整理及び協議会の設置に向けて、各種調査や関係団体等と調整を行っている。
- 「有望区域」としての整理及び「促進区域」の指定を受けるためには、都道府県が漁業団体をはじめとする利害関係者の特定、調整を行い、国に情報提供することとなっている。
- 浮体式洋上風力発電の導入を検討している久慈市沖の候補海域のような沖合海域は、知事許可漁業者のほか、大臣許可漁業者が操業していること、また、船舶の航行も多いことから、海域を利用する関係団体が県域を越えて存在し、県及び久慈市だけではその特定や調整が難しい状況にあるが、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の基準や手続に関する基本的な考え方や実際の運用方針を記載した国の「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」においては、利害関係者の範囲や意向確認の手法等は示されていない。
- また、沖合漁業の漁獲対象種である回遊魚については、洋上風力発電による影響を調査、予測及び評価する手法や、重大な影響を回避・低減する保全措置が確立されていないこと、沖合漁業の操業特性を踏まえた共生策等の事例がないこと、発電事業者が出捐する基金の想定規模が小さいことに加え、沖合海域における将来的な国内全体の洋上風力発電の導入規模が見えないことなどから、当該海域での洋上風力発電事業の導入に対して支障の有無を判断できないとの声が多い。
- 加えて、岩手県沿岸北部は送電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が他の海域を大きく上回るなど地域間格差が生じていることから、これを是正するための取組も必要である。
- 洋上風力発電と漁業との協調・共生を図り、「促進区域」の指定を受けるためには、海域の利用に関する調整、海洋空間計画の策定及び系統整備等、国による支援が必要。

2 浮体式洋上風力発電に対応した久慈港の物流拠点形成に向けた支援

- 国内で2040年までに30～40GWの案件形成を達成するために、EEZ海域を含めた「促進区域」の数を、太平洋沿岸沖に着実に増やしていく必要がある。
- 現在、「再エネ海域利用法」に基づく「準備区域」に整理されている久慈市沖では、浮体式洋上風力発電に係る調査が進められている。また、久慈港における長期構想の策定を進めており、その中で風力発電事業計画に対応する風力発電設備の物流拠点形成なども盛り込む予定である。併せて、久慈港におけるO&M機能など、維持管理機能も含めた検討を進める必要がある。そのため、浮体式洋上風力発電に必要な機能・規模についての情報を収集するとともに、整備規模についての検討を行うなどの準備を進めている。

- 一方、一般的に、着床式に比べて浮体式の建設規模は大きくなる。基地港湾は、プロジェクトが見え始め実際に動き出す数年前から整備が加速していく流れであるが、浮体式に対応するためには、維持管理機能も含め、必要となる港湾施設の規模が大きくなることも考えられる。
- これらのことから、久慈市沖をはじめとした海域の案件形成が進み、洋上風力発電事業の準備が整った段階で、発電事業者が速やかに建設可能となるよう、必要となる港湾整備への着手など、維持管理機能も含めた物流拠点の形成の支援に取り組む必要がある。

3 波力発電の研究開発の推進に向けた支援

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、平成 27 年 4 月 3 日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたところ。
- 当該海域では、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて NEDO による波力発電技術の研究開発が進められるとともに、平成 27 年 12 月には岩手県海洋エネルギー産業化研究会が設立され、地域企業が中心となり、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて波力発電デバイスを稼働させるために必要な中間ブイの研究開発に取り組んできたところ。
- 釜石市では環境省「CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（R2～R5）」の採択を受け、釜石市沖実証フィールドを活用し、インテリジェント吸波式波力発電による地域経済循環ビジネスモデル実証事業に取り組み、令和 6 年度からは NEDO「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業フェーズ B」の採択を受け、実用化に向けて取り組んでいるところ。
- 波力発電は採算性などの課題も多く、今後も継続した実用化研究を行うため、国による長期的な支援が必要。
- また、波力発電は一般的に洋上風力等と比べて発電出力が低いことが課題となっており、その解決策として売電による収益を得るビジネスモデル以外にも、防波堤等の構造物に発電装置を設置し、漁業や災害時の緊急電源として地域で活用することを検討している。
- 令和 7 年 2 月 18 日に閣議決定された地球温暖化対策計画及び第 7 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーに関する取組として、新たに、「波力・潮力等の海洋エネルギーを始めとする革新的な技術の研究開発等の推進」が盛り込まれた。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室
県土整備部 港湾空港課

9 令和元年東日本台風災害に係る洪水対策における確実な予算措置

令和元年10月の台風第19号により、本県では、多数の家屋の浸水被害を受けた久慈市小屋畑川等について、浸水対策重点地域緊急事業による河川改修を進めています。

台風災害に係る河川改修の完成のためには確実な予算措置が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 令和元年東日本台風に係る洪水対策における確実な予算措置

河川の溢水により多数の家屋の浸水被害が発生した久慈市長内川・小屋畑川の浸水対策重点地域緊急事業による河川改修が完了するまでの間、確実に予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 令和元年東日本台風災害に係る洪水対策における確実な予算措置

- 久慈市小屋畑川で床上123戸、床下110戸の家屋浸水被害が発生するなど6河川で溢水被害が発生したところ。
- 久慈市の長内川・小屋畑川においては、浸水対策重点地域緊急事業を導入し河川改修を進めており、事業完了までの確実な予算措置が必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課

10 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

東日本大震災津波の発災から14年が経過し、被災地では水門等の復興事業が着実に進んでいますが、これらの復興事業を完了させる必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

水門等の津波防災施設の復興事業について、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』（令和6年3月閣議決定）の中で、「第2期復興・創生期間」以降においても、引き続き、災害復旧事業が完了するまでの間、支援を継続することが明記された。
- 本県では、市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の津波防災施設、港湾施設や被災地の復興を牽引する道路等を整備し、「第1期復興・創生期間」におおむねの事業は完了したが、閉伊川水門については、平成28年台風第10号での被災に伴う手戻り工事の実施や、基礎杭工事等で確認された巨礫への対策等に時間を要したため、引き続き、1日も早い完成に向けて取り組んでいる。
- 公共インフラの整備等のハード事業については、県民の安全・安心の確保等を図るため、確実に事業を完了させる必要があることから、事業が完了するまでの間、支援の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課

11 津波防災施設に係る維持管理費等に対する財政措置

本県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発表時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘自動閉鎖システム等の整備を推進しているところです。

このような中、「国土強靱化基本計画」においては、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新や水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進めることとされています。

ついては、こうした水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確実なものとするため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 津波防災施設に係る維持管理費等に対する財政措置

水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後における適切な管理の継続が必要であることから、これに係る維持管理費、修繕費及び更新費について、財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことを踏まえ、操作員の安全を確保するため、自動閉鎖システム等の整備を推進。
- 「津波対策の推進に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号)において、「津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良に特に配慮して取り組むよう努めること」とされている。
- 令和 5 年 7 月に閣議決定した「国土強靱化基本計画」では、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進めることとしている。
- 水門等の統廃合や常時閉鎖化等を行っても、なお、自動閉鎖システム等の整備が必要となる水門等は 226 基となる。

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸(国土交通省所管、農林水産省所管)、市町村管理海岸(農林水産省所管)の合計)

震災前					震災後 R7.3月現在		
施設数		⇒	削減	削減後 ①	新設 ※1 ②	⇒	施設数(①+②)
	遠隔						
773	35		378	395	104		499
							常時閉鎖等 ※2
							273
							遠隔 ※3
							226

※1) 新設：震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※2) 内訳(基)：フラップゲート化(199)、常時閉鎖(49)、その他(25)

※3) 内訳(基)：自動閉鎖システム(214)、遠隔手動(12)

- トンガ諸島付近の海底火山噴火の影響により、令和 4 年 1 月 16 日に津波注意報・警報が発表された際には、運用開始後初めて自動閉鎖システムが稼働し、運用中の全 165 施設を閉鎖したところ。
- 自動閉鎖システム等の整備に伴い、県の水門等の維持費は約 5 億円/年、更新費は約 10 億円/年を要する見込み。
- これらを実際に稼働させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費が必要となるが、現行の財政措置としては、整備費等一部の費用のみが交付金の対象とされている状況。

地方交付税制度においては、道路、河川、港湾、漁港等が基準財政需要額に算入されている一方、水門や防潮堤等は対象となっていないことから、施設を実際に運用していくためには地方交付税等の財政措置が必要。

《自動閉鎖システム等の整備・運用に必要となる主な費用と現行の財政措置状況》

区分	主な内容	現行の財政措置状況	
		有無	補助率等
整備費	・機械設備(開閉装置 等) ・通信設備(遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置 等) ・電源設備(配電・分電装置、非常用発電機 等)	○	1/2(※1)
修繕費・更新費		○	1/2(※2)
維持管理費		×	—

※1 社会資本整備総合交付金(復興)、農山漁村地域整備交付金

※2 国土交通省所管：河川メンテナンス事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業等

農林水産省所管：海岸保全施設整備事業、農山漁村地域整備交付金

【担当部局】県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

12 被災者の生活再建に対する支援

東日本大震災津波による被災者への支援については、これまで、国において災害救助法に基づく救助範囲が拡充され、震災復興特別交付税により措置されているところではあります。

県及び市町村が独自に住宅再建支援施策等を講ずるなどの被災者支援を行ってきたところですが、被災者が安定した生活を確保するまでの確実な支援が必要です。

このような課題に対応するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害援護資金の償還に係る円滑な事務処理支援等

本格的な償還時期を迎え、今後、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱事例を示すなど、円滑な事務処理について支援するよう要望します。

併せて、東日本大震災津波に係る貸付実績は他の災害に比較して多額であり、償還を免除する貸付金もこれに比例することから、免除額のうち県負担分について、地方財政措置等による財政支援を講ずるよう要望します。

2 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

住宅ローンや災害援護資金の返済、生活設計など被災者が抱える課題が複雑かつ多様化しているとともに、相談対応回数も増加傾向にあることを踏まえ、被災者支援総合交付金を活用して実施している相談支援、心のケア等を行う事業について、令和8年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源が確保されるよう要望します。

3 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業について、被災者の居住の安定を図るため、現行の支援水準を維持するとともに、必要な予算を確実に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 災害援護資金の償還に係る円滑な事務処理支援等

(1) 償還に係る円滑な事務処理支援

- 東日本大震災に係る災害援護資金貸付けは、申請期間の延長や、償還期間の延長、利率の引下げなどの特例措置が講じられており、令和 7 年 4 月 1 日付け府政防第 652 号内閣府政策統括官(防災担当) 通知により、適用期間が令和 8 年 3 月 31 日まで延長(当初の予定から通算して 8 年間延長)。

〔災害援護資金の貸付実績(令和 7 年 3 月 31 日)〕

(単位：件、千円)

区分	①住家全壊	②滅失流失	③住家半壊	④家財損害	⑤世帯主負傷	⑥重複、特別※	計
件数	198	694	207	50	1	21	1,171
金額	463,020	2,109,144	337,420	61,318	1,000	60,400	3,032,302

※ 重複：⑤と①～④のいずれかが重複した場合

特別：①又は③に該当するもののうち、住宅再建のため残存部分を取り壊さなければならない場合

- 今後、償還時期を迎える貸付案件の増加に伴い、市町村からの債権管理に関する相談の増加も見込まれるが、支払猶予や償還免除とする条件が「無資力又はこれに近い状態」となっているなど、具体の基準や取扱い事例が示されていないため、これらを明確にし、市町村の債権管理を支援する必要。

(2) 免除額に対する財政支援

- 東日本大震災津波に係る災害援護資金は、他の災害(平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号)と比較すると貸付け実績が多く、償還免除に伴う県の負担も多額になること、今後も償還免除額の増加が見込まれるところ。

〔直近 3 か年における償還免除の状況(各年度末現在)〕

年度	免除額 A	国負担分 B (A×2/3)	県負担分 C (A×1/3)
R 4	46,581,032 円	31,064,020 円	15,517,012 円
R 5	50,218,517 円	33,479,009 円	16,739,508 円
R 6	61,394,636 円	40,929,757 円	20,464,879 円

〔災害援護資金の貸付実績〕

災害名	貸付件数	貸付額	免除額
東日本大震災津波	1,171 件	3,032,302,000 円	61,394,636 円
平成28年台風第10号	14 件	23,200,000 円	0 円
令和元年台風第19号	4 件	8,400,000 円	0 円

※東日本大震災津波は、令和 7 年 3 月 31 日現在

〔直近5か年における延滞状況の推移〕

	R1. 9	R2. 9	R3. 9	R4. 9	R5. 9	R6. 9
件数	171 (23.8%)	241 (27.8%)	253 (26.8%)	263 (26.4%)	291 (28.5%)	332 (30.8%)
金額 (千円)	62,832 (6.8%)	122,278 (10.0%)	169,278 (11.5%)	234,439 (12.7%)	306,495 (14.8%)	383,552 (16.4%)

※ () 内は貸付金の支払期日が到来したものに占める滞納の割合。

〔延滞(市町村の立替)見込額〕

立替年度(貸付年度)	貸付金額	→	延滞(立替)金額
令和7年度 償還(H23 貸付)	10億3,989	21億4,405万円 (全体の70.8%)	2億1,060
令和8年度 償還(H24 貸付)	5億5,785		1億2,695
令和9年度 償還(H25 貸付)	5億4,631		7,240
令和10年度 償還(H26 貸付)	2億1,768		1,323
令和11年度 償還(H27 貸付)	1億7,854		1,266
令和12年度 償還(H28 貸付)	1億8,905		1,038
令和13年度 償還(H29 貸付)	7,900		152
令和14年度 償還(H30 貸付)	1億3,161		243
令和15年度 償還(R元 貸付)	5,400		197
令和16年度 償還(R2 貸付)	2,730		133
令和17年度 償還(R3 貸付)	650		19
令和18年度 償還(R4 貸付)	0		0
令和19年度 償還(R5 貸付)	20		0
合計	30億2,793		4億5,361

4億995万円

2 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

- 恒久的住宅へ移行後においても、住宅ローン返済や生活設計など東日本大震災津波の被災者が抱える課題が複雑かつ多様化し、課題の解決までに時間を要するため、一人当たりの相談対応回数が増え、全体の相談対応回数も増加傾向にあることから、市町村や市町村社会協議会などの関係機関との連携強化を図りながら、課題解決に向けた支援の継続が必要。

〔いわて被災者支援センターの相談対応回数等〕

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談者数(人)	243	176	126	94
相談対応回数(回)	1,288	2,669	2,941	2,770

- 被災者を取り巻く生活環境の変化による抱える問題も複雑化、多様化しており、被災者の精神的な負担の軽減を図るために、岩手県こころのケアセンターの設置を継続することが必要。

〔岩手県こころのケアセンター相談支援件数〕

※R6年度については12月末現在

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	7,611	5,353	7,274	7,304	8,084	9,979

〔被災者支援総合交付金に係る令和7年度事業一覧〕

(単位：千円)

事業名		交付可能額	事業の主な内容
復興庁所管	被災地コミュニティ支援事業	17,558	市町村及び被災者支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターを配置するなど、コミュニティ形成が円滑に進むよう市町村等を支援
	被災者の参画による心の復興事業	9,984	被災者の「心の復興」に資する民間団体等の取組に要する経費を補助
	被災者生活支援事業	42,684	「いわて被災者支援センター」による、恒久的住宅への移行後の被災者の生活を支援
	傾聴による生活支援事業	1,659	傾聴による生活支援等を実施する団体への助成
省所管 厚生労働	被災者見守り・相談支援事業	203,483	社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、被災者の見守り・相談支援を実施
	被災者の心のケア支援事業	403,274	「岩手県こころのケアセンター」等により、被災者に対する心のケア専門職による相談支援等を実施
庁所管 子ども家庭	子どものこころのケアセンター運営事業	55,804	「いわてこどもケアセンター」による、被災児童等に対する心のケア専門職による相談支援等を実施
	親族里親等支援事業	627	被災孤児を養育する里親等を支援するため、サロンや研修会等を開催
合 計		735,073	

3 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

- 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、一部の補助率は引き下げられたが、「第2期復興・創生期間」以降も支援が継続されることとなった。
- 災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定を図るためには、現行の補助率を維持するとともに、必要な予算を措置することが重要。特に、今般の物価高騰等の影響から、支援額の基礎となる近傍同種の住宅の家賃と、災害公営住宅の家賃の差額との乖離が更に広がる懸念があることから、国は、当該事業の所要額を確実に措置し、国民生活の安定を確保する必要。

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課
県土整備部 建築住宅課

13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援

東日本大震災後の人口減少や経済活動の停滞に加え、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、原油価格・物価高騰の影響等により、公共交通の利用低迷に一層拍車がかかり、運行継続が困難となる路線が増加するなど、本県では地域住民の移動手段の確保がますます厳しい状況に置かれています。

このため、各市町村においては、地域公共交通の維持・確保に向け、地域公共交通計画の策定や利便増進実施計画の策定に取り組んでいるところですが、計画の策定やその効果が表れるまでには一定の時間を要すると見込まれております。

地域公共交通は、震災からの復興を支える重要な社会基盤であり、今後も持続的・安定的な運行を確保する必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域間幹線系統確保維持費補助金における被災地特例の激変緩和措置の継続等

補助対象路線の1日当たりの輸送量要件の緩和について、令和8年度以降も継続することを要望します。

併せて、被災地域における公共交通の安定的な運行の維持のため、激変緩和措置については、十分な周知期間を確保することなく制度の見直しが行われることがないよう配慮いただくよう要望します。

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助金における補助上限額の拡大等

被災市町村が新たなまちに合わせた持続可能な交通体系の構築を図ることができるよう、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象にするなど補助要件を緩和するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助金における被災地特例の激変緩和措置の継続等

- 東日本大震災の被災地においては、本特例により輸送量要件が緩和されているが、本特例措置の実施期間は「当分の間」とされ、終期が明示されていない状況。
国は、幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対して運行欠損額の補助を行っているが、被災地域においては、輸送量 15 人以上の路線を対象とする補助要件を緩和する等の特例措置を令和 7 年 9 月まで実施。（応急仮設住宅の解消に伴い、本県では令和 4 年度以降被災地特例の対象路線なし。）
- 激変緩和措置が終了した場合には、被災地域における路線の撤退が加速し、被災市町村の交通体系の構築に支障が生ずるおそれ。（R7 事業年度（R7.4.1 時点）で計画輸送量が 15 人に満たないのは、31 路線中 7 路線）
- さらに被災地の復興及び地方創生の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまでの間、激変緩和措置を継続することが必要。

要件等	国庫補助路線 (被災地特例)	国庫補助路線 (激変緩和措置)	国庫補助路線 (通常)
実施期間	令和 7 年 9 月まで	当分の間	期限なし
対象路線	応急仮設住宅を 運行する路線	輸送量 15 人未満の路線	輸送量 15 人以上 150 人以下の路線
補助対象経費	事前算定方式 (前々年度の費用実績及 び収益実績から算出)	事前算定方式 (前々年度までの 3 年間の平均値 による費用及び収益から算出)	
補助の上限額	上限なし	予測費用の 9 / 20	
補助額の調整	調整なし	・ 競合区間分は減額調整 ・ 平均乗車密度 5 人未満の路線は減額調整	

- また、市町村においては、路線の維持・確保に向けて、地域公共交通計画や利便増進実施計画の策定に取り組んでいるが、計画策定やその効果が表れるまでには一定の時間を要すると見込まれるところ。「当分の間」とされている激変緩和措置の制度見直しが生じる際には、市町村及び事業者において、当該取り組みを含めた対応に一定の時間が必要となることから十分な周知期間が必要。

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助金における補助上限額の拡大等

- 国は、市町村の地域内公共交通の確保・維持を図るため、地域内フィーダー系統確保維持費補助により、バス事業者等に対して運行欠損額の補助を行っているが、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 被災地域から幹線バスに接続する支線は、被災地域と内陸部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し（算定基礎単価の増額）による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：市町村毎に算定）
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	・ 新たに運行するもの（新規性要件） ・ 補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・ 補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・ 乗車人数が 2 人/1 回以上である路線（定時定路線型の場合に限る）

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

14 教育の復興に対する支援

本県では、東日本大震災津波により、発災から 14 年が経過した今もなお、被災による心のダメージの他、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等により安定した生活を取り戻せない児童生徒が少なからずいます。

これまで国の財政支援により、被災した児童生徒に対する心理的・経済的両面での支援が行われてきたところですが、本県で実施している「心とからだの健康観察」の結果において、県全体でも平成 30 年度から 6 年連続で教育的配慮を要する児童生徒の割合が上昇しています。

こうした課題に対応するため、児童生徒の心のサポート等、子どもたちに対する長期的な支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

被災により心にダメージを受けた児童生徒、震災に起因した問題を抱えている児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、令和 8 年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

2 教職員の確保

被災地の児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

- 令和6年8～9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、10万人余の児童生徒のうち13.3%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、平成27年度まで国庫委託事業により、平成28年度からは国庫補助事業により実施しているが、「心とからだの健康観察」の結果からは、毎年、内陸部に比べて震災被害が大きかった沿岸部の方が、教育的配慮を要する児童生徒の割合が高く、また県全体では平成30年度から6年連続で教育的配慮を要する児童生徒の割合が上昇していることから、中長期的な児童生徒の心のサポートが必要であり、継続した財政支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきており、令和7年度以降も福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要であり、継続した財政支援が必要。

《「要サポート」の児童生徒の割合における沿岸部と内陸部の比較について》

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
沿岸部 (%)	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8	15.9	15.5
内陸部 (%)	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0	12.5	12.8
県全体 (%)	11.2	11.3	11.5	12.1	12.5	13.1	13.3

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
スクールカウンセラー人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人

2 教職員の確保

- 平成23年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置して児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題に対応してきたが、これに加え、震災に関連し、保護者の心身の状態が不安定な家庭環境の中で幼少期を過ごして、生活環境や教育環境が十分に整わない児童生徒への対応も生じているため、令和8年度以降も中長期的な児童生徒の心のサポートや学習支援が必要であり、加配措置の継続が必要。

《教職員の加配措置状況》

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
247人	247人	246人	219人	166人	148人	119人	114人	97人	86人	69人	59人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計。平成28～令和7年度は義務教育学校含む。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室

15 水産業の復旧・復興支援

これまで、国においては、漁業就業者の確保・育成に係る給付金制度、水産加工事業者の販路回復への支援、漁船や養殖施設、共同利用施設の整備等について措置していただいたことにより、本県水産業の復旧・復興が進んできました。

一方、近年では、サケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の極端な不漁に見舞われており、特に、漁獲から流通加工に至る地域の水産業を支えるサケの漁獲量は、震災前の1%未満まで大きく落ち込むとともに、アワビについては、磯焼け等により、放流した種苗の成育環境が悪化しているほか、ALPS処理水の海洋放出に伴い、令和6年度の取引価格が約5割低下するなど、本県水産業はこれまでに経験のない危機的な状況に置かれています。

本県では、水産関係団体と行政との連携により、サケの種卵確保や大型で強靱な稚魚の放流などの対策を講じているところですが、依然としてサケ資源の回復は遅れており、より一層の復興の推進を図り、将来にわたり持続的で活力のある水産業が展開されるためには、不漁への対策と併せて、漁業と流通・加工業の一体的な再生に向けた更なる取組が必要な状況にあります。

第2期復興・創生期間以降においても、こうした課題に対応するための取組を支援するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 サケふ化放流事業の再生

震災を契機としたサケ資源の激減により、水揚げが著しく低迷したままとなっており、水揚げ賦課金を原資とするサケふ化放流事業のサイクルが、崩壊しかねない危機的な状況にあります。

このため、持続的なサケふ化放流事業の再生に向け、引き続き、種苗生産に必要な親魚の確保や、水揚げ減収分への補填に対する支援を継続するよう要望します。

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

本県の水産資源の回復に向け、アワビ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

3 流通・加工業の再生

販路の回復及び拡大を図るため、水産流通加工事業者が行う省力化機器等の整備に対する支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 サケふ化放流事業の再生

- 震災後、国からサケの種苗放流に係る経費を支援いただき、一時的に震災前と同水準の稚魚放流ができたものの、ふ化施設の復旧途上における放流数が減少したこと等から、資源回復の遅れが続き、震災の影響によるサケ資源の減少は令和8年度も続く予想。
- サケの放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業により、多額の負債を抱え、経営が厳しい状況。
- また、採卵用親魚の不足に対応するため、定置網に入網したサケを親魚として利用せざるを得ない等、各漁協におけるサケの種苗生産に要する経費が増大していることから、本県水産業が復興し、自立的な種苗生産・放流体制が構築されるまでの間、引き続き国による支援が必要。

《本県サケ放流尾数と被災海域における種苗放流支援事業費》 (単位：百万尾、百万円)

年度	震災前 (A)※	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (B)	B/A
放流尾数	442	409	389	309	371	413	180	232	53	94	56	20	4.5%
事業費		546	698	501	439	307	360	361	344	322	364	334	—
うち国費		364	464	334	293	205	240	241	229	215	243	223	—

※ 平成19～21年度の平均値

(岩手県調べ)

《サケ漁獲量の推移》

(単位：トン)

	震災前 (A)※2	令和5年 (B)	令和6年 (C)	C/A	C/B
全 国※1	171,530	58,540	46,636	27%	80%
岩手県	25,053	134	117	0.5%	87%

※1 河川捕獲及び海産親魚を含まない。(国立研究開発法人水産研究・教育機構調べ)

※2 平成20～22年度の平均値

＜参考1＞ 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年餌となるコンブ等の海藻の生育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。

《岩手県におけるアワビの漁獲量》

(単位：トン)

	震災前 (A)※	令和5年度 (B)	令和6年度 (C)	C/A	C/B
アワビ	343	101	59	17%	58%

※ 震災前はH20～22年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

- 令和6年12月に復興推進会議が決定した『「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等』では、被災地の中核産業である水産業について、次のとおり課題認識をまとめている。

「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等（令和6年12月27日復興推進会議決定） p20

被災地の中核産業である水産業について、水揚げの回復や水産加工業の売上の回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁など我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。

＜参考2＞ 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

3 流通・加工業の再生

- 令和6年6月公表の水産庁の復興状況アンケート※によると、本県では、売上の回復が震災前水準の9割未満である水産加工業者は58%で半数以上を占めており、依然として回復が遅れている。
- また、売上が回復できない要因としては、「原材料の不足」（66%）の割合が最も高く、次いで「人材の不足」（43%）、「販路の不足・喪失」（41%）となっている。
- 「原材料の不足」と「人材の不足」については、主要魚種の不漁等による影響を大きく受けている一方で、「販路の不足・喪失」については、震災による影響を大きく受けている。
- ※ 水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）（被災6県対象）
- 県内の水産加工業者は、国の水産業復興販売加速化支援事業を活用し、震災により失われた販路の回復や新規創出等に取り組んでおり、販路回復等の支援策として有効であることから、今後も継続支援が必要。

＜事業導入実績＞

（単位：社）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計（延べ）
13	11	7	9	11	6	4	5	4	5	75

＜参考3＞ 国の関連事業：「水産業復興販売加速化支援事業」、
「持続可能な水産加工流通システム推進事業」

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

16 被災事業者への支援策の継続

国においては、東日本大震災津波による被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関を設置していただいたほか、令和元年東日本台風災害や二度にわたる福島県沖地震災害においても、各種支援制度を創設いただき、これにより、被災地では、産業の復興、なりわいの再生が進んでいます。

一方、事業再開したものの、労働人口の不足や物価・エネルギー価格高騰、主要魚種の不漁などの課題の複雑多様化により、業績が震災前の水準にまで回復しておらず、今後も事業再生、なりわい再生に向けた各種支援の継続が必要となっています。

また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により支援を受けて事業再生した事業者においても、取得財産の処分の制限が事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦を妨げている場合があります。

こうした状況に対応するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業再生等に向けた支援策の継続

令和8年度以降も二重債務対策をはじめとする事業再生等に向けた支援策を継続するとともに、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により取得した財産の処分については、事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦の後押しとなるよう、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を要望します。

2 被災地域におけるなりわいの再生への支援の継続

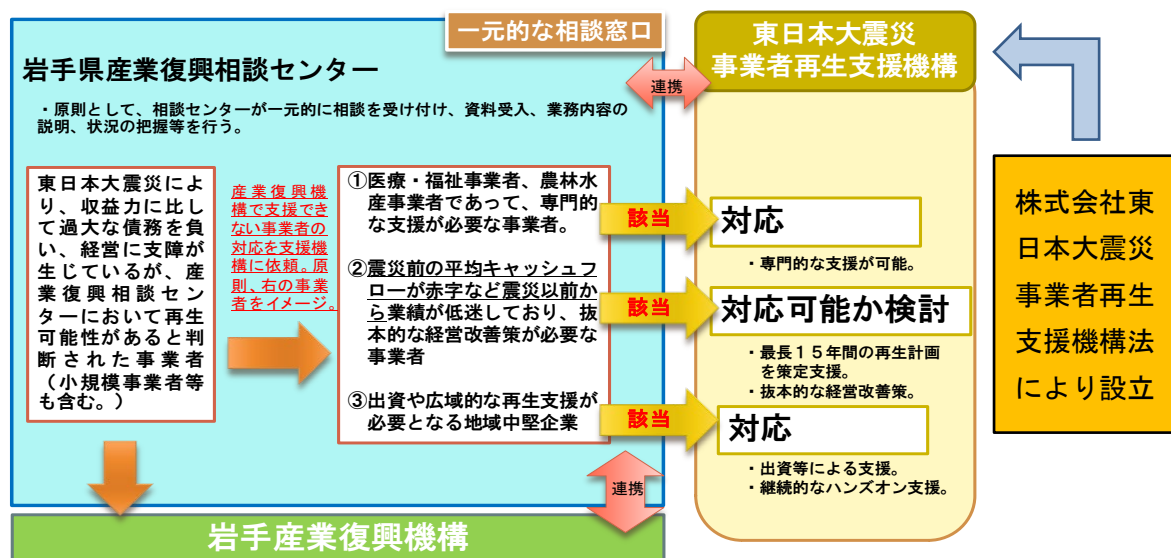
国においては、「新ハズオン支援」や「結の場」事業について、令和7年度末をもって終了することを検討しているところですが、労働人口の不足や物価・エネルギー価格高騰、主要魚種の不漁など、被災地を取り巻く課題は複雑化・多様化していることから、なりわいの再生に向けた事業者支援にあたる県や市町村、商工団体等に対する所要の財政措置や技術的助言など、被災地への支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業再生等に向けた支援策の継続

(1) 事業再生の実現に向けた支援策の継続

- 産業復興相談センター等の支援の枠組



《産業復興相談センターの支援状況（令和7年3月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応		
	債権買取	長期返済猶予	新規融資
1,464	110	180	25

※ 債権買取は令和3年3月で終了（返済期限：債権買取から10年後）

※ 債権買取を行った110件のうち、支援を継続（令和7年度以降にEXIT期限到来）しているのは2件

《東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（令和7年3月末累計）》

相談件数	支援数	支援の内訳		
		大口	中口	小口
531	167	5	48	114

※ 大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満

※ 支援決定は令和3年3月で終了（返済期限：債権買取から15年後）

※ 支援決定を行った167件のうち、支援を継続しているのは92件（令和6年12月末時点）

- 債権買取により震災前債務を棚上げし、現在も支援を継続している事業者が存在することから、令和8年度以降も産業復興相談センター等による支援体制の継続が必要。

(2) グループ補助金に係る財産処分

① 財産処分の課題

処分制限期間は長期にわたることもある一方、人口減少や物価高騰、主要魚種の不漁など、被災事業者を取り巻く状況が被災当時から大きく変化していることから、事業者が業態転換や新分野への挑戦など事業継続に向け取り組む場合には、財産処分について柔軟な制度運用が必要。

② 財産処分の承認に伴い納付を求めた事例

- 飲食店を営む事業者が、コロナ禍による売上減少を補いながら事業継続を図るため、店内を一部改修して釣具販売スペースを併設した際に、業態転換による財産の転用と判断され、納付を求めたもの。(納付額：約 225 万円)

③ 岩手県内の財産処分承認件数と納付状況（令和 7 年 3 月 20 日現在）

- 財産処分承認件数：745 件
(内訳) 転用 11 件、有償譲渡 65 件、無償譲渡 69 件、有償貸付 4 件、無償貸付 15 件、担保処分 451 件、取壊し 81 件、廃棄 49 件
- 納付命令件数：115 件
(内訳) 転用 10 件、有償譲渡 56 件、無償譲渡 11 件、有償貸付 2 件、無償貸付 0 件、担保処分 0 件、取壊し 19 件、廃棄 17 件
- 県への納付額：合計 397,901,427 円

＜グループ補助金の交付決定実績（令和 7 年 3 月 31 現在）＞

年度	H23 から H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計
事業者数	1,487	38	23	22	3	0	0	0	1,573

2 被災地域におけるなりわいの再生への支援の継続

(1) 主要魚種の不漁の状況

主要魚種の漁獲、生産量の推移

(数量：トン)

魚 種	震災前 (①)	R 4 年(度) (②)	R 5 年(度) (③)	R 6 年(度) (④)	震災前比 ④／①	前年比 ④／③	備 考
サケ	25,053	446	134	※117	0.5%	87%	年度集計
スルメイカ	18,547	2,010	2,590	2,812	15%	109%	暦年集計
サンマ	52,240	3,485	4,366	7,204	14%	165%	暦年集計
アワビ	343	111	101	59	17%	58%	年度集計
ウニ (むき身)	122	100	120	55	45%	46%	年度集計
ワカメ	22,131	11,946	11,274	9,660	44%	86%	養 殖 年 度 (暦年)
ホタテガイ	6,288	1,668	1,530	392	6%	26%	年度集計

※ サケは令和 7 年 1 月 20 日現在

※ 震災前：H20～H22 年(度)の 3 か年平均

※ 資料：水産振興課調べ、いわて大漁ナビ、県漁連共販実績値

(2) 沿岸地域における水産加工業の有効求人倍率等の推移

年月	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3
有効求職者数	49	60	56	54	46	43	41
有効求人数	89	80	83	75	87	83	91
有効求人倍率	1. 82	1. 33	1. 48	1. 39	1. 89	1. 93	2. 22
【参考】有効求人倍率（全県）	1. 23	1. 24	1. 25	1. 26	1. 26	1. 22	1. 19
就職件数	15	12	11	9	8	5	12

（岩手労働局提供資料）

(3) 復興庁事業終了の検討

国の復興推進委員会では、復興庁事業である「新ハンズオン支援」や「結の場」について、令和7年度末までに完了することを提言し、「今後は必要に応じて、県庁や商工団体が主体となって新ハンズオン支援や結の場と同様の事業を行うことを可能とするべく、復興庁が蓄積した支援ノウハウ・意見を共有する等の所要のサポートを行うことにより、被災地域において個々の実情に応じた持続可能な生業再生・産業復興に役立ててもらうほか、支援を受けた事業の成果を追い、発信していくことも重要」と考えられるとしている（復興推進委員会「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」（令和6年8月21日））。

復興庁ではこれを受け、当該事業の終了と本県や宮城県へのノウハウ提供等による引継ぎを検討しているところであるが、労働人口の不足や物価・エネルギー価格高騰、主要魚種の不漁など、被災地を取り巻く課題は複雑化・多様化していることから、令和8年度以降においても、引き続き事業者支援にあたる県や市町村、商工団体等に対して、所要の財政措置や技術的助言などの支援の継続が必要。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課
復興防災部 復興くらし再建課

17 観光復興に向けた支援策の拡充

東日本大震災津波から 14 年が経過し、復興道路等の全線開通や新たなまちづくりが進むなか、国のグリーン復興プロジェクトの一つの取組として設定された「みちのく潮風トレイル」は、国内外からの注目が高まっており、これらを活用した観光振興を通じて交流人口の拡大を図っていく必要があります。

このためには、被災地における登録DMOを核として、人材育成や様々な主体が一体となった体制整備を図っていくことが重要となります。

また、被災地の宿泊施設は、コロナ禍の影響を受け、経営が極めて厳しい状況にあることから、観光客の受入環境整備や経営基盤強化に向けた支援が必要です。

さらに、本県の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年には震災前を上回ったものの、全国の伸び率を下回っていることから、三陸の優れた観光資源を生かした海外からの誘客促進を図っていく必要があります。

については、沿岸被災地の観光再生に向けた体制整備や、海外からの誘客促進に取り組んでいくため、観光復興につながる支援策を拡充するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地の観光再生への支援

人口減少が進む沿岸被災地においては、震災の教訓の伝承発信などにより、観光を通じた交流人口の拡大を図っていくことが重要であり、観光地域づくりに携わる実践力のある人材の育成や体制整備を進めていく必要があることから、ブルーツーリズム推進支援事業における補助対象の拡大のほか、地域における「みちのく潮風トレイル」の受入態勢強化に向けて、観光分野と環境分野が一体となった支援策を講じるよう要望します。

また、被災地の宿泊施設は、復興に向けて取り組む中であって、コロナ禍の影響を大きく受け、経営が極めて厳しい状況であることから、誘客拡大に向けた施設改修などの受入環境整備や、DXの推進による労働生産性向上、専門家派遣を通じた経営改善などの経営基盤強化に向けた支援策を拡充するよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

復興道路等の新しい交通ネットワークやみちのく潮風トレイル、体験型ツーリズムを活用した周遊・滞在型観光コンテンツの充実、また、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢整備の強化をはじめ、被災地域が一体となった誘客拡大の取組を進めるため、新たな交付金制度の創設などの支援策を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の観光再生への支援

(1) ブルートourizm推進支援事業の補助対象の拡大

- 令和4年度からブルートourizm推進支援事業が創設されたが、事業の対象が海水浴場等の受入環境整備、プロモーション等限定されているところ。
- 被災地域への誘客拡大に当たっては、海の魅力に加えて、震災伝承施設、みちのく潮風トレイル等の国内外から注目の高い観光コンテンツなど、地域の魅力を活用したプロモーションが重要であり、それを担う人材の育成や推進体制の強化が必要であることから、設立を検討している地域のDMOの立ち上げや運営など、補助対象の拡大が必要。

【参考】本県DMOの状況

- ・ 地域連携DMO：3団体、地域DMO：7団体が登録DMOに登録
(うち三陸地域の地域連携DMO：2団体、地域DMO：3団体)
- ・ また、三陸地域の2団体が地域DMOの候補DMOとして現在登録中

ブルートourizm推進支援事業の概要

- ・ 補助対象事業：海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ・マリーナ・観光船舶を対象とした環境認証の取得に係る事業
- ・ 補助対象者：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO
- ・ 補助率：8／10
- ・ R6事業実績：5市町村

〔主な取組〕

- ・ 看板等の設置、ブルートourizmPRイベントの開催（久慈市）
- ・ モニターツアーの実施（田野畑村、大槌町）
- ・ 環境整備に向けた資機材購入（大槌町）
- ・ インバウンドに対応したガイド養成（（一社）宮古観光文化交流協会）
- ・ フォトスポットの整備、フォトコンテスト、通路舗装（陸前高田市）

【圏域別宿泊者数の推移】

【圏域別宿泊者数推移】

圏域	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2020/ 2019比	2021/ 2019比	2022/ 2019比	2023/ 2019比	2024/ 2019比
県央計	2,748,200	1,784,770	1,844,150	2,273,710	2,522,680	2,650,610	65%	67%	83%	92%	96%
県南計	2,305,050	1,677,550	1,824,880	2,082,410	2,286,020	2,074,620	73%	79%	90%	99%	90%
沿岸計 (13市町村)	1,168,680	785,930	820,790	861,980	836,120	846,790	67%	70%	74%	72%	72%
県北計 (4市町村)	54,750	63,740	60,100	59,350	63,500	81,290	116%	110%	108%	116%	148%
総計	6,276,680	4,311,990	4,549,920	5,277,450	5,708,320	5,653,310	69%	72%	84%	91%	90%

※観光庁宿泊統計調査(参考として提供を受けたもの)

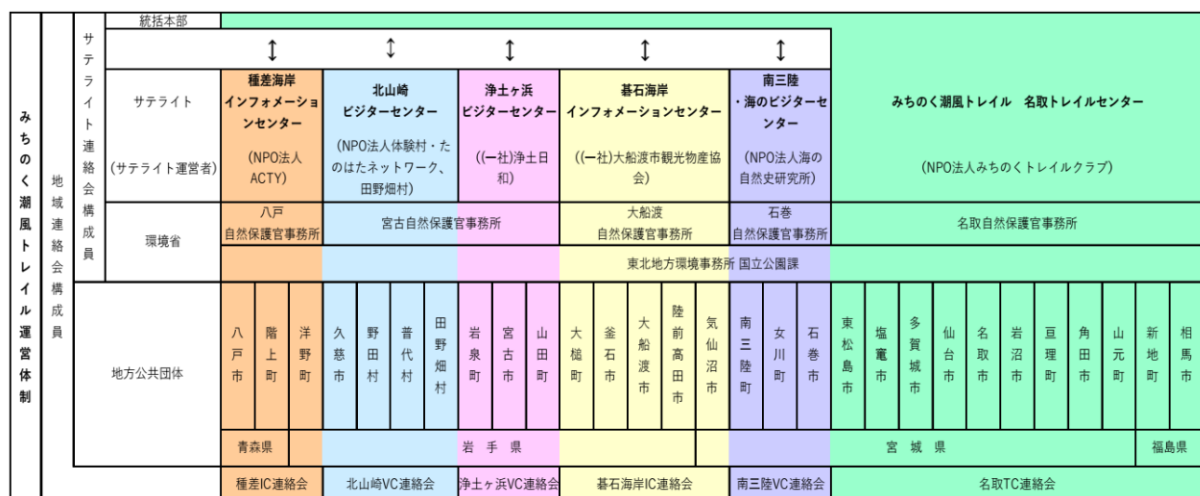
※沿岸13市町村: 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、久慈市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、洋野町

県北4市町村: 二戸市、軽米町、野田村、一戸町

(2) みちのく潮風トレイルの受入の状況

- みちのく潮風トレイルの運営は、環境省が設置するみちのく潮風トレイル名取トレイルセンターや碓氷インフォメーションセンターなどを中心にトレイルを歩くための情報や三陸復興国立公園内の景勝地などの案内が行われている。また、各市町村でトレイルマップの作成、HPやSNSを活用した情報発信などに取り組むほか、民間事業者による荷物配送などのサービスが実施されている。
- こうした取組は、各市町村や地域ごと、また、観光分野と環境分野がそれぞれ実施しており、ハイカーが向かう先の地域の情報や、トレイルコースの整備などの情報も共有が進んでおらず、観光分野と環境分野の相互の連携強化が特に必要とされる。また、このみちのく潮風トレイルは、4県に跨っており、4県間の連携も十分ではない。県においては、令和7年度に三陸事業者を対象としたワークショップを開催して、みちのく潮風トレイルに関連するコンテンツや周辺情報を取りまとめ、地域で共有することとしているが、ハイカーの満足度を向上させ、再来訪の促進や新たなハイカーの来訪には、好事例の普及拡大を図り、地域が一体となった受入態勢を強化することに取り組んでいく必要がある。

(みちのく潮風トレイル運営体制図)



(3) 宿泊施設の復興に向けた国の支援制度の活用状況

ア 観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズムの創出事業

- 高齢者、障がい者、訪日外国人旅行者等へストレスフリーな宿泊環境を整備するため、ユニバーサルツーリズムを推進するものであり、補助対象事業がユニバーサルツーリズムの実現のための施設改修に限定されている。
- また、補助対象は宿泊事業者であるが、小規模、零細な事業者にとっては持ち出しの負担が大きいこと、また、比較的規模の大きな事業者にとっては補助上限額が低いこともあり事業の活用が進んでいない。

イ 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

- DXの推進を通じた全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援、データを活用した地域活性化モデルの構築を実施するもの。
- 令和6年度までは国の実証事業として実施されていたもの。採択件数が少なく本県の事業者からも申請を行ったが不採択となっている。

〔実証事業〕

- ・採択件数 全国で10件程度

〔補助事業〕

- ・本県でのR6実績 なし

○全国及び東北の外国人宿泊者数の推移(全施設)

(単位:人泊)

2 海外からの誘客促進への支援

- 令和6年の訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高の約1億6,360万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数も過去最高の38万3千人泊となったが、全国のコロナ禍前からの伸び率を下回っており、更なる誘客拡大が必要となっている。
- 「東北観光復興対策交付金制度」が令和2年度に終了し、また、地方運輸局と地方自治体が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和4年度からは全国的に措置されないこととなった。

	H22	R1	R5	R6
全国	28,054,620	115,656,350 (412.3)	114,336,090 (407.5)	163,598,990 (583.1)
東北	603,380	1,851,700 (306.9)	1,543,340 (255.8)	2,293,770 (380.2)
青森県	65,210	356,550 (546.8)	271,020 (415.6)	435,010 (667.1)
岩手県	90,960	343,970 (378.2)	271,380 (298.4)	383,040 (421.1)
宮城県	200,220	563,040 (281.2)	518,330 (258.9)	769,540 (384.3)
秋田県	87,770	139,400 (158.8)	95,460 (108.8)	114,690 (130.7)
山形県	59,920	234,050 (390.6)	166,930 (278.6)	246,190 (410.9)
福島県	99,300	214,690 (216.2)	220,220 (221.8)	345,300 (347.7)

※ 出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」／R6は速報値

※ ()内はH22の値を基準とした伸び率(単位:%)

- 外国人観光客の来県による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、海にフォーカスした観光にとどまらず、昨今、注目が高まっているみちのく潮風トレイルや、「食」、「体験アクティビティ」等多様な観光資源を活用して被災地が一体となって滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などに取り組むことが重要であり、誘客拡大に向けた取組に幅広く活用できる事業が必要。

【県担当部局】商工労働観光部 観光・プロモーション室

18 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

発災から 14 年が経過し、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のためには、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓の伝承と復興の姿の継続した発信が重要です。

令和 6 年 12 月 27 日に復興推進会議で決定された「第 2 期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等においては、「令和 8 年度以降も東日本大震災の風化防止と教訓の継承の取組は継続する必要がある、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進める」とこととされており、国と被災地が連携した震災伝承ネットワーク協議会などによる取組が進められているところです。

本県では、令和元年度から 10 年間を計画期間とする「いわて県民計画（2019～2028）」において、新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしています。

国においても、被災地と連携した震災の風化防止や防災力向上に向けた取組の強化や、被災地の取組に対する総合的な支援を講ずるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地の伝承・発信等に係る取組への支援

被災地においては、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のため、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信に向けた取組が進められています。

一方、年月の経過により、震災の記憶や経験がない世代が増加し、震災の風化や関心の低下が懸念されるところであり、こうした取組を持続するためには、伝承・発信の担い手の確保や育成等を継続的に行っていく必要があることから、新たな支援制度を創設するよう要望します。

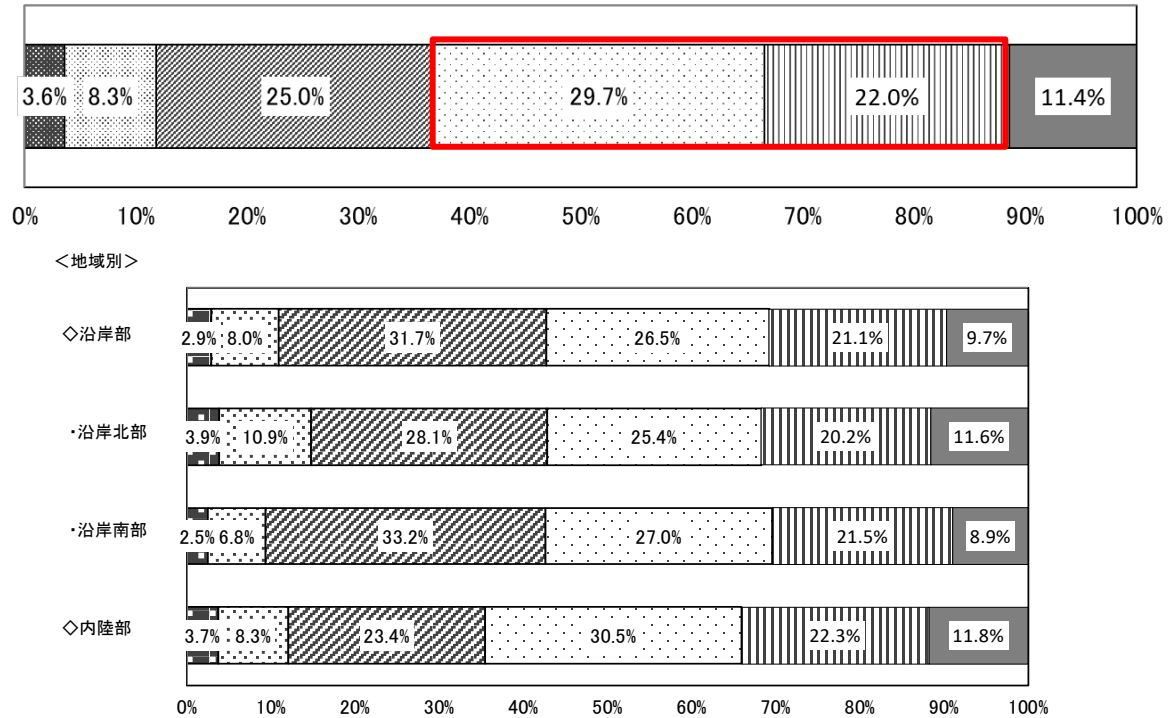
また、国においても、震災の風化防止や防災力向上に向けた継続的な取組、被災地と連携した情報発信を強化するよう要望します。

【現状と課題】

- 年月の経過とともに、震災の記憶や経験がない世代が増加し、東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、教訓や復興のプロセスを全国的に共有していくことが必要。

【参考１ 令和７年意識調査で「風化を感じる」と回答した人の割合（復興推進課調）】

- 進んでいないと感じる
- やや進んでいると感じる
- どちらともいえない
- 進んでいると感じる
- 分からない・無回答



震災の風化が「進んでいると感じる」「やや進んでいると感じる」と回答した割合は県全体で 51.7%

【参考２ 県内震災伝承施設等の利用者数等の変化（観光・プロモーション室調（聞き取り調査））】

【震災語り部ガイド団体受入数の推移（H24～R５年度）】（単位：人、団体）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受入人数	79,041	105,351	104,637	77,123	60,195	49,567	47,960	50,188	21,349	30,586	36,102	33,088
受入団体数	4,050	5,131	4,991	3,887	3,267	2,737	2,602	2,599	904	1,109	1,479	1,557
対前年比 (受入人数)	-	133.3%	99.3%	73.7%	78.1%	82.3%	96.8%	104.6%	42.5%	143.3%	118.0%	91.7%
対前年比 (受入団体数)	-	126.7%	97.3%	77.9%	84.0%	83.8%	95.1%	99.9%	34.8%	122.7%	133.4%	105.3%

震災語り部ガイド等の受入人数は、平成 25 年度をピークに減少傾向であり、令和 5 年度実績はピーク時の 31.4%。全国的な関心の低下が懸念。

- 県内の震災伝承の担い手は、NPO 法人や市町村の観光協会等が主であるが、令和 4 年度に東日本大震災津波伝承館が県内 13 団体に実施した調査では、担い手の高齢化等に伴い、ガイド人材の確保を課題にあげた団体が 9 団体（69.2%）あり、対応が必要なところ。

- 本県では、令和元年度から新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、被災県の責務として、国内のみならず世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくために必要な取組について、永続的に実施することとしているところ。

《本県の取組例》

・ 「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定（令和３年２月１９日公布、施行）

震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切にし、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓う日として、３月１１日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」とする条例を制定。

・ 東日本大震災津波伝承館

震災の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していくため、三陸の津波災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災の経験から得た教訓などを学ぶことができるよう、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に令和元年９月２２日に開館した、日本を代表するような震災津波学習拠点。令和７年３月末時点で約１１９万人が来館。

・ いわて震災津波アーカイブ～希望～

東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に活かすため、平成２９年３月にインターネット上で公開し、収集した約２４万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できる仕組みを構築（平成３０年８月から「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」、令和２年２月からハーバード大学エドウィン・Ｏ・ライシャワー日本研究所の「日本災害ＤＩＧＩＴＡＬアーカイブ」との連携開始）。

・ いわて震災伝承施設・団体ガイド IWATE TSUTAERU ～語り継ぐ 未来のために～

東日本大震災津波の事実と教訓を共有して震災の風化や関心の低下を防ぎ、自然災害に強い社会の実現を目指すため、県内の震災伝承施設等をつなぐウェブサイト进行令和７年３月に公開。令和７年度は当サイトを活用し、震災伝承施設等のネットワーク化に取り組む予定。

・ 復興フォーラム

ア 県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図るために毎年度開催。

イ 県外フォーラム（令和２年度まで関係都道府県と共催）

全国からの支援への感謝を伝えるとともに、被災地における復興への取組や現状を伝えることによって、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図るために毎年度開催。令和３年度以降は、県外向け復興情報番組を制作し、放映。

ウ 東日本大震災復興フォーラム（被災４県・東京都との共催）

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼びかけるために毎年度開催。令和３年度以降は、風化防止イベントとして実施。

【復興フォーラム開催状況】

年度	県内フォーラム		県外フォーラム		4県フォーラム（H24～R2） 東日本大震災復興フォーラム（R3～）		
	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	幹事県
H23	—	—	H24. 2. 3	東京都	—	—	—
	—	—	H24. 3. 26	東京都	—	—	—
H24	H25. 2. 9	宮古市	H25. 1. 26	大阪府	H25. 2. 6	東京都	岩手県
H25	H25. 11. 2	大船渡市	H25. 12. 19	愛知県	H26. 2. 13	東京都	宮城県
H26	H27. 1. 15～16	盛岡市、 大船渡市	H27. 1. 8	兵庫県	H27. 2. 12	東京都	福島県
H27	H28. 1. 22～23	盛岡市、 大槌町	H27. 12. 18	静岡県	H28. 2. 10	東京都	青森県
H28	H29. 1. 20～21	盛岡市、 釜石市	H28. 12. 3	長野県	H29. 3. 3	東京都	岩手県
H29	H30. 1. 26～27	盛岡市、 大船渡市ほか	H29. 12. 9	東京都	H29. 2. 17	東京都	宮城県
H30	H30. 12. 16～17	盛岡市、 宮古市	H30. 11. 17	埼玉県	H31. 2. 10	東京都	福島県
R1	(三陸防災復興プロジェクト2019) R1. 6. 28 R1. 7. 19	久慈市 大船渡市	R1. 12. 7	神奈川県	R2. 2. 16	東京都	岩手県
	R2. 1. 26～27	盛岡市、 釜石市					
R2	R3. 1. 31～2. 1	盛岡市	R2. 12. 13	東京都 ＜リモート＞	フォーラム形式は中止 （オンライン活用）		宮城県
R3	R3. 7. 4	宮古市	R4. 2. 19	名古屋 ＜テレビ＞	オンライン： R4. 1. 21～3. 21 風化防止イベント： R4. 3. 5～3. 11	東京都	宮城県
R4	R4. 7. 2～3 R4. 9. 25	釜石市、 陸前高田市	R5. 1. 29	兵 庫 ＜テレビ＞	オンライン： R5. 1. 26～3. 19 風化防止イベント： R5. 3. 5～3. 11	東京都	福島県
R5	R5. 7. 9 R5. 12. 17	宮古市 盛岡市	R6. 1. 27	関東圏 ＜テレビ＞	SNS キャンペーン： R6. 2. 1～3. 11 風化防止イベント： R6. 3. 7～3. 11	東京都	岩手県
R6	R6. 9. 8 R6. 9. 21	田野畑村・山 田町、 陸前高田市	R7. 2. 22	福 岡 ＜テレビ＞	SNS キャンペーン： R7. 2. 1～3. 11 風化防止イベント： R7. 3. 7～3. 11	東京都	宮城県

・ 東日本大震災津波追悼式の開催

県として犠牲者を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにするため、平成 23 年度から令和 4 年度まで市町村と合同で毎年追悼式を開催してきたが、令和 5 年度以降は、盛岡広域首长懇談会と共催し、内陸の盛岡市において県主催の追悼式を開催。令和 6 年度は、伊藤復興大臣等を始めとする御来賓を始め、県民等約 300 人が参列。

- 国においては、令和 4 年 10 月より「東日本大震災の復興政策 10 年間の振り返りに関する有識者会議」が複数回開催され、令和 5 年 3 月 10 日には、東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」が公開されたほか、3 月 31 日には、『るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド』が制作されたところ。また、令和 5 年度から復興庁において、語り部等への感謝状が贈呈されているところ。
- 震災伝承ネットワーク協議会（事務局：東北地方整備局）が令和 4 年 11 月、12 月に開催した「震災伝承施設連絡会議」において、参加した震災伝承施設の管理者等から、語り部等の高齢化・継続（育成）等が課題であるとされたところだが、その後、特段対応はなされていない。
- 県では、これまでの取組の成果を踏まえ、今後も、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信に取り組む責務があり、こうした取組を実施するためには、伝承・発信の担い手の確保や育成等を継続的に行っていく必要があることから、新たな支援制度の創設が必要。
- また、震災の風化防止や国内外の防災力向上のためには、震災伝承ネットワーク協議会などの国と被災地が連携した情報発信の強化や、他の被災地や国際的な防災機関等との連携に対する支援が必要。

19 大船渡市林野火災に係る災害応急対策等への 財政措置

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、平成以降で国内最大規模の焼損面積となり、東日本大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中、度重なる自然災害による県民生活や県内経済への影響は非常に大きなものとなっています。ついては、被災者の生活再建支援、被災地域の早期復旧を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 大船渡市林野火災に係る災害応急対策等への財政措置

災害応急対策のほか被災者や被災した事業者への支援など、復旧・復興に要する経費に対し、創造的復興交付金を含め特段の財政措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 大船渡市林野火災に係る災害応急対策等への財政措置

- 令和7年2月26日に発生した今回の林野火災は、焼損面積が約3,370ヘクタールと平成以降国内最大規模となっており、これまでに死亡者が1名のほか、家屋や定置漁業用倉庫を含む多数の建物等が焼損するなど、大きな被害が生じている。
- 本県では、平成23年3月の東日本大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中、度重なる自然災害による県民生活や県内経済への影響は非常に大きなものとなっていることから、被災者等の生活再建支援、被災地域の早期復旧を図っていくためには、国からの十分な財政措置が必要な状況にある。

【県担当部局】総務部 財政課

復興防災部 復興危機管理室
ふるさと振興部 市町村課

20 大船渡市林野火災に係る林業・水産業の復旧・復興に向けた支援

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、平成以降で国内最大規模の延焼範囲となり、東日本大震災津波からの復旧・復興事業で整備した定置漁業用倉庫等に甚大な被害が生じましたが、鎮火までの支援に加え、速やかな激甚災害の指定及び森林災害復旧事業に対する補助のほか、林業・水産業に係る復旧・再建に向けた支援策を早期に示されるなど、特段の配慮をいただいているところです。

今後は、被害状況の全容を早急に把握し、被災した森林や特用林産施設等の復旧と山地災害の未然防止、水産業共同利用施設等の復旧、漁業者等の早期の事業再開や経営再建に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。

このことから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災した森林等の早期復旧及び山地災害防止に向けた支援

(1) 被災した森林の早期復旧

被災した民有林の復旧に向けた「森林災害復旧事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するほか、事業実施期間の延長や森林災害復旧事業計画概要書の提出期限の延長など、補助要件を緩和するよう要望します。

(2) 特用林産施設等の復旧

被災した特用林産施設や高性能林業機械等の復旧に向けた「林業・木材産業循環成長対策交付金」について、必要な予算を十分に措置するとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するほか、被災施設等の一部を再整備する場合でも、全ての撤去・廃棄を補助対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。

(3) 荒廃した森林の山地災害の未然防止

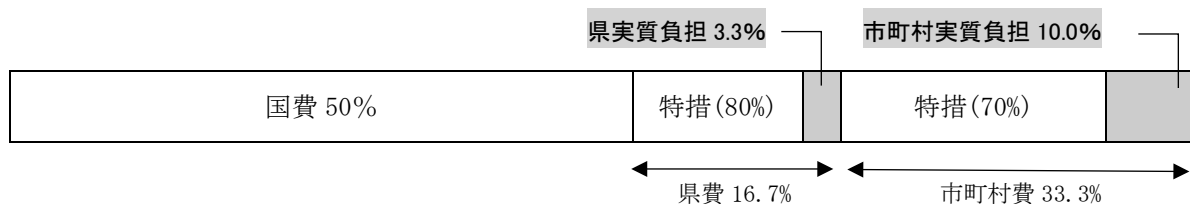
降雨等による山地災害の未然防止に向けた「治山事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 被災した森林等の早期復旧及び山地災害防止に向けた支援

(1) 被災した森林の早期復旧

- 被災した民有林は約 2,900ha（調査中）となっており、令和 7 年 3 月 28 日に激甚災害及び森林災害復旧事業の適用措置の指定をいただいたところ。
- 被害木の伐採や伐採跡地の造林等、大船渡市からの事業要望に応じていくためには、森林災害復旧事業予算の十分な措置が必要。
- 森林災害復旧事業の補助率は国 1/2、県 1/6 であり、県負担に対し特別交付税 80%が措置されるほか、市町村が事業主体の場合、市町村負担に対し特別交付税 70%が措置されるようですが、被災区域が広大であり、事業実施に伴う地方公共団体の財政負担が極めて大きくなることから、特例的な負担軽減策が必要。



- 災害復旧の規模が大きいことから、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 56 年 4 月 17 日付け 56 林野造第 52 号農林水産事務次官依命通知）に定める以下の要件の緩和が必要。
 - ・ 森林災害復旧事業計画概要書が、激甚災害指定から 30 日以内の提出であること。
 - ・ 事業実施期間が、被害木等の伐採及び搬出は災害発生年度を含む 4 ヶ年度以内、跡地造林は災害発生年度を含む 5 ヶ年度以内であること。
 - ・ 保安林以外の森林については森林経営計画の作成が事業要件となっており、計画作成や審査等に多大な事務が発生し、相当の期間が必要となること。
 - ・ 森林災害復旧事業の内容は被害木等の整理や跡地造林であり、植栽木の健全な育成を図るために不可欠な下刈り作業が対象となっていないこと。

森林災害復旧事業の実施区域
激甚災害を受けた人工林の区域のうち、次の基準に該当し、おおむね 5 ヘクタール以上の区域 ① 保安林、保安林予定森林等 ② 森林経営計画の対象森林 ③ 都道府県有林（県行造林地を含む）で森林経営計画の対象森林

森林災害復旧事業の事業内容
① 被害木等の伐採及び搬出 ② 被害木等の伐採跡地における造林 ③ 倒伏した造林木の引きこし ④ 作業路の開設

(2) 特用林産施設等の復旧

- 森林組合の高性能林業機械等 4 台と菌床しいたけ生産者の栽培ハウス 2 棟及び菌床用培地 8,000 個等が被災。

項目	事業体等	被害内容	被害額	備考
①林業機械等	森林組合	高性能林業機械等 4 台 焼損 フェラーバンチャザウルスロボ 1 台 グラップル付バックホウ 2 台 フォワーダ 1 台	調査中	東日本大震災 津波被害との 二重被災 (1 台)
②特用林産施設	個人	菌床しいたけ栽培ハウス 2 棟 焼損 菌床用培地 8,000 個 焼損 (市内のハウス 3 棟で生産継続中)	調査中	
③特用林産物	個人	菌床しいたけ 700 kg 廃棄 (当該菌床は継続使用中)	調査中	

- 林野庁所管の林業・木材産業循環成長対策交付金で被災施設等の再整備と撤去・廃棄が可能であるが、自己負担額が大きいことが課題。

事業内容	①高性能林業機械等の整備 (被災施設等の再整備)	②特用林産振興施設等の整備 (被災施設等の再整備)
事業実施主体	選定経営体等	農業協同組合又は 5 者以上の団体等
対象経費	・高性能林業機械等 ・被災施設の解体、撤去及び廃棄経費を含む (生産資材のみの場合は含まない)	・特用林産施設(発生用建物) ・特用林産生産資材(菌床)
補助率等	国費 1/2 以内	国費 1/2 以内

【参考】災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省所管）
激甚災害の場合：国の負担割合の合計：95.7%

- 林業・木材産業循環成長対策交付金に、県や市が嵩上げを行う場合、一般単独災害復旧事業債（充当率 65%）を充当することができ、償還に対して交付税が措置されるところであるが、地方公共団体の負担軽減のため、充当率の引き上げなど、特例的な負担軽減策が必要。
- 林業・木材産業循環成長対策交付金を活用し、規模を縮小して再整備を行う場合でも、再整備を行わない被災施設等に係る撤去・廃棄が必要となるもの。

(3) 荒廃した森林の山地災害の未然防止

- 林野火災で立木や下層植生等が焼損したことにより裸地化するなど、水源の涵養や土砂の流出防備などの森林が持つ公益的機能の低下が懸念され、梅雨時期等の大雨による山地災害発生のリスクが高まっていることから、災害未然防止のため治山ダム等の整備が必要。
- 土砂流出について緊急に対策が必要な個所は、災害関連緊急治山事業により実施するところであるが、森林の復旧には、森林造成等と一体的に治山施設を整備する防災林造成事業等の実施が必要であり、計画的に進めていくためには予算の安定的かつ十分な確保が必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課、森林保全課

《 要 望 事 項 》

2 被災した水産業共同利用施設等の復旧に向けた支援

(1) 水産業共同利用施設等の早期復旧

被災した漁協が活用を想定している「浜の活力再生・成長促進交付金」や「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」等について、事業計画の策定から交付決定に至る期間の短縮など、早期の事業着手を可能とするよう要望します。

(2) 被害を受けた漁業者等の経営再建

被害を受けた漁業者等の経営再建に向け、火災により焼損した漁業者等が所有する機器等についても支援の対象とするなど、被害の実情に応じたきめ細かな支援措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

《水産関係の被害状況（令和7年4月18日現在）》

区分	被害の内容	数量	被害額（千円）
水産施設	共同利用施設（定置漁業用倉庫等）	3棟	424,936
漁具	定置漁業用倉庫に保管されていた定置網	4セット	700,000
水産物	停電等による養殖アワビの死滅	約250万個	調査中
漁港施設	泊地内への焼損木の漂着被害等	4漁港	4,290
その他	個人所有の倉庫等	—	501,800

2 被災した水産業共同利用施設等の復旧に向けた支援

(1) 水産業共同利用施設等の早期復旧

- 東日本大震災津波からの復旧・復興事業で整備した定置漁業用倉庫が全焼するなど、東日本大震災津波との二重被害となっている状況であることから、地域の基幹産業である水産業の再生に向けて、早期の復旧が必要。
- 「浜の活力再生・成長促進交付金」や「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」等の活用に当たり、事業計画の承認等が必要であるが、既存施設の復旧であることを踏まえ、審査期間等の短縮が必要。

(2) 被害を受けた漁業者等の経営再建

- 今回の林野火災では、多くの住宅や倉庫が被災し、漁業作業で使用する機器等も被害を受けている情報もあるところ。
- 現在、被害の詳細について調査を進めており、被害が確認された場合には、生産者の意向等を踏まえつつ、被害の実情に応じたきめ細かな支援措置が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

21 大船渡市林野火災からの復旧・復興に向けた 土砂災害対策の推進等

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、平成以降で国内最大規模の延焼面積となりました。

今後、森林災害復旧事業等により森林の復旧を図る必要がありますが、事業導入から植生が回復するまでの間の土砂災害リスクの軽減に向け、治山事業や砂防事業による土砂災害対策の推進が求められています。

また、「くらしの再建」を図る被災者が、土砂災害リスクを回避するため、土砂災害特別警戒区域外に移転する場合の支援が求められます。

については、被災地の復旧・復興に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 土砂災害対策の推進

被災地における土石流等から住民の生命や財産を守るため、治山事業と合わせて実施する砂防堰堤の整備などの整備に必要な予算を確保するよう、要望します。

2 土砂災害特別警戒区域内から移転して再建する被災者への支援

「くらしの再建」を図る被災者が、土砂災害リスクを回避するため、土砂災害特別警戒区域外に移転して住宅を再建する場合に、必要となる予算の確保などの財政措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 土砂災害対策の推進

- 被災した民有林は約3,370ha（令和7年4月28日現在）と、平成以降で国内最大規模の面積が延焼。
- 令和7年3月28日に激甚災害及び森林災害復旧事業の適用措置の指定をいただいたことから、今後、同事業等により、森林の復旧を図る必要。
- しかし、事業の導入後から植生が回復するまでの間、土砂災害リスクの増加が懸念。このリスクを軽減するため、治山事業や砂防事業等により、土石流等から住民の生命や財産を守ることが求められる。そのためには、砂防堰堤などの整備に必要な予算の確実な確保が不可欠。

2 土砂災害特別警戒区域内から移転して再建する被災者への支援

- 大船渡市林野火災の被災地には、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に加え、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多数存在。

被災者の「くらしの再建」を図るためには、治山ダムや砂防堰堤の整備などハード対策による「安全・安心」の下支えを行う公助のほか、自助として、土砂災害リスクを回避して住まいの再建を選択する場合も考えられる。

- 平成 23 年東日本大震災津波との「二重被災」となった世帯もある中、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）外に移転して再建を図る被災者に対し、その費用を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の予算確保などの財政措置を講じ、早期再建を後押しする必要。

【県担当部局】 県土整備部 砂防災害課、建築住宅課

22 大船渡市林野火災により被災したテレビ共聴施設 復旧への支援制度の拡充

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、平成以降で国内最大規模の焼損面積となり、東日本大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中、度重なる自然災害による県民生活や県内経済への影響は非常に大きなものとなっています。ついては、被災者の生活再建支援、被災地域の早期復旧を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 大船渡市林野火災により被災したテレビ共聴施設復旧への支援制度の 拡充

大船渡市林野火災により被害を受けたテレビ共聴施設の復旧のため、現行の共聴施設災害復旧事業について、補助対象の拡充や加入者の負担割合が大きい施設の復旧に対する補助率の引上げ等、被害の実情に即した支援を要望します。

【現状と課題】

1 大船渡市林野火災で被災したテレビ共聴施設復旧への支援制度の拡充

- 現行では、無線システム普及支援事業費等補助金により、テレビ共聴施設の災害復旧メニューが用意されているが、総務省所管の事業により整備した施設の復旧のみが補助対象となっていることや、補助率が通常の施設整備と同等の1/2となっていることから、被害の実情に即した支援制度の拡充を要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

23 大船渡市林野火災により被災した児童生徒等の学びの継続や心のサポートへの支援

本県では、東日本大震災津波により、発災から 14 年が経過した今もなお、被災による心のダメージの他、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等により安定した生活を取り戻せない児童生徒が少なからずいます。

東日本大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中、令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市林野火災が発生し、甚大な被害をもたらしたところであり、当災害により被災した児童生徒等の学びの継続や心のサポート等、子どもたちに対する支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 大船渡市林野火災により被災した児童生徒等の学びの継続や心のサポートへの支援

- (1) 大規模林野火災により被災した児童生徒等が安心して学びを継続するために必要な財政上の支援を要望します。
- (2) 被災した児童生徒の心のサポートのために必要なスクールカウンセラー及び生活環境の改善等に向けた働きかけを行うためのスクールソーシャルワーカーの配置に必要な財政上の支援を要望します。

【現状と課題】

1 大船渡市林野火災により被災した児童生徒等の学びの継続への支援

- 大規模林野火災により被災した幼児、児童、生徒及び学生に対し、本県では以下のとおり学びの継続のための支援を実施（予定）している。
 - ・ 修学が困難な生徒等の経済的負担の軽減を図るため、本県並びに学校法人等が行う入学選考料、入学金、授業料等の減免措置に係る経費に対する支援。
 - ・ 低所得世帯（年収 350 万円相当以下）の生徒が大学等への進学を断念することがないよう、進学に伴い必要となる費用の一部を支援。
 - ・ 低所得世帯（年収 350 万円相当以下）の生徒が学校生活に必要な経費（高等学校入学に要する経費、教科書相当額、修学旅行費）を支援。
 - ・ 岩手県立大学が実施する被害学生の入学料及び授業料等の減免措置に係る経費に対する支援。

- 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）の対象となる災害については、激甚災害（本激）に指定されたことを要件としているが、局地的な災害の場合も補助の対象とし、当該事業の柔軟な運用を図るよう、大船渡市から要望があったところ。

2 大船渡市林野火災により被災した児童生徒等の心のサポートへの支援

- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人

- 東日本大震災津波以降、県教育委員会が実施してきた「心とからだの健康観察」においても沿岸部の児童生徒の要サポート率が高止まりしている中、令和7年2月に岩手県大船渡市林野火災が発生した。当災害により被災した沿岸部の児童生徒の長期的な心のサポートが求められる。

《「要サポート」の児童生徒の割合の推移における沿岸部と内陸部の比較について》※過去10年抜粋

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
沿岸部 (%)	13.7	13.3	13.2	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8	15.9	15.5
内陸部 (%)	11.0	11.1	10.7	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0	12.5	12.8

「要サポート」の割合は、沿岸部の方が内陸部よりも高い状況が続いている。

- 沿岸南部教育事務所の林野火災への初期対応
- ・スクールカウンセラーが避難所を含めた学校等の施設10か所を訪問し、児童生徒計61名及び教職員計9名と面談を行った。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室
ふるさと振興部 学事振興課

24 大船渡市林野火災の被災事業者への支援

本県では、平成 23 年 3 月の東日本大震災津波からの復興に取り組んでいた中、本年 2 月に発生した大船渡市林野火災により、二重に被災した事業者が生じるなど、県内経済への影響は甚大なものとなっております。

当該被災地のなりわいの再生のためには、被災施設・設備等の早期の復旧はもとより、雇用の維持においても、二重被災という状況を考慮した特段の支援措置を必要とする事業者がおります。

については、こうした状況に対応するため、被災事業者に対する各種支援措置の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 二重に被災した事業者への支援制度の拡充

令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市林野火災では、平成以降国内最大規模の焼損面積となるなど甚大な被害が生じたところであり、復興途上において、度重なる自然災害により二重に被災した事業者等の復旧にあたり、地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業（自治体連携型補助金（災害時））の補助上限額の引上げや補助対象経費の柔軟な運用など、被害の実態に応じた支援の拡充を図るよう要望します。

また、支援にあたる被災自治体の財政状況にも配慮し、当該補助金に係る地方負担額には地方財政措置を講じるよう、併せて要望します。

2 被災事業者に対する雇用維持のための経済的支援

今回の林野火災に伴う避難及び被災により、多くの事業者が休業を余儀なくされたことから、当面の雇用を維持・継続するため、被災事業者に対する雇用調整助成金の特段の支援について要望します。

具体的には、東日本大震災津波からの復興途上にある中、林野火災による二重被災の状況を踏まえ、被災事業者（災害対策基本法第 60 条における避難指示による休業を余儀なくされた事業者を含む。）が行った休業を、すみやかに雇用調整助成金の対象としていただくよう要望します。

さらに、助成率や期間等について、現在、実施されている令和 6 年能登半島地震に伴う雇用調整助成金の特例措置と同等にさせていただくよう要望します。

3 労働者の経済的支援のための激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置の実施

今回の林野火災に伴う避難及び被災により、多くの事業者が休業を余儀なくされたことから、被保険者の当面の生活維持のため、被災した労働者・離職者等に対する雇用保険に係る特例措置の実施等、特段の支援について要望します。

具体的には、今回の災害は、激甚災害に指定されているものの、激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置がなされていないことから、令和6年能登半島地震に係る措置と同様、特例措置を講じていただくよう要望します。

【現状と課題】

1 二重に被災した事業者への支援制度の拡充

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災では、平成以降国内最大規模の焼損面積となるなど甚大な被害が生じている。

大船渡市林野火災におけるグループ補助金活用事業者の被災状況（令和7年4月3日時点）

被害の内容	事業者数	区分	地域
事業用施設（建物焼失・損壊）	1	商工業者	綾里
事業用施設（倉庫等焼失・損壊）、設備（焼失）	1	商工業者	綾里
事業用施設（倉庫等焼失・損壊）	1	商工業者	綾里
事業用設備（給水管破損）	1	商工業者	綾里
事業用設備（冷凍庫一部焼失）	1	商工業者	綾里
事業用設備（その他）	1	商工業者	綾里
宴会・宿泊の予約キャンセル等	9	宿泊施設業者	綾里
		宿泊施設業者	大船渡
		宿泊施設業者	大船渡
		宿泊施設業者	大船渡
		宿泊施設業者	立根
		宿泊施設業者	末崎
		宿泊施設業者	大船渡
		製造者	猪川
		観光業者	盛
在庫廃棄等	4	商工業者	綾里
		商工業者	綾里
		商工業者	赤崎
		商工業者	綾里
合 計	19	—	—

本県では、これまで、東日本大震災津波からの復旧に全力で取り組む中、平成28年の台風第10号災害や令和元年の台風第19号災害において県内各地で甚大な被害が発生したところであり、度重なる自然災害による地域経済への影響は大きなものとなっている。復興途上において、度重なる自然災害により二重に被災した事業者については、被災事業者向け補助制度である「自治体連携型補助金」（災害時）の補助上限額の引上げや、補助対象経費の柔軟な運用など、被害の実態に応じた支援の拡充が必要。

【自治体連携型補助金（災害時）を活用した支援事業】

事業名	中小企業被災資産復旧緊急対策費補助（令和7年度1号補正）
補助対象者	大船渡市林野火災により事業用資産が被災し、事業を再開しようとする中小企業者
補助対象経費	被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置の取得に要する経費又は施設設備の修繕に要する経費
補助率	3 / 4
補助上限額	30,000 千円／事業者
予算額	97,517 千円
事業スキーム	①「小規模事業者」かつ「建物修繕、設備購入・修繕」の場合（国庫対象） ② 上記①以外(建物取得 又は「中小企業」)の場合（国庫対象外）

【参考】 現行の被災事業者向け補助制度

		自治体連携型補助金（災害救助法）	自治体連携型補助金（局激）	なりわい再建支援補助金（本激）
措置条件		災害救助法適用	局激指定	本激指定
対象地域		災救法が適用された市町村を有する都道府県内	局激指定を受けた市町村を有する都道府県内	(A類型) 中小企業所得の2% 又は1,400 億円の被害がある都道府県 (B類型) 局激相当の被害がある都道府県 (C類型) 災害救助法適用の都道府県
対象		小規模事業者	中小企業・小規模事業者	中堅・中小・小規模事業者
国 → 都道府県	補助上限	1 億円（令和5年度より拡充）	5 億円	補助上限無し
	負担割合	2：1以内（令和4年度に通常時より拡充）	2：1以内	(A・B類型) 2:1、(C類型) 1:1
都道府県 → 事業者	補助上限	自治体が設定可	自治体が設定可	(A類型) 15億円、(B・C類型) 3億円
	補助率	3/4以内で自治体が設定	3/4以内で自治体が設定	3/4以内 又は 定額
主な対象経費	設備の購入・修繕	○	○	○
	施設の修繕	○	○	○
	施設の建替	×	○	○
適及適用		○	○	○

前述の中小企業被災資産復旧緊急対策費補助に活用

2 被害を受けた事業者に対する雇用維持のための経済的支援

- (1) 今回の災害に伴う避難及び被災により、多くの事業者が休業を余儀なくされたことから、当面の雇用を維持・継続するため、被災事業者に対する雇用調整助成金の特段の措置が必要。

(2) 雇用調整金の支給対象要件の緩和

東日本大震災津波からの復興途上にある中、林野火災により二重に被災した状況を踏まえ、被災事業者（災害対策基本法第 60 条における避難指示による休業を余儀なくされた事業者を含む）が行った休業を、特例的に「経済上の理由」による休業とみなし、雇用調整助成金の対象としていただく、支給対象要件の緩和が必要。

【経済上の理由の例】

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない。
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない。
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない。
- ・ 風評被害により、観光客が減少した。
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能。 など

(3) 雇用調整助成金の内容は、現在実施されている令和 6 年度能登半島地震に伴う特例措置と同等の支援が必要。

【実施いただきたい特例措置の内容】

- ア 助成率の引上げ（大企業：1/2→2/3 中小企業：2/3→4/5）※ 対象：大船渡市
- イ 支給日数の延長（1 年間で 100 日→1 年間で 300 日）
- ウ 助成対象の拡大（雇用保険被保険者として継続雇用された期間が 6 カ月未満の労働者）
- エ 支給日数制限の緩和（3 年間で通算 150 日→制限適用なし、前回の対象期間の満了日から翌日から 1 年を経過していなくても助成対象）
- オ 休業等規模要件の緩和（大企業：1/15 以上→1/30 以上 中小企業：1/20 以上→1/40 以上）
- カ 残業相殺の撤廃
- キ 生産指標の確認期間の短縮（3 か月→1 か月）
- ク 雇用量要件（雇用指標の最近 3 カ月平均値が前年同期比で一定程度増加）の撤廃
- ケ 支給対象事業者の要件緩和（災害発生時に事業所設置後 1 年未満の事業主を助成対象）
- コ 遡及適用（計画届の事後提出可）

3 労働者の経済的支援のための激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置の実施

- (1) 今回の災害に伴う避難及び被災により、多くの事業者が休業を余儀なくされたことから、被保険者の当面の生活維持のため、被災した労働者・離職者等に対する雇用保険に係る特例措置の実施等、特段の支援が必要。
- (2) 今回の災害は、災害救助法に基づく特例措置が講じられている一方、激甚災害に指定されているものの激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置がなされていないことから、令和 6 年能登半島地震に係る措置と同様、特例措置の実施が必要。

【令和 6 年能登半島地震に伴う雇用保険の特例措置等の概要】

ア 激甚災害法に基づく特例措置（休業する場合の特例）

激甚災害の指定地域内の事業者が災害を受けたことにより事業を休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある者について、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できるという取り扱い。

イ 災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例）

災害救助法適用地域（激甚災害指定がなされている場合は、激甚災害の指定地域及び隣接地域を含む）内の事業者が災害を受けたことにより事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた者について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるという取り扱い。

【参考】大船渡市林野火災による被害状況

(1) 火災対応状況

令和7年2月26日 13:02 火災発生覚知 【発生場所】赤崎町字合足地内
 3月9日 17:00 鎮圧宣言
 4月7日 17:30 鎮火宣言

(2) 被害状況（4月15日17:00現在）

- ① 延焼範囲 約3,370ha（2月19日発生 of 火災の延焼範囲を除く。）
- ② 人的被害 死者1人
- ③ 家屋等の被害
 - 住家 87棟（うち全壊54棟）
 - 非住家 135棟（うち全壊121棟）
 - 合 計 222棟（うち全壊175棟）

(3) 商工観光事業者の被害（令和7年4月4日時点）〔単位：被害額（千円）〕

区分	事業者数	従業員数	被害額	内訳			
				ハード		ソフト	
				件数	金額	件数	金額
商工業	31	135	12,256	8	5,101	29	7,155
建設業	13	65	1,010	3	430	10	580
宿泊業	14	90	3,657	1	調査中	14	3,657
製造業	1	不明	4	-	-	1	4
飲食業	3	不明	63	-	-	3	63
サービス業	3	1	46	-	-	3	46
旅客運送業	1	150	411	1	95	1	316
観光業	1	不明	930	-	-	1	930
団体等	2	18	20,500	-	-	2	20,500
合 計	69	459	38,877	13	5,626	64	33,251

（岩手県大船渡地域振興センターとりまとめ）

(4) 被災地における雇用情勢等

- 本県の有効求人倍率は1倍を上回る状況が続いているものの、沿岸被災地では1倍を下回っており、雇用の確保が必要な状況。
- 復興需要の減少や主要魚種の漁獲減少等に伴う企業の景況感悪化、そして今般の大船渡市林野火災による被害や経営環境の悪化により、雇用調整助成金をはじめ、雇用に係る相談がハローワーク等に寄せられている状況。

相談受理状況（令和7年4月21日時点）

期間	相談件数			
	雇用調整助成金	雇用保険	解雇	合計
3月	13件	0件	0件	13件
4月（～4/21）	6件	0件	0件	6件
合 計	19件	0件	0件	19件

（相談受理機関：ハローワーク大船渡、岩手労働局助成金センター）

(5) 雇用調整助成金の特例措置の主な内容（他災害等との比較）

災害名 内容	平成28年 台風10号災害	令和元年 台風19号災害	令和6年 能登半島地震
助成率	特例措置なし	【大企業】 1 / 2 ⇒ <u>2 / 3</u> 【中小企業】 2 / 3 ⇒ <u>4 / 5</u>	
支給限度日数		1 年間100日⇒ <u>1 年間300日に延長</u>	
助成対象 の労働者		新規学卒採用者などの <u>6 か月未満の労働者も助成対象に拡大</u>	
遡及適用	<u>遡及適用あり</u>		
生産指標 要件緩和	生産指標の確認期間を <u>3 か月から 1 か月に短縮</u>		
その他	—	—	・過去の雇用調整助成金受給実績に係る制限の緩和 ・休業等規模要件緩和

【県担当部局】総務部財政課

商工労働観光部経営支援課

商工労働観光部定住推進・雇用労働室

25 大船渡市林野火災により自主避難等を行った 社会福祉施設への支援

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災による被害からの復旧・復興が図られるように、次の事項を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 高齢者施設及び障害者支援施設等で発生した経費への財政措置等

災害救助法が適用された今般の大規模林野火災については、事前に被害地域を予測することが困難であり、緊急避難が難しい方が入居している高齢者施設及び障害者支援施設等では、施設管理者の判断により早期に他地域への避難を実施せざるを得ない状況があったことを踏まえ、避難等に要する経費について、適切な財政措置を講じるとともに、法の弾力的な運用を可能とするよう要望します。

【現状と課題】

- 災害救助法が適用された災害に係る費用は、国と都道府県が負担することとされており、今般の災害には災害救助法が適用されているが、災害救助費の交付対象経費に自主避難等に係る経費は含まれていない。
- 内閣府に協議したところ、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる費用は、原則、市町村による避難指示発令後の避難、かつ避難所から避難所への避難（二次避難）のうち、避難先への移送費及び移送に係る人件費であり、施設から他の施設への一次避難に係る費用は、対象外とのことであった。
- 自主避難等に係る経費を支援する他の制度はなく、自主避難等を行った事業者においては、自主避難等に係るかかり増し経費や通所系等サービスの休止による介護報酬の減収により、経営が悪化し、事業撤退に至った場合、地域の介護サービス及び障害福祉サービスの提供基盤が非常に不安定となることが見込まれる。
- 介護等を要する住民が適切なサービスを受けられる基盤を維持するため、自主避難等を行った事業者に対する支援が必要である。

※ 参考 避難を行った施設数

高 齢 者 施 設：3 法人 9 施設

障害者支援施設等：2 法人 2 施設

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課、障がい保健福祉課

26 大規模林野火災に備える仕組みの構築

大船渡市林野火災は、出火から12日目の3月9日に鎮圧、41日目の4月7日に鎮火となったが、延焼範囲が約3,370ヘクタール、死者1名、住家被害87棟、さらに水産関連施設が被災するなど、平成以降の林野火災で最大規模となりました。

今般の林野火災の発生原因や延焼拡大に繋がった要因を分析しながら、今後、大規模な林野火災の防止や発生した場合における効果的な消火手法など、消防防災分野における研究開発の充実等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 消防防災分野における研究開発の充実等

国では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方を検討することとしており、その結果を踏まえ、大規模な林野火災を含む消火活動が困難な火災に対応するための消火手法等の研究開発を充実するとともに、資機材・装備の開発・導入を進めるよう要望します。

また、国の検討会においては、火災警報についても検討することとしているが、本県においても、市町村による火災警報の発令のあり方について検討を始めており、国の検討会における検討状況や最新情報の提供など、本県が検討を進めるに当たり、積極的に助言等を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 消防防災分野における研究開発の充実

- 令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災は、出火から12日目の3月9日に鎮圧、41日目の4月7日に鎮火となったが、焼損面積が約3,370ヘクタール、死者1名、住家被害87棟、さらに水産関連施設が被災するなど、平成以降の林野火災で最大規模となった。
- 発災前から乾燥注意報が続く中で、発災当日には強風のためヘリコプターによる散水はできず、降水も3月5日までなかったため、延焼範囲が拡大した。また、リアス式海岸特有の急斜面も多い地域であり、狭い林道には消防車両が侵入できず、20メートルの消防ホースを複数つなげて火元まで延長する必要がある、消火活動は困難であった。
- また、付近の河川や消火栓では水利が不足したため、海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）で海水をくみ上げて消火活動を行う必要も生じたことから、あらゆる事態を想定し、資機材や装備の充実を図っていく必要がある。
- 今般の大船渡市林野火災では、火災気象通報が通知されていたものの、火災警報の発令には至っていなかった。県では、市町村がちゅうちょなく火災警報を発令するための仕組みづくりの検討を始めたところであり、検討に当たっては、国における検討状況や最新情報などを把握する必要があるとともに、国による助言等も必要となるところである。

【県担当部局】復興防災部 消防安全課

1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

新型コロナウイルス感染症の流行は、リスク分散の観点から、首都圏への過度な一極集中を是正する必要性を認識する機会となり、一時的に地方への移住に対する関心の高まりにつながりました。

しかしながら、令和3年に大幅に減少した東京都への転入超過数は、令和4年には大幅な増加に転じ、東京圏を含め再び東京一極集中の傾向が見られることから、地方への新しい人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策を、国を挙げて強化することが重要であると認識しています。

ついては、東京一極集中の是正を図る具体的な取組を強化し、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散や政府機関の地方移転等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への人の流れの加速

半導体をはじめとした成長産業の地方への戦略的な配置や生産拠点の移転、大企業の本社機能の東京圏から地方への移転を進めるほか、サテライトオフィスの開設、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を手厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

また、令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和、支給対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実及び必要な財源の確保を要望します。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

若者や女性にとって魅力のある雇用・労働環境の構築に向け、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員化、女性の管理職登用、ライフステージに応じた柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備に取り組む企業に対しての助成制度を拡充するとともに、住居費などの負担が大きい若者・子育て世代への住宅環境整備の支援を推進するよう要望します。

3 奨学金を活用した若者の地方定着促進

国の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」に基づき、官民が基金を造成して大学生等の地元定着を促進する制度について、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税の措置率を引き上げるとともに、対象となる修学支援制度の一層の拡大を図るよう要望します。

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

次代の地域社会を担う人材の育成や、将来の産業を支える高度技術者の確保を目的に、地方自治体が行うものづくり産業人材育成の取組に対し、十分な予算を継続して確保するよう要望します。

5 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流や、農村への移住・定住に向けた取組を推進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を引き続き十分に確保するよう要望します。

6 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められてきたところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

7 高等教育機関の地方分散等

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

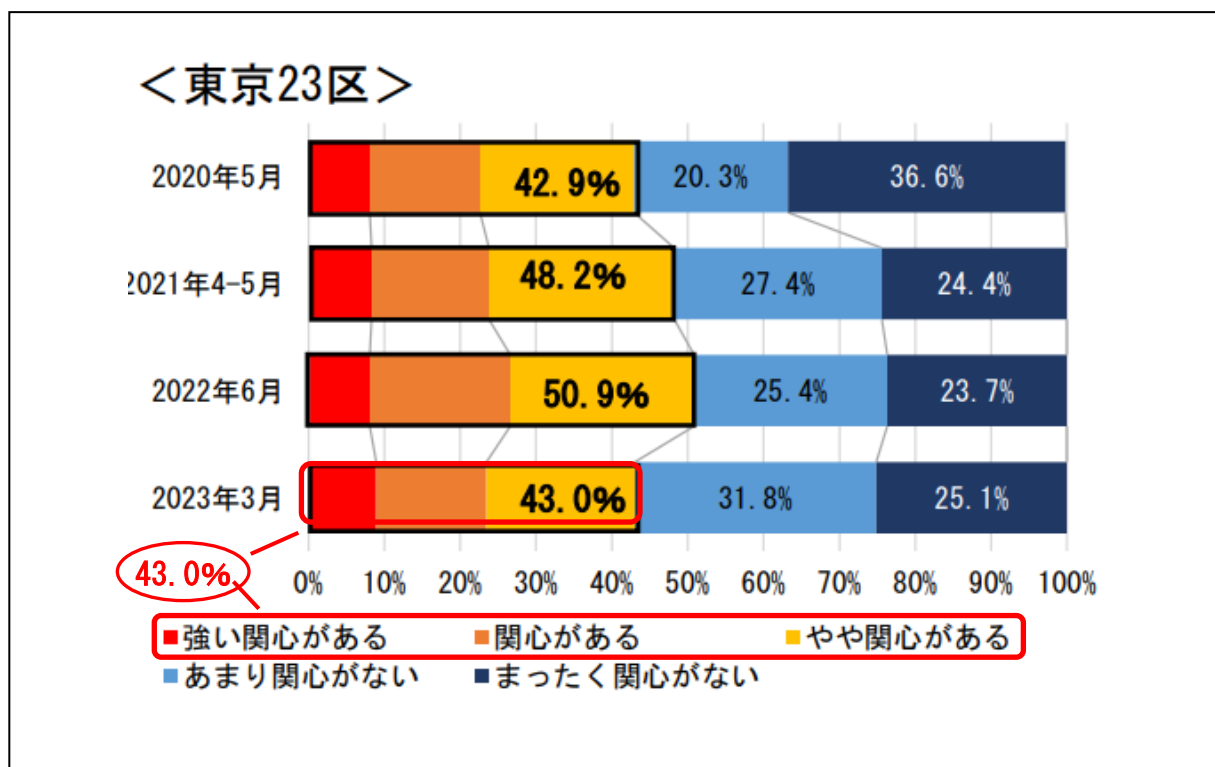
なお、文部科学省の「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」における「23 区定員増抑制規定に関する限定的例外措置」については、対象とする学部学科を情報系に限定すること、時限的な措置とすること、地方への就職促進策が組み込まれることが要件とされていますが、東京 23 区外及び近隣県の学部開設並びに定員増等により、依然として、東京圏の学生数が増加し続けていることから、より一層、対策を強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方への人の流れの加速

(1) 東京一極集中の是正に向けた柔軟な施策の展開

- 内閣府が令和 5 年 4 月 19 日に発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」結果によると、東京 23 区に居住する 20 歳代の 43.0%が地方移住に「強い関心がある」「関心がある」「やや関心がある」と回答するなど、若者の地方移住への関心はコロナ禍前の水準に戻っている。



- 人口の社会増減でみると、東京圏の転入超過はコロナ禍を経て、2023 年（令和 5 年）に再び 10 万人を超え、2024 年（令和 6 年）で 29 年連続の転入超過となり、東京一極集中の傾向は続いている

《東京圏の転入超過数の推移》

（単位：人）

区 分	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
転入者数	540,140 (466,849)	492,631 (432,930)	482,743 (420,167)	507,341 (439,787)	524,619 (454,133)	526,425 (461,454)
転出者数	391,357 (383,867)	393,388 (401,805)	401,044 (414,734)	407,822 (401,764)	398,104 (385,848)	390,582 (382,169)
転入超過数	148,783 (82,982)	99,243 (31,125)	81,699 (5,433)	99,519 (38,023)	126,515 (68,285)	135,843 (79,285)

※ カッコ内は東京都の数 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（外国人移動者を含む）

- 東京圏のうち東京都においては、2021 年（令和 3 年）の転入超過数が 2020 年比 83%減の 5,433 人となり過去最少を更新したが、2022 年以降増加に転じており、2024 年（令和 6 年）には、79,285 人と大幅に増加している状況。
- 国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年に行った第 9 回人口移動調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は 19.8%と他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。
東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率先的な取組が必要。
- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方創生移住支援事業を創設したところであるが、対象者は東京 23 区在勤者に限定されている。地方移住への関心が高まっているこの機会を捉えて、地方移住への具体の行動につなげるためには、移住元の地理的要件等の緩和が求められる。

【移住支援金年度別支給実績（直近 3 か年度）】

（単位：件）

	支給件数			【再掲】支給件数の内訳				
	計	(単身)	(世帯)	就業	プロ人	起業	テレワーク	関係人口
令和 4 年度	63	34	29	19			29	15
令和 5 年度	90	43	47	20	1	1	41	27
令和 6 年度	86	45	41	26	1	1	36	22
合 計	239	122	117	65	2	2	106	64

- （ア） 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住を促進する必要がある、東京 23 区に限定している在住・通勤年数の緩和が必要である。
- （イ） 移住支援金に係る相談や要件に関する問い合わせの多くは、東京 23 区以外の東京圏在住者や就業者からであり、支援対象者が在住している地域での制度周知や広報の一層の充実が必要である。

イ 求める要件

国において、これまでも要件の一部緩和が行われてきたところであるが、上記の課題に対応するためには、「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」が必要である。

【求める要件】東京圏（条件不利地を除く。）に在住し、かつ東京圏に通勤していること。

（２）地方への産業再配置の促進

- 国では、令和３年６月に「半導体・デジタル産業政策」を策定し、半導体産業の振興を国家戦略として位置付け、国内半導体産業のレジリエンス強靱化等に取り組むこととしたところ。
- デジタル化の進展やカーボンニュートラルに向けた動き、世界的な半導体需給状況のひっ迫、経済安全保障など、半導体を取り巻く環境が大きく変化する中、それに対応するため国内外で積極的な投資が行われているところ。
- 成長産業の地方への生産拠点設置は、多くの従業員を雇用する必要があるが、全国的な人手不足の中で必要な人材を確保していくためには、U・Iターンを含めた移住定住対策を強力に推進することが不可欠である。
- 近年、急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化している。こうした中、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うための、国における令和６年税制改正（地方拠点強化税制関係）（令和５年１２月２２日閣議決定）において、企業等の本社機能移転・拡充を促進するための支援制度の令和８年３月３１日までの２年間の延長が決定された。
 - ・ 特定建築物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税）
 - ・ 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）
 - ・ 企業の地方拠点化に係る地方交付税による減収補填措置
- 地方移転のインセンティブが有効に機能するよう、ビジネス環境や企業動向の変化を踏まえ、地方拠点強化税制の支援対象となる施設の追加、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、優遇措置の更なる拡充が必要である。
- また、企業の本社機能移転を促すには、地方拠点化税制に加え、地方自治体独自の支援策の実施が効果的であると考えるが、財政力が脆弱な地方自治体は、独自の取組を行うことが困難な状況である。

２ 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

（１） 本県の産業集積等の状況

- 本県においては、令和２年から、大規模な半導体デバイス工場が生産を開始しており、令和６年７月には、第２製造棟の建屋が完成し、令和７年秋の稼働に向けた準備を進めているほか、大手半導体製造装置メーカーの生産・物流拠点の増設や、世界シェアを持つ空気圧機器メーカーのサプライヤーパークの建設が決定するなど、今後も、更なる規模拡大が見込まれており、大型雇用が創出されることに加え、地場企業においても取引拡大や雇用創出が生み出されるなど、県内経済の更なる活性化が期待されている。

- また、本県の県南地域においては、自動車・半導体関連企業をはじめとする産業集積が進み、最新鋭の設備と技術で最先端の製品を生産する地域へと成長しており、企業の進出や増設の動きが活発化し、更なる雇用の増加が見込まれる。
- 令和7年2月の本県の有効求人倍率は1.18倍と、142か月連続の1倍台を記録していることに加え、産業集積等に伴い、引き続き人材確保が急務となっている。

《有効求人倍率（季節調整値）》

年 月	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7.2
全 国	0.50	0.69	0.77	0.97	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25	1.24
岩手県	0.53	0.55	0.50	1.06	1.45	1.33	1.06	1.26	1.32	1.22	1.19	1.18

- 企業によっては、業容拡大に必要な人員を十分に確保できないことから、受注増や生産拡大に対応できないなど、企業の成長性を損なう事例が見られることから、人材確保について企業から強い要望を受けている。

（２） 若者や女性に魅力ある職場環境の整備

- 地方への移住・定住を進め、地方への人の流れを加速させるためには、県内企業における若者や女性に魅力ある雇用・労働環境を構築していくことが必要。
- 県では、いわて働き方改革推進運動を全県的に展開する中で、優良な取組事例を「いわて働き方改革アワード」において表彰し、広く情報発信、普及啓発を実施しているほか、柔軟で多様な勤務制度の導入やオフィス環境の改善等に取り組む中小企業に対する支援を行っている。
- 県内の経済団体、産業団体、国等の関係団体と県が一体となって設立した「いわて女性の活躍促進連携会議・女性の就業促進部会（H29～）」では、女性の一層の活躍に向けて、令和3年3月に企業の経営者や行政機関向けの提言として「男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指して」を取りまとめたところ。

〔提言項目〕

- ・ 経営者の意識改革と実践
- ・ 男女ともに働きやすい企業文化の醸成
- ・ 多様な働き方や仕事の可視化
- ・ 明確な評価基準による成果に基づく評価制度の導入

この提言を踏まえ、男性の家事・育児・介護の参加を推奨等の固定的な性別役割意識の解消に向けた取組、女性の働きやすい就業環境整備を支援する補助金の充実、女性の意欲を引き出すセミナーの開催や企業が取り組む社員研修への支援などが必要。

- 国では、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や情報公表、えるぼし認定などを通じて、女性の職業生活における活躍を推進しているところであるが、女性の働きがいの向上に向けて、柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備、同一労働同一賃金の徹底、非正規労働者の正社員化、男女の賃金格差の是正や管理職登用・採用拡大等に向けた制度の整備や企業の取組に対する支援が必要。

(3) 若年労働力の確保等

- 将来の岩手を担う若年労働力を確保するため、新規学卒者の県内就職者数・割合の向上が必要。

《本県の新卒者の県内就職割合》

	H31.3月卒	R2.3月卒	R3.3月卒	R4.3月卒	R5.3月卒	R6.3月卒	R7.3月卒
高卒者	69.0%	68.3%	71.4%	74.1%	73.6%	71.5%	70.5%
大卒者	43.1%	41.2%	43.4%	44.9%	41.0%	39.1%	35.3%

※1 R7.3月卒は、令和7年2月末現在

※2 新規高卒者は、コロナ禍後の県外志向の高まりを受け県内就職率は低下傾向にあり、約3割が県外に就職している。

※3 新規大卒者も低下傾向となっており、約6割が県外に就職している。

- 本県の新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒・大卒ともに3割台で全国平均を上回っており、就職後の定着支援が必要。

《本県の新卒者の3年以内の離職率》

	H31.3月卒	R2.3月卒	R3.3月卒(3年)	R4.3月卒(2年)	R5.3月卒(1年)
高卒者	35.3% (全国 35.9%)	36.8% (全国 37.0%)	38.9% (全国 38.4%)	28.7% (全国 29.3%)	14.9% (全国 17.4%)
大卒者	33.5% (全国 31.5%)	33.5% (全国 32.3%)	36.1% (全国 34.9%)	27.2% (全国 23.9%)	11.5% (全国 10.9%)

※ 就職後3年以内の離職率は高卒・大卒とも3割台で、特に大卒者の離職率が全国に比べ高い状況

- 就職期における若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するため、正社員雇用の拡大や処遇改善等に取り組む地方の企業に対して、キャリアアップ助成金の拡充等、助成制度の一層の整備を推進することが必要。

(4) 従業員宿舍の整備等

- 深刻な人手不足を受け、県内では人材確保に向けた取組の一環として、製造業や水産加工業を中心に、自社において従業員宿舍等の確保を検討する動きがみられるものの、従業員宿舍の整備に多額の費用を要することや、賃貸物件の確保について競合が生じることから、必要な数量の確保に苦慮する場合も多い。
- こうした状況は地域における経済活動の拡大の芽を摘むおそれがあることから、企業による人材確保の取組を支援するとともに、従業員宿舍の整備や従業員の家賃負担の軽減策に対する支援が必要となっている。

3 奨学金を活用した若者の地方定着促進

- 同制度は、地方公共団体が地域の産業的特徴等に応じて、「地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野」の人材を確保し定着を図ることを支援しようとするものであり、地方創生にとって有効な手段の一つ。
- 岩手県においては、平成29年度からものづくり・IT分野を対象にした制度の運用を開始し、令和2年度と令和5年度に制度の拡充を実施。
- 奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱（総務省スキーム）では、官民の出捐総額の1/2に財政力指数に応じた「措置率」を乗じた額を特別交付税措置の対象としているが、人口流出が大きい地方公共団体の財政基盤は脆弱であることから、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税措置率を0.5から更に引き上げることが望まれるところ。

《東北各県の制度概要及び特別交付税措置率》※大学生の場合

県	大学生への 支援割合	大学生への 支援額	企業負担	特別交付税 措置率※
岩手県	1/2	最大 150 万円	1/2	0.5
青森県	1/2	60～150 万円	1/2	0.5
宮城県	1/2	45～135 万円 (企業への補助)	1/2	0.5×0.76 (推計)
秋田県①	2/3	最大 13 万 3 千円/年×3 年	なし	0.5
	10/10	最大 20 万円/年×3 年		
秋田県②	10/10	最大 20 万円/年×6 年	中小企業 1/3 大企業 1/2	
山形県	10/10	2 万 6 千円×貸与月数+10 万円 又は返還残額のいずれか低い額	1/2	0.5
福島県	10/10	最大 153.6 万円	なし	0.5×0.99 (推計)

※財政力指数による措置率の補正

財政力指数	0.8 以上	0.8～0.5	0.5 未満
財政力による補正	0.5×0.2	0.5×(7/3-財政力指数×8/3)	0.5×1.0

- 現在、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱（総務省スキーム）の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組とされており、岩手県立産業技術短期大学校の学生が活用する厚生労働省所管の「技能者育成資金融資制度」は対象外となっているところ。

※ 岩手県立産業技術短期大学校の学生の技能者育成資金融資制度利用状況（R 6 実績）

【矢巾校】22 人（2 年生：14 人、1 年：8 人）、【水沢校】4 人（2 年生：2 人、1 年生：2 人）

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

- 社会構造の変化に対応し、ものづくり産業が地域をけん引し続けていくため、小学生から企業人までの継続的な人材育成や、ものづくり産業への理解促進の取組が必要。

《未来のものづくり人材育成・地元定着促進事業費》

令和 7 年度予算：25,598 千円（国費：12,745 千円）

第 2 世代交付金（旧デジ田）（内閣府） 補助率：1/2

地域ものづくりネットワーク等を中心とした各段階に応じた人材育成を推進するとともに、新たに女子中高生等を対象にものづくり企業で活躍する女性社員等との意見交換を実施するなど、ジェンダーバイアスの解消を図りながら、ものづくり産業への進路選択や就職につなげる取組を実施

《ものづくり高度人材の県内就職・確保促進事業費》

令和 7 年度予算：8,309 千円（国費：4,231 千円）

地域活性化雇用創造プロジェクト（厚労省） 補助率：8/10（2,659 千円）

第 2 世代交付金（旧デジ田）（内閣府） 補助率：1/2（1,572 千円）

ものづくり産業を支える高度人材を確保するため、進学希望の高校生や県内外の大学生の県内企業への理解を促進するほか、県内ものづくり企業と求職者のマッチング機会を創出することにより、県内就職及び U・I ターンを促進

- 地方においては、高度技術等を教育する機関・機会が都会に比べ不足しており、行政が主体となった継続的な人材育成が必要。

《ものづくり産業デジタル化推進事業費》

令和7年度予算：45,150千円（国費：26,732千円）

地域活性化雇用創造プロジェクト（厚労省） 補助率：8/10

ものづくり産業の高度化を図るため、いわてデジタルエンジニア育成センターにおいて、3次元デジタルに関する人材育成や企業の技術の高度化を支援するほか、新たに生産工程の自動化を支援するなど、県内企業のDXに向けたデジタル化を推進

5 農山漁村の活性化

《農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））※¹の概要》

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外のプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

※1 令和6年度までは、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））」として実施されていたもの。

《農泊地域※²》

市町村名	事業実施主体	主な事業の概要	実施期間
遠野市	遠野ふるさと体験協議会	インバウンド対応のための翻訳機整備	R1
		農泊の魅力向上に向けた講習会等の実施	R7～R8
一関市	平泉一関エリア農泊推進協議会	キャッシュレス端末導入セミナー実施	R1
岩手町	アウローラJ5	民泊実施に向けた体制構築と研修実施	R1～R2
紫波町	紫波ツーリズム協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R2～R3
奥州市	ころもがわ農泊地域協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R3～R4
		食・体験を通じた都市住民との交流促進	R6～R7
大船渡市	崎浜ヤンキーブランド実行委員会	食を通じた都市住民との交流促進	R3～R4
盛岡市	盛岡市グリーン・ツーリズム推進協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R6～R7

※2 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域。

令和7年度は、応募した1団体のうち1団体が採択されたが、都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進するため、引き続き、予算の確保が必要。

6 政府関係機関の地方移転

- これまで、文化庁の京都府移転や消費者庁の徳島県移転など、政府関係機関の地方移転が行われてきた。

地方創生2.0の「基本的な考え方」においても、基本構想の5本柱の一つに「東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」の位置付けを検討しており、分散型国づくりの観点から、政府関係機関の移転に取り組むこととしている。

7 高等教育機関の地方分散等

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

《高等教育機関と圏域別分布》

	人口※ ¹		高等教育機関※ ²			
	人数（万人）	構成比	学校数（校）	構成比	学生数（人）	構成比
北海道	509	4.1%	55	4.7%	96,600	3.1%
東北	832	6.7%	86	7.4%	136,048	4.4%
北関東	662	5.3%	53	4.5%	95,768	3.1%
東京圏	3,690	29.7%	300	25.7%	1,221,720	39.6%
中部・北陸	1,144	9.2%	132	11.3%	183,340	5.9%
中京圏	1,103	8.9%	91	7.8%	238,996	7.7%
大阪圏	1,667	13.4%	176	15.1%	568,142	18.4%
京阪周辺	360	2.9%	33	2.8%	71,739	2.3%
中国	707	5.7%	80	6.8%	149,993	4.9%
四国	358	2.9%	37	3.2%	59,685	1.9%
九州・沖縄	1,403	11.3%	125	10.7%	262,401	8.5%
合計	12,435	100.0%	1,168	100.0%	3,084,432	100.0%

※¹ 総務省統計局人口推計（令和5年10月1日現在）

※² 令和6年度学校基本調査（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計）

※³ 東京圏の学生数、構成比の推移

令和3年度 学生数：1,204,641人、構成比：39.2%

令和4年度 学生数：1,211,351人、構成比：39.3%

令和5年度 学生数：1,218,925人、構成比：39.5%

- 「特定地域内学部収容定員の増加の抑制」により、情報系の学部学科等の例外（※）を除いて、東京23区における大学の学部等の収容定員の増加を抑制することとされているが、東京23区外及び近隣県の学部開設並びに定員増等が、上記の東京圏への学生数の集中につながっているものと考えられる。

＜東京圏における大学・学部開設、私立大学の定員増の状況（通信制を除く）＞

	令和6年4月、令和7年4月 開設・定員増	
	学部・学科数	定員（増）数
東京都	8件	675人
神奈川県	4件	230人
千葉県	10件	760人
埼玉県	8件	515人
計	30件	2,180人

出典：文部科学省大学設置・学校法人審議会「開設予定大学等一覧」及び「私立大学等の収容定員の変更に係る学則変更予定一覧」から抜粋

※ 「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」において、23区定員増抑制規定に関する例外措置の要件として、

- ① 産業界からニーズ提示のある高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科の収容定員増で

あること

- ② 収容定員増は、一定期間後に増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増に限ること
 - ③ 学生が東京圏（一都三県）外の地方企業等におけるインターンシップや研修等に一定期間参加するなど地方における就職促進策を組み込んだプログラムであること
- が示され、上記が盛り込まれた「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令の施行について（令和5年6月9日付け内閣府地方創生推進事務局長・文部科学省高等教育局長通知）」が発出されている。

【県担当部局】	政策企画部	政策企画課
	ふるさと振興部	学事振興課
	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室
		ものづくり自動車産業振興室
	農林水産部	農業振興課

2 地方重視の経済財政政策等の実施

東京圏の転入超過数は、依然として全国の中で突出しており、こうした状況を打破するためには、地方重視の経済財政政策など、国における抜本的な対策が必要です。

地方創生2.0の「基本的な考え方」においては当面、人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口が減少しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくこととしています。東京一極集中の是正に向け、地方の実情を重視し、地方への新たな人の流れをつくる取組をより一層強化するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

地方創生2.0の「基本的な考え方」では、今年の夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめ、公表することとしています。東京圏への過度の一極集中の是正を図るため、地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を着実に実施するよう要望します。

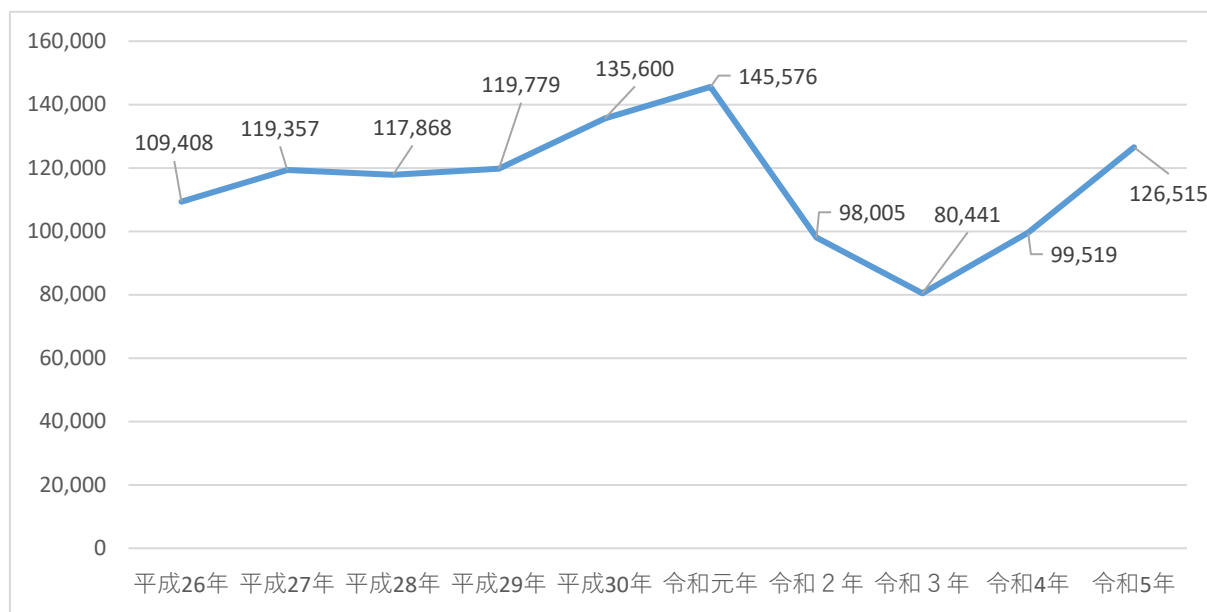
2 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

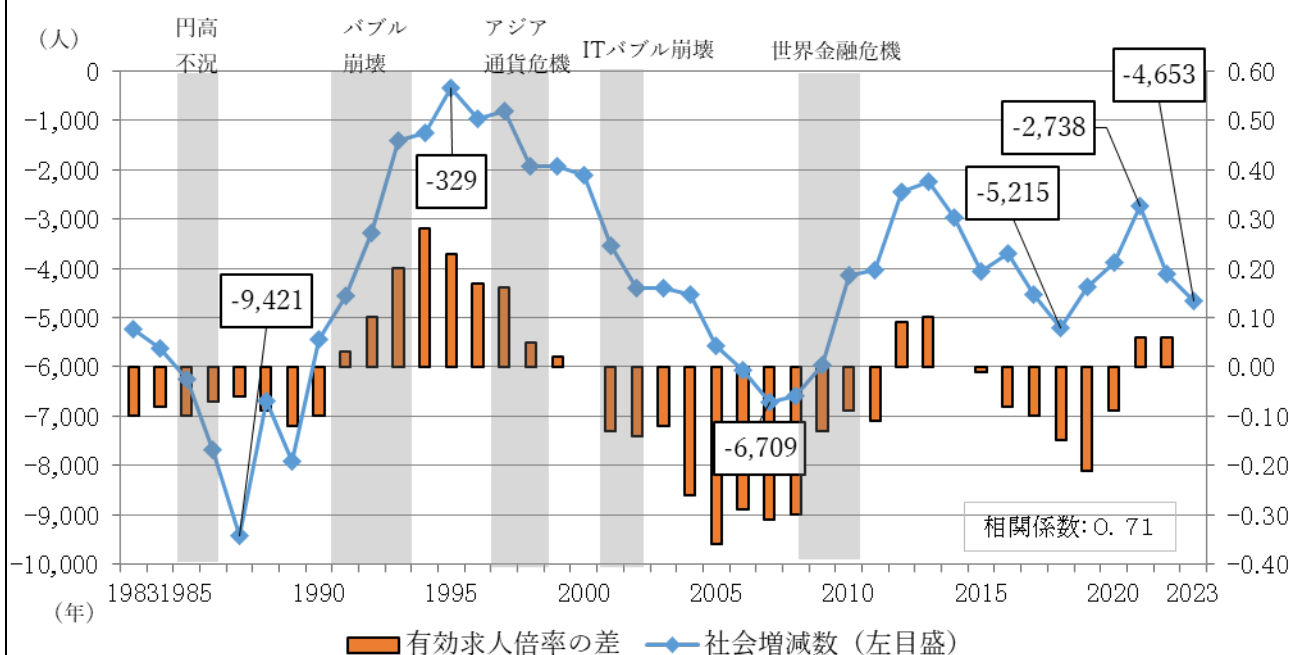
- コロナ過による行動制限の緩和に伴い、東京圏の転入超過数は再び増加。

《東京圏の転入超過数の推移》



※ 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（日本人移動者）

- 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多くの地方が同様の傾向。
- 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



【県担当部局】政策企画部 政策企画課

3 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

ついては、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新しい地方経済・生活環境創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、財政力の弱い自治体において人口減少が進んでいることを踏まえ、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、現在のデジタル田園都市国家構想総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金については、現在の予算規模を確保するとともに、対象経費の柔軟な運用や実施計画書の簡略化など、真に使い勝手の良い制度とするよう要望します。

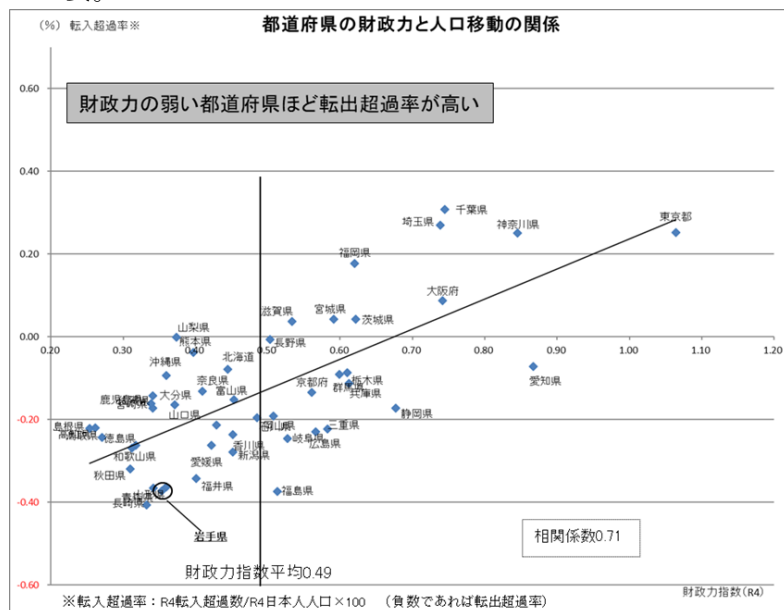
3 関係人口の法制化による税財源の偏在是正

地域に継続的に関わる方々が登録でき、地域づくり活動に参加する担い手となる「ふるさと住民登録制度」が関係人口の法制化として検討されており、制度創設後には税財源の偏在是正を含めた幅広い議論を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 新しい地方経済・生活環境創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

- 財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した算定が必要。



2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 国では、令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金（平成28年度から令和4年度まで地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金）を措置しており、岩手県における直近3か年の活用状況については、以下のとおり。
- デジタル田園都市国家構想交付金の活用にあたっては、申請事業数の上限や対象経費の制約などの課題があったが、令和7年度から措置された新しい地方経済・生活環境創生交付金では、国費の上限や申請事業数の拡大が図られた。

<デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（令和4年度以前は地方創生推進交付金の活用状況）（R6～）※市町村事業は除く

<新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（R7～）※市町村事業は除く

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込）
事業数	15事業	15事業	15事業	15事業
総事業費	612,408千円	692,400千円	724,310千円	860,954千円
交付金額	221,028千円	308,613千円	317,368千円	436,364千円

（主な事業）

- ・ DX・GXの推進による農業水産業の生産性・市場性向上事業（令和5年度新規事業）
データ駆動型農業の導入、地球温暖化への適応や環境保全型農業の推進、マーケット分析に基づいた販売戦略の策定等
- ・ 地域資源を生かした稼ぐ観光推進体制構築事業（令和7年度新規事業）
国内外からの観光誘客のさらなる促進を図るため、地域の受入体制整備を進めるとともに、県内の多種多様な観光コンテンツや各地の特色ある伝統工芸品や食品など、地域資源を最大限に生かした稼ぐ観光地域づくりを推進

＜デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプ（令和４年度以前は地方創生拠点整備交付金の活用状況＞ ※市町村事業は除く

年度	令和４年度 (実績)	令和５年度 (実績)	令和６年度 (実績)
事業数	１事業	－	１事業
総事業費	378,440 千円	－	395,432 千円
交付金額	176,561 千円	－	197,091 千円

(主な事業)

- ・ 陸前高田オートキャンプ場整備事業
陸前高田オートキャンプ場について、アドベンチャーツーリズムの拠点とするため、施設の改修整備を実施
- ・ 半導体製造装置を備えた人材育成拠点の整備計画
本県半導体関連産業の持続的な成長に向けて、産学官が連携し、半導体製造装置を用いた各種研修や半導体製品の分解展示等を実施する施設を整備し、半導体関連産業が求める人材の育成・確保を推進

＜デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ＞（～R6） ※市町村事業は除く

＜新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）（R7～）＞ ※市町村事業は除く

年度	令和５年度 (実績)	令和６年度 (見込み)	令和７年度 (見込み)
事業数	７事業	１事業	０事業
総事業費	88,025 千円	3,584 千円	0 千円
交付金額	44,013 千円	1,792 千円	0 千円

(主な事業)

- ・ デジタル技術を活用した学校の情報化
教育の質的な向上を図るため、児童生徒の多様な情報を一元化する統合型校務支援システムを県と市町村が連携して導入
- ・ いわたの歴史トピックスデジタルアーカイブ構築事業（令和６年度新規事業）
岩手の歴史・文化の知識や情報の最適化のほか、本県の魅力発信や地域活性化等を進めていくため、県や民間機関が保有する歴史映像などの多様なコンテンツのプラットフォームを構築。

３ 関係人口の法制化による税財源の偏在是正

- 地域に継続的に関わる方々が登録でき、地域づくり活動に参加する担い手となる「ふるさと住民登録制度」等について、現在、国において検討が行われており、本県としても、地方創生を進める新たな施策として期待を持っているもの。
- 制度設計にあたっては、関係人口創出の必要性が特に高い、財政力が弱く人口減少が進んでいる自治体が、地域に人を呼び込むために必要な取組を実施するための十分な財源が確保されるよう、税財政措置についても併せて検討する必要がある。

【県担当部局】政策企画部 政策企画課

総務部 財政課

ふるさと振興部 市町村課

地域振興室

4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援

本県においては、自動車・半導体をはじめとするものづくり産業の集積が加速しており、今後においても更なる企業進出等が見込まれることから、地方自治体による地域の産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進することを通じ、国際競争力の高いものづくり企業の更なる国内定着を確実なものとするため、企業誘致施策に対する支援策について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援

地域未来投資促進法における土地利用に関するガイドラインの実効性のある運用や、水利権の確保に関する柔軟な対応、多額の費用を要する産業インフラの整備に対する投資目的や規模に応じた財政支援など、地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援の拡充を行うよう要望します。

2 工業用水道施設の整備等に対する支援

国際競争力を有する大手半導体製造企業では工業用水を大量に使用するところであり、新たな工場立地等に対応するためには大規模な工業用水道施設整備が必要となることから、工業用水道施設の整備及び既存施設機能強化のために十分な予算措置（国庫補助金、企業債）を行うよう要望します。

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

老朽化した工業用水道施設の更新・耐震化を迅速かつ確実に実施し強靱化を図るために必要な予算を十分確保するとともに、支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援

- 進行する人口減少問題や人口流出を克服するためには、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出していく必要がある。
- 本県への自動車・半導体関連企業の相次ぐ新增設やそれらの関連企業の進出など、最先端のものづくり企業の国内の生産拠点として地方を選択する動きも見られるところ。
- こうした機会を捉え、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図り、地方創生を一層推進するためには産業用地の確保や工業用水道施設等の整備が必要であるが、財政力が脆弱な地方自治体は、これらの整備等が困難な状況である。
- こうしたことから、国では、令和5年度補正予算及び令和6年度補正予算において、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進及び地域経済の活性化を実現するため、産業立地に係る関連都市インフラ、物流施設等の整備に活用可能な支援制度が予算化された。
[地域産業構造転換インフラ整備推進交付金（地域産業基盤整備推進交付金）]
令和6年度補正予算 89.5億円（うち北上市3.34億円）
- このほか、（一財）日本立地センターによる「産業用地整備促進伴走支援事業」としてソフト支援がある。
- よって、地方自治体による地域の産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進するためには、地方自治体が行う半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの産業拠点整備等以外の産業用地整備に対する、その投資目的や規模に応じた、きめ細やかな国の財政支援が必要。
- 新たな産業用地の整備に際し、令和5年7月、経済産業省が「地域未来投資促進法における土地利用調整計画のガイドライン」を策定したところであり、農業振興地域内の農用地区域からの除外に係る手続きが円滑に進むよう運用されることが必要である。
- このため、国土交通省では、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、我が国の産業用地の整備を促進するための必要な措置が講じられた。
土地利用転換の迅速化（都市計画法、地域未来投資促進法関係）
 - 1 手続きのスピードアップ
 - 2 開発許可（市街化調整区域）の柔軟化
- 企業の新規立地や業容拡大に際し、水利権の確保が円滑に進むよう柔軟な対応が必要である。

2 工業用水道施設の整備等に対する支援

- 国際競争力を有する大手半導体製造企業の立地により、新たな浄水場の施設整備なども順次進めているが、建設等に要する事業費が多大となっている。
- そのような中、引き続き安定的に工業用水道事業を運営するためには、地方自治体のみの負担では限界がある。半導体関連産業の関連インフラについては、地域産業基盤整備推進交付金を創設いただいたが、引き続き、新北上浄水場の整備に必要な予算を十分に確保いただくとともに、既存の工業用水道施設の更新や強靱化に要する費用に係る補助や公営企業債（地方公共団体金融機構資金）の枠確保などが必要である。
[施設整備等に要する概算事業費] 約196億円
・浄水場の整備（約60,000m³/日）

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

- 本県の工業用水道施設は、建設後47年が経過し、更新時期を迎えた施設が多いが、新規の需要に係る施設整備と並行して更新を進めていかざるを得ず、更新に必要な費用が捻出できずに耐用年数を大幅に超えて使用している状況であるため、工業用水道事業費補助金について十分な予算の確保が必要である。
- 本県の工業用水道施設の配管の耐震化率は、令和6年度末で72%となっており、平成24年度に策定した配管更新基本計画に基づき、令和10年度までに耐震管への更新を行うこととしている。
- 工業用水道事業費補助金については、令和3年度の制度改正により、採択要件が強靱化（耐震化、浸水対策及び停電対策）に係るものに限定されたところであるが、老朽化対策が必要な設備は多岐にわたっていることから、補助対象の拡充が必要である。

[岩手県の工業用水道事業の概況]

名 称	建設年度 (経過年数)
北上中部工業用水道	
第一浄水場	S53(47 年)
第二浄水場	S56(44 年)
第三浄水場	H4(33 年)

[工業用水ユーザーの状況]

(令和 3 年経済センサス活動調査)

区 分	令和 2 年度 製造品出荷額
県全体 (製造業)	2 兆 4,943 億円
北上市	3,607 億円
金ケ崎町	5,630 億円
県全体比 (北上・金ケ崎)	37.0%

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
企業局 業務課

5 地域経済の活力の源泉となる起業・ スタートアップへの支援

国においては、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を決定し、官民によるスタートアップ育成策をまとめ、人材、資金、ビジネス環境などの様々な支援策を展開しているところです。

地方においても、地域を担う多様な人々による挑戦が地方創生の力強い原動力となっており、それぞれの地域の実情に合わせ、創意工夫をこらしたスタートアップ支援策を進めることが地方の人口減少対策に寄与するものであることから、スタートアップ等の起業や事業成長支援に向けて、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方公共団体が実施するベンチャー・スタートアップ支援施策に対する財政支援の充実

起業の数の増加と規模の拡大が加速し、スタートアップ等が牽引役となつて、社会課題の解決や雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが地方の持続的な成長にとって極めて重要であることから、挑戦心を持って果敢に起業を志す人がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、地方の実情に応じ、創意工夫をこらしたベンチャー・スタートアップ支援施策に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 地方公共団体が実施するベンチャー・スタートアップ支援施策に対する財政支援の充実

(1) 経営環境に対応した起業・創業への支援

- 本県では、県内在住者並びに県外からの移住者による起業及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継、第二創業に対し、必要な経費を助成するため、「岩手県地方創生起業支援事業費補助金」を新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施している。

【岩手県地方創生起業支援事業費補助金（令和元年度～）】

※新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））
（補助率 1/2）を活用



【支給対象経費、支給額等】

直接人件費、店舗・事務所等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等、起業又は新たな事業の実施に係る経費の2分の1以内（最大200万円）を支給

《岩手県地方創生起業支援金実績》

・ R 4 年度

募集期間 令和4年5月16日～6月30日

採択者 5件（県内5件（申請23件（県内19件、県外4件））

支給額 計 10,000 千円

・ R 5 年度

募集期間 令和5年4月1日～6月8日（一次募集）

令和5年7月25日～9月5日（二次募集）

採択者 10件（県内6件、県外4件（申請18件（県内12件、県外6件））

支給額 計 15,901 千円

・ R 6 年度

募集期間 令和6年4月1日～6月7日（一次募集）

令和6年7月17日～9月3日（二次募集）

採択者 14件（県内11件、県外3件（申請29件（県内21件、県外8件））

支給額 計 22,689 千円

- また、中小企業者の資金調達円滑化のため、金融機関及び岩手県信用保証協会と協調して、いわて起業家育成資金貸付金を設け、創業者に対し比較的リスクの小さい資金調達を支援しているほか、令和5年度から、39歳以下の若者・女性の創業支援に特化した、「若者・女性創業支援資金貸付金」を創設し、貸付から3年間の利子補給及び貸付期間分の保証料を全額補給する等の支援を行っている。

《若者・女性創業支援資金貸付金実績》

令和6年度（令和7年1月末）実績：137件、525,110千円

（利子補給（貸付から3年間）・保証料補助）

融資条件等	若者・女性創業支援資金
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	1,000万円以内
融資期間	10年以内（据置1年以内）
融資利率	1.5%以内（融資から3年は県の利子補給あり）
保証料率	0%（全期間分を県が負担）

- 地方の持続的な成長のためには、スタートアップがけん引役となって社会課題の解決や雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが地方の持続的な成長にとって極めて重要であることから、地方公共団体が行うベンチャー・スタートアップ支援策を継続して実施できるよう、所要の財政措置が必要。（若者・女性創業支援資金貸付金については、現在、国の交付金や地方財政措置はない。）

【参考】

- 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、創業を考える事業者が増加し、商工指導団体による創業指導の回数が高水準で推移している。（令和3年度：482回、令和4年度：594回、令和5年度：637回）
東京商工リサーチ盛岡支店の調査では、令和5年の岩手県内の新設法人数は566社（令和4年：501社）となっている。
- 岩手県内の開業率（雇用保険事業年報による算出）は、全国平均を下回る水準（令和4年度：2.4%、46位）となっているが、少子高齢化や人口減少に対応し、新たな人の流れを生み出すため、起業しやすい環境を整えるとともに、起業家人材の育成により岩手県内での起業や起業後の事業拡大を促進する必要がある。
- 「産業競争力強化法」に基づく県内市町村の「創業支援等事業計画」の策定状況は、令和6年12月25日現在で33市町村中27市町村が策定済み（81.8%）となっている。
起業支援は、市町村が中心となって地域の民間事業者等と連携し行っているが、市町村の区域を越え、県全域、さらには全国へ展開しようとする競争力の高い起業家も、一定数存在する。特に町村単位ではこのような起業家への支援が難しい場合が多い。また、市町村による支援内容の差や、成長ステージに応じた広域的な支援体制の構築などが課題となっている。

(2) スタートアップ創出に向けた産学官連携による人材・ネットワーク構築への支援

- 地域経済の新たな担い手となる起業家を継続的に生み出すため、県内の関係機関と連携を強化し、一体となって起業家を支援することを目的に令和5年8月に設立した「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」における取組や若者・学生への起業家教育プログラムを、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施している。

【起業・スタートアップ推進事業費】 令和6年度予算額：12,612千円

※デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（補助率1／2）を活用

- 地方発のスタートアップが資金調達や事業成長に関する十分な助言が得られるよう、相談窓口の体制整備やメンターやアクセラレーター等の設置が必要となっていることから、地方公共団体が、地方の実情に応じて行うベンチャー・スタートアップ支援策を継続して実施できるよう、所要の財政措置が必要。

【参考】

○ 令和6年度の取組内容

ア いわてスタートアップ推進プラットフォームの取組

《構成団体》

県内の商工指導団体、金融機関（県内に拠点を有するベンチャーキャピタルを含む）、産業支援機関、高等教育機関、市町村、県等

参画団体数 96 団体（令和7年3月31日現在）

① 連絡会議

参画団体の現在の取組内容や、先進事例等を共有し、本県の強みを生かした今後の取組の方向性を検討

区 分	開催日
第1回連絡会議	令和6年9月19日（木）
第2回連絡会議	令和7年3月19日（水）

② 情報交換会、起業家交流会

起業・創業等を効果的に支援するため、起業に向けた「場づくり」に必要な支援や、他分野と連携した新しいビジネスモデル創出など、新たな取組を支援するための手法について情報交換（令和7年3月7日（金）、令和7年3月19日（水）開催）

③ 分科会

検討を効果的に進めるため、分科会を設置し、意見交換を実施

区 分	開催日
① 創業支援分科会	令和6年9月19日（木）、令和7年1月30日（木）
② 新規事業開発支援分科会	令和7年2月6日（木）
③ 女性の起業支援分科会	令和6年12月20日（金）、令和7年1月28日（火）

④ 支援策の効果的な情報発信に資する HP の開設

ポータルサイトにより構成団体の支援策、イベント情報等を一元的に発信

イ 若者・学生への起業家教育プログラムの実施

いわてイノベーションスクールの開催

令和2年度から開始した大学生向けの人材育成講座で、イノベーションを生み出す考え方、グループでプロジェクトを進めていく手法、ビジネスプランの構築力について、岩手県内外の専門家のサポートを得て、実践的に学んでいく1年間のプログラムを開催

令和6年度：岩手大学、岩手県立大学の学生28名が受講

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課

6 中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進

大企業を中心に大幅な賃上げを行う流れが加速する一方で、地域の中小企業においては、賃上げの財源を確保することが難しい状況にあり、賃金格差の拡大により、地方から大都市圏への更なる人口流出が懸念されています。

については、防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業に当面の間、賃上げ原資の確保に対する支援を行うとともに、企業の持続的な賃上げを実現するためには、生産性向上に加え、働き方改革の着実な実行の強力な支援が必要であることから、円滑な価格転嫁の実現、生産性・付加価値の向上、人材確保のための取組の支援を行うことについて、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業への支援

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃上げが追いついていないことを踏まえ、地方においても中小企業等の賃上げの加速化を図り、必要な人材を確保していくため、賃上げ原資に対する直接的な支援も含めた賃上げ支援策の一層の推進と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの財源の確保を要望します。

2 適正な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充

中小企業・小規模事業者が適正な価格転嫁を図り賃上げを実現するため、以下のとおり要望します。

- (1) サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を定着させるため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、より一層の周知・活用促進を図るとともに、公正な取引を阻害するおそれがある事案に対しは、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処すること。
- (2) 適切な価格転嫁の実現に向けた機運醸成を図るため、都道府県が経済団体、労働団体及び関係機関と連携し取り組む支援施策に対し、所要の財政措置を講じること。

3 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの実現に向け、生産性・付加価値の向上を促進する環境を構築するため、以下のとおり要望します。

- (1) 「中小企業生産性革命推進事業」を次年度以降も継続し、できるだけ多くの事業者が必要な支援を受けられるよう予算を確保するとともに、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (2) 「中小企業新事業進出補助金」、「中小企業省力化投資補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、手続の簡素化、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げ実現に向けて、都道府県が行う生産性・付加価値向上、国内外への販路拡大などの支援施策に対し、所要の財政措置を講じること。
- (4) 「業務改善助成金」については、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用しやすいよう、申請手続きに関する情報提供の充実と助成要件の緩和等を行うこと。

4 商工指導団体の体制強化等

近年、中小企業・小規模事業者は、適切な価格転嫁、人材確保、賃上げへの対応などの課題に直面しており、伴走支援を行う商工指導団体の経営指導員等の業務量は、質・量ともに増加しているほか、今般の米国の関税措置などによる経営環境への影響も懸念されることから、中小企業等の収益力改善や事業再生等に向け、総合的な支援体制の構築・強化が必要になっています。

このため、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」の内容に沿って、県が行う経営指導員等の人件費や事業費の確保に必要な地方交付税措置のほか、経営環境が大きく変化する状況下における支援体制の構築・強化のための財政措置を講じるよう要望します。

5 「働き方改革」の着実な実行及び監督機能の強化

国では、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進のため、働き方改革支援助成金制度を設けているところですが、長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進、同一労働同一賃金実現のための制度整備を一層推進するよう要望します。

6 地域に必要な人材の確保につながる育成就労制度と特定技能制度の構築

全国的な人口減少の進展により、地域で必要とする産業人材を確保することが難しくなっており、国において検討が進められている育成就労制度と特定技能制度について、地域の実情も踏まえた人材確保策につながる制度とされるよう要望します。

7 就職氷河期世代の活躍支援

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金について、交付金制度を継続するほか、就職氷河期世代の採用の促進に向けた企業向けセミナー等の取組を充実するため、補助率の引上げをはじめ、更なる制度の拡充とともに、必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業への支援

本県では、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃上げが追いついていないことを踏まえ、中小企業等の賃上げの加速化を図り、必要な人材を確保していくため、賃上げ原資に対する直接的な支援を行っている。

事業名	岩手県物価高騰対策賃上げ支援費
事業内容	昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追いついていないことを踏まえ、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な人材を確保していくため、賃金を引き上げた中小企業等に対し、物価高騰対策賃上げ支援金を支給
支給対象事業者	県内に事業所を有する中小企業等（公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）を含む）
支給要件	①賃上げの対象時期 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで（賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む） ②賃上げ対象従業員 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。 ③賃上げ額 （ア）対象時期において、従業員の賃金を前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。 （イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。 ④その他 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。
給付額	従業員1人当たり6万円、最大50人分（1事業所当たり最大300万円）

給 付 上 限	岩手県全体で 30,000 人を上限とし、上限に達し次第終了
申 請 受 付 開 始	令和 7 年 2 月 20 日
申 請 受 付 締 切	給付上限（30,000 人）に達し次第終了 ※上限に達しない場合でも、令和 7 年 11 月 15 日で受付終了
予 算 額	1,940,000 千円（財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金） （令和 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）、令和 7 年度に繰越）

2 適正な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充

（１） 価格転嫁促進施策の実効性の確保

- 四半期毎に、県内の約 500 者に対し、エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査を実施しており、令和 7 年 2 月末時点の調査では、「価格転嫁を実現した」が 13.3%、「価格転嫁を一部実現した」が 50.8%となり、価格転嫁に向けた取組が行われている一方で、「価格転嫁を一部実現した」と回答した事業者の価格転嫁率は「10%未満」が 47.1%、「10%～30%未満」が 33.7%と低い傾向にあることから、引き続き適正な価格転嫁が行われる環境整備が必要となる。

また、当該調査において、「人件費引上げ分の転嫁を行った（行う予定）」と回答した事業者も同様に低い傾向にあることから、労務費の価格転嫁について引き続き取り組む必要がある。

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 内閣府・公正取引委員会）では、発注者等が求められる行動指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記していることから、当該指針に基づき労務費の価格転嫁を着実に進めることが必要。

（２） 都道府県が経済団体等と連携し取り組む支援施策への財政措置

- 本県では、令和 5 年 7 月、地域経済団体、労働団体及び関係行政機関が参画し、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、その参画機関において、価格転嫁に向けた説明会の開催や、「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度（「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」）の創設などの取組を展開してきたところ。

《「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度》

事 業 名	中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助
事業内容	経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内中小企業等に対して、設備投資・人材育成等に係る経費の一部を補助。
補助対象 経 費	適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げ及び生産性向上に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓に要する経費

- エネルギー価格・物価高騰等により、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営環境に置かれている中、持続的な賃上げの実現に向けた中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化は全国的にも喫緊の課題である。労務費の適切な価格転嫁等の取引適正化に向けた環境整備を図るとともに、「成長と分配の好循環」実現までの相当の期間について、都道府県が地元経済団体、労働団体及び関係機関と連携して取り組む支援施策への財政措置が必要。

《地域経済団体、労働団体及び関係行政機関による共同宣言》

名 称	価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言
宣言機関	岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、一般社団法人岩手県経営者協会、一般社団法人岩手経済同友会、岩手県中小企業家同友会、公益社団法人岩手県トラック協会、日本労働組合総連合会岩手県連合会、経済産業省東北経済産業局、厚生労働省岩手労働局、国土交通省東北運輸局岩手運輸支局、岩手県
目 的	県内の中小企業・小規模事業者が、高騰する原材料費、エネルギーコスト、人件費等の上昇分を十分に価格転嫁できない現状を踏まえ、適切な価格転嫁についての機運を醸成するとともに、経営の安定や生産性向上を図る取組を支援することで賃金の引き上げや人材の確保等に必要環境を整備し、地域経済の活性化に寄与する。
実施項目	①価格転嫁に関する支援策、各種情報の共有、周知、②「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大、③価格転嫁による経営の安定や生産性向上などの理解促進、④事業者の実情に応じ賃上げや人材確保に取り組むための環境整備

○ 岩手県におけるパートナーシップ構築宣言企業数の状況

127 社 (R5. 7. 12※) ⇒ 342 社 (R7. 3. 25 時点)

※「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」実施日

		青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北計
宣 言 企業数	R5. 7. 12 時点	219	127	422	207	235	241	1, 451
	R7. 3. 25 時点	402	342	880	330	508	468	2, 930
増 加 率 (%)		83. 6	169. 3	108. 5	59. 4	116. 2	94. 2	101. 9

3 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

- 本県では、企業数全体の 99. 8%、製造品出荷額の 53. 9%を中小企業が占めているが、令和 4 年の製造業全体の製造品出荷額及び付加価値額は、全都道府県の中でそれぞれ 30 位と 34 位にとどまっている。(出典：総務省・経済産業省「令和 5 年経済構造実態調査」)
- そこで、本県では、中小企業等の生産性や付加価値の向上を喫緊の課題と位置付け、認定支援機関等と連携し、幅広い業種に対する下記事業の制度内容に関する周知活動、事業計画作成の支援等を強化してきており、この取組を継続することとしているところ。
- エネルギー価格・物価高騰、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等、持続的賃上げの実現に向けた環境整備を図るため、新たな事業展開や生産の回復、拡大に向けての設備投資等を行うインセンティブとして、下記 (1) 及び (2) に掲げる事業は有効と考えているところ。

(1) 中小企業生産性革命推進事業の継続・拡充

- 国の成長戦略を地方において実現するためには、中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び競争力強化が必要であることから、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に

ついて、中小企業等の生産性向上への取組を支援する設備投資等への補助率・補助上限の引上げ、店舗改装費等補助対象経費の更なる拡充を図る必要がある。

- また、経済社会の変化に対応するため、生産者や中小企業等の新たな販路開拓が課題となっているほか、労働生産性の向上を目的とした業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入等、技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。

(2) 「中小企業新事業進出補助金」、「中小企業省力化投資補助金」の継続・拡充

- 経済社会の変化に対応するため、中小企業者の、既存の事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出のほか、人手不足解消に効果のある設備・システムの導入により省力化投資を促進し、売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげる取組が引き続き重要であり、「中小企業新事業進出補助金」、「中小企業省力化投資補助金」の継続・拡充を図っていく必要がある。

(3) 地域企業の持続的な賃上げに向けた経営基盤強化の取組への支援

- エネルギー価格・物価高騰等により、中小企業・小規模事業者は、依然として厳しい経営環境に置かれている中、持続的な賃上げの実現に向けた中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化は全国的にも喫緊の課題である。労務費の適切な価格転嫁等の取引適正化を含め、賃上げに向けた環境整備を図るとともに、「成長と分配の好循環」実現までの相当の期間について、都道府県が地域の実情に応じ取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上支援施策（本県の主な事業は「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」）への継続的な財政措置が必要。

【中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助】

目 的	経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者の新たな設備投資、人材育成及び販路開拓に要する経費に対し、補助金を交付する。
補 助 対 象 者	(1) 岩手県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者。 (2) 応募申請時点で経営革新計画の承認又は経営革新計画の変更の承認を受けている者。ただし、同計画事業期間の3～5年の間に、給与支給総額を年率平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記載があること。 (3) 「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録されている者。
補 助 対 象 事 業	(1) 経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業 (2) 補助対象経費が、国（独立行政法人を含む。）、県又はその他の地方公共団体等、他の補助金、助成金等を活用する経費でない事業
補 助 対 象 経 費	経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓に要する次の区分で定める経費。 [区分] 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
補 助 率	補助対象経費の3分の2（千円未満は切り捨て）、1件当たり200万円を上限
予 算 額	令和7年度 100,000千円（当初予算、県一般財源） 令和6年度 100,000千円（当初予算、県一般財源） [交付決定：67者、96,132千円 交付実績：63者、86,340千円]

	令和5年度 200,000千円(第2号補正予算(6月定例会提案分)、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用し本事業開始) [交付決定:54者、81,001千円 交付実績:51者、74,868千円]
--	---

(4) 「業務改善助成金」の助成要件緩和等

- 国では、中小企業における労働生産性の向上や事業所内賃金引上げを支援するため、事業所に対する助成やその拡充を図っているが、申請手続きの複雑さや助成の要件として設備投資が必要であること等から、県内企業における当該助成金の利用は十分に進んでいない。
- 助成金の要件を理解せず申請を進めると不備が発生し、不正受給につながるおそれがあることから、申請手続きに関する書類の作成等について、企業に対する情報提供の充実と適切な指導を行う必要がある。
- 生産性向上に資する設備投資等が必要であるが、例えば、初年度に一定程度の設備投資を行った場合、次年度以降は賃上げのみを要件とするなど、助成要件の緩和を求める必要がある。
- 自動車やデジタルツールの導入経費を一般事業者の助成対象経費に加えるなど、助成対象経費の拡大や、賃金引上げ人数等に応じて助成金の上限額を増額するなど、支給要件の拡充を求める必要がある。

4 商工指導団体の体制強化等

- 商工指導団体による中小企業・小規模事業者の支援に必要な体制を維持するため、商工会・商工会議所及び岩手県商工会連合会が行う商工業小規模事業者の経営改善普及事業等の実施、中小企業の連携組織化の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進を目的に岩手県中小企業団体中央会が行う組合等の組織化を支援する事業の実施、それぞれに要する経費に対し補助しているが、商工指導団体がその人材を安定的に確保して、中小企業・小規模事業者の支援に必要な体制を維持・強化していくためには、十分な地方交付税措置による経営指導員等の給与水準の適正化が必要である。

【商工業小規模事業経営支援事業費補助】

目 的	商工会、商工会議所及び商工会連合会に対し、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく「経営改善普及事業」を実施するための補助をするもの。(実質、商工会等の「運営費」に相当。)
補 助 対 象 者	25 商工会、9 商工会議所及び商工会連合会
補 助 対 象 経 費	人件費及び事業費
補 助 率	定額
予 算 額	令和7年度 1,388,903千円 (当初予算、県一般財源、前年度比 99,338千円増)

【中小企業連携組織対策事業費補助】

目 的	中小企業の連携組織化の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、岩手県中小企業団体中央会が行う組合等の組織化を支援する事業の実施に要する経費を補助するもの。
補 助 対 象 者	岩手県中小企業団体中央会
補 助 対 象 経 費	人件費及び事業費
補 助 率	定額
予 算 額	令和7年度 121,544千円 (当初予算、県一般財源、前年度比 11,049千円増)

○ 地方交付税措置額に対しての補助金充当率（令和6年度）

【商工業小規模事業経営支援事業費補助】

	R6交付税措置額 (A)	R6当初予算 (B)	差額 (A－B)	充当率 (A÷B)	備考
岩手県	1,207,169,653円	1,289,565,000円	▲ 82,395,347	93.61%	

【中小企業連携組織対策事業費補助】

	R6交付税措置額 (A)	R6当初予算 (B)	差額 (A－B)	充当率 (A÷B)	備考
岩手県	90,673,847円	110,495,000円	▲ 19,821,153	82.06%	

○ 小規模企業振興基本法（平成26年法律第943号）に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において「小規模企業振興基本計画」を定めているが、概ね5年毎に基本計画を変更することとされており、今般、基本計画を変更し、新たな5年間の計画である「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」（令和7年3月25日閣議決定）を開始することとなったところ。

【小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の「4つの目標」と「15の重点施策」】

4つの目標（法第6条第1～4号）

1. 需要を見据えた経営力の向上	－経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展－
2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保	－新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対策、多様な人材の育成・確保・活用－
3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進	－地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化－
4. 支援体制の整備その他必要な措置	－支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化－

15の重点施策（法第5条・第6条）

1. 需要を見据えた経営力の向上	2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保
(1) 経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上 (2) 経営計画の策定 (3) 需要開拓・新事業展開 (4) 取引適正化対策 法第14・15条関連	(5) 起業・創業 (6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ (7) 多発する大規模災害等への対応 (8) 事業継続力の強化 (9) 人手不足対応、人材の育成・確保 法第16・17条関連
3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進	4. 支援体制の整備その他必要な措置
(10) 地域経済の活性化 (11) 地域の生活・コミュニティの活性化 (12) 地域課題解決の推進 法第18・19条関連	(13) 支援機関の体制・連携強化 (14) 国と地方公共団体との連携強化 (15) 手続の簡素化・施策情報の提供 法第20・21条関連

【重点施策13「支援機関の体制・連携強化」】（主な項目を抜粋）

- ・ 経営指導員等の人件費や事業費の確保に必要な地方交付税措置を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業（経営指導員等の人件費、商工会館の施設整備費等の事業費）や、経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画に基づく取組に対して、都道府県と定期的な連絡会議を開催し、実態把握や情報共有等を図りつつ、国と地方公共団体が緊密に連携して支援を講じる。
- ・ 複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した認定経営発達支援計画及び認定事業継続力強化支援計画に基づいて実施する、広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための取組への支援を講じる。

【参考】「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査（令和7年2月分）」結果

○ 四半期毎に、県内の約500者に対し、岩手県が商工指導団体を通じて実施している「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査」の令和7年2月分（令和7年3月24日公表）において、95.4%の事業者が「影響が継続している」又は「今後、影響がでる可能性がある」と回答。

回答項目	回答数	構成割合
① 影響が継続している	334	90.8%
② 影響はあったが収束した	7	1.9%
③ 今後、影響がでる可能性がある	17	4.6%
④ 分からない	5	1.4%
⑤ 影響はない	5	1.4%
合 計	368	100.0%

95.4%

- また、同調査で、「価格引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げ（転嫁）を一部実現した」、「価格引上げの交渉中」及び「これから価格引上げの交渉を行う」と回答したのは合わせて74.7%で、全体の約3/4の事業者において価格転嫁に向けた取組が行われている一方、「価格引上げ（転嫁）を一部実現した」と回答した事業者の価格転嫁率は、「10%未満」又は「10～30%未満」と回答した割合が合わせて80.8%となっており、多くの事業者において価格転嫁率は30%未満にとどまっている。

【価格転嫁の実施状況】

回答項目	回答数	構成割合
① 価格引上げ（転嫁）を実現した	49	13.3%
② 価格引上げ（転嫁）を一部実現した	187	50.8%
③ 価格引上げの交渉中	22	6.0%
④ これから価格引上げの交渉を行う	17	4.6%
⑤ 価格転嫁はしていない（価格変動の影響はない）	11	3.0%
⑥ 価格転嫁は実現していない	57	15.5%
⑦ 対応未定	18	4.9%
⑧ その他	7	1.9%
合 計	368	100.0%

74.7%

【「価格引上げ（転嫁）を一部実現した」と回答した事業者の価格転嫁率】

回答項目	回答数	構成割合
① 10%未満	88	47.1%
② 10～30%未満	63	33.7%
③ 30～50%未満	21	11.2%
④ 50～70%未満	11	5.9%
⑤ 70～100%未満	4	2.1%
合 計	187	100.0%

80.8%

- 現在の経営課題については、「原料・資材高騰への対応」が61.1%と最も多く、続いて「価格転嫁」が48.4%、「人材確保」が43.8%、「賃金の引上げ」が42.7%などとなっており、引き続き、物価高騰の影響や適切な価格転嫁、人材確保、賃上げへの対応等を経営課題としている事業者が多い状況。

回答項目（複数回答可）	回答数	全事業者（368 者） に占める割合
①資金繰り	155	42.1%
②価格転嫁	178	48.4%
③業態転換（営業形態の変更含む）・新分野進出	48	13.0%
④生産性向上（施設整備含む）	101	27.4%
⑤販路開拓	135	36.7%
⑥原油高への対応	142	38.6%
⑦原料・資材高騰への対応	225	61.1%
⑧電気料金値上げへの対応	156	42.4%
⑨事業再生（債務減免）	19	5.2%
⑩賃金の引上げ	157	42.7%
⑪人材確保	161	43.8%
⑫その他	6	1.6%
合 計	1,483	—

5 「働き方改革」の着実な実行及び監督機能の強化

（1）「働き方改革」の着実な実行

- 「働き方改革実行計画」（H29.3 閣議決定）において、「働き方改革」は労働生産性の改善の最良の手段であるとされ、その「働き方改革を、着実に進めていく」ため、ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組を推進していくこととしている。

〔主な内容〕

同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進、企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備、法改正による時間外労働の上限規制の導入など

- 本県の最低賃金は 893 円で、令和 5 年度に全国で最低額となり、地域間での格差が縮小していないことから、賃金面での改善が求められている。
- 本県では、令和 5 年の一人平均総実労働時間は全国平均よりも長く、また、年次有給休暇取得率は全国平均を下回っており、長時間労働を是正し、年次有給休暇の取得促進等の取組が重要な課題となっている。

《本県の平均総実労働時間》（5 人以上事業所）

年	岩手県			全国		
	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
R3	1,648	114	1,762	1,517	116	1,633
R4	1,631	117	1,748	1,513	121	1,634
R5	1,628	114	1,742	1,516	120	1,636

6 地域に必要な人材の確保につながる育成就労制度と特定技能制度の構築

- 令和 6 年 6 月 21 日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。これにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されることになった。
- 現在、「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」において、制度の円滑な施行や運用について検討が進められているところ。

- 現行の技能実習制度では本人の意向による転籍は認められていないが、新たに創設される育成就労制度では、就労した期間が一定の期間を超えた場合には、所定の要件を満たすことで転籍が可能となり、これにより賃金水準の高い都市部に外国人材が流出することが懸念されることから、地方で必要な人材が確保できるような制度とする必要がある。
- また、育成就労制度は、人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであることから、受入れ対象分野を特定技能制度における「特定産業分野」に限るものとし、新たに設定することとされているが、各産業における人材不足の状況を踏まえ、企業等の実情を反映した特定産業分野とする必要がある。

7 就職氷河期世代の活躍支援

(1) 岩手県における状況

- 厚生労働省が、「就業構造基本統計調査」（総務省 2017 年）を基に算出した数値では、本県の 35～59 歳人口は 399,700 人であり、就職氷河期世代の支援対象者数は下記のとおりとなっている。

・不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方）	15,800 人
・就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	5,544 人
・社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など）	計測困難

【本県の取組み】

- 事業内容

地域活性化雇用創造プロジェクト（補助率 8/10）を活用し、就職氷河期世代の支援のために次の事業を実施（令和 7 年度当初予算額：6,786 千円）

地域活性化雇用創造プロジェクトは、実施期間が 3 年のため、令和 9 年度に終了見込み。

・ミドル世代と県内企業のマッチング支援 ・ミドル世代の人材確保や育成戦略に係る企業向けセミナー ・正規雇用化に必要なスキル等の習得に向けた e-ラーニング講座

- いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（令和 7 年度から「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会（仮）」に名称を改める予定。）に引き続き参画し、事業の K P I の設定、事業の進捗管理等を実施（事務局：岩手労働局。以下概要）。
 - ・設立時期：令和 2 年 7 月
 - ・構成団体：経済団体等、労働団体、高齢・障害・求職者雇用支援機構、県社協、ひきこもり支援団体、市長会、町村会、国（経産局、労働局）、県（商工、保福、環境）

(2) 課題

- 令和 7 年度に国が新設した「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の交付対象事業のうち、本県が実施するミドル世代等就職支援事業（ミドル世代と県内企業のマッチング支援等）に対応する交付対象事業「就労希望や処遇改善希望がある者等へのマッチングや説明会の開催支援」の補助率は、3/4 となっていることから、令和 7 年度当初予算は、より補助率の高い「地域活性化雇用創造プロジェクト」（補助率 4/5）を活用している状況にあり、交付対象事業を活用するため補助率の引き上げが必要。

【県担当部局】商工労働観光部 経営経支課

定住推進・雇用労働室

ものづくり自動車産業振興室

7 農林水産業における「担い手育成」

農林水産業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な経営を展開し、所得・雇用機会を確保・拡大することにより、若者等の地域への定着を図っていくことが必要となっています。

こうした中、本県では、本年3月までに410の地域計画が策定されたが、その実現に向け、地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、新規就業者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

- (1) 地域の農業を担う人材の確保・育成を図るため、就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターの運営に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 地域計画の実現に向けて、農地の集積・集約化を加速するため、「農地中間管理機構事業」及び「機構集積協力金交付緊急対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (3) 地域農業の重要な役割を担う集落営農の維持・発展を図るため、「集落営農連携促進等事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (4) 地域計画に将来の地域の農業を担う者として位置付けられた経営体や、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図るため、「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業（担い手確保・経営強化支援対策）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

- 地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成するため、「岩手県農業経営・就農支援センター」において、税理士や中小企業診断士などの専門家派遣、就農希望者への個別相談や県内外での就農相談会等を実施しているが、令和7年度の「農業経営・就農サポート推進事業」の配分額が要望額の67%にとどまっている。

《農業経営・就農サポート推進事業の予算配分状況》

	R5	R6	R7
要望額(千円)	17,841	20,847	20,455
配分額(千円)	12,365	12,774	13,629
配分率(%)	69.3%	61.3%	66.6%

- 本県では、本年3月までに410の地域計画が策定されたが、その実現に向け、担い手への農地の集約化を強力に促進することから、農地中間管理機構による農地の集積・集約化に係る活動経費の増加が見込まれる。

このため、農地中間管理機構における円滑な事業推進を図る上で、必要となる予算措置が必要。

《農地中間管理機構事業の財源内訳》

(単位：千円)

	R5		R6		R7 (R7.3 末時点)	
	要望額	実績 (実績/要望額)	要望額	実績 (実績/要望額)	要望額	配分額 (配分額/要望額)
国庫	118,259	118,259 (100%)	151,019	137,388 (91.0%)	148,680	148,680 (100%)

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を令和6年度末までに市町村が策定し、農地の集約化等を一層進めることとしていることから、機構集積協力金交付緊急対策事業について、令和8年度以降も予算を十分に措置することが必要。

《機構集積協力金交付事業の予算配分状況》

(単位：千円)

	H26～H27	H28～H29	H30～R3	R4	R5	R6 (実績見込)	R7 (見込)
要 望 額	3,115,636	1,176,880	980,634	230,490	626,096	362,362	370,825
交 付 額	3,111,682	1,153,779	980,634	230,490	626,096	362,362	370,825
基 金	3,111,682	422,361	0	230,490	375,715	212,096	370,825
補助金	0	731,418	980,634	0	250,381	150,266	0
配 分 率	99.9%	98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基金残高	50,532	1,054	593,177	656,836	702,115	709,637	338,812

- 従事者の減少や高齢化が進行する中、集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略を示すビジョンづくりや、組織の中核となる若者等の人材の育成、共同利用機械の導入など、経営基盤の強化が必要であるが、令和7年度の「集落営農連携促進等事業」の配分額は要望額の37%にとどまっている。

《集落連携促進等事業の予算配分状況》

(単位：千円)

	R5	R6	R7
要望額	27,022	41,212	39,796
配分額	21,475	29,283	14,746
配分率	79.5%	71.1%	37.1

※ R5、R6：集落営農活性化プロジェクト促進事業、R7：集落連携促進等事業

《集落連携促進等事業の活用状況》

	R5	R6	R7
要 望	8 組織/ 5 市町	17 組織/ 7 市町	10 組織/ 8 市町
配 分	5 組織/ 5 市町	13 組織/ 7 市町	6 組織/ 4 市

※ R5、R6：集落営農活性化プロジェクト促進事業、R7：集落連携促進等事業

- 「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」については、担い手の規模拡大や経営の多角化等に有効である。
- 「担い手確保・経営強化支援事業（担い手確保・経営強化支援対策）」については、T P P 対策として売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む担い手を支援するため、令和6年度も補正予算により措置され、配分額は要望額の63.4%。

《農地利用効率化等支援交付金の予算配分状況》

区分	R5 年度	R6 年度	R7 年度
要望額（千円）	39,756	61,441	49,875
配分額（千円）	39,756	26,516	6,884
配分率（%）	100	43.2	13.8

※ R3 年度まで「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、R4 年度から「農地利用効率化等支援交付金」

《担い手確保・経営強化支援事業の予算配分状況》

区分	R4 年度補正	R5 年度補正	R6 年度補正
要望額（千円）	40,157	43,766	88,008
配分額（千円）	0	0	55,811
配分率（%）	0	0	63.4

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

2 「新規就農者育成総合対策」における財政措置

次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、「経営発展支援事業」に係る地方財政措置を引き続き講じるよう要望します。

3 農業者研修教育施設の整備に係る支援

農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設（農業大学校）は、就農促進や青年農業者等の担い手育成に重要な役割を果たしていることから、教育内容の充実強化を進めるための施設整備に対応できる事業の創設を要望します。

【現状と課題】

2 「新規就農者育成総合対策」について

- 本県では、毎年度、就農希望者や新規就農者 200 人以上が、「就農準備資金」、「経営開始資金（令和 3 年度までは農業次世代人材投資資金）」を活用。
- 県としても、新規就農者の発展段階に応じた体系的な研修や、農業改良普及センターによる営農計画作成支援及び技術・経営指導に加え、農業機械・施設の導入支援などを行い、新規就農者の確保・定着に向けた取組を行ってきたところ。
- 「新規就農者育成総合対策」については、本県の要望額に対し、100%措置されているところであり、これまでと同様に、必要な予算を十分に措置するよう要望するもの。
また、経営発展支援事業の機械・施設等の支援に係る地方負担 1 / 4 について、地方財政措置を引き続き確実に講じるよう要望するもの。

3 農業者研修教育施設について

- 本県農業大学校の施設は、昭和 40～50 年代に整備されたものが多く、老朽化が顕著。
- これまで、国庫事業を活用して研修施設等の整備を実施してきたが、本館（教育棟）の整備に活用可能な国庫事業がなく、財源確保が見通せないことから、本館の施設整備が先送りとなってきた。
- 就農促進や青年農業者等の担い手育成に対する中核的な教育機関として、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるため、防災機能の強化による安全・安心な教室環境の確保や学校施設の Z E B 化、バリアフリー化などに対応できる事業の創設が必要。
- 農業大学校は、農業改良助長法第 7 条第 1 項第 5 号に規定された農業者研修教育施設であり、同法に基づき、県が定める「協同農業普及事業の実施に関する方針」において、地域をリードする農業者を養成するための中核的な機関と位置付け。
- 農業従事者の減少・高齢化が進行する中、青年農業者等の農業担い手養成機関として、農業者研修教育施設（農業大学校）の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

《農業大学校卒業生の就農率の推移》

年度	卒業生数 A	就農者数 B=C+D			就農率 B/A
			自営就農 C	雇用就農 D	
R2	52	34	9	25	65.4%
R3	43	23	5	18	53.5%
R4	50	29	10	19	58.0%
R5	49	27	6	21	55.1%
R6	51	19	3	16	37.3%

《これまでの整備状況》

施設名	竣工年	改修状況	財源等
本館・教育棟	S43～S58	トイレ改修等（R3）	国庫（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
食堂	S61	改修（H27）	国庫（地域振興基金（地域の元気臨時交付金））
学生寮	S43（男子） H4（女子）	男子寮改築（H12～13） 女子寮改修（H27）	国庫 国庫（地域振興基金（地域の元気臨時交付金））
体育館	S48	改築（H27）	国庫（地域振興基金（地域の元気臨時交付金））
実習施設	S39～R元		
農産乾燥調製 施設整備	S58	改築（H29）	国庫（地方創生拠点整備交付金）
環境制御室整備	H29	新築	国庫（地方創生拠点整備交付金）
牛舎等	S62、63、H2	改築（H15、16）	国庫（農業研修教育施設整備事業）
研修施設	H7		国庫

《国庫補助事業の変遷》

	事業名	事業内容
H12～16年度	農業研修教育施設整備事業	研修教育基幹施設型 （研修教育棟、宿泊棟施設）
H16～23年度	強い農業づくり交付金	経営力の強化：新規就農者の育成・確保 整備事業：研修教育基幹施設整備 （研修教育棟、宿泊棟施設等）
H24～R2年度	農業人材力強化総合支援事業 （H24：新規就農総合支援事業） （H25～H28：新規就農・経営継承 総合支援事業） のうち農業経営者育成教育事業	地域中核教育機関への支援：新たな教育の実施 に必要な教育施設の整備 （研修教育棟、宿泊棟施設等） <u>※既存施設の改修や更新は対象外</u>
R元年度補正	新規就農支援緊急対策整備事業	就農希望者のための研修施設整備
R3年度～	新規就農者育成総合対策 （R3～4：農業人材力強化総合支援 事業） のうち農業教育高度化事業	農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援 （農業教育機関において、高度化プランの取組に直接必要な研修用機械・設備の導入） <u>※施設整備は対象外</u>
R3年度補正 R4年度補正 R5年度補正 R6年度補正	新規就農者確保緊急対策 のうち農業教育環境整備事業	農業大学校、農業高校等の農業教育機関において、実践的で高度な研修を実施するための施設等の整備（研修棟、宿泊棟等の施設等） <u>※既存施設の更新は対象外</u>

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課

《 要 望 事 項 》

4 林業の担い手育成に対する支援の継続

本県では、将来の林業経営体の中核となる現場技術者を確保・育成するため、「いわて林業アカデミー」を設置しており、当該アカデミーの研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう「緑の青年就業準備給付金事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

4 林業の担い手育成に対する支援の継続

- 林業労働力の継続的かつ安定的な確保・育成のため、都道府県が運営する人材養成機関が全国的に設置され、研修生が増加傾向。

このような状況において、「緑の青年就業準備給付金事業」の給付が、いわて林業アカデミーへの入講を通じた林業分野への就業を決断する大きな要因となっており、同事業の継続が林業の新規就業者の確保・育成に必要不可欠。

《 緑の青年就業準備給付金事業予算の推移（全国） 》

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①国の予算額 (百万円)	280	272	272	376	413	444	453	543	573
②岩手県への 配分額 (千円)	17,262	16,219	15,330	19,633	17,336	19,891	15,629	15,629	14,180
③人材養成 機関数 (校)	18	18	19	20	22	23	24	27	28

※ 一人当たりの給付上限額は、H28～R1：150万円、R2～：155万円（一定の条件を満たさない場合は125万円）

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

5 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実

本県では、次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、「いわて水産アカデミー」を設置しており、当該アカデミーの研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「経営体育成総合支援事業」のうち「次世代人材投資（準備型）事業」及び「新規漁業就業者確保事業（長期研修等）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

6 被災地次世代漁業人材確保支援事業の拡充

- (1) 被災地では主要魚種の不漁など漁業経営の厳しさが増していることから、後継者として就業する漁家子弟の漁業就業を促進するため、次世代人材投資（準備型）事業の対象者に、漁家子弟を追加するよう要望します。
- (2) 経営開始直後の漁業就業者の経営リスクを緩和するため、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」と同様の支援を追加するよう要望します。
- (3) 「いわて水産アカデミー」などの漁業学校等への運営支援を追加するよう要望します。

【現状と課題】

5 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実

- 令和5年漁業センサスの結果によると、本県の漁業就業者数は震災前から減少し、令和5年は平成30年と比べ約2割減少、震災前の平成20年と比べ半減しており、担い手の確保・育成に向けた手厚い支援が必要。
- こうした状況の中、令和5年度における経営体育成総合支援事業のうち、「次世代人材投資（準備型）事業」と「新規漁業就業者確保事業（長期研修等）」の配分額は、要望額の82.0%にとどまっており、研修生に対する十分な支援ができていないことから、必要な予算を十分に措置することが必要。

【参考】経営体育成総合支援事業予算の推移（岩手県）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①研修生（人）※1	8	7	7	4	4	4
②受給者（人）※1	8	7	7	4	4	4
③要望額（千円）※2	8,723	8,348	12,518	4,311	6,000	6,000
④配分額（千円）※2	8,506	8,003	9,638	3,536	6,000	6,000
⑤配分率（％） ④/③	97.5	95.9	77.0	82.0	100.0	100.0

※1 次世代人材投資（準備型）資金の対象者と長期研修生の合計人数

※2 次世代人材投資（準備型）事業と新規漁業就業者確保事業（長期研修）の合計額

6 被災地次世代漁業人材確保支援事業の拡充

(1) 漁家子弟を対象とした就業準備資金の拡充

- 令和6年度から被災地次世代漁業人材確保支援事業の内容及び予算が拡充されたものの、漁業学校等で研修を受ける際に、漁家子弟が支援対象となっていない。
- 漁業就業者の高齢化が進行する中、沿岸漁業を持続的に発展させていくためには、漁家子弟に親の漁業を継承させることにより、漁業経営体の世代交代を進めていくことが有効。
- 漁家子弟の確実な漁業就業と地元定着を促進していくため、漁家子弟に対する就業準備資金等のインセンティブ制度を設けることが必要。

(2) 経営開始直後の就業者向け給付金の拡充

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。
- また、経営開始直後は、漁業の技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定となり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」と同様の給付金制度を創設し、収入が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

(3) 漁業学校等の運営に対する支援の拡充

- 本県では、水産業の次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、平成31年4月に「いわて水産アカデミー」を開講。

【参考】いわて水産アカデミーの修了者数の推移

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
修了者数	7	6	7	9	5	12	10
累計	7	13	20	29	34	46	56

- 「いわて水産アカデミー」の運営費には、地方創生推進交付金（横展開タイプ）を充当していたが、当該交付金の交付期間は3年間のため、令和2年度をもって交付が終了。
- 現在は、研修生からの受講料に加え、県と会員団体（市町村、漁協等）の負担金で運営費を賄っているが、秋サケ等の主要魚種の不漁により、漁協等の経営状態が悪化する中、安定的な財源の確保が必要。
- 「いわて水産アカデミー」の運営を安定させ、漁業の担い手育成に向けたカリキュラムの充実を図り、本県漁業の第一線で活躍できる漁業者を養成していくためには、国の財政支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

近年、海洋環境の変化等により、本県水産業を支えてきた主要水産物の水揚量は、震災前と比べ、サンマとスルメイカでは約1割、サケに至っては1%未満にまで落ち込み、極端な不漁に見舞われています。

また、コンブ等大型海藻類などの藻場の減少が深刻であり、コンブ等を餌とするアワビの水揚量も震災前の約2割まで減少しています。

これら主要水産物の不漁は、沿岸地域の経済や雇用を支える漁業、水産加工業のほか、流通業など関連産業にも甚大な影響を及ぼし、地域経済が崩壊しかねない危機的な状況となっています。

このため、本県では、県と関係団体で行った「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言」に基づき、主要水産物の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入などを強力に推進しているところですが、こうした取組を加速化するためには、生産量が増加するサケ・マス類の海面養殖や加工原料の不足への対応等を促進していく必要があります。

さらに、近年、国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、定置網での漁獲量が増加し、漁獲可能量を遵守するため、定置網に入網したクロマグロを放流する際、入網している他の魚種も放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。

については、更なる対策の強化に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 主要水産物の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

近年の海洋環境の変化に伴いサケ資源が激減していることから、令和6年度補正予算で措置された「さけ増殖資材緊急開発事業」を継続するとともに、「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」等による、サケ資源の造成に向けた県外からの種卵確保への支援を継続するよう要望します。

また、国による北洋海域を含めたサケ回遊経路の広域的な調査を一層充実するとともに、県が実施する回帰率向上のための調査研究を支援するよう要望します。

(2) 磯根資源の回復に向けた支援

アワビ等の磯根資源の回復に向け、地域の漁場環境を把握するための調査研究を支援するとともに、漁業者等が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を支援するよう要望します。

また、漁場の保全活動など、漁業者等による取組をより一層推進するため、「水産多面的機能発揮対策事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

さらに、効果的な藻場造成を進めるため、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」について、造成後の効果を把握・検証するモニタリングの期間を3年以内から5年以内に拡充するよう要望します。

(3) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

サンマ、スルメイカの漁獲量が急激に減少していることから、不漁要因を解明するための調査・研究を一層充実させるよう要望します。

また、回遊性の魚類等の持続的で安定的な漁獲が可能となるよう、国際的な漁業調整も含め、適切な資源管理を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 主要水産物の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

- 秋サケの漁獲量は、震災前から減少が続いており、令和6年度は100トン台と激減。また、全国的にふ化放流事業に供する種卵の確保が困難となり、県外からの移入でも十分な種卵を確保できなかったことで、令和6年度の稚魚生産実績は、計画を達成できていない危機的状況。

《岩手県におけるサケの漁獲量》

(単位:トン)

	震災前※ A	R5 年度 B	R6 年度 C	C/A	C/B
漁獲量	25,053	134	117	0.5%	87%

※ 震災前はH20～22年度平均の値

(岩手県調べ)

《サケ放流尾数の推移》

(単位:百万尾)

	震災前※ A	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 B	B/A
放流尾数	442	389	309	371	413	180	232	53	94	56	20	4.5%

※ 震災前はH19～21年度平均の値

(岩手県調べ)

《サケ種卵の確保状況》

(単位:万粒)

項目		R1	R2	R3	R4	R5	R6
採卵	計画	46,000	45,000	46,000	8,600	8,700	8,600
	実績	20,526	26,045	5,891	10,803	6,378	2,190
	うち県外移入	実績なし	4,443	151	5,563	4,829	203
	県外卵の割合(%)	—	17.1	2.5	51.5	75.7	9.3

- 漁獲量の減少要因の一つとして海洋環境の変化に伴う放流後のサケ稚魚の減耗が指摘されていることから、県が取り組んでいる、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の生産技術の開発等や改良餌の導入に向けた支援のほか、県外からの種卵の移入などにより、資源の早期回復を図ることが必要。
 - サケの回遊経路における海水温の上昇等海洋環境の変化が資源減少の一因と指摘されており、稚魚の減耗要因の解明のため、北洋海域を含めた回遊経路における広域的な調査の充実が必要。
- ＜参考１＞ 国の関連事業：「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」、「さけ増殖資材緊急開発事業」、「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 磯根資源の回復に向けた支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- 近年の藻場の減少は、冬場の海水温が例年に比べ高めに推移したことにより、ウニ等が活発に活動し、芽が出たばかりの海藻を食害することなどが原因。
- 本県では、令和２年度に「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、効果的な藻場造成を行うため、ブロック等の設置によるハード対策とウニ除去などによるソフト対策を一体的に実施する方針。
- 海洋環境が変化している中で、アワビ資源を確実に回復させるためには、地域の漁場環境を把握するための潜水調査をはじめとした調査研究の充実とともに、漁場の生産力を回復するための藻場造成やウニ等の食害生物の除去、アワビの種苗放流等、漁業者や漁協等による漁場づくりを進めることが重要であり、これらの一連の取組を促進する総合的な支援制度が必要。
- 漁業者や漁協等が取り組む藻場保全活動を推進するためには、「水産多面的機能発揮対策事業」の必要な予算を十分に措置することが必要。
- また、効果的な藻場造成を進めるためには、造成後の効果を把握・検証することが重要であり、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」で３年以内のモニタリングが可能となっている。一方、国では、事業完了年度から５年間、定量的な事業効果（漁獲量及び資源量等）を求めていることから、モニタリング等への支援制度の拡充が必要。

＜岩手県におけるアワビ及びウニの漁獲量＞

(単位：トン)

	震災前 A	R5 年度 B	R6 年度 C	C/A	C/B
アワビ	343	101	59	17%	58%
ウニ	122	120	55	45%	46%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

＜岩手県における大型海藻類の藻場面積の推移＞

(単位：ha)

	S53	H3	H8	震災前※ ¹	震災後※ ² A	R2 B	B/A
藻場面積	2,739	2,736	2,466	3,280	2,366	1,446	61.1%

※¹ 震災前は H17～23 年度平均の値

(岩手県藻場保全・創造方針(令和３年３月))

※² 震災後は H27

《水産多面的機能発揮対策事業（対策事業費）の岩手県への予算配分状況》（単位：千円）

	要望額 A	配分額 B	B/A	活動組織数
R5 年度	14,204	11,422	80.4%	8 組織（うち 5 組織が藻場保全活動）
R6 年度	11,422	10,698	93.7%	8 組織（うち 5 組織が藻場保全活動）
R7 年度	6,902	6,902	100.0%	4 組織（うち 3 組織が藻場保全活動）

＜参考 2＞ 国の関連事業：「水産多面的機能発揮対策事業」

(3) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

- 令和 6 年における本県全 13 魚市場の水揚量は、震災前の約 4 割にとどまり、このうち主要魚種であるサンマ及びスルメイカの水揚量は、震災前の 1 割程度と大きく減少。
- サンマ、スルメイカの資源量の回復に向け、不漁要因の解明と資源管理の推進が必要。

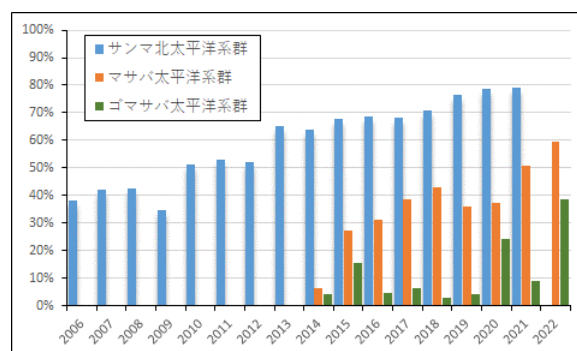
《岩手県における主要魚種及び全魚市場の水揚実績》（単位：トン）

	震災前 A	令和 5 年 B	令和 6 年 C	C/A	C/B
サンマ	52,240	4,366	7,204	13.8%	165.0%
スルメイカ	18,547	2,589	2,812	15.2%	108.6%
全魚市場	176,765	72,708	72,904	41.2%	100.5%

※ 震災前は H20 年～22 年平均の値

（岩手県調べ、属地集計）

- また、回遊性魚類については、公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、資源の適切な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、北太平洋漁業委員会（N P F C）会合を通じて、関係各国との交渉を進めることが必要。



【漁獲量に占める外国漁船の漁獲割合の推移】

＜参考 3＞ 国の関連事業：
「水産資源調査・評価推進事業」

【県担当部局】農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

- (1) これまでの資源管理の取組の成果により、令和6年12月の国際会議において、クロマグロの年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、漁業者は、漁獲枠管理のため、漁獲可能量を超えて入網したクロマグロを放流せざるを得ない状況となっていることから、更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう参加国に働きかけるとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう要望します。
- (2) 漁業協同組合連合会や水産加工業協同組合連合会などの関係機関・団体による、生産量が増加している海面養殖サーモンや新たな魚種を活用した、生産分野から加工・流通分野までの一体的な取組を支援するよう要望します。

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

(1) クロマグロの漁獲可能量に係る本県への配分拡大について

- これまでの資源管理への取組の成果により、近年、クロマグロの漁獲量が増加していることから、引き続き、国際会議において、年間漁獲枠の更なる拡大が実現されるよう参加国に働きかけるとともに、知事管理漁業への配分を増やすなど、配分方法の見直しによる、本県への漁獲可能量の拡大が必要。
- 令和6年12月に開催されたWC P F C年次会合では、日本の漁獲上限を小型魚が10%、400トン増枠の4,407トン、大型魚が50%、2,807トン増枠となり、年間漁獲枠の一定の拡大が図られた。
- 一方、定置網は、漁法の特性上、魚種を選択的に採捕することはできないため、漁獲可能量を超えてクロマグロが入網した場合には放流する必要があるため、作業面や経営面で大きな負担が発生するとともに、入網している他の魚種も一緒に放流せざるを得ない状況であることから、混獲回避など漁獲枠管理のための負担を強いられている漁業者からは、更なる漁獲枠の拡大が求められている。

《 岩手県のクロマグロ漁獲可能量及び漁獲実績の推移 》

(単位：トン)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
小型魚	漁獲可能量	93.7	91.5	94.1	96.8	82.5	90.5
	漁獲実績	85.2	72.0	84.7	93.1	81.9	—
大型魚	漁獲可能量	80.6	75.8	66.6	64.9	81.1	89.1
	漁獲実績	53.2	67.0	63.3	64.1	80.9	—
合 計	漁獲可能量	174.4	167.3	160.7	161.7	163.6	179.6
	漁獲実績	138.4	139.0	148.0	157.2	162.8	—

- 漁船漁業でクロマグロを漁獲するには、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく「沿岸くろまぐろ漁業」の承認が必要であるが、平成30年7月に過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有する実績船に承認が限定されたため、当時、漁獲実績がなかった本県の船の承認が無くなった。
- 令和2年5月に、国全体で400隻を上限とする新規承認枠が設けられ、本県には10隻程度の申請に調整するよう示され、近海漁船漁業協会から推薦のあった10隻の承認申請を進達し、承認された。

- 太平洋広域漁業調整委員会指示では、令和5年1月から令和6年12月までの2年間に1kg以上の漁獲実績を有する実績船を操業の承認条件としており、これまで、国は、既に承認されている船から権利を承継しない限り、新規の承認は認めていなかった。
- 近年、本県沿岸にクロマグロの来遊が増加しており、小型漁船漁業者からは、沿岸くろまぐろ漁業を操業したいとの要望があり、漁獲可能量の拡大とともに、新たな操業の承認が求められていた。
- 令和6年の国際会議で合意された日本の承認枠の拡大を背景に、令和6年11月18日の広域漁業調整委員会指示において、新規承認枠を認める決定がなされた。
- 県では、国からの助言や、関係団体からの意見を踏まえ、申し込みのあった漁船384隻のうち、12隻を国への申請対象としたところであるが、漁業者等からは、新規承認枠の更なる拡大が求められている。
- 一方、新規に沿岸くろまぐろ漁業承認された漁船への漁獲可能量の配分については、既存の漁業者からの協力により、本県に配分された漁獲枠内で融通しているが、新規に承認された漁船への漁獲枠は、収益性を確保した漁業経営が成り立つような十分な漁獲枠である必要があることから、本県への新規承認枠とそれに見合う漁獲枠の配分が必要。

《広域漁業調整委員会の沿岸くろまぐろ漁業承認隻数推移》

(単位：隻)

	平成26年4月 承認制移行	H27年1月 更新(1)	H29年1月 更新(2)	H30年7月 更新(3)	R3年4月 更新(4)	R5年4月 更新(5)	R7年4月 更新(6)
岩手県	119	119	99	0	8	10	22
全国合計	24,086	24,086	22,557	18,147	17,408	16,878	19,661

(水産庁資料)

(2) 生産分野から加工・流通分野までの一体的な取組への支援について

- 本県では、令和7年1月に、生産分野から加工・流通分野までの一体的な体制のもとで、近年の極端な不漁に打ち勝つための取組を加速化させるため、漁業協同組合連合会や水産加工業協同組合連合会などの関係機関・団体と「いわて水産連携推進会議」を設置。
- 同会議では、サケ等の主要魚種の不漁により、漁業者のみならず水産加工業者なども苦境に立たされている中、本県における新たな事業展開に向け、増加している資源の有効利用やサケ・マス類の海面養殖の推進など、地域の事業者及び関係機関等による一体的な取組を検討していくこととしており、こうした取組を推進するための支援が必要。

＜参考＞ 国の関連事業：「持続可能な水産加工流通システム推進事業」

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

3 新たな漁業・養殖業の導入等に向けた取組への支援

- (1) 令和6年度補正予算で措置された「さけ定置合理化等実証事業」は、厳しい経営状況にあるサケふ化場の有効活用等の取組に有効であることから、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 海水温の上昇により、ワカメやホタテガイ等の養殖に影響が生じていることから、県が行う高水温に強いアサリやヨーロッパヒラガキなどの新たな養殖種の導入に向けた調査研究を支援するよう要望します。
- (3) 主要魚種の記録的な不漁により、地域の活力低下が懸念されていることから、海や漁村の地域資源を最大限に活用しながら、地域を活性化していく海業を推進するため、海業の取組計画策定等のソフト対策を行う「海業振興支援事業」や、施設整備等のハード対策を行う「浜の活力再生・成長促進交付金」などについて、必要な予算を十分に確保するよう要望します。
- (4) 養殖経営体の減少により、生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発・改良や、ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実現に向けた取組を支援するよう要望します。

【現状と課題】

3 新たな漁業・養殖業の導入等に向けた取組への支援

(1) 「さけ定置合理化等実証事業」の継続

- 近年のサケの不漁を受け、一般社団法人岩手県さけ・ます増殖協会は、令和4年6月に「サケふ化場再編マスタープラン」を策定し、持続可能なふ化放流体制の構築に取り組んでいる。
- 本県のサケふ化場では、同プランに基づき、閑散期等を利用したサケ・マス類海面養殖用種苗の生産など、施設の有効活用による新たな収入源の確保について検討を進めているが、令和6年度には、経営悪化を背景に、組合解散を決定する漁協も出現するなど、ふ化場経営が危機的な状況にあることから、取組の拡大を図り、早急に操業体制等の転換を進めていくことが必要。

《 さけ定置合理化等実証事業の岩手県への予算配分状況 》

(単位：千円)

	要望額 A	配分額 B	B/A	事業実施主体
R6 年度補正	245,763	184,973	75%	6 漁協 (すべてサケふ化場有効活用)

(2) 海洋環境の変化に対応した新たな養殖種の導入に向けた調査研究への支援

- 本県の沿岸では、記録的に高い水温が続いており、気象庁によると、令和5年7月には三陸沖の海洋内部の水温が、平年より10℃も高い水温となった。
- 海水温の上昇により、ワカメの養殖開始時期の遅れ、ホタテガイの成長不良やへい死などの影響が生じている。
- 海水温の上昇が進む状況下において、今後も養殖生産量を維持するためには、海洋環境の変化に対応した、養殖の生産工程の見直しや新たな養殖種の導入を早急に進める必要がある。

- 県では、ワカメやホタテガイの種苗生産体制の見直しや、高水温に強いアサリやヨーロッパヒラガキなどの事業化に向けた養殖試験に取り組んでいるところ。
- また、近年、拡大基調にあるサケ・マス類海面養殖においても、高水温による出荷期間の短縮等の影響が生じていることから、県では、高水温に対応したサクラマスの種苗生産技術の開発に取り組んでいる。

(3) 海業の推進への支援

- 国では、水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対応し、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進するため、漁港漁場整備法を改正し、漁港施設の貸付期間を最大 30 年とするなどの仕組みを構築したほか、令和 7 年度から、漁港施設等活用事業^{※1}の活用を促進するため、漁業者等が海業に一步を踏み出すための取組を実証する試験等を行う、海業振興支援事業（ソフト対策）を創設したところ。

《海業振興支援事業》

区分	事業主体	事業の内容
海業立ち上げ推進事業 (活用推進計画 ^{※2} や実施計画 ^{※3} 策定の推進)	民間団体	・調査、効果分析、取組の実証等の民間団体が行うモデルづくり ・漁港管理者、漁協、民間事業者等を結びつけるための仕組みや体制づくり等
海業取組促進事業 (実施計画策定の促進)	県、市町村、漁協、漁協等が組織する団体等	・マーケティング、ニーズ、動向調査 ・取組計画、コストに関する調査 ・地域資源の発掘、磨き上げ調査 ・モニターツアーの企画・実証 等

※1 「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により令和 6 年 4 月に創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業

※2 漁港管理者が作成する漁港活用の基本計画

※3 漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした事業計画

- また、海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくための「海業振興モデル地区」や、地域の取組を積極的に支援する「海業の推進に取り組む地区」を選定し、海業を推進することとしている。

《国によるモデル地区等の選定》

区分	国の支援	選定地区数	
		(全国)	本県選定地区
海業振興モデル地区	海業の取組計画策定支援等	12 地区	吉里吉里漁港地区（大槌町）
海業の推進に取り組む地区	助言や海業の推進に関する情報提供等	86 地区	吉里吉里漁港地区（大槌町） 箱崎地区（釜石市） 綾里地区（大船渡市）

- 県では、令和 6 年度からデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、海業の理解醸成に向けたシンポジウムの開催や、国が令和 5 年度に海業の取組計画策定支援を実施した吉里吉里漁港地区等を対象として、海業のビジネスモデルづくりへの支援を実施しているところ。

《新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金）の計画事業費》

（単位：千円）

区分	R6	R7	R8
海業推進モデル	5,378	10,042	5,378

- 今後も、新たに海業の取り組みを始める地区や段階的に実施内容を拡大する地区が見込まれることから、海業の取組計画策定やモニターツアーの企画・実証等のソフト対策を行う「海業振興支援事業」や、施設整備等のハード対策を行う「浜の活力再生・成長促進交付金」などについて、海業の取組を各地域で展開できるよう、十分な予算の確保が必要。

《水産庁の海業支援事業の活用見込み（国費ベース）》

（単位：百万円）

事項	実績		見込み	
	R6	R7	R8	R9 以降
計画策定等、実証試験等（ソフト対策）	2.5	5	5	5
施設整備等（ハード対策）	0	0	5	131

《水産庁海業支援事業費の推移（国費ベース）》

（単位：百万円）

事項	R5 当初 A	R6 当初 B	R7 当初 C	C/A	C/B
浜の活力再生・成長促進交付金※	2,402	1,952	1,952	81.3%	100.0%
漁港機能増進事業※	600	450	150	25.0%	33.3%
海業振興支援事業	－	－	275	皆増	皆増

※ 海業以外の予算も含む。

(4) スマート水産業の実現に向けた取組への支援

- 養殖生産量は、生産者の高齢化や減少により震災前の水準にまで回復しておらず、生産量の回復には、新規就業者を確保するほか、一経営体当たりの生産性を高めることが重要。このため、ワカメ養殖における自動刈取り装置や芯抜き装置、カキ養殖における自動殻むき機など、地域の養殖形態に対応した省力化機器の研究開発や、スマートフォンを利用した養殖生産管理システムなどのICTを活用したスマート水産業の実現を推進することが必要。

＜参考＞ 国の関連事業：「スマート水産業推進事業」

【県担当部局】農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

4 危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

- (1) 気象災害等に備えた定置網施設の強靱化により、持続的な操業を実現し、収益性の高い操業体制の確保を図るため、「もうかる漁業創設支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に確保するよう要望します。
- (2) 主要な水産物の不漁が続き、漁業者の収入が減少していることから、漁業経営の安定に不可欠な「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するよう要望します。
- (3) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、燃油価格の高騰対策等を継続するよう要望します。
- (4) 漁業用資材・放流用種苗の価格高騰の影響を緩和するため、価格上昇分を支援する事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

4 危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

(1) 気象災害や急潮への対策

- 本県に初めて上陸した平成28年の台風第10号を始め、令和元年の台風第19号、令和5年の急潮、令和6年の台風第5号など、近年、気象災害や急潮による定置網施設への被害が発生。
- 気象災害等からの復旧には漁業共済制度が活用可能であるが、気象災害等に耐えることのできる施設の強靱化など、被害の発生を未然に防ぎ、定置漁業が継続できるよう操業体制の転換を進めていくことが必要。
- 国は、令和6年度補正予算で、もうかる漁業創設支援事業に「海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業」を追加し、定置漁業等を対象に、環境変化を背景としたリスクに強い操業・生産体制への転換を進めているところ。

《近年の気象災害等による定置網施設被害》

区 分	被害箇所数	被害額
令和5年9月の急潮	3市村6箇所	377百万円
令和6年8月の台風第5号	7市町14箇所	305百万円

《本県における急潮情報の発出状況》

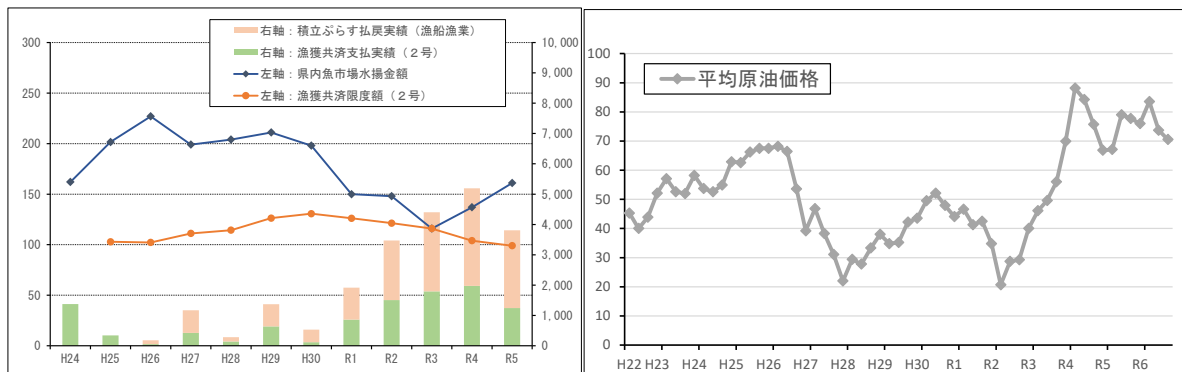
年度	R5	R6
発出回数	3回	19回

(2) 「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」の柔軟な運用と十分な予算の確保

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁による水揚げ金額の減少が続くことにより、共済限度額（直近5ヶ年の5中3平均）が減少し、漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念され、水揚げ金額の減少が共済限度額の算定に影響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。

(3) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」の継続

- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや軽油、重油の価格は2014年以来の高値水準となり、今なお、高騰が続いている状況にある。これら燃料の高騰は、漁船漁業の燃料費の増加など、漁業者の経営に影響を及ぼしている一方で、ロシア・ウクライナ情勢が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与えており、更なる急騰に備え、「漁業経営セーフティーネット構築事業」による漁業者の経営安定に向けた支援の継続が必要。

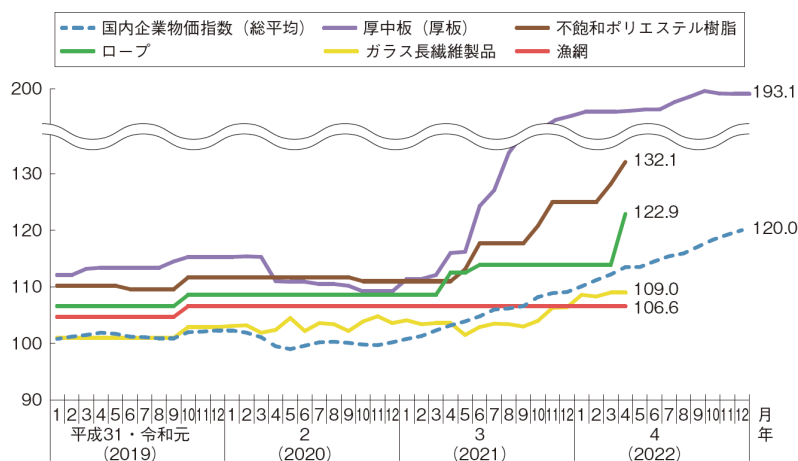


＜岩手県の魚市場水揚げ金額と共済限度額等の推移＞
(出典：岩手県漁業共済組合事業報告書)

＜平均原油価格の推移＞
(出典：漁業経営安定化推進協会HP)

(4) 漁業用資材・放流用種苗の価格高騰に対する支援

- 漁業用ロープの価格は令和4（2022）年4月に1か月で10%近く急激に上昇している。
- FRP（繊維強化プラスチック）漁船の建造に使用されるプラスチックの一つである不飽和ポリエステル樹脂は、令和3（2021）年後半以降上昇し、平成27（2015）年の価格と比較して、32%上昇している。



＜漁業用生産資材価格指数の推移（平成27（2015）年=100）＞
(出典：令和4年度水産白書)

- 燃油、資材価格の高騰の影響により、県内の放流用種苗の価格が最大で45%上昇している。

《（一社）岩手県栽培漁業協会における種苗価格》

(単位：円)

	サイズ	R4 年度 A	R5 年度以降 B	上昇率 B/A
アワビ	殻長 1 mmあたり	2.1	2.4	114.3%
ウニ	殻径 1 mmあたり	1.4	1.8	128.6%
ナマコ	体長 1 mmあたり	1.1	1.6	145.5%
アユ	1 kgあたり	13,636.4	16,000	117.3%

9 地方創生のための地方大学の振興

地方創生を実現し、将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であり、有為な人材の輩出と活力の創出に貢献する地方大学が果たす役割はこれまでも増して大きくなっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

「地域連携プラットフォーム」等による人材育成、地元定着、地域活性化などの取組に対する支援のほか、大学が行う地域課題解決のための取組への支援など、私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策の充実を要望します。

2 地方大学の運営基盤の強化

地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

3 地域の実情に応じた高等教育の機会の確保

本県のように人口減少が急速に進み、かつ、大学収容力が小さい地域において、大学等は進学期の若者の受け皿として、多様な進路選択や地域の人材確保・育成に重要な役割を果たしていることから、急速な少子化が進行する中での高等教育全体の「規模」の適正化については、大学等が果たす多面的な役割や地域の実状を踏まえて、慎重に検討を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

- 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」は令和元年度で終了したが、地方大学が地域課題解決等に取り組むための継続的な支援が必要。
- 複数の高等教育機関、地方公共団体及び産業界等が、各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム」の構築が各地域で図られるよう、令和2年10月に文部科学省ではガイドラインを策定。本県では、人材育成や地元定着の取組など、地方創生に向けた取組の推進のため、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」を令和3年6月に構築した。
- また、令和7年2月には、中教審答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、急速な少子化が進行する中、高等教育全体の「規模」の適正化と「アクセス」確保策を講じ、教育研究の「質」を高めることについて議論する「地域構想推進プラットフォーム（仮称）」の構築について示された。
- 文部科学省では、令和7年4月に「地域大学振興室」を設置し、上記答申を踏まえながら、地域の産官学金労言と連携した地域大学振興の取組を推進する予定。
- 本県では、地域連携プラットフォームの枠組みを活用し、令和5年度からは、文部科学省の「地域ニーズに応える産学官連携を通じたりカレント教育プラットフォーム構築支援事業」による取組を展開しているところであり、引き続き、地域課題の解決に向けて高等教育機関が産業界や行政等と連携して実施する取組への支援策の充実が必要。

2 地方大学の運営基盤の強化

- 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

（単位：億円）

年度	H16	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
運営費交付金 決算額	76.5	82.5	82.9	80.7	79.2	69.3	71.4	71.7	75.4	70.9	71.4	66.7	71.3

※ H24～27年度は、震災復興関連事業によって増額。H29～R1年度はプロジェクト事業や退職手当等によって増額。（出典）国立大学法人岩手大学決算報告書

- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成25年度までは一貫して減少し、近年は横ばい傾向にある。なお、近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にあり、法人による中長期的な視点に立った自律的・戦略的な経営が困難。

(単位：億円)

年度	H16	R21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
予算額	12,415	11,695	11,585	11,528	11,366	10,792	11,123	10,945
年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
予算額	10,945	10,970*	10,971*	10,971	10,807	10,790	10,786	10,784
年度	R6	R7						
予算額	10,784	10,784						

※ 国立大学法人機能強化促進費を含む（H29：45億円、H30：89億円。令和元年度は廃止され、再配分の原資に活用）。

（出典）第4回 非社会保障ワーキング・グループ（H27.10.28）の配布資料に以後の予算額を追記

- 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算定がなされていない。また、トップランナー方式により、基準財政需要額が減少したため、実態との乖離が拡大している。

〔岩手県立大学運営費交付金（通常分）と基準財政需要額の算定額〕（単位：億円）

R6 運営費交付金 (A)	基準財政需要額		差引 (B-A)
	H28	R6 (B)	
34.2*	25.7	21.5	△12.7

※ 運営費交付金（通常分）のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免分を除く

3 地域の実状に応じた高等教育機会の確保

- 令和7年2月の中教審答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、急速な少子化が進行する中、高等教育全体の「規模」の適正化と「アクセス」確保策を講じ、教育研究の「質」を高めることの必要性が述べられているが、高等教育機関は地域の若者の進学意欲に応える受け皿であるだけでなく、都市部からの若者の受入れにもつながることから、地域の実状に応じた慎重な検討が必要。

- 本県の大学収容力について

順位	都道府県	入学定員数	18歳人口	大学収容力
1	京都府	35,123人	23,145人	151.8%
2	東京都	153,377人	104,150人	147.3%
3	大阪府	54,721人	79,549人	68.8%
⋮				
43	岩手県	2,509人	11,379人	22.0%
—	全国平均	623,520人	1,141,140人	54.6%

※出典：R5.7.14 中央教育審議会大学分科会（第174回）資料。

定員数は令和3年度の入学定員数、18歳人口は3年前の中学校卒業者（H30.3月卒）の人数であること。

【県担当部局】ふるさと振興部 学事振興課

10 半導体関連産業振興への支援

デジタル化やカーボンニュートラルは、世界的に全ての産業・社会において加速度的に進展しており、これらを支える半導体の需要と重要性は今後益々高まっていくことが見込まれています。このような中、半導体製造企業は拠点建設に向けた投資に積極的であり、経済安全保障の確保や円安による影響、国による大型の設備投資支援もあり、国内への投資が加速しているところです。

国においては、「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」によって、支援策が講じられているところではありますが、本県における半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、今後更に必要となるインフラの整備等に対する各種支援や人材確保・育成、サプライチェーンの強靱化等に対する各種支援策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

半導体製造企業の誘致や規模拡大に当たっては、工場用地の確保・整備と併せて、工業用水道施設やアクセス道路の整備など多大な投資が求められることから、これら関連インフラの整備に必要な予算の確実な措置を要望します。

また、製造工程で使用する大量の水を供給するための水利権の確保や国内投資の円滑化に向けた支援を講じるよう要望します。

加えて、半導体製造に当たっては、大量の電気を消費することから、民間企業が行う電源開発に対する支援を講じるよう要望します。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

地方自治体が行う半導体・電子デバイス関連の人材確保・育成プログラムに対する支援を拡充するよう要望します。

3 サプライチェーン強靱化対策への支援

世界的に増加する半導体需要に的確に対応するとともに、次世代半導体の開発・生産機能を確保し、国際競争力を強化するため、有力な半導体産業集積地における一層の集積拡大による一貫生産体制の確立など、サプライチェーンの強靱化に向けた支援を継続し、十分な財政措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

- 国において「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」が創設され、本県半導体製造企業の生産拠点形成に必要な関連インフラの整備を推進するため、令和5年度補正予算において工業用水道整備事業及び下水道整備事業を、令和6年度補正予算において道路整備事業を採択の上、支援いただいているところ。
- 令和8年度以降においても、大手半導体製造企業の需要に応え、安定的に工業用水を供給するため、新北上浄水場の整備を進めることとしている。
- また、大手半導体製造企業の操業開始以来約2,000名の雇用が創出され、通勤や関連車両の通行が増加し、周辺道路では渋滞等が発生している。加えて、同企業の第2製造棟及び新管理棟が令和6年7月に完成し、本年秋からの稼働が見込まれる。これに伴い、これまで以上の交通量の増加に伴う渋滞の悪化が見込まれ、工場の操業への影響が懸念される。

そのため、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金により、渋滞解消や物流の効率化のための道路整備を、また、社会資本整備総合交付金等により、通勤車両等の増加に伴う通学路の歩道整備などをより一層、進めていくことが求められることから、必要な予算の確実な措置が不可欠である。

【岩手県における地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の状況】

■令和5年度・令和6年度配分額 計 16.3 億円

(1) 工業用水道整備事業

事業名	北上中部工業用水道事業（岩手県企業局）
事業費・国費	約 196 億円（うち令和5・6年度配分額 6.5 億円）
事業期間	令和5年度～令和10年度
事業概要	新北上浄水場の増設等

(2) 下水道整備事業

事業名	北上市 特定公共下水道終末処理場増設事業（北上市）
事業費・国費	約 95 億円（令和5年度配分額 7.6 億円）
事業期間	平成31年度～令和6年度（事業完了）
事業概要	排水処理量の増大に対応するための下水処理場の増設

(3) 道路整備事業

事業名	市道川原町南田線道路整備ほか（北上市）
事業費・国費	約 38 億円（令和6年度配分額 2.2 億円）
事業期間	令和6年度～令和9年度
事業概要	渋滞解消のための道路整備等

- 県南地域では、半導体関連産業を始めとしたものづくり産業の集積が進んでおり、今後も企業の業容拡大に伴う工業用水の需要増加が見込まれるため、新たな水利権の確保が不可欠である。しかし、北上川における水利権には、既に利用権が設定されている状況であり、半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、新たな水利権の確保に向けた国の支援が必要である。
- 電力の確保においても、ベースロード電源の確保や供給施設整備において、民間電力会社の負担が大きいことから、国において支援を行う必要があると考える。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

- 人材の確保・育成については、近年の本県における半導体製造企業による旺盛な設備投資や新規立地等により、雇用の場が広がったところであるが、人口減少や人材確保に向けた企業間競争の激化により、人材の確保に苦労している企業が多い。

このため、県では、全庁を挙げて人口減少対策に取り組むこととしており、ものづくり産業振興部門においては、

- ・ 産学官が連携し、小中学生の頃からものづくりに触れる機会を提供する取組
- ・ 高校生等を対象とした工場見学等県内企業を知る機会の創出
- ・ 大学生等を対象とした半導体講座やインターンシップ等「いわて半導体アカデミー」の実施等の取組を進めているところであり、令和6年度には、国の令和5年度補正予算デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）を活用し、半導体関連人材育成施設を整備したところである。

- 人口減少等により、今後はより一層、働き手の確保・育成に向けた取組の重要性が増すことから、国の継続的な支援が必要である。

3 サプライチェーン強靱化対策への支援

- 今後も大手半導体関連企業の業容拡大が進むものと見込まれることから、国内投資に対する大型補助金等による支援を拡充する他、海外で行われている後工程（形成されたウエハーを個別のチップに切り出し、製品として完成させる工程）の国内集積を促進することにより、半導体関連産業の一貫生産体制の確立を通じた国際競争力の強化を図るため、サプライチェーン強靱化に向けた国による異次元の支援が必要である。
- また、地方自治体が主体的に行う誘致企業と地場企業との協業促進、関連企業間におけるニーズ・シーズのマッチング等の取組の加速を通じた地域経済の基盤強化による地方創生を実現するためには国の強力な支援が必要である。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
 県土整備部 道路環境課

11 職業能力開発に係る支援制度の充実

本県においては、産業集積の進展や人口減少等に伴い、ものづくり分野をはじめとする県内企業の人手不足が続いており、若者技能者などの人材の育成・確保が課題となっています。

地方創生を推進し、県内経済を維持・拡大するためには、地域や企業が必要とする人材の育成・確保が重要であることから、地域の産業を支える人材の育成に向けた職業能力開発に係る支援制度の充実について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

県立職業能力開発施設を安定的に運営するとともに、職業訓練に必要な施設を計画的に整備するため、職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金及び職業能力開発校設備整備費等補助金について、十分な予算を確保するよう要望します。

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

地域の産業界の持続的な発展を支える人材を育成するため、公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度を創設するよう要望します。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

ものづくり分野に従事する者の確保・育成のための技能検定手数料減免措置について、令和4年度・6年度と相次いで縮小変更されている対象範囲・額を復元・拡充し、これに必要な予算を確保するよう要望します。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

近年の物価上昇に対応するとともに、デジタル技術の習得のニーズの高まりなどの環境変化に的確に対応するため、離職者等再就職訓練事業の委託費について、民間教育訓練機関の実態を考慮した訓練実施経費の単価増額など、制度の充実を図るよう要望します。

5 認定職業訓練事業の補助対象者の緩和

認定職業訓練事業は、建築大工・左官等を生業とする中小企業にとって重要な後進育成の場であるものの、認定職業訓練費補助制度において、雇用保険の被保険者になれない家族従事者等は補助対象外となっています。技能及び事業の安定的な継承のためにもこれらの者を補助対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

- 県立職業能力開発施設の運営に対して交付されている職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金は、職業能力開発促進法施行令及び雇用保険法施行令に定める基準に基づき、各都道府県の雇用労働者数、求職者数、学卒就職者数、訓練生数等に応じて交付額が決定されているが、配分額は減少傾向にあり、令和6年度の本県への交付額は前年度より約8百万円（2.0%）の微増となったものの、依然として十分な交付額になっていない。
- 県立職業能力開発施設の安定的な運営には、国において、全国の訓練生数等に応じた同交付金の十分な予算の確保と、安定的な財政支援が必要である。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
全国の都道府県立施設数	161	162	160	160	160
うち短大	15	15	15	15	15
うち職業能力開発校	147	145	145	145	145
国の交付金予算額（億円）	124.5	124.5	124.5	124.5	124.5
本県への交付額（百万円）	406.5	398.4	383.8	376.5	384.1

※交付金の額は、職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金の合計

- 県立職業能力開発施設の施設設備整備に対して交付される職業能力開発校設備整備費等補助金については、雇用調整助成金の支出による雇用保険特別会計収支の悪化に伴い、令和5年度は実施計画の策定に先立ち提出した整備計画に対して、設備整備（パソコン及び各種実習機器等）が約10%減額された内示となった。その後増額申請が認められたが、安定した予算の確保が必要である。
- 設置から相当年数が経過している施設の修繕や、時代とともに進化する設備の更新に計画的に対応していくため、国による十分な財政支援が必要である。

（単位：千円）

	R4	R5	R6	R7
当初計画額	59,825	60,935	66,558	61,071
内示額	49,492	58,751	66,558	(54,498)
内示率	82.7%	96.4%	100.0%	89.2%

※（ ）書きは内々示を受けて再計画提出後の金額

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

- 国では、平成 29 年度に、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない学生等の進学を後押しすることを目的に給付型奨学金制度を創設するとともに、高等教育の無償化の実施に向けて、令和 2 年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を実施している。
- しかし、当該支援は、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等が対象であり、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設で学ぶ訓練生は対象となっていない。
- 厚生労働省においては、大学等の学生等と同様な授業料等減免措置が受けられるよう、令和 2 年度から、職業能力開発短期大学校等で学ぶ訓練生を対象にした授業料等減免制度を創設したところであるが、給付型奨学金制度の創設は行われていない。
- 給付型奨学金の創設によって職業訓練を選択する機会が増えることは、経済状況にかかわらず安心して職業に必要な技術・知識を習得することができ、ひいては若者が職業を通じて社会に貢献することにつながることから、大学生等と同等の経済的支援を行う必要がある。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

- 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する者の確保・育成のため、国の補助制度の下で、技能検定手数料の減免措置を実施している。
- 当該減免措置について、令和 4 年度・6 年度と相次いで縮小変更され、対象級が 3 級の実技試験に限定された。

令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から	令和 6 年 4 月 1 日から
次の要件を全て満たす者。 ア 技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する者 イ 35 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない者） ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者（外国人技能実習生は除く）	次の要件を全て満たす者 ア 技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する者 イ 25 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 25 歳に達していない者） ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条 4 条第 1 項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者） エ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者	次の要件を全て満たす者 ア <u>ものづくり分野の技能検定の 3 級の実技試験を受検する者</u> （都道府県方式は全て対象となる） イ 23 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 23 歳に達していない者） ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

- ものづくり分野に従事する者の確保・育成のため、令和 4 年度・6 年度と相次いで縮小変更されている技能検定手数料減免措置について、減免措置の対象範囲・額を復元・拡充し、令和 3 年度まで対象としていた 2 級の実技試験受検を含めた 35 歳未満の全ての受験者へ 9,000 円を補助する必要がある。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

- 県では、国からの委託を受けて離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の早期の就職に向けた支援を行っている。
- 委託費については、令和5年度にデジタル訓練促進費が創設されるなど、実績に基づく上乗せ部分の改善はあるものの、基本部分である訓練実施経費の単価については、主たる訓練の知識等習得コースの場合、平成19年度から5万円で据え置かれてきた。
令和7年度から、デジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定した場合の訓練実施経費の単価が5万3,000円に増額されたが、近年の人件費及び物価の上昇には追いついていない。
- 消費者物価指数の上昇に呼応し、訓練実施経費の単価増額が必要である。

5 認定職業訓練事業の補助対象者の緩和

- 職業訓練法人等が認定職業訓練を行う場合に要する経費について、国から1/3の補助がある。
- 上記経費の補助対象者は、中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者、建築大工・左官等の一人親方等で労災保険に特別加入している者等とされている。
雇用保険の被保険者になれない中小企業事業主及び家族従事者は、労災保険に特別加入していても補助対象外とされており、認定職業訓練校の費用負担が増えるため、中小企業事業主が認定職業訓練校への派遣を見送るケースがある。
- 家族従事者は、将来、中小企業事業主として地域を支えていく立場にあり、補助対象とすることで認定職業訓練による技能及び事業の安定的な継承、地域経済の発展につなげていく必要がある。

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、段階的に施行されているところであり、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、制度の実効性を高めていくことが必要です。

また、出生数の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生数の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の復職・再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 両立支援等助成金の財源の確保等

仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する両立支援等助成金制度について、制度の継続と十分な財源の確保を図るとともに、支給要件の緩和や手続の簡素化など事業主が利用しやすい制度とすることにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを一層推進するよう要望します。

2 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

3 雇用保険の対象外となる者の育児期の収入減に対する支援

雇用保険に加入していないフリーランスや自営業の者であっても、安心して子どもを産み育てられるよう、育児に伴う休業時期に一定の給付を受けられる制度の創設を要望します。

4 男性の育児休業取得に関する独自の支援に対する財政措置

男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、取得期間は十分ではないことから、両立支援助成金と連動して独自に給付金を支給するなど、都道府県が独自に行う支援策について、財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 両立支援等助成金の財源の確保等

- 令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ぜられたところ。
 - 国では、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正や両立支援等助成金等の制度を設けて支援を推進しているが、法律上策定が努力義務とされている常時雇用100人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定や、仕事と家庭の両立支援に資する助成金について、より一層の普及啓発が必要。
 - 両立支援等助成金について、令和7年度予算では、前年度を大幅に上回る予算を確保（358億円）しており、育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充を図ることとしている。今後、こうした支援を継続するとともに、事業主が利用しやすい制度とすることにより、企業における職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりの一層の推進が必要。
 - 育休中等業務代替支援コースにおいて「業務の見直し・効率化のための取組を実施」が支給要件となっており、業務、作業手順の標準化するためのマニュアル等の作成や業務代替者に対して代替業務の内容、賃金について上司等が面談して説明する必要があること、また、代替業務に対応した賃金制度を就業規則等に規定する必要があることなど、作業に一定程度時間を要する取組のすべてを「業務代替期間の開始日までに実施」する必要があるとされていることから、「代替開始期間開始後1週間程度までの実施」に延長するなど支給要件の緩和が必要。
 - 育休中等業務代替支援コースの場合、申請に必要な書類が16～19種類求められている。可能な限り添付書類を少なくするなど手続きの簡素化が必要。
- ◎一般事業主行動計画の策定及び認定状況（企業数）（厚生労働省公表：令和5年9月末現在）

	常時雇用 101 人以上 (策定義務付け)	常時雇用 100 人以下 (策定は努力義務)
岩手県	453 (100%)	705
全 国	49,669 (99.0%)	57,214

2 妊娠・出産や育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

育児休業に関する要件の緩和や、職場における不利益取扱いの防止については、平成 29 年 1 月に育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されたところであるが、不利益取扱いに関する相談件数は高い水準で推移している状況。

令和 2 年 6 月から妊娠・出産や育児休業に起因する問題に関する事業主の責務が強化されたところであり、引き続き岩手労働局など関係機関と連携し、企業や労働者に対する関係法令の周知徹底が必要。

※ 女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、職場のセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策等について、法及び指針の定めにより事業主が講ずべき措置とされた。

◎妊娠・出産や育児休業等に係る不利益取扱いに関する相談件数の推移

年度	婚姻、妊娠・出産等		育児休業等	
	岩手県	全国	岩手県	全国
令和 2 年度	35 件	5,021 件	38 件	6,234 件
令和 3 年度	40 件	4,508 件	38 件	6,026 件
令和 4 年度	49 件	4,717 件	30 件	6,673 件

(岩手労働局：「個別労働紛争解決制度施行状況について」、

厚生労働省：「都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における法施行状況について」)

3 雇用保険の対象外となる人に対する育児期の収入減に対する支援

- 本県では、「いわて女性の活躍促進連携会議」は、岩手県の女性の活躍を促進することによって復興の加速化を進め、地域経済活性化に寄与することを目的として、県内の経済団体、産業団体、国等の関係団体と県が一体となって、平成 26 年 5 月「いわて女性の活躍促進連携会議」を設立。
- さらに、平成 28 年 5 月、この会議を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 23 条第 1 項に規定する協議会に位置付け、構成団体と連携して、女性の活躍推進に向けた取組を進めている。
- 会議では、各分野や分野横断による女性の活躍に向けた取組を推進するため、部会を設置して活動を行っており、このうち「女性の就業促進部会」では、女性の就業促進と女性が企業等で活躍するための支援を中心のテーマとし、女性の起業促進に向けた意識啓発や支援策も併せて検討している。
- 令和 6 年 9 月、部会は提案書「男女問わず、誰もが働きやすい職場環境の構築」をとりまとめ、この中で、目指す姿の一つとして「仕事と育児等を両立しながら、キラキラ働き続けられる岩手県」を掲げ、提案として「雇用保険の適用を受けられない方に対する育児期等の収入減への支援」を盛り込んだところ。
- 雇用保険に加入できないフリーランスや自営業者は、育児休業等給付金のような育児期の収入減に対する支援が受けられない。これは起業を志す人や役員にも当てはまり、女性が活躍しようとする支援が受けられない現状がある。

4 男性の育児休業取得に関する独自の支援に対する財源措置

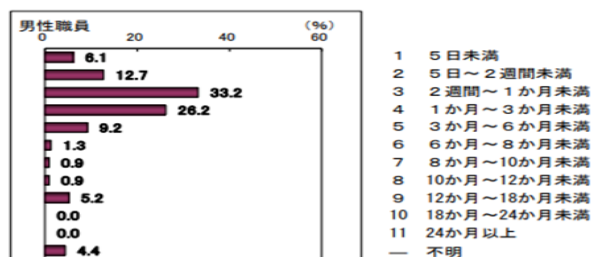
- 本県の男性の育休業取得率は順調に伸びている。

	R2	R3	R4	R5	R6
岩手県	2.7%	—	19.9%	—	43.0%
全国	12.65%	13.97%	17.13%	30.1%	(未発表)

※岩手県：ふるさと振興部「企業・事業所行動調査結果報告書」

全国：厚生労働省「雇用均等基本調査（事業所調査）」

- しかしながら、取得期間は「2週間～1か月未満」が33.2%と最多になっている。



- 国では「出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）」により、男性の育児休業支援取得を支援している。男性の育児休業取得について、人数に応じて10万円から20万円の支援を行っている。

- 一方で、各自治体では男性の育児休業に対する奨励金を独自に支給する事業を行っている。

【例1】宮城県 男性育休取得奨励金（令和7年新規）

県内に本店などがある中小企業の男性従業員が28日以上の子育休業を取得した場合に20万円の奨励金を企業に交付する制度を新設。6か月以上の場合はさらに30万円を追加し、1つの企業に最大で50万円を交付。

【例2】長野県 長野県パパ育休応援奨励金

養育する子が1歳になるまでの間に、男性従業員が育休（産後パパ育休を含む）を通算14日以上取得し、当該従業員が職場復帰した場合に奨励金を支給（1企業3回まで）。取得期間等により7.5万円～30万円

- 本県においても、企業における働き方改革や子育て支援の促進を進めており、男性の育児休業の取得に応じた給付金などを検討している。
- 給付金の実現にあたっては、財源確保が課題となることから、地域の実情に合わせた制度を創設する自治体に対して財政措置が必要。

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

13 総合的な少子化対策の推進

本県の令和5年の合計特殊出生率は1.16であり、これまでで最も低くなっています。少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、最優先で取り組むべき課題です。

少子化傾向を反転させるには、安心して子どもを生み育てられる環境を整備する必要があります。その対策として、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、出会いの場の創出や、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、国と地方が適切な役割分担のもと推進していく必要があります。地方が円滑に実効性ある取組を展開できるよう、財源の安定確保、ライフステージに応じた切れ目ない支援策の充実について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども・子育て施策に係る財源の安定確保

自治体の財政力の差などにより、子ども子育て支援施策に地域間格差が生じることなく、全ての家庭において安心して子どもを生み育てることができる環境を整えられるよう、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実な措置がされ、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置されるよう要望します。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

少子化対策の推進に当たっては、結婚を希望する方への出会いの場の創出や、安全・安心な出産環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービス等の充実など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していく必要があることから、地域が取り組む少子化対策について自由度の高い財政支援の充実を図るよう要望します。

また、国を挙げて、家庭や子育ての大切さや、妊娠・出産に関する正しい知識を普及啓発するなど、若者のライフデザインの構築支援に積極的に取り組むよう要望します。

3 不妊治療の提供体制の充実

不妊に悩む夫婦が県内で希望する治療を受けられるよう、不妊治療に従事する医師、胚培養士等の専門人材を国レベルで養成するとともに、生殖補助医療を提供する医療施設・設備の整備に対する財政支援を行うなど、不妊治療の提供体制の充実を図るための支援を要望します。

地理的な事情により、遠方の医療機関への通院に係る負担も大きいことから、通院交通費に対する補助制度の創設など、財政支援の拡大を図るよう要望します。

また、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発など、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望します。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等による妊産婦の孤立感や負担感が解消されるよう、出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施や、助産師等による専門的な産前・産後ケアの提供体制の充実などのための必要な財政支援を行うよう要望します。

5 妊産婦のアクセス支援の拡充

分娩取扱施設の減少により、妊産婦が居住地から遠方の医療機関で妊婦健診や分娩をせざるを得ない状況が生じています。国においては、令和6年度に「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」及び「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」を創設したところですが、これらの事業を継続するとともに、産婦健診や診療についても対象とするなど、支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 子ども関連施策の強化及び財源の安定確保

- 本県の令和5年の出生数は5,432人（対前年▲356人）、合計特殊出生率は1.16（対前年▲0.05）と、出生数、合計特殊出生率ともに前年を下回り、これまでで最も低くなっており、この少子化傾向を反転させることが必要である。
- 本県の出生数減少の要因として、若い女性の社会減を含めた女性人口そのものが減少しているほか、男性は50歳時の未婚割合が高く、女性は30歳以上の「有配偶出生率」が低い状況にあることから、出会いや結婚を取り巻く環境や仕事と子育ての両立の難しさなどが影響していると考えられる。また、コロナ禍の影響として、行動制限等により生活意識や行動が変化する中で、若者や子育て世代の結婚・子育てに関する意識も変化している可能性が指摘されており、本県においても、令和2年に婚姻件数が急減し、その後回復が見られないことが、令和4年以降の出生数の減少につながったものと考えている。
- このような現状を踏まえ、令和5年度からは、第2子以降の保育料無償化や在宅育児支援金などの取組を、令和6年度からは、市町村が実施する、既存施設等を活用した遊び場の整備、産後ケア利用時の子どもの一時預かりや交通費の支援に要する経費の補助、地域課題の分析や少子化対策の立案等に取り組む町村への専門家等と連携した伴走型支援の実施など、市町村と連携して取り組んでいるところ。
- 国においても、令和5年12月に今後5年程度を見据えた子ども・子育て政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた「こども未来戦略」等が決定され、児童手当の拡充や保育士等の配置基準改善など、子ども・子育て政策の強化が示されたところ。
- 国では、こども大綱に基づき具体的に取り組む政策について、毎年6月頃を目途に「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、関係府省庁の予算概算要求に反映することとしている。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- 子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体が創意工夫をしながら少子化対策を継続的に実施していくためには、地域の取組に対する自由度の高い財政支援の充実が必要である。
- 現在の地域少子化対策重点推進交付金は、事業ごとに細かく要件が設定されており、年度によってその要件や補助率に変動があるため、次年度の少子化対策事業の計画策定に支障が出ている。また、事業メニューが多岐にわたるため、細かく設定された要件に合致した実施計画書をそれぞれ作成する必要があり、事務負担が過大となっている。
- また、若い世代の段階から、結婚や子育て、妊娠・出産に関する正しい知識を伝えることで、若者の結婚観・家庭観を醸成し、自らのライフデザインを考える機会を提供することが必要である。

3 不妊治療に対する支援の充実

- 本県では、特定不妊治療を受けられる医療機関が2箇所のみとなっており、特定不妊治療費助成を受ける夫婦の一定程度が県外での受診となっている。遠方での受診も多く、治療を受ける方は多額の交通費を負担することになるため、県では令和5年度から通院交通費の助成を開始したところである。

- また、令和4年4月から生殖補助医療が保険適用となり、県内でも不妊治療を受ける件数が増加傾向にあることから、岩手県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士、看護師、カウンセラー等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図っていく必要がある。
- 仕事と不妊治療の両立も課題であることから、休暇制度に関する企業等への働きかけなど、社会的理解を促進するための啓発を行いながら、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を促進することが必要である。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、妊産婦が地域の身近な場で相談支援や心身のケアが受けられる環境の整備が必要である。
- 本県では令和6年度に、全市町村が産後ケア事業、17市町が産前・産後サポート事業に取り組んでいるところ。
- 児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が、市町村の努力義務とされ、令和6年度から20市町村が設置し、6市町村が令和7年度以降の設置又は準備を進めているところ。
- 県では、市町村保健師等に対する人材育成研修などの取組を通じ、妊産婦の包括的な支援に取り組んでいるが、市町村では、伴走型相談支援への対応に当たって、必要な財源の確保や助産師等の専門人材の確保などが課題となっている。
- 市町村において、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を行っていくためには、国による継続的かつ安定的な財政支援が必要である。

5 妊産婦のアクセス支援の拡充

- 岩手県は、広大な県土を有することに加え、分娩取扱医療機関が減少しており、妊産婦の健診や分娩のために通院する際の身体的・経済的な負担の軽減が課題であることから、令和2年度から「岩手県妊産婦アクセス支援事業」を実施。令和6年度は28市町村が妊産婦へのアクセス支援事業を行っている。
- 国においては、令和6年度予算で「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」を創設し、また、令和6年度補正予算で「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」を創設していただいたところだが、支援の対象が医療機関までの移動に概ね60分以上を要する妊婦に限られているほか、産婦健診やハイリスク妊産婦の診療時の通院は対象とされていない。また、妊産婦の自己負担が生じる制度設計となっている。
さらに、妊産婦の通院に際しては、平時での通院時間が60分未満であっても、冬季などにおいては距離以上の時間を要し、大きな負担がかかっている。
- 妊産婦の負担を軽減し、どの地域に住んでいても安心して妊娠・出産する環境を整備するため、産婦健診も対象とすること、通院時間の要件を除外すること、妊産婦の自己負担が極力生じないようすることなど、支援を充実させるとともに使い勝手の良い制度とすることが必要である。
- 「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」は、令和7年度に予算を繰り越して、令和7年度も実施するとされているが、一時的な支援ではなく、令和8年度以降も支援を継続する必要がある。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室、医療政策室

14 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

子ども及び妊産婦の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となるものでありますが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないようにするべきであり、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

本来、医療費助成は、全国どここの地域においても同様な水準であるべきであり、子ども及び妊産婦の医療費助成について、自治体の財政力により差が生じないように、国において制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成 20 年 4 月から 3 歳以上の未就学児の一部負担金を 3 割から 2 割に軽減（0 歳から 2 歳までは、以前から 2 割に軽減済）。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、出産、子育て等に必要なサービスについては、人口減少対策の観点からも、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいもの。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課

15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による 国庫負担金の減額調整措置の廃止

子ども、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では「未就学児」、「小学生」、「中学生」、「高校生」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施しています。

令和6年度から、子どもの医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置が廃止されましたが、今後も、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策などの一環として、医療費助成事業における現物給付の対象の拡大も視野に入れながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の、国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の減額調整措置については、「妊産婦」をはじめ、対象に関わらず廃止するよう要望します。

【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところであるが、国においては、地方単独事業による医療費一部負担金を現物給付化（窓口での負担減免）した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組み（平成30年度から、未就学児に対する減額措置は廃止。令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止が明記され、令和6年度から廃止。）。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議の上、平成7年以降「償還払い」を採用。
- 本県では、平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施し、令和元年8月から「小学生」まで、令和2年8月から「中学生」まで対象を拡大し、さらに令和5年8月から「高校生等（18歳到達年度末）」まで対象を拡大したところであり、現物給付拡大後の「妊産婦」の国庫負担金の減額調整額は、約7百万円と見込まれる（なお、重度心身障がい者、ひとり親家庭を含む全事業を現物給付とした場合の減額調整額は、約8億4千万円と見込まれる）。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

16 子育て支援施策等の充実・強化

子育てをする世代が働き、子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

子育て家庭を対象とした質の高い幼児教育・保育サービスの充実・強化を図るため、財政支援の拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 保育サービスの充実・強化に向けた財政支援の拡充

保護者や子どもからのニーズに対応するため、保育所等の整備のほか、病児・病後児保育、医療的ケア児の受入れなどの多様な保育サービスや、保育士確保の取組の充実・強化に向け、十分な財政措置を講じるよう要望します。

また、幼児教育・保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とするなど、保育士確保施策を強化するよう要望します。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

本県では、令和5年度から市町村と連携して、第2子以降の3歳未満児の保育料無償化や保育所等を利用しない子育て世帯への支援を行っているところですが、本来、幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう要望します。

また、保育所等を利用しない子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう要望します。

3 学校給食費の無償化による保護者負担の軽減

学校給食費の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、国全体として学校給食費の負担の在り方を抜本的に整理した上で、学校給食費の無償化を実現するよう要望します。

【現状と課題】

1 保育サービスの充実・強化に向けた財政支援の拡充

- 県及び市町村における保育の受け皿の確保や保育人材の確保の取組に対する、国の「保育対策総合支援事業費補助金」について、令和6年度に、国から再三にわたる事業費の減額精査を求められ、事業実施に支障が生じていることから、取組の充実・強化に向け、十分な財政措置を講じる必要がある。
- 保育士等の処遇の抜本的な改善を図るため、令和6年度に、公定価格の見直しが行われ、過去最大の改定率となる10.7%の人件費の引き上げが行われた。
しかし、公定価格の地域間格差により、首都圏等と比較して給与水準が低い状況にあることから、保育士の県内定着を促進するため、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とする必要がある。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

- 保育料等の無償化の対象とならない3歳未満の子どもについて、本県においては、令和5年4月から第2子以降の保育料等の無償化を行う市町村に対し、補助を行うことにより、無償化を図ったところであるが、自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりは国において全国一律での実施を図る必要がある。
- 育児に係る経済的負担を軽減するため、本県において、令和5年4月から保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対し、子育てに係る応援金等を支給する市町村に補助を行うこととしたものであるが、県及び市町村に過大な負担が生じており、財政的な支援が必要である。

3 学校給食費の無償化への財政支援

- 学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとされているが、それ以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとされている。
- 各自治体の施策により無償化が行われており、格差が生じている。
- 令和6年度市町村立学校における学校給食費無償化の取組状況（令和7年1月時点）

(1) 全額無償化（11市町村）

宮古市、陸前高田市、葛巻町、金ヶ崎町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、九戸村、洋野町

(2) 第3子以降全額無償化（2市町）

釜石市、矢巾町

(3) 一部補助（物価高騰分、給食費の半額等）（20市町村）

盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、紫波町、雫石町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、野田村、一戸町

○ 完全無償化を実施する場合の本県の状況（学校給食費の総額・概算、令和6年5月時点）

市町村立学校		県立学校 (中学校、特別支援学校)		合計
小学校	約 26 億 1 千万円	小学部	約 3 千万円	約 26 億 4 千万円
中学校	約 16 億 3 千万円	中学校 中学部	約 3 千万円	約 16 億 6 千万円
計	約 42 億 4 千万円		約 6 千万円	約 43 億円

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室
教育委員会事務局 保健体育課

17 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材の育成が重要です。

全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生や大学生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 高等学校等就学支援金制度の拡充

- (1) 私立高等学校等の実質無償化を確実に実施するとともに、私立学校の実態に即して「入学金」及び「施設設備費等」を支援の対象とするなど、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するよう要望します。

また、支給月数の制限、単位制高等学校生徒に対する支給制限等の課題に対応すべく、制度の更なる拡充を図るよう要望します。

- (2) 実質無償化の実施に当たっては、保護者・生徒にとって負担がない簡便な申請方法とし、都道府県や学校現場に新たな事務負担が生じない支給方法とするとともに、事務費についても全額国庫負担により措置し、事務手続の簡素化を図るよう要望します。

- (3) 私立小中学校の生徒についても、高等学校等と同様の就学支援金制度を創設するよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保

高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するよう要望します。

3 大学等奨学金制度の拡充

高等教育の機会均等を図るため、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充など、更に制度の充実を図るよう要望します。

4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

(1) 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免制度について、令和7年度から多子世帯を対象に、所得制限なく、一定の額まで授業料及び入学金を無償とするよう支援が拡大されましたが、支援対象及び支援額の拡大などのさらなる支援を行うよう要望します。

また、地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置するよう要望します。

さらに、機関要件の確認について、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図るよう要望します。

(2) 公立大学が独自に実施している授業料減免の財源について、地方交付税により所要額を確実に措置するとともに、今後も大学独自の制度を維持できるよう必要な財政措置の継続を要望します。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

高等学校等専攻科の生徒への授業料に係る支援については、高等学校等就学支援金と同様に対象者の所得要件を撤廃するとともに、支給額を拡充するよう要望します。

また、現行制度は所要額の1/2の補助となっていますが、全額国庫負担により実施するよう要望します。

6 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

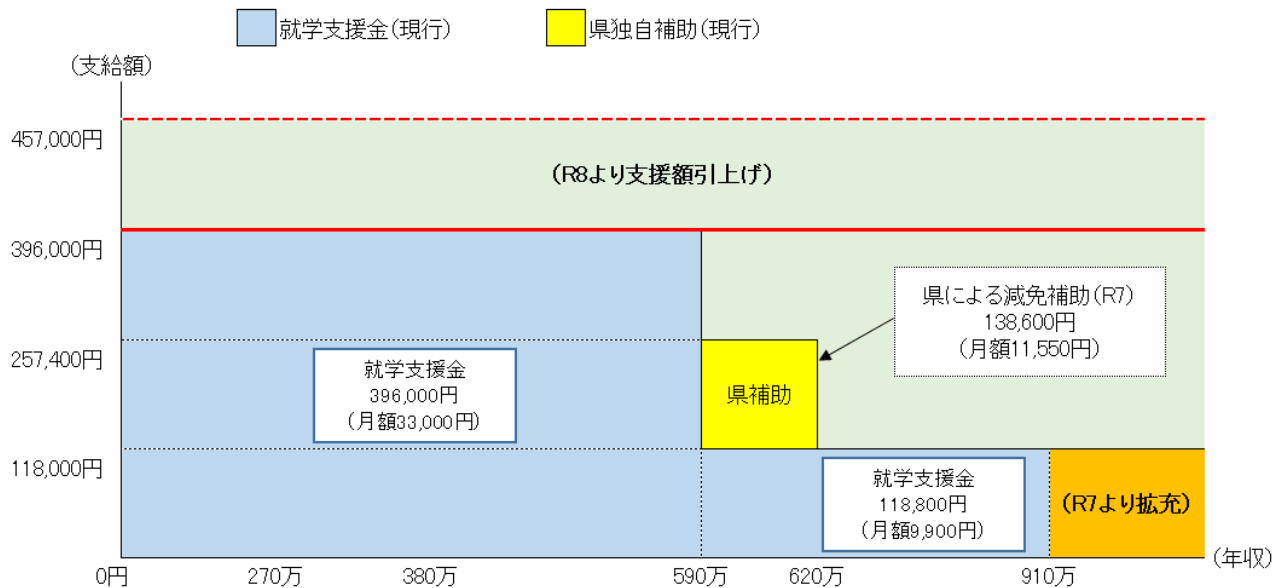
大学入学資格が付与される私立の専修学校高等課程は、不登校経験者や高等学校の中退者等、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を受け入れるなど、本県において、生徒の実情に応じた教育の機会を提供する重要な役割を担っています。

令和7年度から専修学校高等課程における不登校生徒等への支援に要する経費に係る補助について特別交付税措置がなされることとなりましたが、専修学校高等課程は高等学校と並ぶ正規の後期中等教育機関であり、全国的に不登校・発達障がい等の様々な事情を抱える生徒の受け皿になっているにもかかわらず、運営費に係る国庫補助制度はなく、また、普通交付税措置も高等学校とは算定方法が異なっており、著しく低水準となっていることから、高等学校と同様の支援ができるよう、国庫補助制度を創設するとともに、十分な普通交付税措置を要望します。

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の拡充

- 令和6年度までの高等学校等授業料の実質無償化は、年収910万円以上世帯の生徒は対象外とされ、かつ、私立高等学校等の生徒については世帯年収590万円を境に支給額に差が設けられていたが、令和7年度からは現行就学支援金制度の基準額（年額118,800円）の支給について所得要件が撤廃され、令和8年度からは私立高等学校等の生徒を対象とした加算額（年額396,000円）の支給についても年額457,000円まで引き上げることで政党間合意がされている。



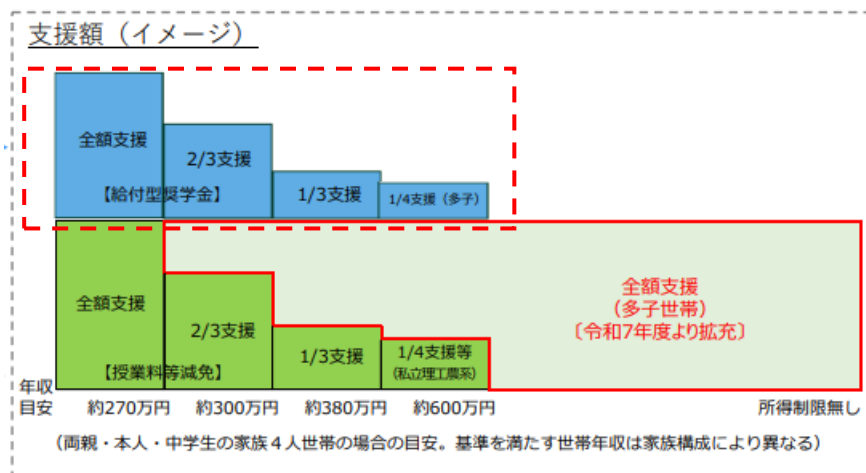
- 令和8年度までに私立高等学校等の授業料については世帯収入にかかわらず全ての生徒について支援の対象となる見込みであるが、施設設備費等については引き続き支援の対象外とされているなど、私立学校の学納金の実態にそぐわないままとなっている。また、幼児教育の無償化や高校及び高等教育機関の就学支援が図られている中で、私立中学校等の生徒の授業料等は就学支援の対象になっておらず、更なる制度の充実が必要。
- 就学支援金の支給期間は、全日制で36月、定時制・通信制は48月であり、また、単位制高等学校については支給対象単位数が通算74、年間30単位まで（令和3年度及び令和4年度については年間の支給対象単位数の上限なし）となっているが、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給期間の上限（36月（定時制・通信制の場合48月））を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。
また、単位制高等学校において、支給対象上限単位数（74単位）は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり（平均80単位程度）、これにより支給対象上限の拡大が必要。
- 高等学校等就学支援金制度に係る事務手続について、現行では生徒・保護者・学校関係者の提出書類の準備の負担が大きく、書類等の審査に係る県の業務量が増加している状況にある。令和7年度以降、所得制限が撤廃されることにより支給対象者が増加することから、迅速な支援を実現するために事務手続の簡素化が必要である。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保

- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援（家計急変世帯への支援を含む。）の各事業については、予算補助とされていることから、各事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。

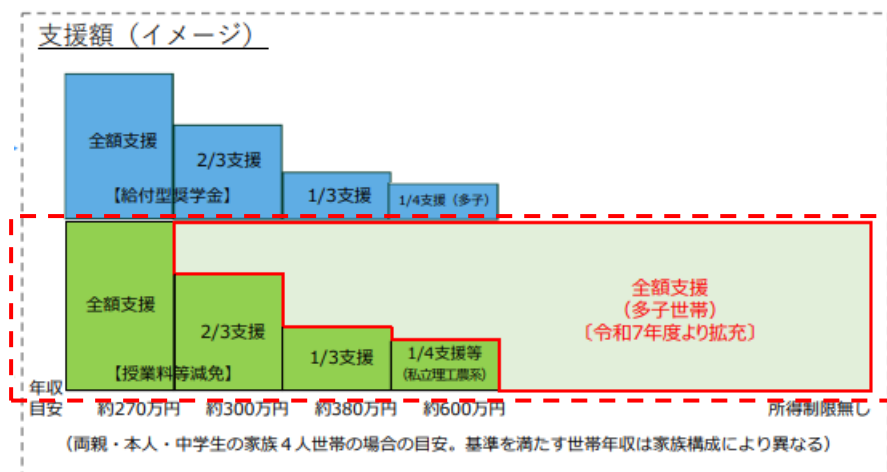
3 大学等奨学金制度の拡充

- 国が実施する大学等奨学金事業については、平成 29 年度に給付型奨学金制度が創設され、令和 2 年度からは制度が拡充されたところであるが、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、更に制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整えることが必要。
- なお、現在給付型奨学金の対象となるのは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯とされており、令和 6 年度からは、対象に中間所得層が拡充されたが、多子世帯（世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて 3 人以上いること）のみとなり、より幅広い対象への拡充が必要。



4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和 2 年度に創設された国の授業料等減免制度の支援対象は、非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生とされているが、制度創設以前に国の授業料減免選考基準に従って授業料減免を行っていた国立大学の中には、制度創設により所得要件が厳しくなり授業料減免の対象者が縮小した大学もあることから、制度の拡充が必要。
- 令和 6 年度から中間所得層の多子世帯、理学・工学・農学系に支援が拡充され、令和 7 年度から多子世帯を対象に、所得制限なく一定の額まで授業料及び入学金を無償とするよう支援額拡充されたが、対象が「世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて 3 人以上いる世帯」に限定されており、より幅広い対象への拡充が必要。

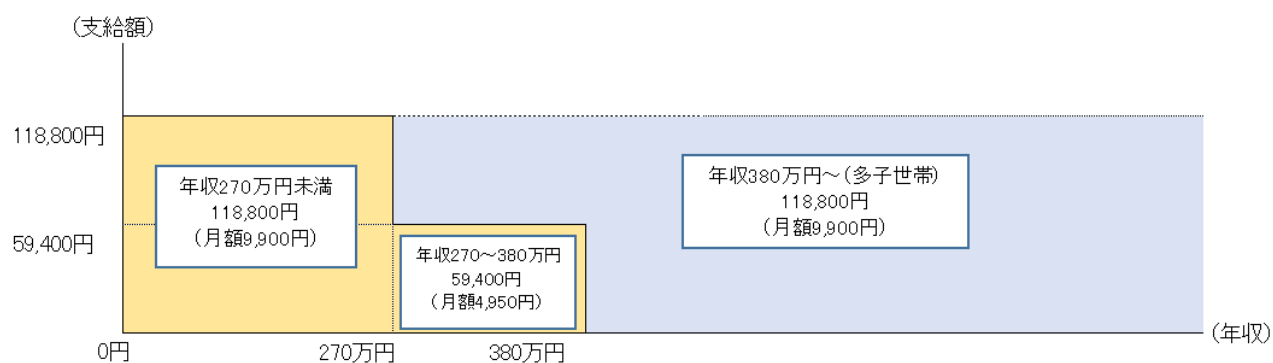


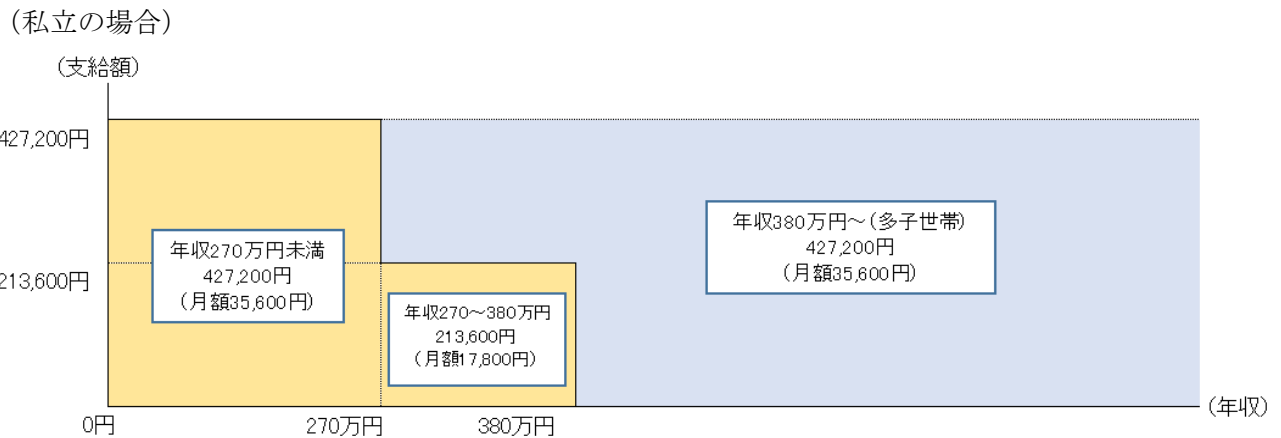
- 令和6年度から機関要件が厳格化され、現在支援の対象となる専門学校等においても、支援の対象外となる恐れがあることから、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準について、制度を運用する中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていく必要があること。
 - 岩手県立大学では、独自に、国の制度の対象とならない大学院生に対して授業料減免を行っているほか、学部学生に対して国の制度による所得要件を緩和して授業料の全額免除を行っていることから、確実な地方交付税措置が必要。
- また、大学独自の授業料減免を継続するために、令和8年度以降も財政措置の継続が必要。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

- 高等学校等専攻科の生徒への修学支援は、令和2年度予算で支援事業が創設された。当初、授業料については、高等学校等就学支援金に相当する額を支援し、国が全額負担するスキームであったが、県予算の確定後に授業料に係る支援については所要額の1/2の補助となった経緯がある。
 - ・ 令和7年度予算額 532,000千円（国庫1/2、県1/2）参考【うち公立分891千円】
- 高等学校等専攻科の支援について、令和7年度から多子世帯の生徒に対する支援については所得制限が撤廃されたが、多子世帯に該当しない世帯の生徒については従前のとおり年収380万円未満世帯の生徒のみが支援対象である等、支援対象が限定されている。高等学校等制度の中にある就学支援ととらえ、所得制限撤廃や高等学校等就学支援金と同様支給額を拡充することが必要。

（公立の場合）





6 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

- 本県においては、私立専修学校高等課程（大学入学資格付与校）が、不登校経験や発達障がいのある生徒や高等学校の中退者など、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を積極的に受け入れており、一般の学校現場ではカバーできない児童生徒にとってのセーフティネットとして機能している。
- 令和7年度から専修学校高等課程における不登校生徒等への支援に要する経費に係る補助について特別交付税措置がなされることとなったが、私学助成について定めた私立学校振興助成法において経常的経費を補助することができる旨の規定がなく、その運営費に対する国庫補助制度はない。

【参考】私立学校振興助成法

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

- また、普通交付税の算定に当たり、専修学校補助は、基準財政需要額に算定されているものと考えられるが、「人口」を測定単位としており、生徒数に比例していないため、事業に要する経費と交付税額に乖離が生じている。

【参考】本県令和7年度当初予算額

	A生徒1人あたり 助成単価（円）	B予算額 （千円）	Aのうち国庫補助 （円）	Aのうち交付税 （円）
専修学校高等課程 （大学入学資格付与）	71,920	6,761	—	※8,941
高等学校（全日制）	362,621	2,391,849	59,325	303,296

※専修学校高等課程の交付税措置額は、令和6年度普通交付税岩手県措置額（33,690千円）を専修学校生徒数（令和6年度：3,768人）で除して得た額による試算であること。

- 専修学校高等課程（大学入学資格付与校）に対する支援は都道府県の判断に委ねられている現状であり、補助額も都道府県によって異なる。本県では、専修学校高等課程（大学入学資格付与校）の入学者が増加傾向にあること、上記セーフティネットとしての機能に鑑み、専修学校運営費補助における一人当たりの補助単価を増額するとともに、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の整備に要する経費に係る補助制度により、教育環境の充実が図られるよう支援を行っているが、生徒が高等学校と同様の教育が受けられるようにするためには、都道府県の財源のみでは難しく、国による十分な地方交付税措置が不可欠である。

【参考】専修学校高等課程に対する補助における一人当たり補助単価の現状

補助単価上位10都道府県

1	大阪府	経常費補助（高等課程）	342,100
2	佐賀県	経常費補助（高等課程）	309,523
3	宮崎県	経常費補助（高等課程・全日制）	296,100
4	鳥取県	経常費補助（高等課程）	291,458
5	東京都	経常費補助（高等課程）	291,100
6	千葉県	経常費補助（高等課程）	193,824
7	神奈川県	経常費補助（高等課程）	174,916
8	兵庫県	経常費補助（高等課程）	151,106
9	愛知県	経常費補助（高等課程）	148,845
10	島根県	経常費補助（高等課程）	112,581
...			
19	岩手県	経常費補助（高等課程（大学入学資格付与校））	71,920

※令和6年10月「私立専修学校に係る予算に関する調査（新潟県調査）」の調査結果をベースに、「令和6年度 専修学校各種学校都道府県別助成状況（全国専修学校各種学校総連合会調査）」の内容を踏まえ算出したもの。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

18 学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、未来を担う人材を育成するためには、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって子どもたちに向き合い、教育の質を高められる環境を構築し、学校教育の改善・充実に努めていく必要があります。

また、学校の働き方改革を進めていくためには、教員の定数改善等の人的配置を拡充するとともに、質の高い人材を確保するための教員の処遇改善を進めていくことが重要です。

ついては、「学校における働き方改革や人材確保」に係る取組の更なる充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

教職員を中心とした学校から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校への転換を図るため、以下のとおり教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進に資する財政支援を拡充するよう要望します。

- (1) 学校教育活動を支援する人材や教員の負担軽減を図るための教員業務支援員等の配置に対する国庫補助について、十分な予算措置を講じるとともに、対象経費の拡大及び補助率の引上げなど地方財政措置を拡充することにより県の負担を軽減すること。
- (2) スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の学校への配置に対する国庫補助について、今後も十分な予算措置を継続すること。

2 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進し、教職員の長時間勤務に支えられている現在の部活動の状況の適正化を図るため、部活動指導員の配置に対する国庫補助について、中学校への配置の拡充及び補助対象経費の拡大並びに高等学校への配置について財政支援を要望します。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

教員の在校等時間を国の指針等に基づく上限の範囲内とするよう業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上を確保しながら、学校における働き方改革を一層推進していくための環境整備が図られるよう、教員の定数改善等の人的配置の拡充を要望します。

4 教員の人材確保に向けた処遇改善への財政支援

教職の魅力向上や教員不足の解消、質の高い人材確保のための教員の処遇改善を国の方針のもと、県が行う場合においては、地方に財政負担が生じないよう国の責任と負担により確実な財政措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

(1) 学校教育活動を支援する人材及び教員業務支援員の配置

○ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）は、人員配置に必要な経費のうち、下記を補助対象外としているもの。

- ・ 学校教育活動を支援する人材：共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費
- ・ 教員業務支援員：共済費（社会保険料）、通勤相当の交通費（旅費）、研修経費、募集・採用に係る経費

《県内の配置状況》

- ・ 学校教育活動を支援する人材：49 人を配置予定（申請に対する国庫内示率が 2 割程度にとどまったもの）
 - ・ 教員業務支援員：79 人を配置予定
- 学校における働き方改革を確実に進めるため、教職員の負担軽減を図る教員業務支援員の配置に対する国庫補助について、現在の補助率 1/3 をさらに拡充すること。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。
- 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、「平成 31 年度までのスクールカウ

ンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置」等の取組が強く求められていたところ。

《「要サポート」の児童生徒の割合》

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
県全体 (%)	11.3	11.5	12.1	12.5	13.1	13.3

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78 人 371 校/545 校)	77 人 (361 校/530 校)	80 人 (365 校/523 校)	80 人 (361 校/511 校)	65 人 (360 校/491 校)	66 人 (358 校/486 校)	66 人 (354 校/475 校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7
配置人数合計	18 人	18 人	18 人	19 人	18 人	18 人	17 人

2 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

- 中学校への部活動指導員について、市町村における必要人数分の予算確保が課題。
- 当該人員の配置に必要な経費のうち、共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費、大会等に引率する際の旅費は補助対象外であり、対象経費の拡充が必要。
- 県内の高等学校における教職員の部活動指導などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。
- 現行の制度（中学校における部活動指導員配置事業補助金）では、中学校を対象とした財政支援が図られているが、高等学校への配置は対象外。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

- 国では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正を受け、令和 2 年 1 月 7 日付けで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理
その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定し、服務監督教育委員会が、勤務時間外における在校等時間を原則月 45 時間、年 360 時間の範囲内とするため、教員の業務量の適切な管理を行うための方針を定める旨を規定。
- 県では、法改正及び指針の策定を受け、令和 2 年 7 月に、教員の在校等時間の上限に関する条例を改正し、教員の業務量を適切に管理するための措置を定めた規則を制定。
- 教員の在校等時間を国の指針に基づく上限の範囲内とするよう、業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上も確保していくためには国による教員の定数改善等の人的配置の一層の拡充など学校における働き方改革を進めるための環境を整備し、各教育委員会及び学校現場による学校における働き方改革の実現に向けた様々な取組を進めていくことが必要。

4 教員の人材確保に向けた処遇改善への財政支援

- 「学校における働き方改革の一層の推進」や「教員の処遇の改善」等を内容とする改正給特法案が令和 7 年 2 月 7 日に衆議院に提出され、現在国会において審議されているところ。
- 教員の処遇改善のための各種施策を国の方針のもと、県が行う場合には、地方に財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室、保健体育課

19 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム（5G）を含む携帯電話等の情報通信基盤は、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であるとともに、デジタル社会の進展により道路や水道、電気などと同様に県民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラとなることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 5Gの普及を促進するための支援

5Gは、人口減少が進む地方における様々な地域課題の解決や地域経済の活性化に向け、デジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤であり、5Gが早期に全国展開し、その利活用が進むよう、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援など支援制度の拡充を要望します。

2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の設備投資を促進するため、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の維持及び拡充を要望します。

また、民設民営で光ファイバ網を整備した不採算地域においては、光ファイバのユニバーサルサービス制度により、維持管理費が支援されることとなりましたが、超高速ブロードバンド等の安定的な運営を図るため、公設民営で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や更新等についても、交付金等による支援対象とするよう要望します。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

超高速ブロードバンド等の情報通信基盤が被災した場合の復旧費が市町村の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

【現状と課題】

1 5Gの普及を促進するための支援

- 5Gはデジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤である。本県の5G人口カバー率は91.0%（令和6年3月末時点・全国45位）まで整備が進んでいるものの、全国と比較し基盤整備において、既に格差が生じていることから、整備格差の解消にむけ、本県における早期導入を促進するための支援を要望するもの。

2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくいことがこれまでの課題であったが、光ファイバの整備率は99.96%（令和5年3月末時点・全国19位）まで整備が進んできている。
- 平成31年度に創設された「高度無線環境整備推進事業」については、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、令和3年度中に市町村が希望する全ての地域で光ファイバの整備が進められたが、財政的な理由から国の補助事業を活用できず一部未整備地域を残す自治体があることから、本事業の継続とともに、不採算地域においては、財政力指数によらず一律の補助率の導入等、一部要件緩和等の拡充措置を要望するもの。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により、一定のブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置づけられ、民設民営方式で整備した不採算地域における光ファイバ等の設備に係る維持管理費についてユニバーサルサービス制度により支援されることとなったが、公設民営方式で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や更新等は支援の対象となっていないことから支援制度を創設するよう要望するもの。
- 携帯電話基地局については、国の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、「居住エリア」は2023年度末までに全て解消するとなっていること、国民の安全・安心の確保の観点から「非居住エリア」のエリア化を推進することが示されているが、道路トンネルのエリア化の前提となる電波遮へい対策の目標について、同計画では、高速道路トンネルについては100%、直轄国道トンネルについては95%の整備率の達成・維持を目指すとしている。また、電波遮へい対策事業については、鉄道トンネル、高速道路・国直轄国道の道路トンネルの他、県及び市町村が有する緊急輸送道路トンネルが対象地域となっている。これ以外の県及び市町村管理道路については明記されていないことから、これらの道路に対する電波遮へい対策の拡充を要望するとともに、維持管理に対する支援を引き続き要望するもの。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。住民の過重な負担とならないよう、施設の高度化だけでなく単純な共聴施設等の維持管理や改修を主たる目的とした支援制度の創設を要望するもの。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

- 情報通信基盤に係る現行の災害復旧に係る支援については、無線システム普及支援事業費等補助金により激甚災害、かつ、総務省所管の事業により整備した設備の復旧が補助対象となっているが、大規模災害による情報通信基盤の被災に備えて、恒久的な災害復旧制度の創設を要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

20 デジタル社会の実現に向けた支援

国では、地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱の一つに「デジタル・新技術の徹底活用」を掲げ、地方におけるデジタル基盤の構築を支援することにより生活環境の改善を目指すとしています。

そのためには、地方から率先してデジタル化に取り組み、地域経済の活性化や快適な暮らしの実現、持続可能な社会の構築に向けた D X の推進が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自治体 D X 推進のための支援

行政サービス分野のデジタル実装の展開に向け、自治体フロントヤード改革を推進するため、各自治体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化と地方財政措置の恒久化を要望します。

2 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

デジタル社会の実現にあたり、特に、人員が限られている小規模自治体においては、デジタル技術を活用した地域課題解決に十分対応できない状況にあることから、人材確保に係る総合的な調整と、人材育成を含めた財政的支援の充実・強化を要望します。

3 誰一人取り残さないデジタルデバйд対策の支援

少子高齢化が進む地方において、高齢者をはじめ全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバйд対策やデジタルリテラシーの向上に向け、人材育成を含めた取組の拡充を要望します。

4 デジタル田園都市国家構想推進の支援等

地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、検証等も必要となることから、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金制度となるよう見直すとともに、計画的な活用検討を行えるよう、交付金制度の長期継続を要望します。

また、データ連携基盤の共同利用に関するビジョンの更新や市町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制の構築にかかる必要な財源を措置するとともに、将来的なデータ連携基盤の乱立や機能開発等にかかる重複投資を防ぐためにも、国主導での基盤構築や標準的な連携仕様・規格等の提示、今後新たに連携基盤を構築する際の技術的な助言、人的支援について要望します。

【現状と課題】

1 自治体DX推進のための支援

- 各自治体のデジタル化を推進するためには、上記情報システムに関連するシステムの効率化や、行政手続のオンライン化、書かない窓口など、業務改革が不可欠であるため、技術的支援の充実・強化について要望するもの。
- 加えて、地域社会のデジタル化を推進するため、地方財政計画に「地域デジタル社会推進費」が計上され、事業期間が令和7年度まで延長されたが、特に小規模自治体においては、デジタル化に継続して取り組まなければならないことから、これらに要する経費の恒久化を要望するもの。

2 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

- 各地域において、デジタルに関する専門的知識を生かして地域課題の解決を図ることができる人材を確保することが大変難しい状況。
- 例えば、全国知事会の「デジタル社会の実現に向けた提言」における「人材バンク」を創設するなど、小規模な自治体においてもデジタル人材の確保が可能となるような総合的な調整と、財政的支援の充実・強化を要望するもの。
- デジタル人材の確保と合わせて、専門人材を継続的に育成していく必要があることから、総務省のDX推進リーダーへの特別交付税措置や、DX関連研修メニューの提供に加え、デジタルスキルの評価、資格取得支援、キャリアパスの策定等、自治体におけるデジタル人材の育成に向けた取組に対する財政的支援の充実・強化について要望するもの。
- また、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援し、都道府県と市町村とが一体となって自治体DXを推進するため、都道府県及び市町村における外部専門人材（CIO補佐官等）の任用等に対する財政的支援として特別交付税措置（措置率0.7）されているが、令和7年度までの臨時費目となっていることから、令和8年度以降も必要な財源が措置されるよう充実・強化を要望するもの。

3 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた支援

- 特に、高齢化率の高い地方においては、高齢者などのデジタル弱者に対する支援が必要。
- 国においては、デジタル活用支援推進事業による高齢者等を対象としたオンラインによる行政手続やサービス利用方法等の講習会が行われているが、広い県土で高齢化率の高い本県においては、通信事業者の店舗が無い地域においては講習会に対応できる事業者が少なく、支援が行き届いていない状況にある。令和6年度からは同事業において郵便局を活用したオンラインの講習が実施されているが、対応していない郵便局もあり、全市町村がカバーできていないことから、地方におけるデジタルデバйд対策やデジタルリテラシー向上に向けた取組の拡充及びデジタルリテラシーの向上に資する事業者の拡充について要望するもの。
- また、同事業では、講師向け教材の配布はあるものの、講師人材の育成までには至っておらず、各地域で継続的にデジタル活用に不安を感じる方へフォローを続けていく人材が不足していることから、講師人材の育成やデジタル推進委員の継続的な活動に向けた働きかけを行うこと。

4 デジタル田園都市国家構想推進の支援等

- 地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、実証等も必要であるほか、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストが障壁となり事業化にできないことが多数あることから、地方が恒久的に機動力を発揮・維持できるよう、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金となるよう制度の見直しを要望するもの。
- 地域のデジタル実装は、継続した取組が必要であることから、交付金の対象年を単年度限りとせず、恒久化するなど財政面での制度見直しについて要望するもの。
- また、自治体においては、交付金制度の活用を前提に事業化されるケースが多いことから、交付金等支援制度の長期継続と活用を早期に計画できるよう、交付金の事業内容についての早期の情報提供を要望するもの。
- データ連携基盤の共同利用に関するビジョンについて、令和6年5月に国から基本的な考え方が示されたところ。
策定したビジョンを適時更新するとともに、市町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制を構築するよう求められていることから、これらに係る人件費等経費について必要な財源を措置するよう要望する。
- 将来的なデータ連携基盤の乱立や機能開発等にかかる重複投資を防ぐためにも、国主導での基盤構築や標準的な連携仕様・規格等の提示、今後新たに連携基盤を構築する際の技術的な助言や人的支援についても要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

21 バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化

人口減少やコロナ禍に起因する新しい生活様式の定着等により、地方における路線バスの利用が減少し、路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にあります。さらに、物価高騰等も相まってバス事業者の経営にも影響が生じています。

今後、更なる人口減少や利用者の減少、運転士の不足等により、ますますバス路線の維持や事業の継続が困難な状況になるおそれがあります。

特に運転士の不足は、生活の足である一般路線の減便・廃止に直結し、全国的な課題となっています。

路線休廃止や減便等が増加する中、地域公共交通ネットワークの再編等を計画的に進めるため、地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画の策定に取り組む必要性が高まっており、また、当該計画と国庫補助の連動も進められています。

ついては、地方におけるバス路線の維持確保のため、更なる財政支援と、運転士確保の対策が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層の強化

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助については、補助要件等を緩和するとともに、路線維持のための十分な支援の確保に向けて、補助上限額の設定や競合カット、みなし運行回数カットを行わないよう要望します。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、車両減価償却費補助において、中古車両であっても対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域公共交通調査等事業については、地域公共交通計画の策定が地方自治体の努力義務とされていること、計画への路線位置づけが地域間幹線系統確保維持費補助などの補助要件とされていること、持続可能な交通サービスの提供に向けて、地域公共交通利便増進実施計画の策定にも取り組む必要があることから、計画策定への支援の予算を十分に措置するよう要望します。

2 バス運転士の確保による持続的な地域公共交通の維持

- (1) 地域公共交通の維持に不可欠なバス運転士の採用や定着が図られるよう、待遇改善を進めるための具体的・恒常的な支援策を講じるよう要望します。
- (2) 地方自治体が行うバス運転士の確保策に対して財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層の強化

(1) 地域間幹線系統確保維持費補助

- 1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：補助対象経常費用の9 / 20）
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用－予測収益」
運行回数	1日3往復以上
輸送量	15人以上150人以下
減額調整	みなし運行回数カット（密度カット）：平均乗車密度5人未満の場合 競合カット：他路線の一定以上競合
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点）等

- 多くの路線が被災地特例激変緩和措置の対象であるが、当該措置が終了した場合、輸送量要件を満たせず補助の対象外となる。（R7事業年度（R7.4.1時点）で計画輸送量が15人に満たないのは、31路線中7路線）補助を受けられない場合、当該路線の維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、補助要件の緩和が必要。
- 昨今の物価や賃金上昇により厳しい状況におかれている事業者の経営を支え、路線の維持確保を図るためには、計画平均乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となるみなし運行回数カット、競合カット及び補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額について見直しが必要。

(2) 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから新車購入費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含む要件の緩和が必要。

（平成27年度までは被災地特例により中古車も対象となっていたが、平成28年度に廃止）

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：車両種別により1,200～1,500万円）
補助対象経費	車両減価償却費等（償却期間5年にわたり補助）
対象車両	・新規購入（新車） ・定員11人以上のノンステップ型車両、ワンステップ型車両等

(3) 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。

- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し（算定基礎単価の増額）による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：市町村毎に算定）
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	・新たに運行又は公的支援を受けるもの（新規性要件） ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・乗車人数が2人/1回以上である路線（定時定路線型の場合に限る。）

(4) 地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通計画の策定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により地方自治体の努力義務とされており、令和7バス事業年度（R6.10.1～）からは、地域間幹線系統確保維持費補助等の国庫補助を受けるための要件とされている。
- 地域公共交通計画の策定については、補助対象経費の1 / 2（50%）が補助上限であるところ、令和7年度事業においては、国庫補助にエントリーした県内5団体全てで満額の内示となっていないことから、十分な予算措置による支援が必要であること。

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：500万円～1,500万円）
補助対象経費	地域公共交通計画等の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）

2 バス運転士の確保による持続的な地域公共交通の維持

(1) バス運転士の不足について

- 地域公共交通の担い手であるバス運転士が不足し、路線の休廃止・減便に繋がっている。
- 令和2～令和6年度における県内乗合バス事業者の運転士の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
雇用者数	800	744	682	640	621
対 R2 増減率		▲7.0%	▲14.8%	▲20.0%	▲22.4%

(2) 国による運転士確保支援

- 国においては、地域公共交通事業者を対象とした「交通 DX・GX による経営改善支援事業」において人材確保に要する経費も支援対象としているが、毎年度補正予算による対応となっているもの（R4～R6）。また、運転士の採用及び採用後の定着を図るために有効な待遇改善を進めるための支援策は講じられていないもの。

項目	内容（運転士確保に関する部分を抜粋）
補助率	1 / 2
補助対象経費	人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等）

【参考：岩手県におけるバス運転士確保策】

- 岩手県では、乗合バス事業者が行う運転士確保等に要する経費に対する補助を実施。

事業名	乗合バス運転士確保対策費補助（令和6年度新規）
補助率	補助対象経費の1/3
補助対象経費等	① 運転士の確保に要する経費（補助上限：400千円/人） 雇用した運転士の試用期間（最大6カ月間）の基本給、 ② 採用活動及び運転士の育成に要する経費（補助上限：20千円/人） 採用募集の広報や説明会の開催・参加費用、研修費用等 ③ 職場環境の改善に要する経費（補助上限：700千円/事業者） 休憩室の整備や、女性運転士用トイレ、更衣室の整備等
R7 当初予算額	17,220千円（一般財源）

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

22 地域公共交通の利便性向上等に対する支援の 拡充・強化

地域公共交通機関におけるキャッシュレス決済システムやバスロケーションシステム、AI を活用した効率的な配車システム等のデジタル技術の活用は、公共交通の利便性やサービスを向上させ、地方における交流人口の拡大や地域の活性化が図られます。また、交通事業者においても、利用者に関するデータの活用や、限られた輸送資源の効率的な活用によるコスト削減など、効率的・効果的な運輸システムの実現が期待されます。

しかしながら、これらのシステム等を導入するためには、多額の費用が必要となり、事業者等の負担が大きいため、地域や事業者により導入状況が異なるのが実態です。

さらに、高齢者や障がい者による安全・安心な移動や公共交通施設の利用が確保されるためには、鉄道駅やバスのバリアフリー化の推進が必要であり、地域公共交通機関の維持確保を図るためにも極めて重要です。

ついては、これらの課題解決に向けた支援を強化するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 キャッシュレス決済システム、バスロケーションシステム、AI を活用した効率的な配車システム等の導入等に対する支援の拡充

キャッシュレス決済システムやバスロケーションシステム、AI を活用した効率的な配車システム等を導入することは、地域公共交通の利便性向上や効率的・効果的な運行に大きく貢献することから、補助率を引き上げるとともに、システムの更新や改修が必要となる場合には当該経費も対象とするなど補助制度の拡充を要望します。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を推進するための補助制度の拡充等を要望します。

【現状と課題】

1 キャッシュレス決済システム、バスロケーションシステム、AI を活用した効率的な配車システム等の導入等に対する支援の拡充

- キャッシュレス決済の導入等は、地域内外の利用者に対する利便性やサービスの向上、地域振興や観光振興、交通事業者の効果的・効率的な運輸システムの実現など幅広い効果がある。
- 地域公共交通機関におけるデジタル技術の導入にあたり、活用可能な主な国の制度は次のとおりであるが、多額の事業者負担が生じていることから、負担軽減のため、補助率の見直しが必要。

事業名	補助対象					
	キャッシュレス	バスロケ	無線 LAN	MaaS	AI デマンド	自動運転
共創モデル実証運行事業	-	-	-	-	2/3～1/3 (一部定額)	-
自動運転社会実装推進事業	-	-	-	-	-	4/5
DX・GX による省力化・経営改善支援	1/3	1/2	-	-	R6 まで補助率 5/5 R7 から 4/5 に引き下げ	
日本版 MaaS 推進・支援事業	-	-	-	2/3		
地域における受入環境整備促進事業	1/3	1/3	1/3	-	-	-

- 導入を促進するとともに、事業者による継続的なサービス提供を促すため、導入時のみならず更新費用も対象とするなど補助制度の拡充が必要。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

- 本県における急速な高齢化率の上昇傾向を踏まえ、バリアフリー化の推進による交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上による安全安心な生活の確保、これらに裏付けられた利用者数の増加及び公共交通機関の維持確保によるサイクル（循環）をつくることが必要な状況。

《鉄道関係》

- 国では、令和 2 年 12 月にバリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改正し、「1 日 3,000 人以上が利用する鉄道駅」に加え、「1 日 2,000 人以上が利用する鉄道駅で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅」についても、令和 7 年度までに原則全て段差解消を行うとする目標が設定されているが、1 日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人未満の鉄道駅については、「利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成状況その他の地域の実情を踏まえ、可能な限り実施。」とされている。

	1 バリアフリー化 必要駅（非平面駅）	2 1 のうち整備駅	3 整備率
I G R	13 駅	4 駅	30.1%
三陸鉄道	36 駅	17 駅	47.2%

《バス関係》

- 改正後の基本方針において、令和 7 年度末までに全国の総車両数の約 80%をノンステップバスとすることが目標として掲げられている一方、本県におけるノンステップバスの導入は遅れている。（主要バス事業者 3 社（岩手県交通、岩手県北自動車、ジェイアールバス東北）の導入率は令和 6 年 3 月 31 日現在 45.7%）

《現在の補助制度》

・地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業）について

- 鉄道、バスの補助率は 1/3 だが、ノンステップバス等の場合は 1/4 又は補助対象経費と通常車両価格の差額の 1/2 のいずれか低い方とされており、投資費用の負担を軽減し利用を促進するため、補助率の引上げ（鉄道駅 現行 1/3→1/2）等が必要。

・地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）について

- 鉄道及びバスの補助率は、地域における受入環境整備促進事業補助金と同様であるが、公共交通のバリアフリー化促進のためにも、補助率の引上げ（鉄道駅 現行 1/3→1/2）等が必要。

・鉄道駅総合改善事業費補助

- 経営体力がなく利用者数が 2,000 人未満の鉄道駅を複数抱える第三セクター鉄道においてもバリアフリー化が推進できるよう、利用者数に着目するだけでなく急速に高齢化が進む地域の事業を積極的に採択する等、柔軟な補助採択が必要（令和 4 年度から補助率は 1/3 から 1/2 に引上げされた）。

《65 歳以上人口の割合》

（単位：％）

地 域	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)
全 国	28.6	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1
岩手県	33.6	35.8	37.6	39.3	41.8	44.1	45.9

出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

23 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

JR線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。

国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国が協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを創設したところですが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかと懸念が生じています。

JR各社のローカル線のみならず、三セク鉄道等を含む全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靱化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国が国策としてその維持を図るべきであると考えます。

については、鉄道ネットワークの維持が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

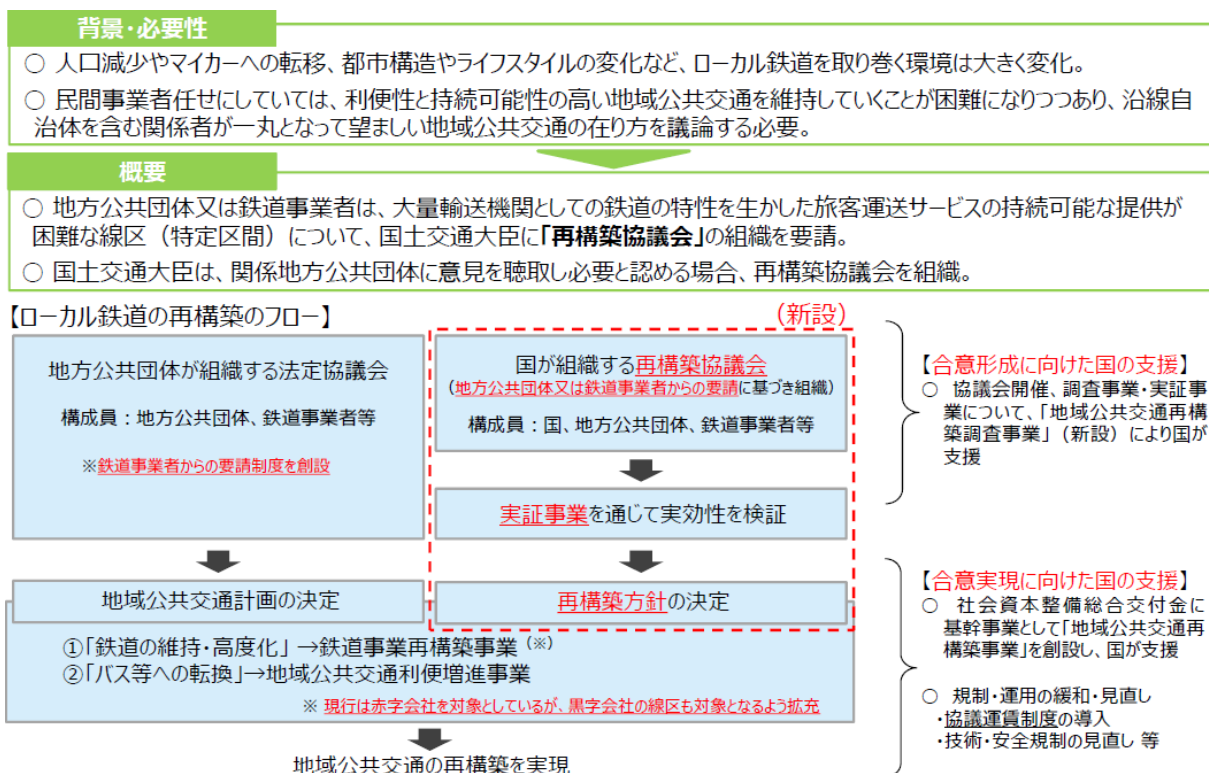
- (1) 鉄道ネットワークは、地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すよう要望します。
- (2) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、路線ごとに採算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設するよう要望します。
- (3) JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経緯に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うよう要望します。
- (4) JRによる鉄道ネットワークについて、特定区間に関連する利用状況や経営状況だけでなく、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築するよう要望します。

- (5) J R各路線の先には三セク鉄道が存在しており、各路線の連続性が損なわれると三セク鉄道の経営にも大きな影響が予想されることから、当該路線だけでなく、それに接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うよう要望します。
- (6) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設【改正地域交通法】

(1) ローカル鉄道の再構築に関する仕組み



(2) 改正地域交通法に基づく再構築協議会の設置

J R西日本管内のJ R芸備線の一部区間（備中神代～備後庄原）について、令和5年10月3日にJ R西日本から国に対し再構築協議会の設置の要請があり、国は令和6年1月12日に再構築協議会の設置を決定。同年3月26日に第1回協議会、10月16日に第2回協議会を開催。

【芸備線再構築協議会の概要】

- ・ 名称：芸備線再構築協議会
- ・ 対象路線及び特定区間：芸備線（備中神代駅～備後庄原駅）
- ・ 構成員：①国（国土交通省中国運輸局、同中国地方整備局）
 - ②地方公共団体（岡山県、広島県、新見市、庄原市、三次市、広島市）
 - ③鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社岡山支社・同広島支社）
 - ④公共交通事業者（（公社）岡山県バス協会、（公社）広島県バス協会）
 - ⑤公安委員会（岡山県警察本部、広島県警察本部）
 - ⑥学識経験者（呉工業高等専門学校環境都市工学分野 神田佑亮教授）

2 「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」について

平成 13 年に J R 本州三社が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の対象から除外されたことから、国鉄改革の趣旨を踏まえた事業経営の確保のため、国土交通大臣は、法附則第 2 条に基づき、J R 本州三社が踏まえるべき事業経営の指針を策定、公表（国土交通省告示第 1622 号（平成 13 年 11 月））

○ 指針「配慮すべき事項」の主な内容

- ・国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて、**現に営業する路線を適切に維持**
- ・路線を廃止しようとするときは、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を**地方公共団体及び利害関係人に対して十分に説明**

3 県等による要望の概要

（1） 県・沿線市町（13 市 2 町）による要望

①期 日 令和 4 年 12 月 16 日（金）

②要望先 齊藤鉄夫国土交通大臣（当日対応者は吉岡幹夫国土交通省技監）ほか

③主な要望内容

- ・地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- ・黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
- ・地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。

（2） 県による令和 7 年度政府予算等に係る提言・要望

①期 日 令和 6 年 6 月 7 日

②要望先 国土交通省

③主な要望内容 令和 4 年 12 月 16 日に実施した県・沿線市町による要望内容に同じ。

（3） 全国知事会要望（「令和 6 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」）

①期 日 令和 6 年 8 月 2 日

②主な要望内容（「7 地域における交通の確保等について」 抜粋）

- ・ J R 各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう**同社に対する経営支援及び指導を行うこと。**
- ・再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、**地域の実情に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。**
- ・地域が一体となり進める利用促進の取組への支援や、日本全体として鉄道ネットワークを維持するための**あるべき姿を検討を行い、実効性のある措置を講ずること。**
- ・全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、国の責任において議論のうえ方向性を示すこと。
- ・被災鉄道の早期復旧のため**鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。**

（4） 北海道・東北地方知事会定期提言（「鉄道ネットワークの維持及び鉄道施設の災害復旧について」）

①期 日 令和 6 年 11 月 6 日（知事会開催日）

②主な提言内容

- ・鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
- ・地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- ・鉄道事業者の収益を内部補助させるルールを創設すること。
- ・ J R による鉄道ネットワークについて、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において**情報共有の枠組みを構築すること。**
- ・ J R 各路線に接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと。
- ・沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。
- ・鉄道災害復旧補助制度における国負担を拡充するとともに、 J R も含めた鉄道事業者が被災した路線を**早期に復旧できる制度を構築すること。**
- ・災害復旧時の地方負担に対し、**道路と同等の地方債を適用するなどの財政支援を行うとともに、運営面への支援制度を創設すること。**

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

24 快適な生活環境確保に向けた污水处理施設整備の推進

人々がふるさとで暮らし続けるためには、「岩手に住みたい」という人々の願いに応えられる豊かな岩手を作り上げることが重要です。しかし、本県の污水处理人口普及率は、全国平均を大きく下回っている状況です。

ついては、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境を創出するため、污水处理県構想に掲げる污水处理施設の整備目標等の達成に向けて必要な予算を措置するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 下水道整備事業の推進

市街地における快適で豊かな居住環境を創出するため、下水道施設の整備や効率的な運営計画に基づく取組の推進について、引き続き必要な予算を措置するよう要望します。

2 農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業の予算措置

農山漁村の快適な生活環境を整備するため、農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業について、引き続き必要な予算を措置するよう要望します。

3 循環型社会形成推進交付金の予算確保

- (1) 中山間地域など家屋が点在している地域の快適な生活環境を整備するため、循環型社会形成推進交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。
- (2) 浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽設置整備事業（個人設置型）における全ての浄化槽新設事業について、助成基準額の上限額や助成率2分の1への引上げによる財政的支援を要望します。
- (3) 浄化槽の適切な維持管理実施のため、維持管理負担軽減事業の助成対象の拡大を要望します。

【現状と課題】

- 本県では、平成 29 年度に汚水処理の県構想「いわて汚水処理ビジョン 2017」を策定し、汚水処理施設の整備等を推進。
- 本県の汚水処理人口普及率は、令和 5 年度末時点で 85.4%と全国平均（93.3%）を大きく下回っており、本ビジョンでは令和 7 年度末までに 91.0%とする目標を設定。
- 広大な県土の中に多くの中山間地域を抱え、小規模な集落が広範囲に点在する本県にあって、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境の創出に向けた汚水処理施設の整備を計画的に進めるためには、浄化槽の整備が不可欠。
- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）は、設置に要する経費への行政負担は 4 割（国、県、市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ補助）となっており、個人負担が 6 割と大きいことが、普及が進まない要因。
- 個人負担を軽減し、普及率の向上を図るため、浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施している 27 市町村のうち 18 市町村（約 7 割）が、独自に本体設置費のかさ上げ補助を実施しているが、市町村の財政的負担が大きい状況。そのため、助成基準額の上限額や助成率の引上げによる財政的支援が必要。
- また、浄化槽設置整備事業（個人設置型）のうち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、助成率が 1/3 から 1/2 に引き上げられているが、本事業の要件として、交付対象事業費のうち単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換事業費を 6 割以上とすることが求められている。しかし、整備主体（住民）からの申請の結果、想定より新築件数が増加し、転換事業費が 6 割を下回ることとなり本事業の活用ができない状況。転換に限らず合併処理浄化槽の導入は汚水処理の未普及地域の解消につながることから、全ての浄化槽新設事業について、助成率を 1/2 へ引き上げることにより、市町村への財政的支援を強化し、整備を推進する必要。

《浄化槽本体の設置に係る経費の負担額（市町村による嵩上げの実施補助状況）》（単位：千円）

浄化槽		5 人槽	7 人槽	10 人槽
4 割	助成基準額（国・県・市町村が補助）	390	474	660
6 割	市町村かさ上げ補助額	10～590	26～592	40～825
	個人負担額	0～575	119～685	165～950
10 割	本体設置費（標準額）	975	1,185	1,650

※ 令和 4 年度までの助成基準額は、5 人槽 352 千円、7 人槽 441 千円、10 人槽 588 千円。

標準額は定期的に見直されてきたが、本体工事費の 4 割の考え方はこれまで変更無し。

※ 通常事業の補助率 1/3 は、これまで変更無し。

- 浄化槽の維持管理費は、循環型社会形成推進交付金において少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業が設けられているものの、集合処理と比較して住民負担が大きくなる場合が多いことから、少人数高齢世帯に限らず助成対象の拡大が必要。

《浄化槽（5 人槽）の年間維持管理費（環境省資料）》

59,000 円（法定検査 5,000 円＋保守点検 18,000 円＋清掃 25,000 円＋電気代 11,000 円）

【他の汚水処理施設の年間料金（例：矢巾町）】

下水道：3,162 円（20 m³/月）×12 カ月＝37,944 円

農業集落排水：3,162 円（20 m³/月）×12 カ月＝37,944 円

《主な交付金の配分状況》

(国費：百万円)

交付金名	R 5 当初	R 6 当初	R 7 当初	備 考
社会資本整備総合交付金※ ¹	2,537	1,721	1,528	R 7 要望額に対する内示率 71%
農山漁村地域整備交付金※ ²	279	251	156	R 7 要望額に対する内示率 100%
漁村整備事業※ ³	50	50	25	R 3 当初から補助事業が創設 R 7 要望額に対する内示率 100%
循環型社会形成推進交付金※ ⁴	167	176	185	

※ 1 下水道事業のみ

※ 2 集落排水事業のみ

【集落排水事業県配分額内訳】

漁業集落環境整備事業：R5 当初 13 百万円、R6 当初 16 百万円、R7 当初—円

農業集落排水事業：R5 当初 279 百万円、R6 当初 251 百万円、R7 当初 156 百万円

※ 3 漁業集落排水事業のみ

※ 4 浄化槽設置整備事業のみ

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課
農林水産部 漁港漁村課

25 自然公園等の施設整備の促進

みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園などは、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

利用者が安全で快適に利用できる環境を確保していくため、自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行う必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行うため、施設整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう要望します。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

国立公園における施設整備については、国と地方の役割分担を踏まえたうえで、地域の意見を十分に反映しながら環境省が積極的に実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

- 本県は、広大な面積を擁し、その中に2つの国立公園（十和田八幡平、三陸復興）、2つの国定公園（栗駒、早池峰）、三陸海岸を縦走する長距離自然遊歩道「みちのく潮風トレイル」、東北自然歩道「新・奥の細道」を有しており、その適正な利用が図られるよう施設の整備が必要。
- 本県では、自然環境整備交付金（補助率：45～50%）を活用し、老朽化施設や災害により被災した施設の計画的な保全・再整備に努めてきたところであるが、要望額に対し十分な予算措置が行われない年度においては、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされているところ。

〔年度別当初予算内示率〕

平成29年度 63.5%、平成30年度 47.9%、令和元年度 100%、令和2年度 100%、
令和3年度 60.2%、令和4年度 57.2%、令和5年度 40.6%、令和6年度 58.9%

- 三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園や県内 2 つの国定公園には、老朽化している登山道や避難小屋、転落防止柵、トイレなどの自然公園施設が多くあることから、国内外からの多数の観光客の受入に対応した保全・再整備を計画的に進めていくためには、国による十分な財政支援が必要。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

- 十和田八幡平国立公園の三ツ石山周辺（第 1 種特別地域に該当）は、近年、紅葉時期を中心にオーバーユース状態になっており、トイレの混雑や登山道における野外し尿、登山道の荒廃などが発生。現状では、地元自治体や施設設置者が個別に対応しており、根本的な課題解決を図るためには、公園管理者である国による積極的な対応が必要。
- 令和元年に国が指定した「みちのく潮風トレイル」は、令和 6 年 2 月の英紙タイムズに「日本で訪れるべき場所 14 選」の一つとして選定されるなど、今後、国内外からの観光客の増加が見込まれ、来訪者に快適な利用環境を提供するうえで、直轄事業による積極的な施設整備が必要。

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

26 文化・スポーツの振興

中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、本県においても少子化や働き方改革が進む中、学校や地域によっては部活動の維持・存続が厳しい状況にあり、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、持続可能な活動環境の整備が急務となっています。

また、文化芸術・スポーツを生かした地域活性化を図るためには、本県で開催された国際大会や大規模スポーツイベントの開催を契機として生まれた絆を生かしながら、交流を発展させていくとともに、誰もが文化芸術・スポーツ活動に親しむことができるよう、活動環境を充実させていくことが必要です。

さらに、東日本大震災津波の被災地域では、津波等により膨大な数の博物館施設所蔵の資料が被害を受けましたが、被災ミュージアム再興事業による支援でその多くを修復することができました。これら修復等の技術を維持・継承していくことは、今後の文化財防災力の向上にも資するものと考えます。

については、地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた支援

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実し、持続可能な活動環境を整備するため、地域の実情に応じて休日の部活動の段階的な地域クラブ活動への移行が円滑に進むよう、指導者の確保や新たに生じる保護者等の費用負担など、受入体制の整備に要する財政支援を充実するよう要望します。

2 地方のスポーツ振興の取組への支援

地方で実施する選手強化、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進、老朽化施設の大規模改修、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組を継続的に支援するよう要望します。

3 国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の開催に向けた支援

本県では、令和8年度に第81回国民スポーツ大会冬季スキー競技会の開催が決定しているところですが、式典・競技会開催費、施設整備費等大会開催に係る経費など多大な負担が見込まれることから、対象となる経費を拡充した柔軟な補助制度の創設など、開催県の負担軽減のための十分な財政措置等を講ずるよう要望します。

4 地方の文化振興の取組への支援

地域における文化財等の保存・継承・活用や、地方の特色を生かした芸術祭の開催など官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するよう要望します。

5 被災文化財等の安定化処理技術及び修復技術の維持・継承に対する取組への支援

大学・博物館・研究機関等が連携して行う、安定化処理技術や修復技術の維持・継承のための取組に対する財政支援を充実するよう要望します。

【現状と課題】

1 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた支援

- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県においても令和6年1月に「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定するとともに、学校、保護者、競技団体等で構成される「岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会」を令和6年7月と今年2月に開催し、情報共有や意見交換を行った。
- 県内市町村においては、以下のとおり令和3年度から国のモデル事業を実施するほか、独自の取組やモデル事業を踏まえた単独事業に移行するなど、市町村の取組に広がりが見えつつある。

年度	モデル事業	市町村単独事業
令和3年度	2町（岩手町、葛巻町）	—
令和4年度	3市町（大船渡市、岩手町、葛巻町）	1市（ <u>一関市</u> ）
令和5年度	5市町村（盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村）	3市町（ <u>一関市</u> 、岩手町、葛巻町）
令和6年度	6市町（盛岡市、宮古市、大船渡市、矢巾町、西和賀町、一戸町）	6市町村（ <u>花巻市</u> 、 <u>一関市</u> 、岩手町、葛巻町、 <u>岩泉町</u> 、九戸村）

※下線は、モデル事業を実施せず、独自の取り組みを行っている市町。

- その一方で、部活動の地域クラブ活動の移行に向けては、指導者となる人材の質と量の確保、地域指導者への謝金、交通費や会費など新たに生じる保護者等の費用負担など、受入体制の整備等への対応が課題。
- こうした課題は全国的に生じているものであり、中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への移行を円滑に進め、持続可能な活動環境を整備するためには、国において生徒や保護者の負担を軽減させるような財政措置等の支援を行うことが重要。

2 地方のスポーツ振興の取組への支援

- 選手強化や指導者・ボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進等に関する講師派遣や研修会の開催、老朽化施設の大規模改修、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッションによる大会・合宿の誘致など官民が連携して行う分野横断的な取組など、地方におけるスポーツ振興の取組に対する支援が必要。
- 本県では、いわてスーパーキッズ発掘・育成事業によりオリンピック金メダリストの小林陵侖選手をはじめトップアスリートになりうる選手の総合的な発掘・育成・強化に取り組んでいる。この本県独自の事業は、中央競技団体が行うトップアスリートの輩出に向けた取組につながる重要な役割を担っているところであるが、選手強化や指導者等の人材育成に対する支援は競技団体が対象であり、地方公共団体等が実施している総合的な選手発掘・育成・強化事業にも対応できるよう、制度の充実が必要。
- また、インクルーシブスポーツの普及によるスポーツを通じた共生社会の実現に向けて、県内4広域圏ごとに拠点となる市において推進体制を構築し、普及の推進を図っているところであるが、インクルーシブスポーツの実施が十分でない市町村もあることから、県内各市町村における普及促進を図るために、継続的な財政措置が必要。
- 本県の県営スポーツ施設は、その多くが1970（昭和45）年に開催された岩手国体での使用を目的に整備されたものであり、経年とともに施設・設備の老朽化が進行している。
また、本県には、冬季のスポーツ大会の受け皿となるスピードスケート競技やスキージャンプ競技などの競技施設を有しているが、当該施設を維持・改修するために、多額の経費が生じている状況。
施設の維持、改修に当たっては、国やJSP0からの支援は少ない中で、現時点では、スポーツ振興くじ助成を主に活用しており、学校施設環境改善交付金等の交付対象を拡大するなど国による財政措置の拡充が必要。
- 「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」提言においても議論されているが、今後は、スポーツによる地方創生・まちづくりを全国各地で推進するため、全国レベルの大会など大規模なスポーツイベントの開催に対して、地方公共団体の財政力や競技団体の規模等に応じた財政措置の拡充が必要。

3 国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の開催に向けた支援

- 今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議の提言（令和7年3月21日）では、式典・競技会開催費、施設整備費、選手強化・育成費など、開催にあたり必要な経費の大部分を負担している開催地の負担を軽減する必要性が指摘されているところ。
- 本県では、令和6年11月25日にJSP0から第81回国スポ開催要請書が手交された際に以下について要望。
＜財政負担の軽減について＞
開催県の負担を1／2以下とするような国との調整、開催県の参加費の免除など開催県側にメリットがある制度の創設、運営経費、施設及び機材等の整備費に対する財政措置
＜人的負担の軽減について＞
開始式・表彰式などの実施に係る運営手法の見直し、国スポ開催のスペシャリストの開催県側への人員派遣

<国民体育大会冬季大会スキー競技会国庫補助金等一覧表>

助成機関	日本スポーツ振興センター	文部科学省	日本スポーツ協会
事業名称	スポーツ振興くじ助成金 【地方公共団体スポーツ活動助成】	地方スポーツ振興費補助金	国民スポーツ推進事業 事業費交付金
対象者	都道府県	都道府県	都道府県
対象事業	国民スポーツ大会 (本大会、冬季大会)	国民スポーツ大会 (本大会、冬季大会)	国民スポーツ大会 (本大会、冬季大会)
対象経費	都道府県から市町村等へ交付金 (支援を行う事業に係る諸謝金、旅費、借 料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具 費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費そ の他事業の実施に直接必要な経費)		
R8補助率等	4/5	10/10	10/10
R8補助等上限額(千円)	60,000	20,741	25,000
R4補助等実績額(千円)	56,250	20,741	10,000
R4当初予算額	213,087 ※うち一財121,096		

※ 他に全日本スキー連盟の助成事業（補助等上限額3,000千円）公益財団法人ミズノスポーツ振興財団の助成事業（補助等上限額2,000千円）等がある。

4 地方の文化振興の取組への支援

- 文化財等の地域資源を活用した地域活性化、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした国内外との交流や、文化芸術による心の復興の取組、文化イベントの展開などによる交流人口の拡大など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化することが必要。
- 文化財等の地域資源を活用した地域活性化や日本博を契機とする文化資源の活用に向けては、国の事業を活用しながら取組を進めているところであるが、地方の要望額が充足されず、地域における文化財等の保存・継承・活用の取組が十分に実施できていないため、国の財源の確保・継続的な支援が必要。
- 本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形民俗文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」、「永井の大念仏剣舞」、「鬼剣舞」をはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能等が数多く残されている。
一方で、人口減少、少子高齢化による後継者不足や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくないため、後継者育成や民俗芸能を活用した地域コミュニティの活性化に向けて、国による財政措置の拡充が必要。
- 地域文化財総合活用事業については、申請に向けた十分な準備期間の確保や対象経費の拡充など支援の拡充を願いたい。

<地域文化財総合活用事業の活用状況>

地域伝統行事・民俗芸能等

年度	申請数	申請額 (A)	採択額 (B)	配分率 (B/A)
令和5年度	3団体	12,313千円	11,398千円	92.5%
令和6年度	4団体	4,238千円	2,986千円	70.4%
令和7年度	3団体	6,175千円	4,788千円	77.5%

※ 本県では、郷土芸能に使用する装束・用具等の新調、後継者養成に係る特別講習会の開催等に活用。

地域文化遺産等

年度	申請数	申請額 (A)	採択額 (B)	配分率 (B/A)
令和5年度	4団体	6,509千円	5,796千円	89.0%
令和6年度	4団体	7,531千円	4,565千円	60.6%
令和7年度	3団体	5,147千円	3,062千円	59.4%

※ 本県では、青少年郷土芸能フェスティバルの開催など普及啓発にかかる事業等に活用。

- 子どもの文化芸術の鑑賞機会の確保等のため、学校に対する芸術家等の派遣を行っているところであるが、申請に対する採択率が低下しており、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進する必要があるため、国の財源の確保・継続的な支援が必要。

<舞台芸術等総合支援事業/学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業の活用状況>

事業名	学校巡回公演			芸術家の派遣事業(学校申請方式)		
年度	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)
令和5年度	16校	12校	75.0%	22校	18校	81.8%
令和6年度	14校	10校	71.4%	25校	13校	52.0%
令和7年度	12校	9校	75.0%	20校	5校	25.0%

事業名	コミュニケーション能力向上(学校申請方式)			子供 夢・アート・アカデミー		
年度	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)
令和5年度	0校	—	—	0校	—	—
令和6年度	0校	—	—	1校	0校	0.0%
令和7年度	1校	0校	0.0%	1校	1校	100.0%

事業名	ユニバーサル公演事業		
年度	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)
令和5年度	4校	3校	75.0%
令和6年度	4校	1校	25.0%
令和7年度	7校	3校	42.9%

5 被災文化財等の安定化処理技術及び修復技術の維持・継承に対する取組への支援

- 本県ではこれまで、国の支援によって津波により被災した文化財等の安定化処理及び修復に取り組んでおり、最も被害の大きかった陸前高田市では46万件的被災資料のうち、令和7年度末までに42万件について安定化処理及び修復が完了する見込みである。
- 海水に浸かった文化財等の安定化処理や修復は国内外に事例がなく、安定化処理技術の確立のため、これまでも試行錯誤を繰り返して技術開発を進めてきたが、被災した文化財等のうち革製品や漆工品など未だ適切な安定化処理技術が確立していないものが約2,000件あり、修復に至らないものが多数存在している。
- これら安定化処理技術の確立していない文化財等については、冷凍保管庫において資料の劣化が進行しないよう凍結乾燥させているが、令和8年度以降もこれらの処理技術開発及び修復を継続できるよう国の支援が必要である。

- 近年、自然災害等が多発し、文化財等が被害を受けるケースが全国的に増加しており、陸前高田市では、これまでの被災ミュージアム再興事業で蓄積した安定化处理技術等のノウハウを、関係機関に提供し、今後の文化財防災力向上に貢献するため、研修プログラムを作成した。
- 陸前高田市では、研修プログラムを充実させ、処理可能な約4万点の被災資料の安定化处理及び修復を継続しながら安定化处理や修復の技術を維持・継承する必要があるため、国の財政的支援が必要である。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課
教育委員会事務局 学校教育室、保健体育課、生涯学習文化財課

27 女性の活躍推進事業への支援の拡充

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、若者・女性に選ばれる地域であるためには、女性が働きやすく暮らしやすい環境の整備が重要であること、また、新型コロナウイルス感染症の長期化により顕在化した孤立や生活困窮などに加え、物価高騰により更なる困難に直面している女性に対し、引き続き支援が必要であることから、女性活躍推進を継続して実施するための財政支援と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進などの強化について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

女性活躍推進法に基づく協議会である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを中心として、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくとともに、女性の就労確保や所得向上につながるデジタルをはじめとする成長分野での活躍支援、孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を継続するためには、安定的な財源の確保が必要であることから、「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置が継続されるよう要望します。

2 国による女性の活躍支援施策の拡充

女性活躍の更なる推進に向けて、国民全体の一層の理解が不可欠であることから、国が先頭に立って意識啓発を強化するとともに、中小企業など、より多くの企業において一般事業主行動計画が策定されるよう国からの働きかけや財政支援を要望します。

【現状と課題】

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

- 県では、平成 26 年度に設置した「いわて女性の活躍促進連携会議」と連携し、女性が活躍できる職場づくりや女性のネットワークづくりのためのセミナー等を実施しているほか、県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及啓発を通じて、国の「えるぼし認定」につながるようステップアップを図っているが、さらなる普及を図るため、継続した取組が必要。
- 孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を実施するため、令和 3 年 7 月に「いわて女性のスペース・ミモザ」を設置し、相談窓口の開設・居場所づくり・女性用品の提供を行っている。

ミモザには家庭内の人間関係、家事・介護等の負担や将来への不安感に関する悩みなどが寄せられ、令和 6 年度の相談件数は延べ 1,935 件と令和 5 年度の実績（延べ 1,827 件）と比較して増加しており、困難や不安を抱える女性に対し継続した支援が必要。
- また、令和 6 年度からは、女性の就労や所得向上につなげるため、主に無就業や困窮している女性等を対象に、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル習得と習得後の就労マッチングまでを一括して支援する取組を実施しており、令和 7 年度も継続することとしている。
- これらの取組に国の地域女性活躍推進交付金を活用しており、令和 7 年度は減額内示されたが、令和 8 年度以降も事業を継続・拡充して実施するためには、同交付金による十分な財政措置が必要。

（単位：千円、％）

	公募申請額	内示額	率
R3	20,724	17,874	86.2
R4	20,659	12,719	61.6
R5	18,316	18,316	100.0
R6	28,731	24,799	86.3
R7	27,643	25,378	91.8

2 国による女性の活躍支援施策の拡充

- 令和 4 年 4 月に施行された改正女性活躍推進法において、一般事業主行動計画の策定が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものから 100 人を超えるものへと拡大されることとなったところ。
- 本県の場合、同法で一般事業主行動計画が「努力義務」とされる常時雇用する労働者が 100 人以下の企業が大多数を占めることから、こうした中小企業における一般事業主行動計画策定に向けた働きかけや支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

28 地域医療再生のための総合的な政策の確立と 必要な取組に対する支援

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められています。病院勤務医師の不足は一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

医師偏在指標により、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされているところであり、医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、2040年とその先を見据えた地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

医師偏在指標によって、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされているところであり、地域の医療提供体制を維持していくためにも、医師の不足や医師偏在の根本的な解消が強く求められているところです。

地域医療のあるべき姿を実現するため、県境を越えた医師の適正な配置調整や保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付けなど、国を挙げた実効的な施策を直ちに実施するよう要望します。

【現状と課題】

地域医療再生のための総合的な政策の確立

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。
- 本県では、平成 23 年に「地域医療基本法（仮称）」の草案を作成し、首都圏でのシンポジウムの開催、有識者と知事の対談、知事による PR 動画の作成、新聞・雑誌やインターネットを通じた広報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。
- 令和 5 年度に公表された医師偏在指標では、本県の指標の数値（182.5）が全国で最も低く、引き続き医師少数都道府県と位置付けられたほか、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところ。

医師偏在指標による都道府県順位（40～47 位）

順位（前回）	都道府県	医師偏在指標
40（40）	山形県	200.2
41（41）	秋田県	199.4
42（44）	埼玉県	196.8
43（42）	茨城県	193.6
44（43）	福島県	190.5
45（46）	新潟県	184.7
46（45）	青森県	184.3
47（46）	岩手県	182.5

※ 前回（令和元年度公表）は岩手県と新潟県は同値で最下位であること。

- 令和 6 年度に改定した岩手県医師確保計画について、奨学金養成医師の県内従事者については、233 人の見込みに対して 1 人少ない 232 人、即戦力医師招聘数については、36 人の見込みに対して 10 人少ない 26 人となり、医師確保計画の令和 6 年度確保見込み数 269 人を 11 人下回る 258 人となる見込み。

【医師確保の見込み・実績】

（単位：人）

年 度	R 2 （現状値） （c）	医師確保計画・計画期間			確保 見込み （d－c）
		R 6	R 7	R 8（d）	
見込み（a）	156	269	303	334	178
（内訳） 養成医師県内従事者数	133	233	262	288	155
即戦力医師招聘数（累計）	23	36	41	46	23
実績（b）	—	258			
（内訳） 養成医師県内従事者数	—	232			
即戦力医師招聘数（累計）	—	26			
比較増減（b－a）	—	△11			
（内訳） 養成医師県内従事者数	—	△1			
即戦力医師招聘数（累計）	—	△10			

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

29 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

国が公表した医師偏在指標において、本県の指標の数値が全国最下位になるなど、本県の医師不足が際立っている状況にあり、このような状況を改善し、平成27年度に策定した岩手県地域医療構想を実現するためにも、各構想区域において医師をはじめとした医療従事者の確保を重点的に進めていく必要が生じています。

また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされておりますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

については、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の実効性の確保

国においては令和6年12月に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、実効性のある総合的な医師偏在対策の推進に取り組むとしていますが、同パッケージの取組を進めるに当たっては、地方の意見を踏まえるとともに、医師の不足・地域間偏在の根本的な解消に向けた更なる対策を講じるよう要望します。

また、具体的な取組のひとつである、地域偏在是正における経済的インセンティブ等について、長期的かつ安定的な財源を国において確保した上で、実効性のある取組を幅広く実施するよう要望します。

経済的インセンティブの一つである手当増額の制度設計に当たっては、本県において、既に偏在が顕著な区域に勤務する医師に手当の加算等を支給していることから、これらの医師少数県が独自に取り組んでいる負担分を支援対象に含めるなど、地域の取組を踏まえた財政支援の早期具体化を要望します。

さらに、産科・小児科をはじめとする特定診療科の偏在が顕著となっていることから、必要な診療科の医師の充足が図られるよう、医師の派遣や処遇改善等に係る具体的支援策の実施を要望します。

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

令和9年度の医学部総定員については、地域における医師確保への大きな影響が生じない範囲で適正化を図る方針が示されていますが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医学部臨時定員増を延長するとともに、臨時定員増の医師養成数の一部について恒久的な措置とするよう要望します。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、財政支援の更なる拡充を要望します。併せて、地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保に関する事業を確実に実施できるよう、事業区分間での配分額の調整を可能とするなど、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和を要望します。

4 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

医師偏在指標により明らかとなった都道府県間の医師偏在の状況を改善するため、都道府県間の医師の派遣調整等の仕組みづくりなどの支援策の充実を要望します。また、二次医療圏内で分娩に対応できない圏域が生じるなど、周産期医療や小児医療については厳しい状況が続いており、産科及び小児科の医師不足を解消するため、診療報酬の更なる評価の充実など、国が責任を持って対策を講じるよう要望します。

また、産科・小児科以外の診療科の医師不足については、国において、地域における必要医師数やこれに対応する現在の充足状況等を明らかにした上で、診療科偏在の解消に向けた取り組みを進めるよう要望します。

【現状と課題】

1 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の実効性の確保

- 令和6年12月に策定された「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」のうち、経済的インセンティブについては、令和8年度予算編成過程において検討を進めるとされているほか、診療科偏在対策についても今後検討が進められる。
- 経済的インセンティブで検討された事業を実施するためには安定的な財源が必要。
- 県立病院では既に地域ごとに医師に手当が支給されており、これらについても支援対象とすることで安定的な医師確保及び病院経営が図られる。
- 診療科偏在対策としても処遇改善対策が必要。

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から130名へと拡充されており、増員50名のうち15名は恒久化され、うち暫定措置が延長された地域枠を含む35名は令和7年度まで臨時定員として定員増が認められてきたところ。
- 一方、「医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」においては、令和9年度の全国の医学部総定員について、地域における医師確保への大きな影響が生じない範囲で適正化を図る方針が示されている。
- 岩手医科大学は、本県において唯一の医育機関であると同時に医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 岩手医科大学の医学部定員35名の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となることから、現行の医学部定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師確保を図ることが必要。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 令和7年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,258百万円のうち822百万円が地域医療介護総合確保基金である。
- 地域医療再生基金事業が平成29年度で終了し、平成30年度以降は地域医療介護総合確保基金を活用することとしたものの、一般財源による財政負担が増加。
- 本県では、地元大学に進学した者のみでは、医師不足の解消に必要な医師養成を行うことが困難であることから、県外大学進学者も含めて全国最大規模の55名の貸付枠による奨学金事業を行っているところであり、十分な基金財源等の安定的な確保が必要。

4 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

- 平成30年の医療法の改正により、都道府県が医療計画の一部として医師確保に関する事項を定めることとされ、国のガイドライン等を踏まえて令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保に取り組んできたところ。（令和6年3月に改定）
- 国が示した医師偏在指標では、本県の指標の数値（182.5）が全国で最も低く、引き続き医師少数都道府県となり、県内では盛岡及び二戸以外の7圏域が医師少数区域となるもの。
- 本県における指標の算定では、従来の人口10万人対医師数に、圏域間の患者の流出入のほか、患者の受療動向（高齢者率高い）や医師の年齢構成（若手医師少）などの要素が加味されたため、従来の医師数の単純比較より、更に指標の数値を押し下げる要因となっている。
- 現行の奨学金制度による養成医師の配置は平成28年度から始まり、各年度当初の配置数は、平成28年度の16名から令和7年度は186名と、年々着実に増加している。
- 特に医師不足が深刻な状況にある沿岸・県北地域への配置についても、平成28年度の7名から令和7年度66名と、着実に増えているところ。

〔奨学金養成医師の配置状況〕（各年度４月１日時点）

年 度		二次医療圏別										合計
		盛岡	岩手中部	胆江	両磐	内陸計	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	
H28	配置数	3	3	3	0	9	2	1	1	2	1	7
	地域割合					56.3%						43.8%
H29	配置数	5	6	6	2	19	1	0	3	1	1	6
	地域割合					76.0%						24.0%
H30	配置数	9	10	6	6	31	2	1	3	2	3	11
	地域割合					73.8%						26.2%
R1	配置数	13	10	6	4	33	4	3	3	7	3	20
	地域割合					62.3%						37.7%
R2	配置数	23	18	6	5	52	8	1	7	9	7	32
	地域割合					61.9%						38.1
R3	配置数	24	22	6	7	59	9	4	13	11	8	45
	地域割合					56.7%						43.3%
R4	配置数	28	20	8	12	68	9	11	13	9	12	54
	地域割合					55.7%						44.3%
R5	配置数	38	26	13	13	90	14	15	10	9	13	61
	地域割合					59.6%						40.4%
R6	配置数	50	23	16	11	100	17	17	16	9	13	72
	地域割合					58.1%						41.9%
R7 見込	配置数	52	34	15	19	120	12	14	13	10	17	66
	地域割合					64.5%						35.5%

- また、全国的に医師の不足が深刻化している産科及び小児科について診療科個別の偏在指標が公表され、産科及び小児科とも相対的医師少数都道府県となり、圏域別では、産科が岩手中部・胆江・両磐及び気仙・釜石が相対的医師少数区域、小児科が岩手中部、胆江、両磐、宮古、釜石が相対的医師少数区域となった。
 - なお、産科・小児科の医師不足のため、令和３年１０月から県立釜石病院での分娩取扱いを休止し、隣接する二次医療圏（同一周産期医療圏内）の県立大船渡病院に集約された。
 - また、胆江医療圏においては、令和４年４月から産科診療所での分娩取扱いの中止となったことから、令和４年２月に岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議を開催し、胆江地域における妊婦の方が県南周産期医療圏内で確実に出産を行うことができること、周産期医療圏内の妊婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、安心、安全な出産ができる環境を確保していくことを確認。
 - これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実※されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。
- ※ 生体検査・処置等に係る小児加算の見直し（H28）、入退院支援加算への小児加算の新設等（H30）

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

30 急激な社会経済情勢の変化に即した県立病院の 運営確保

本県の県立病院は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療、救急・小児・周産期・感染症・精神等の不採算、特殊部門に関わる医療の提供、民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点等の幅広い機能を担っている。

現在、人口減少による患者数の減少や、患者の受療動向の変化に加え、物価高騰や国を挙げた賃上げの動き（最低賃金の上昇、人事院勧告等）により、民間医療機関では担うことができない不採算医療の提供に係る費用が増加し、公定価格である診療報酬による収益との乖離が拡大している。

県立病院では、地域の医療機関と連携した積極的な入院患者の受入れや、患者数の減少を踏まえた病床規模の見直し等、収益・費用の両面から経営改善の取組を進めており、概ね収支が均衡していた令和元年度と同等程度の病床利用率の水準まで回復しつつあるが、令和6年度決算は73億円余の赤字を見込まざるを得ず、危機的な経営状況にある。

物価高騰や賃上げ等、急激な社会情勢の変化の中にあって、速やかに診療報酬の改定や地方財政措置での補填等がない場合、県立病院の経営は成り立たず、地域医療を確保することができない恐れがあることから、広大な県土の中で、県立病院が引き続き持続的な医療を提供することができるよう、次の事項について要望する。

《 要 望 事 項 》

1 臨時の診療報酬改定と社会保障予算フレームの柔軟な対応

物価・賃金の上昇等社会経済情勢に即して、直ちに臨時の診療報酬改定を行うよう要望します。

近年、社会保障予算フレームについては、「高齢化の伸びの範囲内に抑制する」とされているが、物価や賃金の上昇など現下の社会情勢を踏まえた、柔軟な対応を図るよう合わせて要望します。

2 物価高騰、賃金上昇等に適切に対応した診療報酬の新たな仕組みの導入

令和8年度診療報酬改定においては、物価高騰や賃金上昇等の費用の増を診療報酬に適切に反映するとともに、今後の情勢変化に適切に対応できるスライド条項等の仕組みを導入するよう要望します。

3 物価高騰や給与改定に対する地方財政措置の拡充

現下の度重なる物価高騰や賃金の上昇による委託料等の経費の増加により、病院事業は、大変厳しい経営状況となっており、地域医療の確保・維持が困難になっている。

また、国を挙げた賃上げの動きの中、公立病院職員の給与水準の基本となる人事委員会勧告は、近年例にない高水準となっており、給与改定の所要額は、ベースアップ評価料で得られる診療報酬を大きく超えている。

ついては、自治体病院の経営基盤安定のために措置されている普通交付税の病床割の単価を引き上げる等適切な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 臨時の診療報酬改定と、社会保障予算フレームの柔軟な対応

- コロナ禍以降、県立病院では、人口減少に加え、患者の受療動向の変化により患者数の減少が続いていたが、令和6年度は、地域の医療機関と連携した新規入院患者の積極的な受入れや、地域包括ケア病床を活用したレスパイト入院の実施等により、下半期以降、入院患者数は増加が図られたところ。年間を通しての病床利用率は74.7%と、概ね収支が均衡していた令和元年度の水準（75.3%）と同程度となっている。
- 一方で、病床利用率がコロナ禍前と同程度の水準まで回復させてもなお、令和6年度決算は、△73.0億円と過去最大の赤字を見込んでいるところ。
- 施設基準の新規取得等により診療単価を向上させ、医業収益は、コロナ禍前と比較し37億円増加させているが、給与費、材料費、経費等の医業費用が124億円増加しており、費用の増に診療報酬が見合わず、医業損益が大幅に悪化していることが赤字の原因である。
- このような状況を踏まえ、物価・賃金の上昇等社会経済情勢に即して、直ちに臨時の診療報酬改定を行うことが必要。なお、改定に当たって、その所要額を確実に確保するためにも社会保障予算フレームそのものを見直すなど、抜本的な見直しが求められているところ。

令和6年度決算（税抜き） **38億円** （単位：億円）

科 目	令和元年度	令和5年度	令和6年度
医業収益 【A】	925.6	944.0	963.2
医業外収益	170.4	222.0	186.9
収益合計 【B】	1,096.0	1,167.4	1,150.1
（うち一般会計負担金）	155.6	185.9	169.0
医業費用 【C】	1,035.2	1,135.0	1,158.8
医業外費用	67.5	63.7	62.4
費用合計 【D】	1,101.9	1,202.8	1,223.1
差引損益 【B-D】	▲ 5.9	▲ 35.4	▲ 73.0
医業損益 【A-C】	▲ 109.6	▲ 191.0	▲ 195.6

費用増加 124億円の主な内訳

給与費 +65.0億円

- ・給与改定による月例給、特別級の引き上げ
- ・働き方改革に係る職員増

材料費 +23.6億円

- ・物価高騰による薬品、診療材料の値上がり
- ・高額薬剤（抗がん剤等）の使用増

経費 +24.1億円

- ・最低賃金の上昇による委託料増
- ・電気料金、燃料費等の値上げ

2 物価高騰、賃金上昇等に適切に対応した診療報酬の新たな仕組みの導入

- 診療報酬改定は原則として2年に1回とされているが、近年の急激な物価高騰、賃金上昇については、2年に1回の対応では不十分な状況となっている。
- 物価高騰、賃金上昇等の費用の増を診療報酬に適切に反映するとともに、今後の情勢変化に適切に対応できるスライド条項等の仕組みの導入が必要となっている。

3 給与改定に対する地方財政措置の拡充

- 令和6年度の人事院勧告において平均2.76%と高水準のベースアップが示され、これに対し、令和6年度診療報酬改定ではベースアップ評価料として2.5%の財源が措置されたもの。
- 若年層の多い病院現場においては、ベースアップが人事院勧告を上回る4%を超える高水準となっており、ベースアップ評価料では給与改定による人件費の増加を補えていない状況。
- ベースアップ評価料について、令和7年度は2.0%の財源が措置されるが、ベースアップ評価料と人事院勧告によるベースアップの乖離分にかかる地方財政措置が講じられなければ病院経営に今年度以上に大きな影響を与えること。

【県担当部局】医療局 経営管理課

31 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療、救急・小児・周産期・感染症・精神等の不採算、特殊部門に関わる医療の提供、民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点等の幅広い機能を担っており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、地方財政措置の拡充を次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

病院事業に係る地方交付税措置について、公立病院の運営に支障を来たすことのないよう、地域医療の中核を担う公立病院の経営基盤安定のために措置されている普通交付税の病床割の単価を引き上げる等の大幅な見直しを行うよう要望します。

2 病院事業債の償還金等に対する地方財政措置の拡充

病院建物の整備に係る病院事業債元利償還金に対する地方財政措置について、建築単価の上限（59 万円／㎡）を、建設業の人手不足や資材高騰を踏まえ、更に引き上げるよう要望します。

3 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

医師確保対策については、平成 21 年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度など必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

4 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

同一地方公共団体が設置する医療機関間での医師等の派遣に係る経費について、交付税措置の対象とするよう要望します。

5 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

都道府県が地域の実情に応じて設置する診療所について、その運営に係る経費においては、市町村と同様に交付税措置の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により地方財政措置が講じられており、不採算地区中核病院に係る繰出し基準の追加（令和2年度～）や不採算地区病院に係る基準額の引上げ（令和3年度～）など、一定の対応がなされているが、措置率や補正の適用等について、なお十分とは言えない状況。
- 本県では、広大な県土と深刻な医師不足等の課題を有し、他都道府県では市町村立病院が担っているような初期医療の役割を県立病院が担っていることから、このような事情を考慮した補正係数の見直しが必要な状況。

2 病院事業債の償還金等に対する地方財政措置の拡充

- 病院建物の整備事業に係る病院事業債の元利償還金に対する地方財政措置については、建物の建築単価が一定の上限を超えた部分が対象外とされている。単価は、令和6年度病院事業債から59万円/㎡まで引き上げられたが、建設業の人手不足や、資材高騰等により、さらに拡充が必要な状況。
- 国土交通省の令和7年度新営予算単価は、12年連続で上昇しており、資材高騰や人手不足の影響が表れている。

3 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については地方財政措置が講じられていない状況。

4 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- 公立病院における医師派遣又は派遣受入に係る経費に一般会計から繰出を行った場合、その経費に対し、派遣の場合は0.8、受入の場合は0.6を乗じて得た額について特別交付税措置を講ずることとしているが、同一地方公共団体が設置する医療機関への派遣又は受入は、措置の対象外とされているところ。
- 本県における県立病院事業は、以下の特色があり、医師派遣による派遣元病院の機会損失（移動や派遣先での診療中は、専門的な診療ができないため、これにより逸失した利益）や移動費用の負担が大きく、派遣元からの移動距離や時間が一定程度を超える場合は特別交付税措置の対象とするなど、柔軟な対応が必要な状況。
 - ・ 広大な県土に、20病院6地域診療センターを設置しているが、他県では市町村立病院が行っているような地域医療を中小規模の県立病院が担い、これに対し、中核的医療を行う基幹県立病院から医師の派遣を行っている。これは、他県における県立病院から市町村立病院への派遣と同じ機能を果たしており、交付税措置において同様の評価が必要であること。
 - ・ 100km以上の移動距離をかけて派遣している事例があり、病院や医師の負担が大きいこと。
 - ・ 医師が不足する地域へ、医師が不足する地域からも、派遣を行っているものであること。

5 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

- 都道府県が設置する診療所について、地域において必要な医療を都道府県が提供する場合、市町村立病院と異なり、一般会計からの繰出において、交付税措置がないこと。
- 上記のような場合、都道府県立診療所と市町村立診療所が担う機能は同様であり、交付税措置においても、同様の評価が必要であること。

【県担当部局】医療局 経営管理課

32 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

地域医療介護総合確保促進法により改正された介護保険法に基づき、全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施しているところですが、更なる取組の推進のため、必要な支援等の拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険制度における地域支援事業として市町村で実施することが求められていますが、市町村や介護保険料の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村においては、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にあります。

介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保・育成に向けた継続的な支援策を講じるよう要望します。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的に関わることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を行えるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置付けを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財政措置を講じるよう要望します。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 在宅医療・介護連携推進事業に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業として市町村が実施することとされており、その財源は、介護保険の地域支援事業により、地方公共団体に一定の負担を求められているところ。
- 地域支援事業に要する経費には、地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金の財源は第1号被保険者の保険料から23%が充てられており、事業費の増額は介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第1号被保険者の負担増につながる。そのため、保険料に影響を及ぼさない安定的な財政措置が必要。
- また、多くの市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にある。
- 令和3年度から、国が都道府県へ有識者を派遣し、都道府県が抱えている課題やデータの利活用方法等を個別に助言・指導を実施することで効果的な市町村支援を行えるよう、伴走支援を実施している。令和3年度は本県を含む4県、令和4年度も4県を対象としてモデル的に実施されたところ。令和5年度は、支援対象を都道府県から市町村に変更し、全国で4市を対象として実施されたが、本県から申込みをした盛岡市は対象とならなかった。
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない財源の確保が求められ、また、事業を担う人材の確保・育成に向け、継続的なアドバイザー派遣や専門研修の開催などの支援策の充実が必要。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

- 医療介護総合確保方針では「都道府県がより広域的な立場から、保健所等の活用により、市町村等の後方支援を積極的に行うことが必要」と記載。
- 一方、保健所による在宅医療等体制整備の支援に当たって、地域保健法等関係法令では明確な根拠が示されておらず、財政的な裏付けも未整理。
- こうした課題に対応するため、国による法的、財政的な裏付けの下に、保健所の人員体制を強化していくことが必要。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24時間365日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬の引上げ等の評価を行うことが必要。
 - 本県は、在宅療養支援診療所が少なく、新規参入の促進が課題。
 - また、人口当たり医師数が全国平均を下回る状態の中で、広大な県土の医療提供体制を担っており、効率的な在宅医療提供体制を整備する必要。
 - 平成28年診療報酬改定以降、「同一建物同一日」問題に対し、若干の改善がなされたものの、同一建物の患者に対して、少ない医師数、広大な県土の条件のもと、同一日を避けての訪問診療等を行うことは困難が多く、依然として訪問診療を拡大する上での障害となっている。
- 医師不足の地域においては、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定等が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、長寿社会課

33 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村において地域包括ケアシステムの構築や深化・推進を進めているところですが、これらの取組を支援するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担っており、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化を背景に、相談件数の増加とともに対応に時間を要する相談も増えていることなどから、業務負担が大きくなっています。

については、地域包括支援センターの現状や課題を踏まえ、必要とされる専門職の確保や業務量に見合う人員体制の充実・強化が図られるよう、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の追加の負担が発生しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、地域包括ケアシステムの構築において、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスの提供並びに包括的支援事業による在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が求められています。

しかし、25市町村が過疎地域指定を受けている本県では、地域包括ケアシステムの担い手となる人的資源・社会資源の絶対数の不足や偏在などが要因となりサービス提供体制の整備・充実に苦慮しているほか、こうした事業や体制整備を企画し、取組を進める市町村職員のマンパワーも不足しています。

については、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営に係る支援や民間企業の活用など、地域支援事業の多様な担い手の確保・育成及びこれを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 県内には、地域包括支援センターが73か所（基幹型センター2か所を除く）設置されており、その約6割に当たる46センターが市町村からの委託による委託型センターである。同センターには原則として3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置することとされているが、必要数を満たしているセンターは65センター（89.0%）となっている。
- 一般社団法人長寿社会開発センターが行った「地域包括支援センター職員が業務を行ううえで、日ごろ抱えている課題に関する調査」（R5.3月公表）によると、職員の過不足感では「不足している」の回答が65.3%を占めており、不足している職種としては「介護支援専門員」（28.3%）、「主任介護支援専門員」（22.14%）、「保健師」（18.6%）と、専門職が不足しているとの回答が多くなっている。また、業務量については約75%が「多い」と回答しており、「人材不足」「人材の育成、質の向上」、などがセンターの悩み・課題として挙げられている。
- 令和6年6月に実施した「地域包括ケアシステム関連取組状況調査」（県調査）においても、県内の市町村からは「業務量が過大」、「専門職種の確保が困難」、「相談が複雑多岐なため負担が増大」など全国調査と同様の課題が挙げられている。
- その他、令和3年8月に岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会が行ったアンケート調査（R4.3月公表）によると、委託型センターの約55%が市町村からの委託料の不足等を課題として挙げており、市町村においてセンター運営に十分な予算確保が困難な状況がうかがえる。
- 運営経費には地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金は財源に介護保険第1号被保険者の保険料から23%が充てられていることから、運営経費の増額は介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第1号被保険者の負担増につながる。そのため、保険料に影響を及ぼさない安定的な財政措置が必要。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者向けの通所サービス及び訪問サービスや、インフォーマルな生活支援サービスの拡充を図るためには、担い手となる人的資源・社会資源（住民組織、NPO、ボランティア組織等）が不可欠であるが、過疎地域においては、こうした人的資源・社会資源が圧倒的に不足し、都市部との間に著しいサービス格差が生じている。
- また、こうした事業体制を企画・調整し、取組を進める部分における市町村職員のマンパワー不足、特に専門知識を有する職員の不足が懸念され、業務量に見合った職員の適正配置がされていないことも大きな課題となっている。
- 平成26年度の介護保険法改正以降、全ての市町村において認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等の設置が義務づけられるなど、支援を必要とする高齢者の増加に伴い地域支援事業の業務量が増大している。
- 人員が限られている市町村や地域包括支援センターでは、専任の配置が困難となっており、町村部においては、生活支援コーディネーターの約5割、認知症地域支援推進員の約8割が兼務により対応せざるを得ない状況となっている。
- これらの人員体制の厳しい小規模市町村が無理なく地域支援事業を実施できるよう、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに、地域支援事業の多様な担い手を確保・育成するための支援策の拡充が必要。また、多様な担い手による活動を支える市町村や地域包括支援センターの職員の養成のための国のアドバイザー派遣の強化や専門研修の開催など、支援策の拡充が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

34 自殺対策の充実

本県では、岩手県自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、東日本大震災津波や、物価高騰に伴う経済社会情勢の悪化などの社会的要因による、働き盛り世代への影響や孤独・孤立に陥る者の増加など、自殺リスクは依然として高まることが懸念されます。一人でも多くの自殺を防ぐ自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自殺対策への十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、都道府県や市町村の安定的な自殺対策の推進を可能とするため、地域自殺対策強化交付金や自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の財政措置について、当初予算で所要額を十分に確保するとともに、自殺死亡率が高い都道府県が地域の特性に応じた事業を実施できるよう十分な額を配分するよう要望します。

また、その交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、年度当初からの円滑な事業執行に配慮されるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、厚生労働省人口動態統計によると、令和5年は233人（人口10万人対自殺死亡率20.2）で全国4位。

死亡率 順位	令和5年（確定数）				死亡率 順位	令和4年（確定数）		
	県名	死亡率	自殺者数	増減（率）		県	死亡率	自殺者数
	全国	17.4	21,037人	△215人（△1.0%）		全国	17.4	21,252人
1位	和歌山県	21.8	193人	17人（9.2%）	1位	秋田県	22.6	209人
2位	宮崎県	21.5	222人	9人（4.2%）	2位	岩手県	21.3	250人
3位	福島県	20.2	354人	9人（2.6%）	3位	宮崎県	20.4	213人
4位	岩手県	20.2	233人	△17人（△6.8%）	4位	鹿児島県	20.3	315人
5位	秋田県	19.4	176人	△33人（△15.8%）	5位	青森県	20.2	242人

- 厚生労働省が公表した警察庁の自殺統計に基づく令和6年中の自殺の状況（発見地ベース）によると、本県は自殺者数266人、自殺死亡率22.9で、4年ぶりに全国で最も高くなった。

- 平成 28 年 4 月に施行された改正自殺対策基本法及び令和 4 年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱に対応した自殺対策を推進するためには、県、市町村の自殺対策計画に基づき、民間団体及び企業等と連携しながら総合的な取組を拡充していく必要があることから、県や市町村が必要な事業を実施できるよう、十分な財源確保が必要。

【地域自殺対策強化事業費の状況】

(単位：千円、%)

	本県所要額①	国交付金内示額②			所要額充足率 ⑤=③/①
			うち当初予算分 ③	うち補正予算分 ④	
R 3	52, 602	52, 602	52, 602		100. 0%
R 4	52, 265	52, 265	52, 265		100. 0%
R 5	51, 191	38, 584	38, 584		75. 4%
R 6	59, 667	49, 710	45, 893	3, 817	83. 3%
R 7	60, 196	50, 798	46, 872	3, 926	84. 4%

(注) 1 本県所要額：国所要見込調査で報告している交付金ベースの所要額

2 R 6 及び R 7 の所要額充足率：(③+④) / ①で算定

- 令和 4 年度までは所用額満額で交付決定されたが、令和 5 年度は 24.6%シリングされており、令和 6 年度は所用額に対して 16.7%シリング、令和 7 年度は 15.6%シリングで内示されている。
- 令和 7 年度については、所要見込額調査の際に、当初予算分 45,893 千円の他に、令和 6 年度補正予算分として 35,000 千円が交付目安額として示されたが、令和 6 年度補正予算分の事業メニューは主に子ども・若者を対象とした 2 事業であり、本県において自殺者が多い働き盛り世代や高齢者向けの事業を実施するためには、当初予算分での配分増が必要。
- 年度当初から事業を推進する体制がとれるよう、補助金の交付に当たっては、第一四半期（6 月）までに交付決定を行うなど、事業の執行に配慮した交付手続が求められるところ。

特に、「地域自殺対策推進センター」の運営費については、事業費の約 8 割が相談対応及び市町村計画策定支援に当たるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、第一四半期（6 月）までに交付決定が必要。

【交付決定日の状況】

	自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営費）	地域自殺対策強化交付金
令和 3 年度	令和 3 年 12 月 7 日	令和 4 年 2 月 1 日
令和 4 年度	令和 4 年 11 月 28 日	令和 4 年 12 月 14 日
令和 5 年度	令和 5 年 11 月 21 日	令和 5 年 11 月 16 日
令和 6 年度	令和 6 年 11 月 15 日	令和 6 年 11 月 5 日

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

35 不登校対策に対する支援

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援に向け、生徒指導の充実及び教育相談体制を確立するためには、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関が緊密な連携協力のもとに、一体となって取り組む総合的な施策が必要であり、国における支援策の拡充等について、次のとおり要望します。

また、不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間団体の利用料、交通費等の経済的負担や、当該団体の運営費が課題となっている中、全国的には、利用料補助や団体への支援を実施する動きも出てきていますが、その支援の在り方について課題となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

児童生徒や保護者の相談への対応や学校の教職員に対する教育相談についての専門的な指導・助言を行うスクールカウンセラー、関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることから、これらの専門的な人材の派遣に関する財政措置の拡充を図るよう要望します。

2 学校内外の教育支援センターの整備や強化の推進

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援を行う校内外の教育支援センターのニーズが高まっており、支援員の人件費等教育支援センターの設置・運営に係る補助制度に係る財政措置については、地域のニーズを十分に満たせるような規模での拡充を図るよう要望します。

3 フリースクール等民間団体を利用する児童生徒や当該団体等への支援の在り方の検討

不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用する民間の団体及び施設への経済的支援の在り方について、フリースクールの定義、フリースクール等への補助の考え方や方法、評価基準、補助額等の統一的な見解や財政措置を含め、速やかに検討し必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

- 令和5年度の本県国公立の不登校児童生徒数 3,052 人は、過去最多である。また、1,000 人当たりの不登校児童生徒数の小学校 15.8 人、中学校 55.1 人、高等学校 20.9 人は、過去最多であることから、学校の教育相談体制の確立を図っていく必要がある。
- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。

《過去5年間の不登校児童生徒数》 ※（ ）は全国の国公立

区分	小学校		中学校		小中合計		高等学校	
	不登校児童数	1,000人当たりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数
令和元年度	319	5.5(8.3)	958	30.7(39.4)	1,277	14.3(18.8)	515	15.9(15.8)
令和2年度	356	6.2(10.0)	1,016	33.2(40.9)	1,372	15.6(20.5)	516	16.6(13.9)
令和3年度	471	8.4(13.0)	1,208	39.6(50.0)	1,679	19.4(25.7)	591	19.8(16.9)
令和4年度	617	11.3(17.0)	1,388	46.5(59.8)	2,005	23.7(31.7)	583	20.1(20.4)
令和5年度	843	15.8(21.4)	1,616	55.1(67.1)	2,459	29.7(37.2)	583	20.9(23.5)

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人

2 学校内外の教育支援センターの整備や強化の推進

- 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保のため、学校内外の教育支援センターの整備や強化を推進していく必要がある。

＜（学校外）教育支援センターについて＞

- 令和7年3月現在における、本県の教育支援センター設置状況は、全33市町村中、27市町が設置済みであり、6町村が未設置である。
- 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、教育支援センターの整備充実と活用が求められているところ。
- 令和4年6月10日付け4初児生第10号「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）において、アウトリーチ型支援等も含め、教育支援センターの機能強化が求められているところ。
- 令和5年3月31日付け4文科初第2817号「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」において、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備として、教育支援センターの支援機能等の強化が求められているところ。

- 令和7年度に国による補助制度（アウトリーチ支援体制の強化）も拡充された（令和7年度予算：72百万円、令和6年度予算：26百万円）ところではあるが、アウトリーチ支援員の配置に必要な経費の補助という補助制度の性質と、本制度に対する全国的なニーズの高まりが予想されることを前提とすると、更なる補助制度の拡充が必要。（下表に示すとおり、令和7年度不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援体制強化事業においては、大幅な減額内定となっており、県の事業実施に支障をきたしている。）

令和7年度不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援体制強化事業内定状況

国庫補助希望額（A）	内定額（B）	内定率（B／A）
2,328千円	670千円	28.7%

<校内教育支援センターについて>

- 文部科学省の「令和7年度概算要求の参考とするための取組状況調査」では、令和6年7月時点の本県の公立小中学校の校内教育支援センター設置率は46.7%であり、不登校児童生徒の校内での学びの場や居場所の確保が課題となっている。
- 令和7年度予算における補助制度の制度変更に伴い、本県においても、令和7年度から、市町村の校内教育支援センターの支援員配置に要する経費に対し間接補助を行うこととしている（※）が、近時の不登校児童生徒数の増加を背景とし、市町村からも意欲的な事業計画を寄せられているところであり、こうした地域のニーズに十分に応えるため、更なる補助制度の拡充が必要。（下表に示すとおり、令和7年度校内教育支援センター支援員配置事業においては、大幅な減額内定となっており、市町村の事業実施に支障をきたしている。）

令和7年度校内教育支援センター支援員配置事業内定状況

申請数	国庫補助希望額（A）	内定額（B）	内定率（B／A）
3市町村（8人）	3,658千円	1,796千円	49.0%

※《校内教育支援センター支援員配置事業》

文部科学省の事業である、「校内教育支援センター支援員配置事業」を活用し、市町村を支援するために間接補助事業として行うもの。

ア 事業の趣旨

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習するほか、相談支援を受けられるようにするため、校内教育支援センターにおける環境の整備を行い、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

イ 補助事業者

市町村の教育委員会

ウ 補助対象経費

市町村が校内教育支援センターを設置するために支援員を配置する経費

エ 補助率

補助対象経費の2/3以内の額（千円未満切捨て）。

ただし、1人あたり1,607,000円を上限とする。

3 フリースクール等民間団体を利用する児童生徒や当該団体等への支援の在り方

- 本県のフリースクールも、子ども達の居場所としての役割を担うほか、学習支援や体験学習を行うなど、児童生徒の状況等に合わせた取組を行っており、その運営形態や運営状況、規模、活動内容等は様々である。
- 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会では、国に対して、フリースクール等民間団体への経済的支援の在り方について、フリースクールの定義、フリースクール等への補助の考え方や方法、評価基準、補助額等の統一的な見解や財政措置を含め、速やかに検討し必要な措置を求めているところ。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

36 遠隔教育に対する支援

広い県土を有する本県では、県内のどの地域に居住していても高校教育を受けられる機会を保障するために、各地域に高校が必要ですが、人口減少・生徒数減少に伴い、高校の小規模校化が進んでいます。そのため、小規模校における教育の機会の保障と質の保証を図っていく必要があります。

本県では、令和3年度から令和5年度まで、文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の指定を受け、令和4年度から教育課程内に位置付けた遠隔授業を実施してきました。令和6年度から令和8年度までは、文部科学省「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、遠隔授業を継続して実施しているところです。

今後も学びの機会を確保するため、遠隔教育の充実が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 遠隔授業を実施するための機器整備に係る財政支援

遠隔授業を実施するために、GIGAスクール構想により整備された機器に加えて、配信校及び受信校においては、オンライン接続のための端末や専用のカメラ、マイクをそれぞれ受信する教室分整備するなど、ハード面のさらなる環境整備が必要であることから、環境整備のための経費について予算措置を要望します。

2 遠隔授業実施に係る教職員の確保

遠隔授業の実施に際し、学校間の連絡調整業務を担う者が必要であること、配信及び受信に当たっては、そのための準備等、通常の対面授業よりも授業の実施に時間が必要であること、科目の拡大には遠隔授業を担当する教員の増員が必要であることから、教職員の長期的な加配措置を要望します。

【現状と課題】

1 遠隔授業を拡充するための財政支援

- 令和3年度に配信拠点（岩手県立総合教育センター）及び受信校5校の環境を整備。文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の予算により、書画カメラ、WEBカメラ、スピーカフォン、PC、プロジェクター等を整備。
- 令和6年度からは、「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、取組を行う配信拠点を令和6年度中に現在の総合教育センターから県立高校に移設した。また、令和6年度は受信校を1校拡大したところであり、今後、受信校を拡大していくには、受信用機器等の環境整備のための予算の確保が必要。

2 教職員の確保

- 教員数が少ない小規模校では、単位数が少ない必修教科・科目や、科目選択が多岐にわたる理科・地理歴史などの教科において、専門性の高い教員の配置が難しい状況。
そのため、遠隔授業を担当する教員を専任で配置することにより、質の高い授業の提供や、生徒のニーズに応じた科目の開設が可能。
- 令和3年度は1名、令和4年度から令和6年度までは3名の遠隔授業専任教員を配信拠点に配置。今後、遠隔教育を拡大していくには、さらなる増員が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

37 観光振興に資する社会資本整備等への支援

本県の外国人延べ宿泊者数はコロナでの落ち込みから回復し、コロナ前を上回りましたが、観光関連産業をはじめとした地域経済の活性化を図るためにも、インバウンドの受入拡大に向けた取組が必要です。

また、沿岸被災地の観光入込客数は、震災前の8割程度にとどまっている状況であり、震災前の水準に戻し、更に増加させるための取組が必要です。

そのため、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

- (1) インバウンドの受入拡大に向け、いわて花巻空港の国際線の運休路線の早期運航再開や新規就航等の実現を促進するため、令和5年度以前に実施していた、訪日誘客支援空港への運航経費の支援を再開するとともに、支援期間の拡大や補助率の引き上げなど、支援の内容を更に拡充するよう要望します。
- (2) 国際線の受入に必要な保安対策に係る補助制度を創設するよう要望します。
- (3) グランドハンドリングを始めとする空港の受入体制の確保に向け、航空・空港人材確保等の対策を継続して実施するとともに、航空燃料の安定的な供給のための措置を講じるよう要望します。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

東日本大震災津波以降就航した「いわて花巻～名古屋（小牧）線」など、いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要望します。

3 フェリー航路の再開や新規開設に向けた取組への支援

平成 30 年 6 月に開設された本県初のフェリー航路が令和 2 年 3 月に宮古港への寄港を当面休止し、その後、令和 4 年 2 月をもって航路全体を休止するに至りましたが、復興道路等の全線開通により、沿岸地域への観光入込客数や物流の拡大に係る環境が整いました。

このことから、宮古港におけるフェリー航路の再開や新規開設に向けた取組への支援を行うよう要望します。

4 外国クルーズ船の誘致への支援

令和 6 年度における外国クルーズ船の本県港湾への寄港回数は過去最高を記録するなど、外国クルーズ船の寄港拡大が期待されています。外国クルーズ船の寄港実績のない港湾への寄港誘致など、更なる寄港拡大に向けた取組への支援を行うよう要望します。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

広域的な観光ルートを形成し、国内外から訪れる観光客の利便性向上を図るため、主要な都市や駅、港湾から観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、道の駅、サイクリングルートの整備等を推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

(1) 訪日誘客支援空港への支援 (3) 航空・空港人材確保対策の継続

- 国では、地方空港における国際線の運航再開等の促進に向け、「訪日誘客支援空港」に対して、国際線の運航再開等に向けた支援を実施し、航空ネットワークの早期回復を図ることとしている。

令和 4 年度の制度改正においては、補助対象に運航再開便を追加するとともに、全ての認定空港に対し、コロナ前より充実した支援を講じることとして、認定区分及び支援メニューが見直しされ、いわて花巻空港の認定区分は、4 区分のうちの「区分 3」となり着陸料及び運航経費等も補助対象とされるなど支援が拡大されたもの。

訪日誘客支援空港に対する支援の内容

令和元年度訪日誘客支援空港（コロナ前）			
認定区分	着陸料補助	経費補助	空港受入完成整備等
拡大支援型 (19 空港)	1/3	1/3	1/3 1/2
継続支援型 (6 空港) ※花巻空港	なし	なし	1/3 1/2
育成支援型 (2 空港)	なし	なし	1/3 1/2

令和 4 年度訪日誘客支援空港 * 1			
認定区分	着陸料補助 * 2	経費補助	空港受入完成整備等
区分 1 (1 空港)	—	1/3	1/2
区分 2 (19 空港)	2/5	1/3	1/2
区分 3 (10 空港) ※花巻空港	1/3	1/4	1/2
区分 4 (3 空港)	1/4	なし	1/2

* 1) 令和 2 年度に追加認定された 6 空港（秋田、山形・庄内、富山、鳥取、出雲、高知）を含む。

* 2) 国管理空港（コンセッション空港を除く）の場合、1/2 の着陸料割引。

- 一方、国土交通省航空局から、令和6年度予算編成過程において、「訪日誘客支援空港」制度における航空会社に対する着陸料等の支援に代えて、グランドハンドリング等の空港業務の体制強化に係る支援に重点化する予定と示されたため、茨城県（主宰県）及び訪日誘客支援空港が所在する関係県が連名で要望を行っている。

① 要望日 令和5年12月20日（水）

② 要望県 計18県

③ 要望内容（要旨）

- ・ 訪日誘客支援空港への着陸料及び運航経費の支援を継続すること。
- ・ 支援の継続にあたっては、支援期間の拡大及び空港ごとの支援上限額の引き上げなど内容を拡充すること。

④ 補足

今後も、各県が連携のうえ、全国知事会の提案等により継続して国へ要望することとしている。

（参考）令和5年度の支援メニュー（※令和6年度は無し）

運航再開等の支援	空港受入環境の整備等
1 国管理空港の国際線着陸料割引 [1/2 以上]	1 感染リスク最少化のための受入環境整備（感染拡大防止と航空旅客回復増大の両立を図ることを目的とした受入環境高度化整備） [1/2]
2 コンセSSION/地方管理空港の国際線着陸料補助 [2/5～1/4 ※花巻空港 1/3]	2 C I Q施設の整備（空港ビル等によるC I Q施設の整備） [1/2]
3 運航再開等経費支援（チケットカウンター設置・使用料等、グラハン・デアイシング経費等） [1/3～1/4 ※花巻空港 1/4]	

（参考）令和6年度以降の支援メニュー

項 目	概 要
人材確保・育成等	航空・空港人材の確保等に向けた情報発信・プロモーションに要する経費 空港内の業務効率化に資する先進機器の整備に要する経費 [ともに 1/2]
人材育成の推進	航空・空港関連事業者による人材育成の推進に要する経費 [1/2]
処遇改善等	保育施設、休憩所等の職場環境改善の整備に要する経費、 車両共有化に伴う設備投資（車両導入等）、教育・訓練に要する経費、 応援派遣、業務委託、車両等資機材のレンタルに要する経費 [いずれも 1/2]

(2) 保安対策に係る補助制度の創設

- 相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO（国際民間航空機関）の国際標準に適合した航空保安対策の抜本的強化が求められている。空港の場周柵の強化、センサー設置等の対策には多額の費用を要するものの、国の補助がなく、迅速な整備が困難なため、補助制度の創設が必要。

(3) 航空燃料の安定的な供給のための措置

- 令和6年5月に、知事が中国東方航空本社を訪問し、現在も運休している花巻＝上海線の運航再開を要請したところ、運航再開しても、日本では給油できない点を課題として示された。
- 石油元売り会社によれば、製油所の廃止等による製油所間の輸送距離の増加、2024年問題等によるタンカー船員やタンクローリー運転手等の輸送人員不足により、全国的に空港への輸送量増に対応できない状況となっていた。
- 国では、令和6年6月に、官民が一丸となって緊急対策を検討するため、国土交通省と経済産業省資源エネルギー庁が合同で「航空燃料供給不足への対応に向けた官民タスクフォース」を設置し、同7月には、短期・中長期の視点ごとに、国、業界及び事業者が行う「航空燃料供給不足に対する行動計画」を公表した。

航空燃料供給不足に対する行動計画（概要）

1 短期の取組

- ・ 新規就航など、各空港における需要量を把握する仕組みを構築
- ・ 製油所から空港へのローリー直送の増加 など

2 中長期の取組

- ・ 製油所・油槽所などの既存タンクのジェット燃料タンクへの転用
- ・ 空港のジェット燃料タンクの必要容量の確保 など

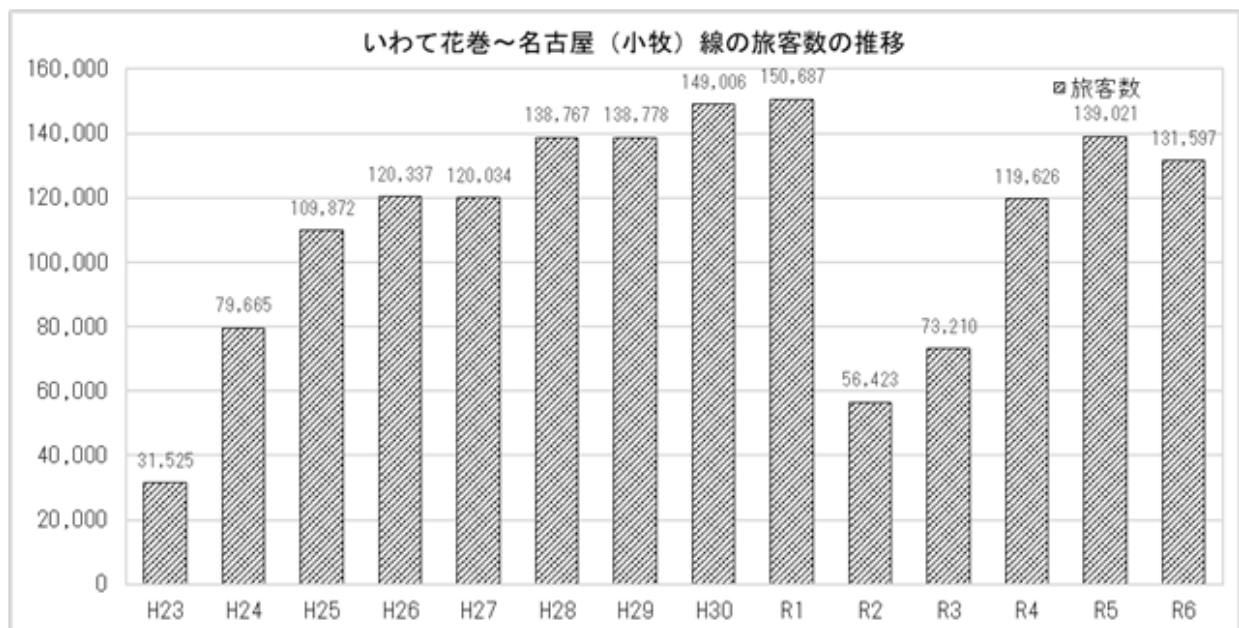
3 今後の対応

- ・ 行動計画の各施策に基づき、空港ごとに、新規就航・増便に係る改善状況のフォローアップ

- こうした取組により、令和7年3月時点で、行動計画取りまとめ時に予定していた週150便超を上回る週500便程度の燃料供給の目処が立ったが、依然として就航・増便に至っていない事例が週22便となっている。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋（小牧）線」は、東日本大震災津波からの復興の力強い原動力として、本県の経済活動や観光振興に大きく寄与していることから、当該路線の維持・拡充に向けた国の継続的な支援が必要。



■便数（いわて花巻～名古屋（小牧）線）

	H23	H24	H25	H26～27	H28～29	H30～R3	R4～R5	R6	R7
上期	※	2	3	3	4	4	4	3	3～4
下期	※	2	2	3	3・4	4	3	2～3	

※H23. 5～2・3便/週 H23. 8～1便/日 H24. 3～2便/日

3 フェリー航路の再開や新規開設に向けた取組への支援

- 本県初のフェリー航路（宮古・室蘭フェリー航路）が平成30年6月に開設されたが、令和2年3月をもって宮古港への寄港が当面の間、休止となった。
- 宮古港への寄港休止後、室蘭・八戸間においてフェリーの運航を継続していたが、令和4年2月をもって航路全体が休止となった。
- 宮古・室蘭フェリー航路の就航率は93.2%と、近傍のフェリーの就航率に比べて低位な状況。

《宮古・室蘭フェリー就航率（H30.6.22～R2.3.31）》

総便数	就航便数	就航率
1,058	986	93.2%

- フェリー航路の再開及び新規開設に向けては、物流の確保及びフェリー運航会社への働きかけのほか、モーダルシフト促進のための荷主・物流事業者に対する国の支援強化が必要。
- フェリーの安定的な運航を確保するため、宮古港藤原地区の港内静穏度の向上が必要。そのため、港湾計画を変更し、新たな防波堤を整備する必要がある、計画変更及び予算の確保にあたっては国の支援が必要。

4 外国クルーズ船の誘致への支援

- 令和5年3月に、外国クルーズ船の国内への寄港が再開され、令和6年度は過去最多である8回（いずれも宮古港）の寄港が実現したが、北東北の中では最下位となっている。

今後、本県港湾へのさらなる寄港拡大や、外国クルーズ船の寄港実績がない港湾への寄港実現に向けた取組の強化が必要。そのためには、国と一体となったクルーズ船社等の寄港地決定のキーマンの招請や海外での商談会の設定等、本県港湾をPRする機会の増加が必要。

《外国クルーズ船の寄港実績・予定》（令和7年3月31日現在）

年度	寄港回数	備考
R元	2	宮古港2
R2	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：7（宮古港5、大船渡港2））
R3	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：2（宮古港2））
R4	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：7（宮古港6、大船渡港1））
R5	7	宮古港7
R6	8	宮古港8
R7	13	宮古港13（予定）

- 宮古港には、17万総トン級の大型クルーズ船が、大船渡港及び釜石港には5万総トン級、久慈港には2万総トン級の寄港が可能である。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

- 県内には「平泉」、「橋野鉄鉾山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」など豊富な観光資源が存在。
- これらの資源を結ぶ観光ルートの基盤整備を図るため、青森県、秋田県との連携により策定した広域的地域活性化基盤整備計画に基づき道路整備を推進。
- 県内を周遊する観光客の利便性を向上させるためには、交流人口の拡大や外国人観光客の増加なども見据え、主要な都市や駅、港湾から世界遺産や三陸ジオパークのジオサイトなどの観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、観光振興の基盤となる道の駅の整備、路面標示や案内看板等の設置によるサイクリングルートの環境創出等が必要。
- 県では、自転車を活用した観光振興等を促進するため、岩手県自転車活用推進計画に基づく「岩手県広域サイクリングルート」を令和6年3月に設定。9月に国のモデルルートに登録。路面標示や案内看板等の整備には、防災・安全交付金の活用が可能であるが、4つのルートの総延長は約1,300kmに及び、整備を計画的に推進するためには、補助事業化など別枠での財政措置が必要。

38 文化遺産や国立公園を生かした 国内外からの誘客拡大支援

地域の人口減少が進む中で、地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくためには、定住人口の拡大はもとより、地域内外との交流を拡大し、地域に活力をもたらすことが必要です。

本県の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年には震災前を上回っていたものの、東日本大震災津波からの復興に向けて、更なる利用者の拡大が期待されており、3つの世界遺産をはじめとする文化遺産、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを含めた三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園などの周遊を促進して国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めていく必要があります。

また、国内外から誘客拡大を図るためには、誰もが安心して旅行を楽しむための受入態勢整備を進めていく必要があります。

については、国においても、文化遺産や国立公園を生かした誘客への支援について、総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 文化遺産や国立公園の誘客拡大に向けた受入態勢等の支援及び強化

本県が有する3つの世界遺産をはじめとする文化遺産の活用促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、更なる誘客につなげる新たな財政支援策を講じるよう要望します。

また、国立公園における外国人観光客を含めた利用者の拡大を図るため、WEBやSNS等を活用した情報提供、案内板の多言語化、トイレの洋式化、みちのく潮風トレイルのサテライト施設の機能の充実など、受入態勢等を強化するよう要望します。

2 文化遺産や国立公園を基軸とした国内外からの誘客拡大に向けた支援

地域の歴史・文化や豊かな自然に触れることができる3つの世界遺産をはじめとする文化遺産や国立公園は、外国人観光客の受け皿として大きな可能性を秘めており、これらを活用して海外からの誘客拡大を図るため、海外の旅行会社や外国人旅行者向けのプロモーション、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの地域での取組を強化する必要があることから、国際観光旅客税を財源とした新たな交付金制度の創設など、更なる誘客につながる支援策を講じるよう要望します。

また、高齢者や障がいのある方、外国人観光客など、すべての人が安全で快適な旅行ができるユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊施設や観光施設の受入態勢整備、住民や関係事業者の意識醸成など地域の受入環境整備に必要な財政面を含めた十分な支援策を講じるよう要望します。

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

観光地域づくりの核として市町村等が設立を進める地域連携DMOや地域DMOが安定的に運営され、効果的な事業を実施するため、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度の拡充や、「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」の支援期間の延長等、十分な支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 文化遺産や国立公園の誘客拡大に向けた受入態勢等の支援及び強化

- 三陸ジオパークを含む三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を秘めている。
- 三陸復興国立公園については、平成30年度にみちのく潮風トレイルの拠点施設である名取トレイルセンターが整備され、県内の3つのビジターセンター等がサテライトの役割を担っていることから、トレイルセンターと同様にサテライト施設についても復興や地域情報の発信のための機能や、利用客をサポートするための拠点としての機能の充実が必要。
- 国立公園の魅力を感じてもらうためには、WEBやSNS等活用による情報提供や多言語化した案内板の設置、トイレの洋式化など、一層の受入態勢等の強化が必要。

〔復興国立公園内の公衆トイレの設置状況〕※施設内のトイレを含む。

合計32施設（内訳：自然保護課所管：23施設、観光・プロモーション室所管：9施設）

- 本県には、「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の3つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園、さらには、「三陸ジオパーク」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを生かした総合産業としての観光産業の振興が必要。

2 文化遺産や国立公園を基軸とした国内外からの誘客拡大に向けた支援

- 令和6年の岩手県の外国人宿泊者数は約36万4千人泊、東北全体で約208万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約22万人泊、中国約3万人泊、香港約2万人となっている。
- 本県では、平成28年度から令和3年度まで東北観光復興対策交付金を活用し、平成29年3月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、台湾、中国、香港、韓国、豪州、東南アジアの各市場ニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。
また、(一社)東北観光推進機構や東北各県、東北運輸局等と連携して広域でプロモーションを展開することにより、東北が一体となって取り組んできたところ。
- 「東北観光復興対策交付金制度」が令和2年度に終了(一部の事業費を令和3年度に繰越)し、また、地方運輸局と地方自治体等が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和4年度からは全国的に予算措置されなかったところ。
- 国では、JNTOを中心に、各種訪日プロモーションを実施していただいているが、JNTO 外国語オフィシャルサイトへ地域の情報を登録する場合、登録者側で翻訳及びネイティブチェックを行う必要がある等、コンテンツを利用するためのハードルが高い状況にあり、国の施策を十分活用できていない状況。
- 外国人観光客誘客はコロナ禍前を上回って増加傾向にあるが、更なる誘客拡大を図るためには、新たな交付金制度の創設など、今後も十分な支援が必要である。

【外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)】(単位:人)

	岩手県	うち台湾	うち中国	うち香港	東北全体
令和元年	325,450	180,820	60,510	21,210	1,680,210
令和2年	80,680 (23.5%)	35,270 (19.5%)	12,550 (20.7%)	6,220 (29.3%)	497,970 (26.9%)
令和3年	11,470 (3.3%)	210 (0.1%)	1,160 (1.9%)	30 (0.1%)	93,820 (5.1%)
令和4年	22,640 (7.0%)	2,700 (1.5%)	2,080 (3.4%)	2,580 (12.2%)	174,440 (9.4%)
令和5年	262,880 (80.8%)	151,900 (84.0%)	15,030 (24.8%)	20,940 (98.7%)	1,428,060 (86.7%)
令和6年	364,370 (112.0%)	215,480 (119.2%)	26,490 (43.8%)	24,330 (114.7%)	2,083,120 (124.0%)

出典:宿泊旅行統計調査(観光庁)、令和6年度は速報値

()は対令和元年比

- 外国人観光客の増加による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、より長く滞在していただくためのコンテンツの充実や宿泊施設等の受入態勢の充実など、被災地が一体となった継続的な取組が重要であり、地域独自の取組を支援するための財源措置が必要。
- 本県にも国内外から多数の観光客が訪れることが想定されるものの、県土が非常に広く、特に沿岸地域は、新幹線の駅や空港等から遠距離にあり、また、震災等の影響等から、観光客の入込が少ないため、更なる二次交通の拡充や受入環境の充実が必要。
- 観光施設における心のバリアフリー認定制度
本制度は、観光庁がバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象として認証することにより、観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、ご高齢の方や障害のある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進するものであるが、本県は、東北の平均を下回っており、環境整備や地域の受入態勢整備が必要。

【東北地方の認証状況】

岩手県	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	平均
24	15	54	13	45	68	36.5

出典：観光庁 HP（令和 7 年 2 月 28 日現在）

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

- 国では観光地域づくりの推進体制を強化するため、観光地域づくり法人の広域連携DMO（複数の都道府県に跨る地方ブロックレベルの観光地域づくりを行う組織）、地域連携DMO（複数の地方公共団体に跨る区域の観光地域づくりを行う組織）、地域DMO（基礎自治体である単独市町村を区域とした観光地域づくりを行う組織）の整備を進めている。
- 本県では、公益財団法人さんりく基金が平成 28 年 4 月に観光庁から候補DMO（日本版DMO候補法人）に登録され、「三陸DMOセンター」を設立。令和 3 年 3 月に「観光地域づくり法人」（登録DMO）として登録された。また、公益財団法人岩手県観光協会が令和 5 年 3 月に候補DMOに登録され、令和 7 年 3 月 25 日登録DMOに登録された。
- 県内市町村においても、11 団体が候補DMOを設立し、うち 7 団体が登録DMOに登録されている。

〔登録DMO〕

- ・地域連携DMO：3 団体（（一社）世界遺産平泉・一関DMO、（公財）さんりく基金、（公財）岩手県観光協会）
- ・地域DMO：7 団体（（株）八幡平DMO、（一社）宮古観光文化交流協会、（株）かまいしDMC、（一社）花巻観光協会、（株）遠野ふるさと商社）、（一社）しずくいし観光協会、（一社）大船渡地域戦略）

〔候補DMO〕

- ・地域DMO：2 団体（（特非）体験村・たのはたネットワーク、（一社）洋野町観光協会）
- 「三陸DMOセンター」のように地域DMOの立上げや運営については、新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象にはならないことから、新たに、DMO設立を検討している地域の後押しとなるよう、支援の拡充が必要。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室
文化スポーツ部 文化振興課
環境生活部 自然保護課

39 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

多文化共生社会の実現に向け、在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な施策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適時適切な多言語による情報提供など、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

多文化共生社会の実現に向け、外国人や地方自治体等の意見を十分に聴取し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の拡充を図るとともに、地方自治体への適時適切な情報提供や、多文化共生社会の意義について国民が一層理解を深めるための啓発活動を行うよう要望します。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

外国人が安心して地域社会で生活するためには、多言語による相談体制や情報提供体制の整備、人材育成等が重要であります。地方公共団体の外国人向け一元的相談窓口の設置・運営を支援する「外国人受入環境整備交付金」の所要額が確保されていないなど地方公共団体における事業運営に支障をきたしていることから、これらの取組に対して継続的で十分な財政措置を講ずるとともに、医療・保健・福祉・教育サービスの利用環境の整備、災害時の支援体制の整備を図るよう要望します。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (1) 外国人が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができるよう、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みの構築や外国人児童生徒等の教育等の充実を要望します。
- (2) 地方公共団体が行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を支援する「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」の所要額が確保されていないなど地方公共団体における事業運営に支障をきたしていることから、継続的で十分な財政措置を講ずるよう要望します。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人の雇用の安定に向け、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を一層推進するとともに、新たな育成就労制度では賃金水準の高い大都市圏へ人材が集中する懸念があり、地方において外国人材の確保が一層難しくなる恐れがあることから、外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援や外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- 国は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。その中で、法務省は、外国人の一元的相談窓口となる多文化共生総合相談ワンストップセンターの全国 100 か所への設置を支援するため、平成 30 年度末、地方自治体に対する財政措置として、「外国人受入環境整備交付金」を創設。
- また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設するなどの方針を閣議決定し、令和 6 年 6 月 14 日の参議院本会議で改正出入国管理法などが可決・成立。公布から 3 年以内の施行に向け制度の在り方を検討しているところ。
- 今後更に、国民及び外国人からの意見を十分に踏まえた制度としていくためにも、継続して意見を聴取する仕組みづくりが必要。また、外国人材の受入れ拡大、外国人との共生社会の実現に向け、新たな施策等に関する地方自治体への適時適切な情報提供、広く国民からの理解を得るための一層の啓発活動などの取組が必要。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

- 本県では、外国人材受入れ拡大に向けた対応として、令和元年 7 月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、外国人受入環境整備交付金を活用しながら翻訳機配置等による対応言語の拡充や多様な相談に応じる体制強化を行い、相談対応を行っている。
 - ア 対応言語：5 言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、日本語）
 - イ 相談体制：日本語、英語、中国語での一般相談のほか、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の外国人相談員による相談対応もあり（対応可能時間限定）
 - ウ 専門相談：行政書士による相談（月 2 回・要予約）
 - エ 主な相談内容〔令和 6 年度の相談件数；計 609 件〕
 - ・行政手続〔157 件〕…入管・在留資格、公的書類の申請、納税等
 - ・医療・保健・福祉〔37 件〕…病気の治療、医療通訳、年金、医療保険、出産等
 - ・日本語語学習〔73 件〕…日本語教室問合せ、日本語能力試験、翻訳等
 - ・教育〔28 件〕…海外留学、進路相談、外国人からの子供の母語学習等
 - ・居住〔17 件〕…アパート探し、引越、保証人、不動産の購入等
 - ・その他〔297 件〕…仕事（職探し、職場環境トラブル等）、生活情報（イベント等問合せ、携帯電話・インターネット契約等）、言語・文化（講師・翻訳依頼、母国文化紹介等）、家庭問題 他

- 増加する外国人が暮らしやすい地域社会を作っていくためには、地方自治体における相談体制や情報提供体制の構築等の取組が重要であることから、各自治体の取組への財政措置（交付金）の継続が必要であるが、令和6年度及び7年度において予算額を超える申請があったことから、申請額を下回った交付決定がなされ、本県においては、不足分は一般財源による措置が必要となったほか、規模を縮小しての実施を余儀なくされたところ。

令和6年度 申請額：4,446千円 当初内示額：3,868千円 内示率87.0%

令和7年度 申請額：4,636千円 当初内示額：3,059千円 内示率66.0%

※ 令和5年度以前は申請額どおりの内示があったもの。

〔参考：外国人材受入環境整備予算〕

令和5年度 11億円（交付申請額 10.9億円 一元的相談窓口設置自治体数 261）

令和6年度 11億円（交付申請額 12.5億円 一元的相談窓口設置自治体数 259）

令和7年度 10億円（交付申請額 約12.4億円）

- また、基本的な生活サービスである医療・保健・福祉・教育サービスを安心、快適に利用できるよう、環境整備を進めていく必要があるほか、大規模災害等の発生時に、日本人と差異なく情報が受け取れるとともに、被災した場合も安心して支援が受けられる体制を全国的な基盤として整備する必要がある。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- 「在留外国人統計」（法務省）によると、本県における7～15歳の在留外国人数は、令和5年12月末現在（確定）で204人となっている。
- 社会生活を快適に過ごすために、言語による円滑なコミュニケーションが重要であり、新たに受け入れる外国人材に対する日本語教育の充実を図るとともに、将来的に帯同が見込まれる家族、子弟への教育体制等の充実を図る必要がある。
- 県では、令和4年3月に「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、令和3年度から「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」（1/2補助、文部科学省）を活用し、日本語学習の支援強化に取り組んでいるが、令和6年度及び7年度において予算額を超える申請があったことから、申請額を下回った交付決定がなされ、本県においては、不足分は一般財源による措置が必要となったほか、規模を縮小しての実施を余儀なくされたところ。

令和6年度 申請額：4,260千円 当初内示額：3,969千円 内示率93.2%

令和7年度 申請額：4,247千円 当初内示額：2,739千円 内示率64.5%

※ 令和5年度以前は申請額どおりの内示があったもの。

- 県（教育委員会）では、国が実施する外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修への教員派遣や帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会の実施等に取り組んでいる。令和6年3月に策定した「岩手県外国人児童生徒等教育方針」をもとに、外国人児童生徒等教育の一層の推進を図る。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

- 本県における外国人労働者数は、技能実習生を中心に増加しており、令和6年10月末現在で7,866人となっており、国籍別では、ベトナム（2,345人）、インドネシア（1,276人）、フィリピン（1,228人）、中国（760人）が多く、全体の約7割を占めている。

- 公益財団法人岩手県国際交流協会が、令和元年度に県内事業所を対象に実施した「外国人労働者雇用実態調査」（R1. 11 月公表）の結果において、調査対象事業者から行政への要望として、「事業所や外国人が困った時に相談できる総合相談窓口の設置」や「法制度や労務管理についての研修」のほか、「生活インフラ整備」や「住宅確保」等が挙げられている。
- 外国人労働者についても、日本人労働者と同様に適正な労働環境等を確保する必要があるほか、住宅確保のための環境整備・支援、社会保険の加入促進等働きやすい環境を整備する必要がある。
- 平成 31 年度から、外国人材の受け入れに向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まったところだが、「特定技能」は転職が可能であり、また、令和 6 年 6 月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、3 年以内に施行される新たな育成就労制度においても、一定の要件の下で本人の意向による転籍が認められることから、賃金水準の高い大都市圏へ人材が集中する懸念があり、地方への定着を促進するための各種支援策を実施する必要がある。
- 就職ガイダンス、インターンシップ、キャリアフェア等外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援をする必要がある。
- 県の新規の取組として、令和 7 年度は、市町村が企業に対して外国人インターンシップ受入経費を補助する場合に要する経費（交通費及び宿泊費）を補助する「外国人インターンシップ受入れ支援事業費補助」を実施する。

事業内容	1 補助対象者：市町村 2 補助対象経費 県内の企業が実施するインターンシップに参加する海外の外国人学生の交通費及び宿泊費 ※上限：交通費 35 千円、宿泊費 5 千円→最大 40 千円 1 事業所あたり 2 名を上限 3 補助率：1/2
スキーム	市町村が事業主に補助する場合、その 2 分の 1 を支援 (負担率：県 1/4、市町村 1/4、事業主 1/2)

(参考) 関係データ

① 県内の外国人居住者数（総数・国別）

(単位：人、%)

区分	R1		R2		R3		R4		R5	
	人数	割合	人数	割合	人数	人数	人数	割合	人数	割合
ベトナム	2,051	25.1	2,108	27.1	1,912	26.6	2,146	25.6	2,663	26.2
中国	2,085	25.5	1,820	23.4	1,573	21.8	1,528	18.2	1,546	15.2
フィリピン	1,418	17.4	1,347	17.3	1,218	16.9	1,355	16.2	1,504	14.8
インドネシア	264	3.2	238	3.1	260	3.6	525	6.3	1,047	10.3
韓国・朝鮮	841	10.3	783	10.1	762	10.6	775	9.2	744	7.3
ミャンマー	269	3.3	291	3.7	269	3.7	359	4.3	593	5.8
その他	1,242	15.2	1,195	15.3	1,209	16.8	1,686	20.2	2,076	20.4
合計	8,170	100.0	7,782	100.0	7,203	100.0	8,374	100.0	10,173	100.0

(法務省「在留外国人統計、各年 12 月末現在)

② 県内の外国人労働者数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ベトナム	1,944	36.0	1,871	35.8	1,846	32.1	2,277	32.2	2,345	29.8
インドネシア	217	4.0	244	4.7	413	7.2	879	12.4	1,276	16.2
フィリピン	937	17.3	901	17.2	1,044	18.2	1,175	16.6	1,228	15.6
中国	1,217	22.5	1,018	19.5	885	15.4	852	12.0	760	9.7
その他	1,092	20.2	1,191	22.8	1,559	27.1	1,899	26.8	2,257	28.7
合計	5,407	100.0	5,225	100.0	5,747	100.0	7,082	100.0	7,866	100.0

（岩手労働局：岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況、各年10月末現在）

③ 県内の留学生数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中国	169	40.7	144	46.3	120	37.7	118	28.6	134	27.7
ネパール	45	10.8	9	2.9	40	12.6	88	21.3	111	23.0
バングラデシュ	34	8.2	44	14.1	42	13.2	80	19.4	79	16.4
ミャンマー	2	0.5	1	0.3	2	0.6	11	2.7	37	7.7
韓国	39	9.4	34	10.9	34	10.7	30	7.3	24	5.0
モンゴル	16	3.9	16	5.1	18	5.7	19	4.6	18	3.7
その他	110	26.5	63	20.4	62	19.5	67	16.1	80	16.5
合計	415	100.0	311	100.0	318	100.0	413	100.0	483	100.0

（岩手県内高等教育機関における外国人留学生の受け入れ状況（岩手県国際室調べ）、各年5月1日現在）

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

教育委員会事務局 学校教育室